

広島県立文書館資料集 12

村上家乗

嘉永五年・六年

広島県立文書館

凡 例

一 本書は、広島県立文書館資料集12として、広島大学大学院人間社会科学研究所日本史学研究室が所蔵する「家乗 続編卷之九 嘉永五年」と「家乗 続編卷之十 嘉永六年」を、「村上家乗 嘉永五年・六年」として刊行するものである。

一 本文の表記法は、原文の形に沿うようにつとめたが、読者の便宜のため、次のように改変を加えた。

1 原本には本文のほかに頭書があり、月末には本文とは異なる多様な体裁が見られる。本書ではその体裁をできるだけ尊重して組版を行ったが、都合上、頭書の位置や体裁を変更した部分もある。

2 漢字は、原則として新字体を用いた。異字・当て字・俗字・略字・古字等は、通用の正字体に統一するようにつとめた。明らかな誤字は訂正したが、当時一般に慣用されていた誤字・当て字は改めなかった。また、并（ならびに）は小字で示した。

3 変体がなは、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而（て）・江（え）・者（は）・茂（も）与（と）と、而已（のみ）は小字で示した。また、合体字_カ（より）とメ（シテ）はそのまま用いた。

4 漢字の反覆に「さ」や「ゝ」を用いているものは、「々」に統一した。「くく」は原文のままとした。

5 原本の振りがなはそのまま残した。

6 本文中、記入がない部分や文意が通じない部分には（ママ）、推定できるものには（○○）、なお疑問が残るものには（○○カ）、脱字があると判断される部分には（○○脱カ）、誤って重複したと判断される箇所には（衍カ）などと、それぞれ傍注を付した。

- 7 原文の虫損などで読めない部分は□、文字数不明の場合は「」とした。その場合(○○カ)、(虫損)などと傍注を付した。
- 8 適宜、読点(・)および並列点(、)を付した。
- 9 平出・闕字は省略した。
- 10 著者自身が文字を抹消または訂正した部分は、抹消文字の左傍に「と」を付し、訂正文字があればこれを右傍に記した。抹消文字が読めない部分は■とした。読みにくくなり、右傍に「○」を付して、頭書部分に書き直した場合は省略した。なお、著者が日付冒頭の○の位置を誤って「×」した場合や、返り点や線を加え、または頭書で誤記を訂正している場合は、訂正後だけを示し、とくに注記しなかった。
- 11 著者が転記した部分には転記確認したという趣旨の「スム」などと朱書した貼紙があるが、省略した。
- 12 その他必要に応じて右又は左傍に()で傍注を付した。
- 一 読者の便宜を図るため、巻末に人名・寺社名索引を付した。
- 一 本書の解説・校正にあたっては、広島県立文書館古文書解説同好会の有志者のお世話になった。

目次

凡例
解題

村上家乗 嘉永五年・六年

嘉永五年

正月	二
二月	九
閏二月	一六
三月	二一
四月	三〇
五月	三七
六月	四三
七月	四九
八月	五三
九月	六〇
十月	六六

十一月	七一
十二月	七七
嘉永六年	八五
正月	八六
二月	九三
三月	九九
四月	一〇六
五月	一一二
六月	一一八
七月	一二六
八月	一三四
九月	一四二
十月	一五五
十一月	一六〇
十二月	一六八
人名・寺社名索引	(1)

解 題

広島県立文書館では、これまで広島藩家老東城浅野家とうじょうあさのけ（当主は浅野豊後道興みちおき）の家中、村上彦右衛門むらかみひこえもんの日記「村上家乗 続編」のうち、安政元年から明治四年まで（一八五四～七一）の十八年分（巻二～二八）を「広島県立文書館資料集」3～11として、平成十五年度から原則として隔年で九冊刊行してきた。今回の資料集12では嘉永五年から同六年まで（一八五二～五三）の二年分（巻九～一〇）を刊行する。これで、ペリー来航の前年である嘉永五年（一八五二）から廃藩置県の明治四年（一八七一）まで、二十年間の「村上家乗」を一〇冊にわたって刊行したことになる。今回は解題と本文のほか、人名・寺社名索引等を付す。

東城浅野家と、その家中である村上家、そしてその三代にわたる日記「村上家乗」、作者村上彦右衛門などの説明は資料集第3集の解題に譲り、ここでは本書の時期、嘉永五年から同六年にかけての政治情勢と、広島藩及び彦右衛門とその周囲の二年間の動向を中心に記すことにする。

一 嘉永五年・六年の政治・社会情勢

嘉永六年（一八五三）六月三日、アメリカ合衆国東インド艦隊司令長官ペリー率いる蒸気船二隻を含む艦船四隻が浦賀沖へ姿を現した。ペリー艦隊はさらに幕府の許可を得ないまま、護衛を付けた測量船を江戸湾内まで入り込ませ、海底を測量した。幕府は驚き、彦根藩など江戸湾防備の四藩に嚴重な警備を命じ、江戸近辺の諸藩も次々

に出兵して不虞の事態に備えた。

江戸湾に面する築地に藩邸を持つ広島藩でも先手者頭の一隊に出張を命じ、大砲数門を藩邸に配備した。しかしそれとは別に、浜御殿に近接し、海岸防禦の要地である築地藩邸は、浜御殿警衛のため幕府に貸し出され、幕府の砲術師範である井上左太夫と田付四郎右衛門が派遣された。藩邸の庭園築山は崩されてお台場となり、大砲四門が備えられた。

異国船渡来の情報が広島へ届き、家老宛ての広島藩年寄の連名書状によって同藩家老東城浅野家の用人である村上彦右衛門がそれを知ったのは六月二十二日のことであった(二二二～二三三頁)。「村上家乗」(以下「家乗」)の嘉永六年六月末尾に、彦右衛門はまだアメリカ大統領の国書受取に関する情報もたらされていない時点での「異国船渡来聞書」を書き留めている。この「聞書」では、蒸気船一隻の全長を四〇間(約七二・七メートル)として、乗員は一隻につき四〇〇人、総員は一六〇〇人と見積もり(実際は一一八〇名)、測量船の侵入を許した浦賀奉行の失態を「奉行大しくちり」、「奉行切腹者素り」などと糾弾し、さらには、このような「口惜次第」を招いた要因は、幕府が「是迄御省略々々と申立、御当も手拔至極」であったからだ、幕府の対応を非難している(二二四～二二六頁)。

この時点で彦右衛門は、幕府が「屹度御打払之御判断」を行うものと期待を込めて認識していたらしく、艦船四隻、一六〇〇人程度の異国人に対する幕府の処置は「割鶏之牛刀」(小さな物事を裁くのに、大人物や大げさな方法・手段などには必要ない)のように見えるかもしれないが、「少々之掠奪」は覚悟するにせよ、「御手切れ」(断交)という手厚い処置はありがたく、「徳川万々世を感戴仕候事ニ御坐候」と、幕府の対応を評価しようとする(二二五頁)。

その一方で、後述するように、当時の広島藩内における年寄上座今中丹後相親(嘉永五年三月九日に大学から丹後と改称)を中心とする守旧派政権の政策に批判的な彦右衛門は、広島藩主浅野斉肃が当時幕府から「東叡山火之御

番」を命じられていたとはいえ、江戸詰め大名が残らず海岸警備を命じられたのに対して、海岸要地を藩邸に持つにもかかわらず海岸警備を命じられなかったことは、「不相替御手後レ之事のミ」、すなわち広島藩で軍事力整備が遅れているためと感じた。しかも、幕府が築地藩邸へ大砲を持ち込んでお台場としたのに対して、広島藩が藩邸に運搬した大砲には砲手がいなかったことは（事実関係は未確認）、彦右衛門ならずとも今中政権に批判的な藩関係者にとっては屈辱でしかなかった（一二五～一二六頁）。

四隻のアメリカ艦船の詳細については、その後新たな「江戸表風説書」の情報で広島へもたらされた。その風説書とともに彦右衛門が「家乗」の嘉永六年七月の末尾に書き留めた「海陸御固メ御役人附」（二三三～二三四頁）は、当時江戸で大量に出版され、広島へも送られてきた瓦版を写したものと思われる。この風説書で彦右衛門は、ペリー艦隊の蒸気船が、左右の大砲八四挺と外輪を備え、煙突から煙をはき、「走ル事矢を射方も早く、風ニ向候共自由ニ相走」る「誠ニ奇々妙、前代未聞之船」であることを知ったのである（二三三頁）。

ペリー艦隊の圧力に屈した幕府は、アメリカ大統領の国書を受け取ることに決め、ペリー一行は六月九日に久里浜に上陸した。その国書の内容は、アメリカとの和親交易、アメリカ船への石炭・食料の供給、アメリカ海難民の救助という三点を要求するものであった。ペリーは来年までの回答猶予を幕府に与え、二月の再渡航を約束して十二日に浦賀を退去した。江戸湾防備の非常警戒も解かれ、広島藩築地藩邸に持ち込まれた幕府の大砲も同日夜までに撤去され、藩邸へ出兵した広島藩の軍勢も十五日に解兵となった。

老中の阿部正弘は、国書に対する返答方針を定めるに当たり、幕臣や諸大名に対して国書の和訳を開示して、通商の可否について忌憚ない意見を諮るという挙に出た。江戸にあった広島藩主浅野齐肃は、「米国書翰に対する意見は十分鄭重に詮議するの方針」に決定し、これを広島へ送付して、宝永六年（二七〇九）の職制改革以来、藩政には直接関与しないことになっていた浅野遠江忠助（三原浅野家）、上田主水安節（上田家）、浅野豊後道興（東

城浅野家)の三家老から、参考のため国書に対する意見を諮問することにして、国書と訳を広島へ送った。七月二十八日、広島藩年寄から大目付を通じて国書と訳が三家老へ渡され、翌日に三家老が会合を持ったことが「家乗」から伺える。彦右衛門はこのことについて次のように感想を記している。

何分殊外御秘密ニ而、御家来／＼江右書類拝見者不被仰付候様ニ与の御事之由也、右之通之趣ニ者候へとも、此義を下方ニ而者最早此間内々専風説致候事也、何分此度之儀者国家之御一大事、実ニ不容易筋ニ付右様御存寄被仰上候様与の江戸表御振合ニ有之由、左候ハ、縦御家来ニ而も外夷之事情等ニ達し、的切之存寄等申出候者も有之候ハ、御取用も可有之程之事与愚存ニ者相考候処、右様之御沙汰者何ぞ御趣意有之事共歟、何分當時苟且姑息之御政道、如何とも難論事也

従来から外圧問題に関心が高かった彦右衛門は、幕府が「国家之御一大事、実ニ不容易筋」であるから、大名、幕臣、庶民の別なく、遠慮せずに対応策を述べるよう求めているのに対し、広島藩は秘密主義で、外国事情に通じた一般藩士から適切な意見が提出される可能性もあるのに、国書と訳を三家老以下へは開示しようとしないうるの要路を「苟且姑息之御政道、如何とも難論事」と厳しく批判しているのである(一三三頁)。

三家老は各自で意見書を作成して提出した。このうち浅野遠江の意見書の概要は、(一)交易は「永久之患害」で、日本にとって不利であり、他国へ売り渡すほど余り有る産物はないので先規に従って断るべきであること、(二)石炭や食水の補給についても後害が多いので取り上げないこと、(三)通交については体裁よく論じて断ること、その方法についてはわからないが、後害もあるし、交易をしないのであるから相手にとっても無益であろうこと、(四)漂流民の撫恤は仕方ないが、事実関係を明確にし、その時に応じて取り計らうべきこと。相手方に明証を渡してはならない。交易を断る場合、相手はこれを理由に戦端を発する心底に思われるので、納得するように説明すること、(五)今回の返答は今後の国家の大きな利害に関係するので、道理や筋道がはっきりとさせ、相手がよ

く納得するように説明すること。その上で相手が不法な行いをするのであれば止むを得ず「御処置」に及ぶこと、(六) 書翰中に相手方は役人と対談したいと書いているので、役人衆が相手方と対面して返答の内容をよく説明し、相手方が納得すれば理不尽な行動には出ないであろうというものであった。上田主水・内記の意見書も、旧規を改革せずに交易を断り、異議に及べば打払うほかないというものであった(浅野豊後の意見書は伝わらない)。国元の家老の意見はこのように強硬なものであったが、ペリー艦隊を間近に見た江戸藩邸の意見は柔軟であったように、八月二十九日に老中阿部正弘に提出された広島藩の意見書は、結果としては従来の方針を主張して一概に打払うのではなく、臨機応変に取り扱い、双方の情勢を見極めて和戦を決定すべきであるという内容であった。

ペリー艦隊が浦賀を退去した一か月後の七月十七日、今度は長崎にロシア使節プチャーチン率いる四隻の艦隊が姿を現した。アメリカに続く異国船の来航は幕府に対して深刻な動揺を与え、幕府はロシアからの国書を受理するよう長崎奉行に命じた。国書の内容は和親と通商、そして樺太・千島国境を画定するため日本との条約締結を要求するものであった。「家乗」には、国書の入った箱には白旗二流が入られ、要求を拒否すれば戦争も辞さないので防戦するよう幕府に勧め、降伏する場合はその白旗を掲げるよう要求したという情報を記している(二六二頁)、プチャーチンの折衝方法はペリーとは異なり、恫喝や威嚇することはなく友好的なものであった。ただし、幕府の対応が遅れたため、プチャーチンが艦隊を江戸まで差し向けると主張し、十月三十日になってようやく幕府は全権応接係として大目付筒井正則、勘定奉行川路聖謨等としあきらの一行を長崎へ派遣した。一行は十一月二十六日から二十八日にかけて「上下共武器之用意有之、夫方等余程之人数二而」ものものしく広島を通行していった(一六六頁)。長崎では十二月二十日から翌年一月四日まで、ロシアと六回にわたる本格的な交渉が行われている。ペリーが日本を去ってからわずか十日後の六月二十二日、幕府では將軍徳川家慶が死去するという大事が起こった(喪の発表は七月二十二日)。家慶は広島藩主浅野齊肅の正室末姫の実兄に当たり、広島でも八月三日から鳴物

停止ちようじとなった。家慶の後継者いゑさちである家祥は病弱で、国政を担えるような人物ではないというのが当時の評判であった。七月十九日の「家乗」には將軍死去の風聞を記している。その風聞は、御三家の紀州藩主よしとみ（徳川慶福、後の家茂）は幼年、尾張藩主よしくみ（徳川慶恕、後の慶勝）は分家からの養子であるから、新將軍には家慶の弟である津山藩主松平なりたみ齊民が立つしかないのでないかと推測している（一三〇頁）。しかし、第一三代將軍に就任したのは家祥であった。十一月二十三日、京都から勅使として三条実万さねつむ・坊城俊明としあきららを迎え、將軍宣下の賀儀がぎが行われ、家祥は家定と改名した。九月十二日には、家定の正室となるのではないかと噂される薩摩藩主島津齊彬なりあきらの「御息女」（実は養女）である篤姫あつ（後の天璋院てんしょういん）が広島を通過している（一四三～一四四頁）。

二 嘉永五・六年の広島藩の動向

広島藩領内は、嘉永三年（一八五〇）に、六月二日の大水害（特に広島城下町の被害大）と同年八月七日の暴風により、田畑の合計被害が二九万八四〇三石余、死者六〇人に及ぶ大惨事を経験した。翌四年には大きな災害がなく、同五年も、七月二日と八月二十三日の暴風で、広島城内三の丸にあった東城浅野家上屋敷廻りの屋根をはじめとして、城下町各所で多少の被害を生じたことや、十月六日と十一月二十日にやや激しい地震があったことを除けば目立った災害はなかった。八月十一日に沼田郡八木村の阿生山あぶ（阿武山）に登った彦右衛門が、その日の「家乗」に「野外稲穂離々りり、秋色佳也」（五五頁）と記したように、嘉永五年は豊作の年であった。しかし翌六年は、五月二十三日に微雨があったのを最後に目立った降雨がなく、猛暑の夏となった。六月二十三日ころには領内で旱魃の被害が現れ始め、東城浅野家の給知である世羅郡小童ひち・宇賀村からも干害が報じられるようになった。このため東城浅野家では小童村祇園社などで二十五日から七日間の祈雨祈禱を行わせた。祈禱がが満座となる七月一日にわか雨があり百姓は喜んだが、降雨は小童・宇賀両村の狭い範囲に限られ、その隣村や同郡内の東城浅野家の給知村

である壹歩・西上原村には「一滴之霑」すらなかつた（一二七頁）。このため小童村祇園社では百姓が打ち寄つて百万遍の念仏が唱えられた。枯乾が蘇える膏雨があつたのは七月十日のことである（一二八頁）。

広島藩では、天保初年から藩主浅野斉肃のもとで年寄上座関蔵人忠親、今中丹後相親（嘉永五年三月九日に大学から改称）らによる守旧派政権が続いていた。この間、広島藩では天候不順による凶作が続いた上、饒津神社の造営、藩主斉肃と將軍家斉の娘末姫（「姫君様」との婚儀、相次ぐ幕府の御手伝普請などによって財政は窮乏に瀕し、大坂の鴻池家からの借銀は天保十年（一八三九）段階で銀八千貫にまで膨れ上がっていた。同十二年に年寄に就任した今中大学の政権下では、近親や腹心を要職につける情実政治が行われ、とくにその経済政策では、「六会法」や藩札濫発などの諸政策がことごとく失敗した。

藩札の濫発により経済界はますます混乱して諸物価は高騰し、領内は極度のインフレに陥った。たとえば文政十一年（一八二八）二月に一石当り七一匁余（「家乗」後編卷十九）に過ぎなかつた米価は、十九年後の弘化四年（二八四七）六月には約五八倍の四貫一五〇匁（「家乗」続編卷四）と高騰、二十三年後の嘉永四年（一八五二）三月（「家乗」続編卷八）には約九八五倍の七〇貫目余を記録するに至った。広島城下は飢餓人であふれるようになったが、財政難の広島藩は何らの対策も講じることができなかつた。そこで東城浅野家の家司役渡辺宗右衛門は自己の判断で、嘉永三年冬から袖乞いに来る者に対して、朝暮を問わず一杓ずつの粥の焚きだしを行うことにした。翌四年春以降はそれを求めて集まる人数が次第に増加し、一時は一日に千四、五百人にも及び、東城浅野家上屋敷がある広島城三の丸内に入ることができると三門の門番も、人命に関わる事と認識し、門法を犯すこととは知りながらそれを許した。しかし、藩主斉肃の帰国が近づく同年五月十九日、今中ら年寄役の判断により、炊き出しの場所は城内から白島の東城浅野家下屋敷、東惣門内三宅吉左衛門屋敷裏へ移されることになった。これに対して彦右衛門は同日の「家乗」に、「嗚呼、御年寄衆執政之職ニ在なから纔千人ニ足不足之人を救事不能、陪臣之施行を便与して

内密なからも若止候而者不相濟候間、不絶被行候様二杯与移合有之ハ何とも不能愚存事共也」と政權の無能ぶりをこき下ろした（「家乗」続編卷八）。

藩札価の下落も甚だしく、公定相場が米一石につき正銀八六匁であるのに対して、弘化四年（一八四七）には領内の上り銀（銀札）相場は三貫三三三匁と約四〇倍にまで下落したため、当時の勘定奉行横山十介は同年十月に金一両六五匁とする改印札を発行し、旧藩札は一両を二貫六〇〇目として四〇分の一に切り下げた（「四十掛相場」）。そしてその翌年には改印札発行と、従来の両替屋八人の取引業務を停止して旧札引替えの両替商を豊島屋円助や平野屋儀右衛門らに命じたが、旧札と改印札との引替えは容易に進まず、嘉永二年（一八四九）十月には平野屋で預り切手の引き替えに支障を生じたことを契機として、動揺した民衆が平野屋や豊島屋へ押しかけ、豊島屋では「格子を破り瓦を落」とす大騒動まで発生した（「家乗」続編卷六）。藩は同四年正月晦日になって、豊島屋円助らが正金を買ひ占めたという理由で町方吟味屋敷へ呼び出し、二月八日に勘定所内密御用向の役職を解除し、閉門を命じた（「家乗」続編卷八）。

その後も藩札の下落は落ち着く気配を見せず、同五年正月九日、藩は改印札が金一両六五匁の相場であるのに対して旧藩札を一両三三貫五〇〇匁の相場と定め、綿座預り切手とともにすべて「改印札」に引き替えるように命じたのである（「五百掛相場」）。これに対して彦右衛門は「小札杯者反古紙之直段も無之由、実二国鈔之下落此上も無之、宇宙今古未曾有与いふへし、乍恐国家之大恥辱、是非もなき御時勢也」と怒りをあらわにした（四頁）。旧藩札と綿座預り切手の引替えは閏二月四日から始まり、六月二十四日には、八月までに引替えを終え、それ以降は通用を停止すると発表されたが（四八頁）、引替えは進まずその期限は延長された。

物価の高騰により、借知によって実質的に家禄を削減されていた広島藩士や家老家中の生活は一段と困窮し、町方からの借銀によってようやく糊口を凌ぐような状況となった武家は少なくなかった。江戸勤番の広島藩士松

尾助之丞は町方からの借金返済が滞り、嘉永五年五月八日に訴えられた(四二頁)。同年十一月二十五日、彦右衛門は親族の藤川毎登から出頭役三宅吉左衛門の「大借金」に対する助情を依頼されたが、「不能力」とそれを断っている(七五頁、ただし翌年十月二十六日に、分家三宅内外から吉左衛門を援助する「揺会」への加入について依頼があり、彦右衛門はそれを受けた)。彦右衛門のもとへは、このほかにも同年四月二十二日に広島藩士堀田求馬が、翌年五月二十三日には広島藩の儒者植田賛三郎(兼山)がそれぞれ無心内談のために来訪している。また、嘉永五年十二月十六日には「極難渋」に陥った家中の辻権太郎のために因頼母子(貧窮者のため、組合員が一定の掛金を払い、入札などにより所定の金額を順次に組合員に融通する組織)が企図される(七九頁)など、嘉永五年から六年まで二年間の「家乗」には武士の窮状を記した事例に事欠かない

今中政権も武士の窮状に手を拱いていたわけではなかった。嘉永五年八月二十八日に年寄今中丹後が東城浅野家屋敷を訪れ、藩士の困窮を救うため、借知により二つ物成となっていた家禄を当年限り五歩ゆるめて二つ五分(半知)にすることを告げた(五九頁)。また、同年十二月二十二日、貸借の高利が物価を上昇させ、生活困窮の原因になっているとして利息の引き下げを命じている。翌年五月二十一日にも改めて利息を一割五分以下とするように命じ、口銭を取ることを禁じた。しかしその効果が上がらなかったためか、九月一日にも再度厳命を下している。

その一方で、莫大な借銀を抱える広島藩は、厳格な儉約令を繰り返して発令して、華美な風俗を取り締まり、人々の娯楽や贅沢をきびしく規制した。嘉永五年は諸寺社での開帳法会や、相撲興行などが予定されていたため、東城浅野家ではそれを見越して同年二月二十八日に過去に発せられた儉約令の要旨を改めて発し、家中のうち格式の高い者はもちろん、足軽以下や妻子に至るまでそのような場所には立ち寄らないよう申し渡した(一五頁)。しかし、人々の遊興に対する欲求を規制するのは困難であった。同年は菅原道真の九百五十年忌に当たり、閏二月にあった広島城下尾長天神社の「御年祭」には、多数の参詣客が近辺の畠を三町余りも踏み荒らし、耕作者にとっては

大迷惑となった（一九～二〇頁）。六月十五日の厳島神社の管弦祭には、領内外から集まった人々が、広島城下から厳島へ向けて出船する御供船を見物するために押し寄せ、京橋が落橋して多数のけが人が出た（四六頁）。東城浅野家では、三月に広島郊外の沼田郡楠木村で霧島甚八によって行われた晴天五日間の相撲興行を、頬かむりして密かに見物した与力の藤川毎登が、四月二十五日に「御役不似合」という理由で閉門となった。このほか、同家ではその相撲興行や、佐伯郡己斐村の「見物事」に立ち寄った者も含めて計八名が閉門や「御叱・差扣」に処せられている。（三五～三六頁）。その一方で、東城浅野家先代の浅野周防（道博）は、嘉永五年閏二月に内々ながら森岡万之進などの供を連れて周防国の宮市天満宮（現防府天満宮）に参詣し（一六頁、十月には堀尾眠石も老室と長喜三太を伴い参詣）、翌年六月には名優の市川蝦蔵（七代目市川団十郎、五代目市川海老蔵）が来演していることを聞くと、宮島へ渡海して芝居を見物する（二二頁）など、自由気ままな隠居生活を送っている。広島藩や東城浅野家が躍起になって儉約を厳命しても、経済発展により向上した士民の生活水準を抑制し、娯楽を禁止することは困難だったのである。

嘉永三年十月二十八日には、東城浅野家上屋敷の裏門の柱へ「諸士一同 御家老中」と書かれた訴状が貼られた。その訴状には「当時御国政之非を歎、今中大学・横山十助を以両賊与し、且豊島屋円助か奸悪を揚、渠を打果度所存二候へ共未不得其者、偏御家老様方御賢明奉□候趣委細ニ認有之候由」などと書かれていた。彦右衛門は「何分ニも奸佞之徒、擅権賄賂公行、正人抱憤之様子、乍恐可懼可歎之御時節也、噫」と嘆いた（「家乗」続編卷七、他の両家老家でも同様の貼紙があったという）。これは年寄上座今中丹後を中心とする守旧派政権へ憤懣を募らせる改革派藩士の仕業とも考えられる。

藩内の混乱した経済や家臣の窮状を目の当たりにして、事態の打開を図る動きが表われたのは嘉永六年になってからである。資料集第11集の解題でも触れたように、ペリー来航を契機として、今中政権に対する批判が一層

高まり、黒田^{ずしよ}凶書・辻勘三郎（後の将曹^{しょうそう}）・石井雄之進（後の修理^{しゆり}）ら番方藩士を中心とする改革派藩士が、藩政不振を憂慮する家老浅野遠江忠助と意を通じるようになったのである。遠江は今中丹後を自邸に招き直接忠告し、また意見書を送ったりしたが、今中は肯くだけで改革を行うことはなかった。このため遠江は家老上田主水安節・浅野豊後道興と協力し、政権交代を要求する三家老連署による建白書を作成することになった。この動きは「家乗」でも伺うことができる。十月末ごろから計画され中止が続いた三家老の会見は、十一月十日に浅野豊後邸で実現し、その会談は午刻（午後〇時）過ぎから亥刻（午後十時）前まで及んだ（十六日にも「御寄合」あり）。この日彦右衛門は「何か御会談被為在候御様子」と「家乗」に記すのみであるが、翌日に家司役の渡辺宗右衛門宅で打ち合わせを行うようになってからは、この建白書提出についても知ることになったと思われる。十三日には招きに応じて三原浅野家家老戸田平丞宅を訪問したところ、浅野遠江と対面することになり、三原浅野家屋敷の居間において遠江の側近くまで進み出て御用向きについて伺い、東城浅野家屋敷へ持ち帰ってそれを浅野豊後に報告している。その後十五日と十九日に浅野遠江屋敷へ、十八日には「御内密之御用」で上田家屋敷へ伺い、上田主水と対面している（一六二～一六四頁）。建白書を藩主浅野^{なりたか}齊肅へ提出するため、遠江家臣の脇本武兵衛・吉村重介が江戸へ向かったのは同年十一月二十二日のことであった。その後の経緯は資料集第11集の解題に譲ることにする。

広島藩の砲術は外^げ記流の井上家と自由斎流の奥家がしのぎを削っていた。広島藩ではより実践的な武術訓練を模索して、弓銃と馬術の一体化を目指し、砲声を馬に慣れさせ、馬上の動作を射手に習熟させるために、寛政二年（一七九〇）から馬上での空砲発射訓練を始めていた。井上家と奥家ではともに騎馬筒という役職名をもつ部下が各々二〇名ほどあった。東城浅野家ではまず、嘉永五年五月四日に騎馬筒の門人たちを屋敷へ呼び、弓術ではあるがその業を披露させ、さらに十五日には奥家の騎馬筒だけで、さらにその二日後には井上家の騎馬筒にも同様の訓練を披露させている。

ペリーの浦賀来航以降、その両家の争いは一層激化する。嘉永六年八月二十九日、広島藩は国元でホイットスル砲三挺を鑄造することを幕府へ報告した。その翌日、井上権之丞は広島東城浅野家上屋敷を訪れている。東城浅野家の砲術師範吉本繁右衛門は井上権之丞の門人で、同年十一月二十日、東城浅野家当主浅野豊後と先代周防の子出衛は権之丞から砲術免許を受けている。権之丞は上屋敷で、五、六年前に英国から幕府へ製法が伝えられ、江川太郎左衛門が翻訳、幕府砲術師範である井上左太夫が製造した秘術の「テンセイ筒」（転製筒）の製法を、同族の誼みで伝授されたので、五貫目と三貫目の二挺を製造したことを話し、その五貫目「テンセイ筒」は、弾が四八丁（約五二三メートル）飛行し、山などへ打ち込めば土中に二丈（約六メートル）入って爆発し、その山を崩すことができるなどと説明した（二四〇〜一四一頁）。十一月六日、井上権之丞は安芸郡仁保島村丹那浦において「テンセイ筒」の試射を行い、東城浅野家からは浅野周防と出衛がそれを見物した。彦右衛門は「家乗」の同日頭書に、井上権之丞自身によるその結果報告を掲載している（一六〇〜一六一頁）。井上権之丞は「洋法を忌み泰西の術尽く信ず可からず」を信条としていた。小鷹狩元凱こたかりもとよし『芸藩三十三年録』によれば、この「転製砲」は西洋流のカノン砲と従来の和砲とを折衷して製造したものらしく、後年には無用となってしまったという。

一方、奥弥右衛門も嘉永六年十一月一日・二日と十二月三日・四日、二度にわたって江波の海岸において「ボンベン筒」の試射を行った。夕方から夜中にかけて行われた十二月の試射の砲声は、雷のように城下へ響き渡ったという。十二月五日、三〇名余りの足軽が二列となり、車台に載せられた「ボンベン筒」が綱で牽かれて江波から白島の奥家へ帰る途中、「見物人群集」する小姓町でそれを目撃した彦右衛門は、興味深そうにその口径や砲身長、肉厚などとともに、そのスケッチまで「家乗」に書き残している（一六八〜一六九頁）。

このように大砲の製造をめぐる奥派の自由斎流と井上家の外記流とが争う中、火薬の爆発事故がこの二年間で二件発生している。嘉永五年三月二十五日、井上権之丞屋敷裏の製薬場で日雇いの者が誤って煙管を口に含ん

だま製薬場へ入ったところ、火薬へ火が移り爆発した。爆風は製薬場を突き破り、諸道具は近隣へ飛散した。事故を起こした日雇いが三日後に全身火傷で死去している。この井上家の製薬場では以前にも事故を起こしたことがあるという（二八～二九頁）。翌年十一月二十七日には、東城浅野家の砲術師範である吉本繁右衛門が屋敷裏で砲薬を調合していたところ、火薬を刻む盤から火を発し、側の長持などに入れていた完成した火薬にも火が移り、建物は微塵に吹き飛んだ。隣家の剣術師範八木喜真太方の多門（長屋）屋根にも飛び火したが、幸い剣術道場を普請するために来ていた職人によって消し止められ、火災とはならなかった（一六四～一六五頁）。大火傷した繁右衛門は四日後に死去している。このほか、嘉永六年八月三日には棒火矢の稽古中に砲薬に火が入って暴発する事故も一件発生している。

三 村上彦右衛門と東城浅野家周辺の動向

東城浅野家で弘化元年（一八四四）から用人役を勤める村上彦右衛門は嘉永五年（一八五二）正月で三十九才となった。嘉永六年七月二十四日からは東城浅野家屋敷に加えて、隔日で武具役所に出勤することになった（翌年からは武具役所への隔日出勤は月番となる）。上司である家司役は渡辺宗右衛門、同役の用人役は佐藤与三右衛門と、宗右衛門の子渡辺雅登である。

渡辺宗右衛門は、文化十年（一八一三）五月に東城浅野家の家司役に就任して以来、東城浅野家の「家政筋」（特に財政面）における功績が認められ、嘉永五年三月六日に五〇石を加増されて二五〇石となった。宗右衛門が家司役に就任して以来四十年間で三度目の加増であった。「資料集」第9集の解題でも述べたように、宗右衛門は文化八年までは少々学問のある才子に過ぎなかったが、その才覚で歩行組から二年足らずで家司役へと立身出世を重ねた人物である。三原浅野家や上田家では家政が逼迫し、特に三原浅野家では格外的の儉約を強いられているの

に対して、東城浅野家では格別の儉約が不要であるのみならず、趣法役所に「凡壹万金」に及ぶ貯蓄があるのは、宗右衛門の功績であると彦右衛門もその功績を高く評価する（二〇四～一〇五頁）。彦右衛門はその功績であれば本来一〇〇石加増されるはずであるが、このご時世なので五〇石にとどまったとする（二二一～二二頁）。彦右衛門は同日夕、お祝いに同家を訪問したところ饗応を受け、頗る酩酊して帰宅した。

嘉永五年十二月二十三日には、知行百石、御馬回り与力であった千賀九郎右衛門が西町松原の広島藩士高田主計方で職人の大工道具を盗んだことが露見し、ほかにも詐欺まがいの行いもあって「御暇」を命じられた。同家与力は、寛永十八年（一六四一）に東城浅野家二代（家老としては初代）の浅野高英が二千石を加増されて一万石の家老となった際に、総計二千石の与力知とともに藩から配備された一二名のこと（嘉永五年六月当時の与力名は四四～四五頁）、二百年以上の間で変遷がある中で、千賀家は正保二年（一六四五）にはすでに与力の一人として名前が確認できる格式の高い家柄であった。千賀九郎右衛門に代わる与力には御用達役の堀尾精一郎が任命された（八一頁）。

嘉永六年六月三日のペリー艦隊の来航は、広島でも大きな衝撃をもって迎えられた。「家乗」からも武家の日常生活がペリー来航の前後で大きく変動したことを伺うことができる。

村上彦右衛門は若いころから書道への関心が高く、嘉永四年三月二十一日に、同役の渡辺雅登が師事していた「当時関西第一之書家」である京都の貫名海屋（別号は菘翁）から筆道指南を受けることができるようになった。これは彦右衛門にとって「近来之志願」であり、その日のうちにさっそく束脩と手紙に添えて、二年前から書き溜めた「蘭亭帖」（王羲之の「蘭亭序」）の模写を貫名へ送って、指導を求めた（「家乗」続編巻八）。それ以降、彦右衛門はせつせと清書を送って貫名の指導を受けていることが「家乗」からも伺える。また、嘉永五年に彦右衛門は、中国や日本の著名な書家の作品を実際に見る機会に恵まれている。それは、大坂の書家である服部古硯とその門

弟北村太郎右衛門の手跡（二二二～二三頁）、元広島藩年寄で書家として名高い沢三石さんせきによる「元人銭惟善題趙雪墨梅詩」の書（三〇～三一頁）、同人が所蔵する、中国明代末期の文人で書画家でもある董其昌とうきしょう（字は玄宰げんさい、四四・五六頁）や、南宋～元代の政治家で書画家でもある趙松雪ちようしょうせつ（字は子昂しこう）などの真跡（八九頁）、江戸唐様派の大家である市河米庵の手による「龍」の大字（三二頁）、明代末期の官員で、孔子の子孫である孔貞運こうていうんの書の掛軸（五三頁）、日本を代表する歌人で、「定家流」書風でも知られる藤原定家とその父親俊成による色紙掛軸（五四頁）などである。また、東城浅野家隠居の浅野周防が居住する六丁目屋敷で催された、広島藩の絵師である曾谷伊遵による席画の会に招かれ、同様に広島藩の絵師で、岸駒がんくの弟子、「新画之達人」である高橋（中川）墨湖が描いた蝦蟇の絵を得たり、廿日市町庄屋奈良屋藤九郎が所蔵する中国唐代中期の政治家で、画家としても知られる韓滉かんこうの絵（六四頁）、広島藩士満田九郎左衛門が広く収集した和歌や詩文などの書画卷物や掛軸類（六六～六七頁）を実際に見る機会を得ている。このほか彦右衛門は堀尾家（七二頁）や佐藤家（七六頁）で催された能楽会に招かれ、嘉永六年二月二十三日には彦右衛門ら東城浅野家の用人役三名が申し合せて、六丁目屋敷の書院に舞台を設けて、浅野周防の六十一歳を祝う祝宴に、狂言師伊藤八之助らを招いて狂言の会を催している（九七頁）。

しかし、厳格な儉約令が発令されていたにもかかわらず、このように各自が趣味の芸能や書画に没頭できる時間を持てるような、どこか悠然としていた東城浅野家家中の空気も嘉永六年のペリー来航によって打ち砕かれることになった。九月九日、東城浅野家では勝手向き難渋の中でも昼夜油断なく武芸稽古に励むよう家中に対して命じたのである。さらに同月二十六日には、今後は異国船防禦のために出陣することも覚悟し、武家の職務として武芸の稽古に励むことこそが「武門之誉」であるとして、これまでは筋骨の鍛錬であり、武道の一助にもなるという理由で大目に見ていた狩猟や釣りなども禁止し、本務以外は「昼夜武事相励候様」という方針が示された。また、音信贈答や来客の饗応は一層厳格となり、男女間の風紀も引き締められた。その翌日には諸役所の勤

務形態にも改革が加えられ、彦右衛門を含む百石以上の知行格の者は、東城浅野家で買い入れた稽古用の馬で騎馬の訓練を行うよう命じられた。弓術（日置流）・剣術（貫心流・一甫流）の稽古場定日が定められ（香取流槍術は稽古場での定日がなく、土間で稽古）、歩行組以上だけでなく、足軽以下や部屋住みの二男・三男まで稽古場への出席回数が数えられることになり、家司役や用人は諸稽古を見分するため見回ることになった。このため、彦右衛門は役所の勤務が終えると自らも稽古に励むとともに、見分のために稽古場へ向かった。一甫流剣術の稽古場には約五〇人がひしめき、屋敷内は弓や刀の音だけが鳴り響くようになり、一躍活気を呈するようになった（一五五―一五六頁）。

嘉永四年七月十四日に誕生した彦右衛門の二男幾三郎は、嘉永五年五月に初職を迎えたが、節儉令により贈り物は断り、内輪だけの祝いとなった（三八頁）。翌年の十一月十五日には髪置き祝いの済ませた。しかし幾三郎は病気がちで、嘉永五年二月末に風邪に冒されて熱を出し、それが収まったかと思うと腹を下し、三月には口元に水疱瘡ができ、それが頭から顔に広がって熱を出す、五月には咳が止まらないといった具合で、その度に医者松本良伯らの診察を受けてその治療や投薬によって回復するという連続で、彦右衛門の心配は年中止むことがない様子である。

このほか村上彦右衛門の縁類では、嘉永三年四月九日に異母妹の梅が嫁いだ東城浅野家家中の辻家で、梅の舅で、過去に家司役を勤めた経験がある並次（側詰）が嘉永五年六月十七日までに退隠願を提出し、十九日にそれが認められた。そして並次の子で、梅の夫である清人（見小姓）が家督を継ぐことになった。彦右衛門の弟、森岡万之進は嘉永五年閏二月一日に御側詰（筆列は御目付次席）、周防様付きに昇進した。妻たつとの間には同年九月二十四日に女子増が誕生している。森岡家では家計が苦しく、同年十月十五日に、居住する東城浅野家六丁目屋敷御多門付近で売りに出されていた新田五畝を購入することに決め、彦右衛門の援助により二十一日までに金四両三步で

購入した（六八～六九頁）。

彦右衛門の父星右衛門と妻みつ（家小）の実家で、家老上田家中の木野家では、嘉永五年正月九日、当主の一馬に文之助が誕生したが、八月十五日に死去した。家老上田家中の水谷家では、星右衛門の実兄で、彦右衛門の伯父に当たる水谷又左衛門は、養子にしていた大蔵を前年の嘉永四年十一月二十三日に「御所存ニ不叶」という理由で離縁しようとしたが、その実父である福田直右衛門から同意を得られなかった。福田方は納得せず、とかく事を左右に寄せて日を送り、明確な返答をせずに問題を長引かせていた。この問題が決着するのは嘉永七（安政元）年八月のことである。

東城浅野家では、先代周防（道博）に、老女並たつから嘉永六年六月二十八日に女子留（同年八月八日に穢、安政元年十二月十五日に時と改名、安政二年五月十七日に死去）が誕生する一方で、嘉永四年十二月十三日に誕生した娘霜（生母たつ）が嘉永六年七月二十五日に三歳で死去した。また、嘉永五年八月二十九日に誕生した出衛の女子咲（生母はしつ、嘉永六年八月四日に房と改名）も嘉永六年八月十六日に死去した。彦右衛門も「家乗」に「誠二度々之御不幸、奉絶言語候御事なれ共、是非もなき次第也」と記すしかなかった（一三七頁）。

参考文献

- 『芸藩志』（文献出版、一九七七年）
- 『維新史』（吉川弘文館、一九八三年復刊）
- 『維新史料綱要』（東京大学出版会、一九八三年覆刻）及び東京大学史料編纂所『維新史料綱要データベース』
- 『広島県史』近世1・2・近世資料編Ⅰ・Ⅱ（広島県、一九七三～八四年）
- 『広島市史』（広島市役所、一九二三～二四年）
- 『新修広島市史』（広島市役所、一九五八～五九年）
- 『三原市史』資料編一・通史編二（三原市役所、一九七〇・二〇〇六年）
- 『東城町史』通史編（二冊）（東城町、一九九七～九九九年）
- 『日本歴史地名大系』35広島県の地名（平凡社、一九八二年）
- 『平成新修旧華族家系大成』（吉川弘文館、一九九六年）
- 小川恭一編『寛政譜以降 旗本家百科事典』（東洋書林、一九九七～九八年）
- 林保登『芸藩輯要』（芸備風土研究会、一九七〇復刊）
- 小鷹狩元凱「芸藩三十二年録」（『元凱十著』、一九三〇年）
- 『広島県人名事典 芸備先哲伝』（歴史図書社、一九七六年）
- 『近世風聞・耳の垢』（進藤寿伯稿・金指正三校註、青蛙房、一九七二年）
- 三原市中央図書館蔵「上田家文庫」（広島県立文書館複製資料）
- 土井作治『広島藩』（吉川弘文館、二〇一五年）
- 布川 弘『近代都市』広島の形成』（吉川弘文館、二〇一八年）

村上家乗 嘉永五年・六年

(表紙)

家乗
統編卷之九
嘉永五年

人皇百二十二代

今上皇帝御宇七年

御諱統仁

嘉永五年龍次壬子

弘化丁未御即位、從神武元年辛酉二千五百年

平天下十六年

源家慶公 德川家康公十二代、從天保丁酉

治国二十二年 御寿三十六

源齊肅公 淺野長政公十一代、從天保辛卯

齊家五年 御寿三十六

紀道興公 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申

〔兄弟〕 亥子之間

家乗統編卷之九

床飾

嘉永五年壬子 村上七世彦右衛門邦裕君綽謹記

座敷床

由信蓬萊 軸

正月 大

白梅・水仙 花

勝手同

〔頼〕 聿庵精忠 軸

万年青 鉢植

精齋中床

〔重剛〕 庭田公御懷紙 軸

万年青 鉢植

〔元日〕

大寒節

○元日、壬午、晴、寒威烈、霜如雪、午後暄也、慈君奉始、家内皆々平安加寿、曉寅中

刻起、若水、神拝、廟拜、手付熨斗、祝詞、大福、屠蘇、齒固、読書始、吉書始、右祝

式如恒規礼服二而行之、夜引明頃麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞被為受、御家

司中、引統御用人与三右衛門及予、雅登三人一同罷出、如例御祝詞并二御機嫌克御超歳

被遊、御身祝御規式等万端無御滞被為濟、奉恐悦候段筆上申上ル、夫於御次周防様

江之御祝詞御用達長束六左衛門迄申上、直二出衛様御部屋へ罷出、御祝詞申上ル、退出

掛北御部屋へ罷出、高謙院様へ御祝詞申上、御手付熨斗被下之、当月者予月番也、依之

御用向有之、午後尚又御館へ出ル、祝詞往来等一円無之、閑暇無事也

○二日、癸未、晴、寒威嚴也、午後或曇、雪飛、御登城二付朝出勤、今日者平服二而出

ル也

○三日、甲申 晴、暄、朝嚴冷、御登城二付早朝罷出ル、夕六丁目御館江為御祝詞罷出、

御目見被仰付、往來白神社・西向寺・妙慶院へ參、如例白神社二而者御神樂を獻、両寺

二而者一封ツ、持參、贈る也、勿論麻上下着、若党・小者二而出ル、尤若党股立、小者

看祥着二而列る也、万之進為祝詞來、祝盃いたす、堀尾老室入來

○四日、乙酉、晴、暄、午前於海藏寺へ拝參ス、堀尾眠石・岩崎常介も參り居、途中迄伴

四日朝

黄粉餅

海苔

右献廟

五日、身祝之祝

歸ル、歸り掛森岡へ祝詞旁二寄、酒出ル、拜參掛御館へ為伺御機嫌出ル、辻清人祝詞旁入来之由、夜菅多久馬母・辻清人入来、辻之方並次妾兎角我儘二而、清人存旨二不叶旨二而、彼是内談事有之、約ル処、先暇遣し候事二可致与申歸ル也、酒・餅を饗ス

○五日、丙戌、晴、暄、朝御乗初二付罷出ル、尤御省略中故、予月番二而壹人罷出候計也、夕堀尾老人・岩崎常介来、囲碁、酒并二茶漬を出ス、深更迄留連也、夜辻於梅来宿、実者夜前菅多久馬母内談之趣二付、迎を遣し呼寄ル也

○六日、丁亥、曇、霰降、寒威強、今日方御役所始り候故例時出勤、九半時前退、勿論平服也、

高木唯一・上野彦三郎・三宅内外・村井真齋・星野幸藏・長束六左衛門・妙慶院来候由

○七日、戊子、晴、寒威強、嚴凝、例時出勤、九半時退、夕堀尾・佐藤・岩崎・小倉江臘裏挨拶事延引二付參ル、夫方菅多久馬方江内談事有之參候処、母子共留守二而不遇、坪内・木野・水谷江祝詞旁參、水谷二而深更迄咄歸ル、木野并水谷二而祝酒出ル、坪内久米之助為祝詞来、森岡老人・弟婦来ル、風呂を建

○八日、己丑、晴、寒威、嚴凝如昨、森仙太郎・金子元徳入来、堀尾眠石内用有之、兩度来、中津屋万之助・波多野権祐来、酒を出ス、万之助者夕方歸ル、飯も出ス也、夜慈君・家小森岡へ參ル、お梅も行、酒出候由、夕為伺御機嫌罷出ル

○九日、庚寅、晴、午後寒威緩、例時出勤、夕九時過退、小倉甚右衛門・石井寿兵衛・長束茂兵衛入来、夜堀尾老人入来、御用向二付呼候也、跡二而囲碁、木野方使を以、夜前安産、男子出生、母子共滞無之旨為知来ル

○十日、辛卯、暁来雨、暖、例時退勤、夕八時退、京師貫名(海屋)方旧臘之返書来ル、木野へ

見舞使遣ス、母子とも愈無滯肥立候由也、夜万之進來、当年いまた祝盃不致候之故致祝盃也

○十一日、壬辰、曇、寒威復洌、風吹雪飛、午後為伺御機嫌罷出ル、平野藤吉郎・桑原吉郎二へ祝詞、旧臘無沙汰之謝旁二行、両家二而被留、酒出ル、木野へも参候心得二而出かけ候へ共、稍及晚景候故不至而帰、左之通御移檄出ル也

旧札四十掛定相場通用之義兼而相達候通二候処、世上取引其通二も難被行、去年以來相場高下、別而荒々敷二付、此度金壹両三拾貳貫五百目相場二相定メ、旧札・綿座切手共不殘改印札二御引替可被下旨被仰出候、御引替日限等委細之儀者追而可相達、尤悉皆御引替相濟迄者此度御定メ之相場歩込二而其儘通用勿論二候事

正月九日

右相場二而五百層掛二相当候故、旧札五百目銀之壹匁二当、五匁札正錢壹文二当、壹匁札以下者文二不当、小札坏者反古紙之直段も無之由、実二国鈔之下落此上も無之、宇宙今古未曾有与いふへし、乍恐国家之大恥辱、是非もなき御時勢也

○十二日、癸巳、曇、寒威烈、例時出勤、八時過退、夕木野へ安産歎・見舞旁二行、酒出ル、夜田中榮作来、辻並次妾なかつ同人機嫌を損、暇出候様子二移候二付、此間以來段々断等申込心配いたし候へ共、何敷重々不届、所詮堪忍難出来趣二而、約ル処今日弥暇申渡相濟候由咄ス也

○十三日、甲午、晴、寒氣強、素読所講釈始候付朝出席、白鹿洞書院揭示三宅内外講之、講師計上下着也、余者平服、例時出勤、夕八時退、東城与力出府、夜前着之由二而

十四日

節分

十五日

立春

同日

酒

吸物 鮎切身

すめ
ふきのとふ

井代々太白

三ツ物

八寸

京菜
あなこ

平鉢

差身
芹

膳

鱈

汁 蛤

薄みそ

飯

糸目

かき煎
海苔

以上

深江静衛・片岡弘・宮崎藤九郎方使有之、此方方も以使見舞申遣又也、山村雄三郎・冲守次郎・蔵田喜一郎・桑原吉郎二・堀尾精一郎、其外彼は見舞・祝詞旁入来有之、喜一郎・吉郎二江者酒を出、精一郎も其処へ来か、り候故同断、夜万之進・藤吉郎・喜三太稽古始二来、折柄佐藤益之丞・大島五兵衛も呼、跡二而酒を饗、及寛話也、土屋定馬者故障有之由二而不来

○十四日、乙未、晴、寒威冽、凝甚、早朝出勤、一応退、尚又与力中罷出候付出仕、午前退、今日者御家司中出仕無之故、予月番二而出、及応対也、去ル十二日、周防様方海蔵寺へ年頭之御代参被仰付、御出頭江可相達処、書役方昨年之振を以御中小姓与申、予何之心付も無之、其儘御中小姓之趣二御出頭へ申達、然ル処元来昨年之処も間違居候義二有之候へ共、右様心付無之者全予不念、甚以恐懼之至二付、退出掛佐藤与三右衛門宅へ罷越、恐入相慎罷在候段申出置也、深江静衛・片岡弘・宮崎藤九郎入来之由、尤藤九郎者罷通り而午飯を出候由、予者いままた出仕中也、今日左義長二候へ共、御省略中不及罷出、今日も殿様御櫓方御覧二付、御城内御馬并御家中馬駆り候由、尤馬数者至而寡由也、遠江様御馬者御馬加役之衆并二上月辰之丞杯拝借致候歟、御城内を乗候由、此方様江も御出入御馬方藤岡熊太郎方拝借相願候得共不相叶候由、上田候も御同様之由、遠州候も御同様之由二承候へ共、右様出候者いか、之事候哉、勿論御自家御馬役之者乗候而出候へ者兎角も無之候へ共、些此方様・上田様之御論二異なり、今晚節分二候へ共、恐入中故流俗之豆囃子も不致也、夜渡辺宗右衛門殿方手紙来、予恐入不及其義旨被仰出候旨申来、御請返書差出ス

十五日於御城

御加増

御用人

中井出衛殿

御騎馬頭方

御鎗奉行

山本三千登殿

御馬回方

御側詰次席

島本甚内殿

十八日、御年寄隠居築山

大藏殿死去有之候由也

廿日、貞乗童女君明日

五十回二付、西向寺へ左之

通相備ル也

経志 銀壹匁

鉢米 精一升

以上

○十五日、丙申、晴或曇、寒甚、嚴凝、御登城二付早朝出仕、尤御家司中出仕無之候故、

上下着二而出、与力中登城之義申達也、一応退、又出、夕八時頃退、平服也、宮崎藤九

郎御館方退出掛を招、如例祝盃いたす也、夜迄咄ス、今日立春也

○十六日、丁酉、晴或曇、余寒猛、嚴凝春來第一也、例時出勤、夕八時退、少々風邪氣

二付妙慶院參詣怠、千代(永野)吉代參申付、朝辻清人来、同方下女一件も愈居合二至、安心致

候由、何分無人二而困候故、於梅早戻しくれ候様菅後室方之伝語申来、夜又入来、於梅

帰ル也、酒飯を饗

○十七日、戊戌、晴或曇、余寒少緩、夕周防様御出二付為伺御機嫌罷出、夫方直二東城与

力旅宿、宮崎藤九郎者今日瀬野(安芸郡)へ罷越候由、不遇也

○十八日、己亥、晴、朝素読会読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時退、風呂を建、夕六丁目

御館へ罷出、入夜帰、片岡弘・宮崎藤九郎明日出立、東城へ帰候由二而暇乞入来、予留

守二而不遇、夜使を以暇乞申遣ス、夜辻清人来、同方いまた替り之下女無之、兩人留

守之節梅壺人二而無人故、暫時慈君逗留二御出被下間敷哉与申聞ル、承知致し置也

○十九日、庚子、晴、風寒、例時出勤、夕八時退、夕御用談有之、佐藤与三右衛門・深

江静衛入来、薄暮相濟、跡二而酒飯を出ス也、渡辺雅登今日風邪煩二而不来、夜辻清人

慈君を御迎二来、一緒二御出、御宿被成也

○廿日、辛丑、晴、寒、夕為伺御機嫌罷出ル、去ル十八日方下女を替、先下女暇遣ス、

当度之下女者沼田郡鞆村(伴九)之者也、牧野平司今朝出立、東城へ帰候由、昨夕暇乞二来ル也

○廿一日、壬寅、晴、暖也、例時出勤、夕八時退、貞乗童女君五十回忌今日相当二付、

廿一日、内仏へ

菓子

御鉢

右之通備候事

十九日

御切米七石

式人扶持

御歩行組

藤右衛門跡目

土屋政之進

去ル十五日於御城

一御用人知行

一高三百石ニ被成下

中井出衛殿

御騎馬頭方

一御鎗奉行

山本三千登殿

御馬回り方

一御側詰次席

嶋本甚内殿

昨日西向寺へ如上寸志相備、今朝千代吉代参申付ル也、^(平野)夜藤吉郎来ル、^(海屋)今日京師貫名先生へ年始書状差出ス、金百疋為嘉儀呈也

○廿二日、癸卯、晴、暖、^(朝)素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八時退、^(退)出後西向寺・妙慶院へ参ル、^(夜)藤吉郎来、^(高)木唯一二男此間病死之由ニ付、為悔千代吉遣ス、^(夜)千代吉下宿を願ニ付遣ス

○廿三日、甲辰、雨、寒、^(御)嘉例御祈祷ニ付明星院相見候故為挨拶罷出ル、八時頃退、^(如)例御供物頂戴被仰付、御用達方坊主を為持差越、謹而頂戴、坊主ニ謁し、御請申帰ス也、^(慈)君兼而今晩辻方御帰被成候筈之処、尚又今晚者御宿被成也、^(左)之通御移檄出ル

旧札并綿座切手当閏二月四日方御引替相成、旧札者札場ニ而、綿座切手者綿座ニ而御引替被下候、尤三次・尾道札場ニ而者旧札・綿座切手共御引替之事

但丁ノ日計ニ御引替被下、朝五時より夕八時限之事

一右之外様子ニ寄、最寄之ヶ所江引替所当分御構之義も可有之候事

一悉皆御引替相済候迄ハ旧札・切手共此度御定之相場ニ而其儘通用聊差支も無之儀故、人別幾度ニ引替差出候共其段々銘々便利勝手次第ニ付、混雜無之様相心得、自然込合候様之節者其場之差図ニ応し、少もがさつ之儀有之間敷事

一郡中・町新開之者者一村一町限り庄屋・年寄手元ニ取約、引替差出、御家中多門住居之者者主人く、裏借屋住之者者其地頭等ニ而取約差出候事

右之趣不洩様可被相触候 正月廿三日

○廿四日、乙巳、晴、寒、^(例)時出勤、夕八時退、^(夕)深江静衛入来、内用談也、近日一夕

廿四日

一御加増十石ツ、

柏村良助殿

日比保之進殿

白井左平太殿

一知行高百四十五石

平尾甚吉郎殿

御切米カ

同方旅宿へ相招度之旨申聞ル、辻清人入来、今晚も慈君御留申度之旨申候由、夜平野藤吉郎・長喜三太来、喜三太者深更迄臨池

○廿五日、丙午、曇、余寒冽、夕霰降、例時出勤、夕八時過退、出勤掛御鎮守之天満宮江拝参、慈君御迎家来遣候処、天气合故今晚も御帰不被成

○廿六日、丁未、晴或曇、風吹、余寒強、八木広次郎・三宅吉左衛門時候見舞入来、広次郎江者酒を出ス、夕為伺御機嫌罷出ル、深江静衛旅寓居江咄二参候様昨日紙面二而申越候二付、夕方参ル、堀尾眠石・佐藤益之丞・大島五兵衛会ス、有饗、入夜帰、慈君夜徒

辻御帰被成、清人送來り呉る也、宝国童子命日二付、妙慶院へ千代吉為参也

(村上彦右衛門弟康吉)

○廿七日、戊申、晴又曇、余寒冽、朝素読所会読へ出席、直二出勤、夕八時過退、西向寺へ千代吉為参、夜藤吉郎来、田中栄作嫁安産、女子出生いたし候由

○廿八日、己酉、晴又曇、雪飛、余寒冽、例時出勤、夕八時過退、佐久間栄殿カ来月五日单源院殿当座之法事被致、尤備物・代参等之義被相断候旨為知来、家来カ之紙面二而カ来候へ共、文意者家来カ家来へ之文意也、表書誤而直当ニ認候もの歟、些いか、敷事也、夕佐々木定馬來

○廿九日、庚戌、晴、余寒冽、朝嚴凝、午後暖、午後為伺御機嫌罷出、渡辺雅登此間内不快二付見舞并時候見舞旁二行、夕辻並次入来、酒を出ス、夕定馬、夜藤吉郎来

○卅日、辛亥、曇、余寒、嚴凝、例時出勤、夕八時前退、夕定馬、夜藤吉郎来

卅日

雨水

江戸御沙汰書之内

正月廿日

〔新規十人扶持
被下之〕

〔坊丸〕
本因防跡目弟子
秀策

〔此秀策者当御国因ノ島之産、英齋事也〕
〔安田榮齋〕

正月十六日、於江戸

一御加増十石ツ、〔林文五郎殿
大橋源之進殿〕

一知行高百五拾五石

勝浦文左衛門殿

一薬種銀十枚 笠坊長承老

二月 大

〔朔日、植田賛三郎殿為御
館入被罷出、始而謁スル也〕

〔同日〕

進来

一御加増三十石
御側詰上席

御膳方頭取

宮田権三郎殿

○朔日、壬子、晴、余寒烈、或曇、雪飛、〔例時出勤、夕八時退、〔如例年附足輕御切米渡、
今日相場石二付八拾七匁替之由也、〔夕木野一馬為時候見舞入来、祝酒を出ス、〔夜万之
進来〕
○二日、癸丑、晴或曇、風吹寒、〔夕八木広次郎・蔵田喜一郎・藤川・辻・永井佐次馬江時
候見舞二行、蔵田・辻二而酒出ル、永井二而も達而被留、酒出ル、〔室角左源次入来〕
○三日、甲寅、晴又曇、風吹、余寒烈、〔朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時前退、〔夕

一御側詰次席

定馬來

近藤万之進殿

○四日、乙卯、晴、暖、例時出勤、夕八時前退、夜万之進來、夜水谷伯母氏御來宿

箕浦新八殿

○五日、丙辰、曇雨、温、得井満四郎忌明返礼入來、風呂を建、今日佐久間栄殿方単源

大石代三郎殿

院殿 藤大夫先生也 当座法事有之由二付、今朝禪林寺へ為代參千代吉遣ス也、夜水谷伯母

一御小姓組御取立

御用達所詰

氏御歸り、千代吉送り行

田村猪三郎殿

○六日、丁巳、曇又晴、暖、朝例時退出勤、夕八時前退、普馬之進入來、夜万之進來、

六日

藤川於ちか來宿

一御切米九石

○七日、戊午、曇、暖、初午也、藤川甚吉朝方來ル、辻お梅并永井佐次馬娘來、小松

源太郎迹目

得井満四郎

屋徳左衛門・中津屋周五郎來、石内村(佐伯郡)なみも來候由、夕辻清人來、平野藤吉郎娘を連來

九日

一 大御小姓頭同格
勤向大御小姓頭之通

ル、何れも初午之酒飯を饗ス、朝素読所会読へ出席、直二出勤、九半時比退、御裏稻

小幡孫兵衛殿

御騎馬頭方

一御騎馬弓頭

荷社御祈禱之御供物頂戴被仰付也、おちか・甚吉宿ス

森島佐伊記殿

大御目付方

○八日、己未、雨、暖、夕昨日之残肴有之二付、小倉甚右衛門を呼、酒を出ス、長喜大夫

一御加増百石

横山十助殿

右勤向多端之所、格別出

精二付

をも申遣候へ共、差問有之由二而不在、夜藤川方迎來、おちか歸ル、甚吉者雨天故今晚

も宿、今朝深江靜衛入來、御用向也

○九日、庚申、晴、暖、例時出勤、九時頃退、今日六丁目御館二而大蔦稽古角力御覽被

遊候二付、為見物申値罷出候様との御事二付、退出後罷出、珍敷見物仕ル也、豊後様・

出衛様御出被遊、相濟候而御奥へ被為召、御酒頂戴被仰付、夕御茶并御夜食共御餞頂戴

被仰付也、及深更罷歸、佐藤与三右衛門も同断也、深江靜衛も罷出、予等同様二被為召也、

深江靜衛旅宿へ先日之謝・見舞旁卒与寄也、藤川甚吉今朝歸ル也、小倉甚右衛門此間

一御奥小姓

味木岩五郎殿 (太方)

吉川半外殿

一御奥小姓御免
御奥詰

武井郁之進殿

十二日

一知行高百三十五石

藤大夫跡目

佐久間 栄殿

右年若之儀有之候間、家
芸之義厚出精修鍊仕、藤
大夫通り弟子引受、追々
指南仕候様被仰出

一御切米式十八石

伴大夫跡目

原田丈大夫殿

十五日

啓蟄

廿八日之追記

一大御目付

堀田恂之助殿

新組者頭方

之謝入来之由

○十日、辛酉、晴、暖、例時出勤、九時過退、夕長喜大夫入来、内話事有之、酒を出入、夜
万之進・藤吉郎来、藤吉郎謡を致所望、諷せる也、喜多流二而余程善諷ふ也、深江静衛
弥明日出立、東城江罷帰候由、為暇乞入来、此方方も以使暇乞申遣ス也

○十一日、壬戌、晴、暖、夕渡辺四郎右衛門来、一甫流传書之義二付及閑話、意治之伝授
予か不足所を補二預、大益を得、同人積年懇望之虎之巻之秘事漸異人二会、相伝を得候
由也、山県兵太郎時候見舞入来、夜藤吉郎来

○十二日、癸亥、晴、寒、夕曇、夜雨、例時出勤、夕八時退

○十三日、甲子、雨、寒、朝素読所講釈出勤、直二出勤、夕八時前退、佐久間栄殿方昨
日跡目被仰付候旨為知来、先達而同方方来候家来方之為知者山村雄三郎江頼戻ス、主水
様御家中江も全同様之為知二而何れも不居合、差戻候筈二付、一緒二差戻くれ可申与の
事也、尤渡辺雅登へ伝言二而頼置候也

○十四日、乙丑、晴或曇、風吹、余寒強、夕堀尾精一郎入来、先年用立置候藤放弓代二而

戻し度由二而持参有之也、京師貫名先生方旧臘之返書来也 (海屋)

○十五日、丙寅、晴、寒、例時出勤、夕八時前退、藤川每登殿御出、酒餅出候由、夕辻

清人入来、佐々木定馬来

○十六日、丁卯、晴、暄、朝例時退出勤、夕八時退、午前方慈君妙慶院・西向寺へ御参詣被成、

夕退出後妙慶院へ参、夕定馬来、夜万之進・藤吉郎来 (浅野)

○十七日、戊辰、晴、暄、朝遠江様・主水様へ時候為伺御機嫌罷出、遠江様二而松本与平太、

○十七日、戊辰、晴、暄、朝遠江様・主水様へ時候為伺御機嫌罷出、遠江様二而松本与平太、

一御加増三十石

御側詰

小堀左内殿

一御藏奉行上席

日比源内殿

勤向只今迄之通り

一御広式詰

青木保馬殿

堀田求馬殿

白幡佐助殿

一同御免

湊愛藏殿

根来亀右衛門殿

一同並

右兩人

但御番外

歎二付

御勘定所吟味役
御免

岡田貞六殿

主水様ニ而栗原甚兵衛謁ス、夫々吉田藤馬・山村静人を訪、直六丁目御館へ為伺御機嫌罷出、木野・水谷へ見舞、帰り佐久間栄殿へ跡目被仰付之歎二行、午後帰ル、久野秀太郎時候見舞入来、金丸寛藏方嫁ニ主水様内堀田孫右衛門娘を囉度由ニ而少々承合之義内談有之也、夕定馬来、夕水谷又左衛門殿時候見舞、旧臘以来之謝旁ニ御入来、酒を出、夜迄御咄被成也

○十八日、己巳、晴或薄陰、朝素読所会読へ出席、直ニ出勤、夕八時前退、夜万之進・藤吉郎来

○十九日、庚午、晴、暖、例時出勤、九半時退、朝吉本繁右衛門時候見舞入来、夜万之進・藤吉郎来、家小風邪ニ而平臥、今朝上田内記様御出被成、雅登罷出候処、予江も御尋之御意被為在、如例御請紙面を以御用人中へ申出ル也、夜万之進・藤吉郎来

○廿日、辛未、晴又曇、暖、夕辻並次方先達而暇出候下女なか来候由、何卒当家方帰参之義取持くれ候様ニ与厚歎出候由也、大島五兵衛方政談与申書借覽、徂徠先生著、五册物也

○廿一日、壬申、曇又晴又曇、夜雨、温、例時出勤、九半過退、大崎利源太病氣養生不叶、死去之由、星野正大夫方為知差越也、夜藤吉郎来

○廿二日、癸酉、雨或有霰、寒、朝素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八時退、夕西向寺へ参、今朝大崎利源太死去為吊慰使遣ス也、夕西向寺方帰掛森岡へ見舞、夜藤吉郎来

○廿三日、甲戌、晴、暖、辻清人入来、海藏寺隱居和尚入来、京師貫名先生方早春之返書来也

廿一日

佐々木平太

右思召之義有之候間相慎
罷在候様ニ与被仰出候由

廿四日

一御切米三十五石

權左衛門跡目

吉川每登殿

廿五日

(菅原道真)

天満宮当年九百五十年御忌

今日御相当ニ付、今日方
所々天神社開帳始り候之由
也

廿八日 御用

一拾貳人扶持ニ
被成下

三宅吉左衛門

一知行格
壹人御加持持

星野正大夫

右被召出以来数年来無懈
怠格別精勤仕候ニ付

○廿四日、乙亥、晴、暖、例時出勤、九半時退、(村上)幾三郎此間内方少々風邪ニ被冒熱氣有之二付、
松本良伯へ診を乞、薬を投也、予も此間以来感冒之気味ニ而午後頭痛甚敷、夜早臥

○廿五日、丙子、朝曇、夕晴或雪飛、春寒冽也、例時出勤、八時前退出、幾三郎夜前以
来者大二熱発、今日者終日氣重致難義候趣ニ付、夜松本良伯を迎乞診、熱発者却而宜敷由
申、脚湯をいたし呉る也、夕辻並次入来

○廿六日、丁丑、晴、寒、幾三郎夜来少者熱勢減候様ニ被考、今日者昨日方惣体宜方也、今
日上田内記様・浅野雅楽様御招ニ而御出、御乗馬被遊候ニ付午時方出勤、(浅野)出羽様ニも為
御見物御出被成、薄暮御乗馬、相濟御奥へ御通り被成、御饗応有之、為御取持罷出候様
被仰付罷出、夜九時比御方々様御立座被成、無程退出也、今日松本良伯幾三郎来診之由

○廿七日、戊寅、雨後為雪、余寒烈敷、例時出勤、夕八時前退、朝松本良伯来診、幾三
郎とふ歎快方ニ趣候様ニ申也、堀尾眠石幾三郎見舞入来、夜岩崎常介方明日四ツ時御
用召相蒙候趣為知越、見舞使遣ス

○廿八日、己卯、晴、寒、幾三郎夜来者益宜也、例時出勤、夕八時退、今日御用召数人
有之、岩崎常介為普為聴来、退出後同方へ歡二行、祝酒出ル、直ニ帰ル、星野正大夫・
長喜大夫・矢野源内へ歡使遣ス也

○廿九日、庚辰、曇、寒、矢野源内・長喜大夫・同喜三太為昨日之吹聴来、夕松本良伯来診、
幾三郎弥宜敷由申也、平野藤吉郎幾三郎見舞入来

○卅日、辛巳、曇、雪降、余寒冽然、不順気也、例時出勤、夕八時前退、星野正大夫・
矢野源内・長喜大夫へ一昨日之歡二行、朝松本良伯来診、幾三郎益快方、気軽ニ相成也、

一 割奉行兼帶
御免

右同人

一 御切米壹石
御増

武内俊人

右常々出精仕候付

一金壹両

岩崎常介

右数年来無懈怠御役向甲

斐々々敷出精仕候二付被

下之

一 割奉行兼帶

右同人

一 吟味役
御代官其儘兼帶

矢野源内

一 祖父庄之助義蟄居
御免

相庭百蔵

一 鼻紙代銀三枚二被
成下

長喜三太

右御扶持方鼻紙代卯年御

借半方御宥

尤夜中時々咳甚敷、困ル也、夜森岡後室入来、万之進明日四時御用召を蒙候由為知也、大柿忠次郎殿此間相庭庄之助蟄居御免被仰付忝由二而入来有之由、留守二而不謁

一 御步行組並
御取立

中山千太

一 御切米五斗御増
御步行組並御取立

村井真齋

一 御次坊主

山川熊賀

一 七人扶持

岩尾事
隆玄院(奥田)

右之外足輕以下も彼是被仰付有之也

江戸御沙汰書之内

二月廿六日

美(利剛)
南部信濃守

養祖父信濃守年来厚心懸、非常要用之為於

一 御勘定所詰
御作事諸品方
御山方兼帶

右是迄被下置候式人扶持其外御仕向物
者上ル

在所製練為致候硝石先達而中々追々被差上、
御喜色之御事二候、此段信濃守江も可申聞

長束吉之進

但半下屯人御付被下候義者是迄之通

旨御沙汰二候、依之其方江御鞍鐙被下之

一 御切米五斗御増

一 女中被
召出
女中並御雇
やす

上野彦三郎

一 還俗
鼓螺方加役

一 御上屋敷へ
御戻し
老女
八十野

河野専斎

女中

一 御歩行目付

一周防様御付
みね

星野幸蔵

老女勤向其儘相勤候事

一 御次坊主

右二付銀壹枚毎歳被下之

長束熊太郎

廿八日、左之通被仰出候事

御家来中風儀筋之儀二付而者連々被仰付置候御家法之趣も有之、当御時節柄弥以堅く相守り可申筈候処、追々忽緒二相成候廉も有之哉二相聞、甚不埒之事二候、右二付先年被仰出候要旨之写別紙三通之趣無違乱相守候様猶又厚可申聞旨御沙汰二候、近来世上之振合当御時合なから何となく相甘ミ候哉、端々二而者甚不風俗なる遊興之場所抔も間々有之由、且当年者諸所開帳法会或ハ角力其外見物事等追々被行候由、ケ様之折二者自然与人氣もこそり上立候より常々之覚悟乱れ易く、別而群集之場所二而者存寄さる災難等出来湧、終二者身前之害与相成候儀儘有之物二候之間、於御家来中者急度覚悟相立、格式有之輩者不及申、足輕以下妻子之類迄茂右等之場所へ立寄候儀堅く不仕、万端御家法相守候様被仰出候、是等之趣支配有之銘々者頭々より手厚相示し可被申候

右別紙三通者寛政五年五月、同四年四月、天保六年十月被仰出之写し也、各其節之記二付而可見之

朔日

閏二月 小

一御側詰

森岡万之進

筆列御目付次席

一周防様御附被仰付

右同人

一右同人

右御奥掛被仰付候二付、

御奥詰打込御用向相勤候

事

一菅多久馬御多門へ御替被

下

一御次詰

出衛様御附

菅多久馬

一森岡万之進御多門へ御替

被下

菅多久馬

二日朝、支配頭宅御用左

之通被仰付候由也

一御暇

都而奉公御構

佐々木平太

○朔日、壬午、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、今日森岡万之進御用召、御側詰、周防

様御附被仰付也、早速為普為聴来、此方方も夕方為歎行、祝酒を出ス也、夜慈君二も歎

二御出被成、夜藤吉郎来

○二日、癸未、曇、余寒纒緩、午前出、大崎和三郎を吊、武内俊人・得井満四郎・三宅

吉左衛門江歎二行、松本良伯へ毎時来診之謝旁二行、吉本繁右衛門を訪、辻並次方へ寄

帰ル、俊人方二而到来酒有之由二而達而留、祝酒を出ス、辻二而も酒出ル也、夕佐藤益

之丞妻安産、女子出生致候由二而為知来ル、歎使遣ス、夜中藤吉郎来

○三日、甲申、晴又曇、雪飛、余寒冽、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時退、岩

崎常介先日歎参候謝入来、夕佐藤へ安産歎二行、堀尾へ此間幾三郎見舞之謝、武内俊人

御増頂戴之歎旁二行、山田多喜登先達而不快見舞之謝入来、夜万之進來、周防様来ル

六日御発駕、御内々二而防州宮市天満宮へ御参詣被遊候由二而、同人義御供被仰付候由

申也

○四日、乙酉、朝有積雪、余寒甚、例時出勤、夕八時退

○五日、丙戌、晴、寒、午後六丁目御屋敷へ罷出、明曉防州江御発駕被遊候二付、御暇乞

旁二罷出ル也、出掛相庭百蔵江庄之助蟄居御免之歎二行、沖守次郎・久野秀太郎を訪、

木野へ見舞帰ル、同方二而酒出ル、帰り森岡万之進へ暇乞二寄、同方二而も酒出ル、夜

松本良伯来、幾三郎愈快、月代も見合候而剃候而も可然旨申也

○六日、丁亥、雨、暖、例時出勤、夕八時退、朝良伯来、夜藤吉郎来

右思召之義有之二付
一閉門

佐々木平左衛門

右倅平太義思召之義有之、御暇被仰付候、全体平日示教筋不行届、甚以不埒二付

右平太義者專金銀貸借口入等をいたし、兎角不正之取引有之趣二付而之被仰付之由也

〔六日〕

周防様御供

御用達

八木野右衛門

御側詰

森岡万之進

御輿詰

沢崎多八郎

坊主

村井真斎

〔十一日〕

一閉門
御免

佐々木平左衛門

○七日、戊子、晴或曇、暖、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時過退、夜藤吉郎来、

〔西向寺へ代参千代吉申付る也〕

〔上田〕

○八日、己丑、快晴、始暖和、主水様今朝為時候御見舞御出被成、折柄昨年御繫有之由葛城与云駿足之御馬二被為召御出、此方様御馬場二而御乗馬被成度御所望二而、急二御乗馬有之候二付為拝見罷出ル、右御馬主水様御騎被成、余程駿足也、其後森仙太郎江被仰付、絹を御曳せ被成、長三丈之絳絹を母衣二付騎之、始終離地三尺許、誠二珍敷見物也、其外此方様之御馬も出、御方々様御鞍数被為召、予二も御相手被仰付、花薄之御馬を乗、八時前相濟退、退出後小倉甚右衛門・三宅内外を伴草津之梅谷之梅花を訪、入夜帰、最早節過花半残、然共風景者佳也、風呂を建、夜白島口屋小路山田軍兵衛殿屋敷裏納屋焼失、頗及騒動候へ共、速二及鎮火候由、予者帰途二而遥二望之也

○九日、庚寅、曇、又寒、例時出勤、夕八時退、小倉甚右衛門・三宅内外昨日之謝入来、幾三郎今曉以来又々腹瀉二而致難義、松本良伯来診、全氣候之感触、此類流行之由申、夕方少し者気軽二成也、慈君佐藤へ御見舞被成

○十日、辛卯、曇、寒、例時出勤、夕八時過退、朝佐藤益之丞此間安産之節何角之謝入来、幾三郎夜来腹瀉も止、今日者気軽也、今曉寅刻前北之方近隣人声喧敷、出火之様二相聞候二付出見候へ共、何之事も無之、其後承候処割場内御多門伴喜八郎方湯殿方火燃出候処、漸打滅、大事二不至、誠二危事二有之し由、伴喜八郎者堀尾精一郎真裏之御多門也、夜慈君森岡へ見舞二御出被成也

○十一日、壬辰、雨、温、佐藤与三右衛門安産之節之謝入来有之、夜堀尾眠石入来、囲碁、

去ル六日、於東城

一 蟄居
御免

片岡平大夫

主計事

四日

一 御切米四拾四石

治大夫家督

和田平馬殿

一 願之通隱居

和田治大夫殿

年来相勤候付、銀式枚被

下之

十一日

一 知行高百四十七石

多喜馬家督

山香権介殿

一同百三十石

庄大夫家督

岩崎龜之助殿

一 御切米三十五石

十太跡目

小見山猪三郎殿

一 願之通隱居

山香多喜馬殿

夜辻清人今日当番中腹痛甚敷難儀、步行二而帰候義も難出来二付休息致度由二而来、其後兩度吐有之、痛少し者和、然れ共直二宿ス

○十二日、癸巳、雨罷後晴、暖、例時出勤、夕八時退、退出後六丁目御館へ為伺御機嫌罷出、

久振於霜殿江御目見仕、御見替申上候程御丈夫二被為成候也、松本良伯入来、幾三郎愈

宜敷趣申候由也、辻清人今日者痛も居合宜二付、夕方帰ル、今朝為同見舞並次も来ル也

○十三日、甲午、曇、温暖甚、夜雨、朝素読所講釈へ出席、直出勤、夕八時退、上野彦三郎・

村井真齋へ先達而之歡今日使遣ス也

○十四日、乙未、雨或晴或曇、温暖甚、慈君夜辻へ御出、御宿被成也

○十五日、丙申、晴又雨、又寒、風吹、朝例時出勤、夕八時退、松本良伯来診、幾三郎弥快、最早月代剃候而も可然旨申也

○十六日、丁酉、雨罷曇、寒、例時出勤、九半時退、退出後妙慶院へ参詣、(奥田)隆玄院兼而

被下候新御部屋跡御多門へ今日引移候由、以使頼旁申越、此方も以使歡申遣ス也、蔵

田喜一郎が本妙院十七回忌、本性院三回忌二付、来ル十八日へ取越法事致候間、明夕慈

君御出被成候様二与申越也、夜慈君從辻御帰り被成、今夕三宅吉左衛門方へ御出、昨日

吉本へ御出被成、両家二而達而留、酒を出候由

○十七日、戊戌、曇、夜雨、矢野源内先日参候謝入来、風呂を建、彼是来浴、夕渡辺四

郎右衛門来話、周防様今昼從防州御機嫌克被為入候由、万之進も御供二而無滞罷帰、極

夕来、慈君夕方蔵田法事へ御出被成、饗有之候由、長久寺へも御参被成也

○十八日、己亥、晴又曇、寒、朝素読所会読江出席、直二出勤、夕八時過退、退出後六

岩崎庄大夫殿

十九日、彼岸桜満開也

十七日

一御用人並

小池源六殿

御勘定奉行方

一郡回り

今村文之助殿

御代官方

一御代官

河原藤之丞殿

佐藤源右衛門殿

一御奥詰御免

根尾半助殿

先達而以来尾長天神社御年祭、町々寄進物夥敷、色々作物抔思々に引参り、日々参詣致群集候之由、廿二日二者梅梢院様東御山屋敷へ御出、御覧も有之、畠物麦苗夫か為二三町計も踏枯、作人大ニ迷惑いたし候由、尤町方江者稠敷制止も出候

丁目御館へ昨日從防州被為入二付、為伺御機嫌罷出、少々御風邪被為在候由二而於御床

中御目見被仰付、御内々宮市名産之木葉めはる一袋頂戴被仰付也、退出掛水谷へ寄、夜

迄咄し帰、酒出ル、夜岩崎およし入来、今朝三宅吉左衛門先日参候謝入来

○十九日、庚子、快晴、暖、例時出勤、八時退、隆玄院へ部屋引移之歛二行、夜長喜三太来、

同人義今日伊木彦太郎方古硯服部様書法相伝を受候由申也、今夕吉田藤馬時候見舞入来

○廿日、辛丑、曇、夕雨、夜風雨甚、後晴、寒、夕相庭庄之助来、暫咄ス、万之進も来、夜

左腋下を疼、早臥

○廿一日、壬寅、晴或曇、雨はらつく、例時出勤、夕八時退、夜早臥

○廿二日、癸卯、晴、暄、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時前退、退出後西向寺へ参、

森岡へも卒与歛二寄也

○廿三日、甲辰、晴、暄、朝吉本恒之丞来

○廿四日、乙巳、晴、暄、例時出勤、夕八時前退、西向寺へ千代吉為参、夜前慈君・家

小不動尊並二淡路社島へ参、留守中万之進を頼、来、夕平野藤吉郎来、到来之品も有之候故、

夕森岡家内不残招、餞別之意二酒鮮を饗ス、藤吉郎も其節迄咄、夜長喜三太来

○廿五日、丙午、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、東城町二而飯室高津屋五兵衛与申者

当年百三才ニ罷成候由、此間郡方方御呼出、受郡御代官役所ニ於て、希成長寿且家内向

睦敷相暮候との事ニ而、為御賞鳥目拾貫文被下置、並ニ御代官衆方も被相祝候而三ツ盃

一組遣し被申候由、今日此御方様へも罷出、於御馬見所御透覧被遊、御内々鳥目五貫文

被下、跡二而認・御酒等被下也、御馬見所二而書式枚書候由、予も御馬場へ廻り候を窃

へ共、何分人氣上立、賑敷有之候由也

〔藥研堀禪昌寺二而も此間内足芸之者参り芸を致し、日々見物多く候由、不怪上手二而驚目候由、力者五百貫匁位迄者足二而持拳候由也

〔廿七日、庭前之紅桃花満開、紅白桃者未半開也

〔廿四日

願之通隠居

田上諸人殿

年来相勤候付、御召小袖被下之

一御切米式十五石

弥五郎跡目

望月登殿

〔当朔日、於江戸

一御騎馬頭

松宮滝次郎殿

御歩行頭

一知行高四百四拾石

諸人家督

田上勇助殿

二覷見いたす、誠二鏝鏝たる老人、いまた六七十歳年齢二相見ゆる也、右者名二応山(高呂)郡飯室村覚兵衛弟之由、覚兵衛者去ル弘化二年九月此方様へ罷出、其節百十五歳、当年百廿二歳二罷成候由、希有之長寿也、〔今日斎藤七太郎殿為御館入被罷出、始而謁ス也

○廿六日、丁未、晴、夕曇、暖、〔夜御用向有之候而佐藤与三右衛門・大島五兵衛入来

○廿七日、戊申、快晴、暖、〔朝素読所会読へ出席、直二出勤、九半時退、〔戸田平丞時候

見舞入来、此方者近来之御時節柄二付不参候へ共、余り遠々敷候二付、あちら方始候

二哉、〔蔵田和太郎先日法事之節之謝、喜一郎名代二入来之由、〔旦那樣・出衛様今日主

水様御舟屋敷へ御招二付、御馬為御牽御出被遊候由也、〔辻清人・森岡万之進入来、万之

進義近頃積気腹痛二而不絶致難義候二付、東愛宕町二居候敷医者友元へ為診、同人薬一

昨日方服し候処、とふ歎心持宜様二覚候由、右友元者近来迄俗名和吉与申、元来佐伯郡

石内村出生之由、平医之不能治病氣を治、数有其効、積気之類別而妙を得居候由也

○廿八日、己酉、晴、暖、〔例時出勤、夕八時前退、〔風邪感冒之気味二而退出後平臥、〔朝

辻並次来

○廿九日、庚戌、晴、夕曇、暖、夜微雨、〔終日平臥、〔六丁目御附御用達八木野右衛門方

与三右衛門へ手紙二而、皆共明朝日夕被為召候間、申値罷出候様、尤明日残り候者者明

後夕罷出候様被仰出候旨申来、御請与三右衛門方一緒二申出ル也、於霜殿御初雛二付、

明夕旦那樣・出衛様御招被遊、明後夕者高謙院様御招被遊候御様子之由也

三月 大

朔日

○朔日、辛戌亥、快晴、暖、今日者風邪快起也、当月予月番也、例時出勤、夕八時退、

六丁目様へ差上

御鉢肴

夕堀尾眠石入来、於霜殿御初雛二付、同勤三人申値今日輕キ御鉢肴内々差上ル也、

鯛 一尾

宗右衛門殿（渡辺）者貝類一鉢被上候由、昨記之通二付今夕与三右衛門（佐藤）・雅登（渡辺）兩人御下へ罷出

わかけ 一尾

ル、予者明夕罷出ル筈也、渡辺氏も今夕被罷出候由

こち 一尾

○二日、壬亥子、晴、夕曇雨、昨記之通二付夕八半時頃方六丁目御館へ罷出ル、出掛御館へ

右三品二而代銀拾六匁許也

四日

一知行高七百石

出ル也、殊外御賑々敷有之也

直大夫跡目

○三日、己子癸丑、雨、夕晴、暖、朝五時頃麻上下着罷出、御登城前御祝詞申上、出衛様・高

林又八郎殿

謙院様へも如例御祝詞申上ル、夕万之進祝詞二来、祝酒出ス、夕堀尾へ囲碁二被招行、

一同五百五十五石

大記家督

跡二而酒出ル、岩崎常介会

松井繁人殿

○四日、庚寅甲、晴、暖甚、单衣可用、例時出勤、夕八時前退、夕佐藤江囲碁二被招行、

一御切米三十九石

儀平太家督

堀尾眠石・岩崎常介会、昨日初雛之残酒有之由二而被饗、慈君も被招御出被成也、夜眠

仙石権介殿

石・常介佐藤戻り掛入来、囲碁、清人来、昨日之残酒出ス

一願之通隠居

松井大記殿

衛門来ル

仙石儀平太殿

○六日、丙辰、晴、寒、朝例時出勤、夕八時前退、今日御家司渡辺宗右衛門殿四ツ時御

用召、御加増五拾石被下置、且御懇之御意も有之、規模之事也、是二而知行高式百五拾

〔六日、於御居間

御加増五拾石

渡辺宗右衛門

右積年御家政筋厚入力致

精勤、別而近年之御時節柄

二付而者御勝手向御締合等

日夜致心勞、万端無油断

相勤候段、不一方御満足

被遊、依之右之通被下之

〔七日

一知行高百六十石

雅登跡目

池田直登殿

一同百三拾五石

彦兵衛家督

新保弥一郎殿

一同百四拾石

七右衛門家督

野崎七左衛門殿

一御切米三拾五石

半助家督

根尾 半殿

石也、抑御役成以來四十年、此度三度目之御加増、全体百石も可被下等二可有之候へ共、

当御場合之義故五拾石被下候なるへし、早速為御請入来有之候由也、〔夕同方へ歎二行、

有饗、頗及酪酏、慙愧之至也、〔從中津屋秀五郎来宿

○七日、丁巳、晴又曇、又々寒、霰飛、〔朝素読所会読へ出席、直二出勤、夕八時退、〔今

日妙慶院先考并夏岳君御墓所磨二遣し三次を頼、千代吉両人朝方参ル、黒漆者万之進入

呉る也、〔今日平野藤吉郎方故十右衛門殿十三回忌之逮夜二付、夕方本照寺相招候二付来

くれ候様、昨夕藤吉郎申来候へ共、右墓磨二而家来差問候付辞ス、〔周五郎今日帰ル、〔朝

松本良伯来、幾三郎口傍江水瘡様之物出来候付乞診、恵薬、少し気候之感も有之由申也、

〔周防様昨日古江御山へ蕨御菜二御出被遊候由二而、蕨御取分頂戴被仰付也、告于廟

○八日、戊午、晴、寒、〔遠江様二而柏木与歟申御馬御借用二而、御馬場二而御覽被遊候故、

朝御馬場へ出ル、〔夕方御用向二而急二郡御奉行山下右仲殿へ行、謁也、今日千代吉宿へ

遣し候二付、若党二足輕を借用致ス也

○九日、己未、晴、寒、〔御内密稽古二付早速御馬場へ出ル、相濟直二出勤、夕八時退、〔渡

辺氏へ此間之謝、佐藤へ同断、〔隆玄院へ先日到来物之謝二行、〔夜慈君森岡へ御出被成、

後室又々持病発し難儀之由二付而也

○十日、庚申、晴、稍暖、〔例時出勤、夕八時退、〔夜万之進來

○十一日、辛酉、雨、温、〔御登城被遊候二付五ツ時頃出勤、同半時過退、〔辻清人来、〔夜

武内俊人入来、昨年頼置候青野保太郎殿書画出来之由持参、尤此方方頼置紙入紛不相知

由二而、あちら之紙江取合せ調来ル、〔長喜三太入来、古硯流之祖服部古硯翁真迹、同門

九日

思召二付改名有之由

大学殿事

今中丹後殿

御年寄上座也

十一日

御発駕御供

御年寄

浅野若狭殿

御用人

梶川角右衛門殿

中井出衛殿

大御小姓頭

小幡孫兵衛殿

御騎馬頭同格

安井勇之進殿

同日、妙慶院へ備物

一作善料 銀五両

一靈供米 精一斗

一塔婆料 銀弍匁

一僧中江 同弍匁五分

弟北村太郎右衛門手跡等持参、見せる也

○十二日、壬戌、曇、時々雨飛、今日大守様御発駕二付、旦那様為御目見八丁堀へ御出被遊、

依之夜引明頃出仕、一応退、又例時出勤、夕八時退、夕万之進來、障子繕等手伝呉ル也、

今日御発駕格別之御略し二而御供至而御減、赤革覆御長持も一棹限り二而、其外御勘定

所掛之御供無之、悉皆御用達之方引受二相成候由也、御年寄も対道具無之由也、今日妙

慶院へ法事料等為持遣し、来ル十六日朝法事、同前夕八半時来呉候之様申遣し、承知也、

其外一緒内へ案内紙面夫々遣ス也

○十三日、癸亥、快晴、暖、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、九半時退、森岡万之進來、

障子繕見合せ呉る也、風呂を立ル、夕坪内久米之助法事前見舞入来、夜お梅来、清人

伴来、酒を出、於梅者直二宿ス

○十四日、甲子、曇後晴、夕為伺御機嫌罷出ル

(村上星右衛門)

○十五日、乙丑、曇、夕雨、朝例時出勤、夕八時前退、先考御七回忌御逮夜、兼而妙

慶八半時之案内ニ致置候処、七ツ時過入来、於内廟読経・念仏相濟、座敷二而膳出ス、

兼而案内之面々並ニ予も相伴、台引予引之、人数如左

妙慶院 同伴僧友銅 水谷又左衛門殿 木野一馬

藤川每登殿 森岡万之進 辻清人 蔵田喜一郎

坪内久米之助 桑原吉郎二 堀尾眠石 岩崎常介

平野藤吉郎 石井園蔵 長東茂兵衛 小倉甚右衛門

辻於梅 岩崎およし 森岡後室 同 おたつ

右御七回忌二付

一作善料 銀貳両

一靈供料 精三升

一塔婆料 銀壹匁

右五月廿六日夏岳君

百五十回忌取越候二付

茶贈方格左之通

木野氏

水谷氏

辻氏

藤川氏

森岡氏

坪内氏

蔵田氏

桑原氏

十五日

廟飾

靈供 二膳

饅二重 饅頭

寒具 卷煎餅

団粉

右之内坪内久米之助・石井園蔵・蔵田喜一郎・岩崎およし差間二而不来、献立左之通、当时を以糸目者略ス

酢和会

蓮根

皿 こんにやく

けん 人参

平

竹子 椎茸 木のめ

汁 椎茸 青身

味噌

中酒

新盃

硯蓋

錦豆ふ 蓮根 香茸 九年母 揚物

したし物

苜蓿 花生姜

台引

琉球芋揚 こん布

飯 香物から漬

吸物

すめ 薄荷糖 茗荷竹

御花

一八 桃 酢醃

釣鐘草

十六日、寺江

靈供

辻氏

森岡氏

蔵田氏

藤川氏

桑原氏

卒都婆

木野氏

水谷氏

坪内氏

藤川氏

辻氏

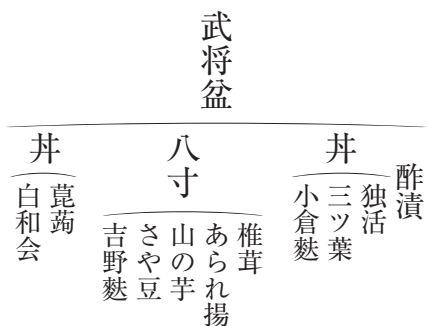
森岡氏

長束氏

蔵田氏

桑原氏

七日之記



菓子

焼饅頭

右之内辻清人・坪内久米之助・石井園蔵・岩崎およし差間或者不快等二而不来、其外皆来、料理者永野源助を頼也、出入之者も左之通招也、尤貞蔵妻者通ひ二頼候也

田中栄作夫婦

同実五郎夫婦

前浜武七

大田民五郎

林貞蔵

久保万治

永野武八郎

前田吉右衛門

新五小回り

利作同

弥三下番

庄八小回り

国蔵小人

三三元家来

妙慶院僕

妻林貞蔵

右献立左之通

皿 酢和へ

汁 さへ椎茸
とうふさい

めし 香物

平紅切

おろし大こん

酒 肴式種

願之通隠居

〔銀三枚〕
被下之 新保彦兵衛殿

野崎七右衛門殿

根尾半助殿

〔十六日、去ル十四日暁之

暴風ニ、岩国新湊之番船草

津沖ニ而覆、乗合旅人九人

溺死、船頭并外二六七人も

助カリ、船頭者直ニ致驅落

候由也

〔七日之記

一御番頭

浅野木工殿

御仲小姓頭カ

一栄松院様御傅役

天津 齋殿

御持頭カ

一御持弓頭

谷崎伊織殿

御目付カ

〔辻お梅・貞蔵妻者宿ス

○十六日、丙寅、雨、〔早朝妙慶院へ参、法事中詰ル、供連若党・小者ニ而参ル、左之通参

詣有之

木野一馬

森岡万之進

長束茂兵衛

小倉甚右衛門

岩崎良之進

堀尾・佐藤代参

前後参詣左之通

水谷又左衛門殿

藤川每登殿

三宅吉左衛門

星野正大夫

武内俊人

渡辺四郎右衛門

平野藤吉郎

桑原吉郎二

田中栄作

谷口喜作

前浜武七

小回り
庄八

帳場へ左之者参り呉ル

田中実五郎

久保万治

林貞蔵

大田民五郎

前田吉右衛門

〔四ツ時頃帰宅、直ニ出勤、九半時退、〔辻清人・岩崎常介・小倉甚右衛門・森岡万之進入来、

清人へ者昨日之残を以膳并二酒を饗ス

○十七日、丁卯、雨、〔朝為伺御機嫌伺出ル、夫カ六丁目御館へ為伺御機嫌罷出、御目見被

仰付、帰り坪内・木野・水谷へ法事之節之謝二行、木野・水谷ニ而酒出ル、〔堀尾眠石母

五十回忌并先妻三十三回忌取越法事之由二付、今朝本照寺へ代参千代吉遣ス、〔夕堀尾へ

囲碁ニ被招行、昨日法事之残酒を被饗、〔今朝森岡後室不快を訪

○十八日、戊辰、曇、〔朝例時出勤、夕八時過退、〔森岡万之進愈来ル廿日ニ御多門遷移之

一御目付

近藤万之進殿

一知行高百貳拾五石

寺川直衛殿

勤向只今迄之通

一御加増三拾石

片田幾太郎殿

一御小姓組御取立
御勘定所吟味役

滝戸幸藏殿

但御用達所へも罷出、御

用向相勤候様被仰出

一御勘定所吟味役御免

植田小三郎殿

奥田新右衛門殿

廿二日早晨

煎酒和会

御皿

香茸
独活

菟蓐

油揚

人参

けん

筈二付、千代吉何角助力二遣ス、慈君夜岩崎於よし不快を御訪被成

○十九日、己巳、曇、例時出勤、夕八時前退、今日も千代吉森岡へ遣ス、夕波多野権祐

入来、明日慈君同方江御出被成候様二申、仏事之由也、森岡姑婦為暇乞来、夕御乗馬

御相手二罷出ル、夜出火二付罷出ル、播磨屋町金川屋・増田屋外二壺軒、都合三軒致焼

失候由、何れも大家故頗長く焼ル、五半時頃鎮火、退

○廿日、庚午、曇、夜微雨、午後為伺御機嫌罷出ル、御用向二而渡辺へ行、森岡遷徙千

代吉遣ス、万之進為暇乞来、夕慈君妙慶院御参詣、直二波多野へ御出被成、御戻り掛森

岡へも御寄被成、饗有之候由也

○廿一日、辛未、曇雨、例時出勤、夕八時過退

○廿二日、壬申、快晴、暖甚、可着単衣、秀光廟御祥月二付蚤興、礼服、献膳如恒規相濟、

尤超徳廟此間御相当ニて恒規之献膳得不仕候故、今日御一緒二献膳仕ル也、朝西向寺江

参、素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八時退、松本良伯来診、幾三郎頭上方面部へ掛

小瘡出浮、熱気も有之、くじヶ間敷候也、夕御多門内法事之謝二行、夫方平野藤吉郎・

桑原吉郎二へ同断、夫方森岡へ歡二行、入夜帰ル、同方二而祝酒出ル

○廿三日、癸酉、雨、寒、夕為伺御機嫌罷出ル、良伯来診、幾三郎小瘡水痘ニ而可有之与申也、

口辺之瘡者大ニ減ス、気も昨日方者輕相成也

○廿四日、甲戌、晴又曇、例時出勤、夕八時前退、体中不佳ニ付夕方臥、辻清人入来

○廿五日、乙亥、雨、朝良伯来診、予も乞診、全火之事与申、薬を恵、今日も肩・背并ニ

腰を痛困ル、例時出勤、夕八時前退、来ル廿八日方佐伯郡己斐村石風呂江旦那様御入

御汁 すめ 百合根 椎茸 青味

御飯

御香物

御坪 葛煮 玉麩 さや豆 干瓢 おろし生姜

御平 筍 蕪 椎茸 山薯預 油揚 三ツ葉 葉山椒

御菓子

饅頭 卷せんへい ひくわし

夕御茶

豆飯

廿三日、井上権之丞殿裏製葉場江出候日雇之者誤て烟管を含其場へ参候所、忽

治被遊候付、予も御相風呂奉願度、昨日御用達差菅馬之進江相頼置候処、勝手次第罷越候様被仰出候旨、昨夕馬之進之手紙二而申来、御受返書差出ス、予入治之義者良伯へ致相談候処、至極可然与申候故右様奉願候也、森岡万之進來、体中不佳、夜早臥
○廿六日、丙子、晴、夕為伺御機嫌罷出、夜又御用向有之、罷出ル
○廿七日、丁丑、晴、寒、夕曇、朝素読所会読へ出席、直ニ出勤、九半時過退、西向寺へ千代吉為参

○廿八日、戊寅、雨、今日も己斐村石風呂へ為御入治御出被遊、予も御相風呂奉願候二付、例時一応出勤、見合せ御断申退候而直ニ罷越也、日之入後罷帰ル、渡辺雅登も同段、其外御相風呂之者都合八人也

○廿九日、己卯、晴、四時比石風呂へ参ル、参り掛為伺御機嫌罷出ル也、日之入頃帰
○卅日、庚辰、晴、例時出勤、四時過退、直ニ石風呂へ行、暮前帰ル

廿三日

一知行高百十五石 藤太跡目 渡辺惣蔵

四日於江戸

一御騎馬頭同格 松野静磨殿 一御供頭 矢嶋大衛殿
勤向唯今迄之通
一御側詰 賀屋嘉仲太殿

火薬へ火移、製かけ之火薬

十四日於江戸

亥十二跡目

悉発、製薬場を破り、近回

一御切米三十石

千田吉之進殿

り二有合候諸道具悉近隣へ

飛散り、誠二大変二有之、

右日雇之者全体火傷、髪毛

不残焼損、三日ニして死候

由、幸ニして三人出候日雇

之内外兩人者中飯後いまた

其場へ不至候故難を逃れ候

由、先年も同方ニ斯様之義

有之、其節者製薬杵平塚江

飛散候由、此度も台屋へ何

歟飛行候由風説有之候へ共

未知実説

卅日、六丁目御館江沢三

石老御招、書御所望被遊、

数々被書候由、予も一枚頼

置候也

十日之記

一屋敷被
召上

岡只之助殿

廿四日於江戸

一御側詰

田上勇助殿

右屋敷内へ他国者差置候
旨兼々御触示しも有之候
処右之次第、甚不埒二付

廿七日

一新組者頭

太田三郎右衛門殿

一御使番

片岡大記殿

御牧滝次郎殿

一知行高百三十五石

内司跡目

鈴木八十郎殿

十二日

一御切米三十四石

愛蔵跡目

湊久登殿

六日、先月卅日六丁目御

館へ三石老被出候節頼置候

四月(大カ)小

○朔日、辛巳、晴、薄暑、今日予非番ニ相成也、例時出勤、四時過退、直二石風呂へ
参、午後御休息中近辺御步行被遊、御用人関尚之丞殿別荘へ御出被遊、予も御供仕ル也、
暮前帰、周防様今日川下へ御出被遊候由ニ而、夜中御猟之御魚并貝類頂戴被仰付也、
今日石風呂ニ而茶巾餅御分賜被仰付也、御相風呂之面々申値内々差上候由、京師貫名(海屋)先々
月之返書来ル

書一枚万之進持来り呉る、
元人錢惟善題趙雪墨梅詩
八十一翁三石与ある也、書
者以前与者大二衰候様二見
ゆる也

〔七日、此度石風呂御相風
呂之面々如左

渡辺雅登

山崎右内

小倉甚右衛門

渡辺四郎右衛門

長束茂兵衛

松本良伯

桂辰馬

外二御跡風呂

村井真齋

〔九日、初而御立入被罷出、
初而謁ス

島本甚内殿

同 広右衛門殿

細 六郎

○二日、壬午、曇、夕微雨、又晴、〔四ツ時前右石風呂へ參、暮前歸、〔此節已斐村二於て

芝居有之候由二而遊人路上二絡繹タリ
○三日、癸未、晴、夕曇、風吹有雨、〔朝素読所講釈へ出席、直二出勤、四ツ時過退、石風
呂へ行、極夕歸ル、〔家小腹痛二而臥

○四日、甲申、晴、夕曇、〔例時出勤、四時過退、直二石風呂へ行、〔御到来之御鮓頂戴被仰付也、

〔長束六左衛門石風呂二而酒一陶持參、予・雅登兩人へ入治見舞ニとて恵、一応受納之上

小倉甚右衛門を以及返却也、〔辻並次方大閑院并母年回明後日取越法事いたし候由、明夕
予二来呉候様清人申来、慈君ニも御同様御出被成候様ニ与申、夜中御出被成也、〔森岡万
之進來

○五日、乙酉、快晴、〔朝御馬場へ出ル、此度森仙太郎防州方牽歸候馬御覽被遊候ニ付出ル
也、〔四時過右石風呂へ行、夕歸途辻へ法事ニ被招行、有饗也、慈君者今晚も御泊被成也、

〔今日も於石風呂鮓頂戴被仰付、出衛様方御見舞ニ被進候由也

○六日、丙戌、曇、夕微雨、寒し、〔朝辻氏法事ニ付、誓願寺江千代吉為參也、〔例時出勤、

四時過退、石風呂へ行、暮前歸ル、〔慈君夜辻方御歸り被成、〔夜万之進來

○七日、丁亥、曇、微雨、〔朝例時出勤、無程退、石風呂へ行、暮前歸ル、今日迄十日之間

御入治被遊、御相応被遊候由、今日限り二而御上り風呂也、予も御蔭ニ而殊外相応之様

ニ被思也、石風呂亭主万年屋利三郎へ日々世話ニ相成候故、雅登申値茶巾餅三十遣ス也

○八日、戊子、雨甚、雷鳴兩三声、寒、〔午前御次へ罷、御用達長束六左衛門へ応対、昨日

御入治無御滞被為濟候恐悦、並ニ予御受をも申上ル也、〔夕藏田喜一郎方始、白鳥ニ而藤

同 源九郎

池田喜竹(齋九)

松本友齋

川・辻・三宅・武内へ先達而法事之節之謝二行、永井佐次馬不快をも訪、大崎名倉和三郎へ
歡二行

○九日、己丑、雨、例時出勤、九半時退、夕素読席書二付出席、御臨坐被為在、極夕相濟、
諸生二十人、足輕以下六人出ル也、藤川毎登殿御出、甚吉も来、今日甚吉初而席書へ出
候由、今朝如頭書御立入初而被出候衆有之、謁ス

○十日、庚寅、晴、例時出勤、夕八時前退、辻清人此間法事之返礼入来、夜長喜三太来

十一日朝五ツ時御用、於
渡辺雅登宅左之通被仰付

御扶持切米被

召上、東城逼塞

被仰付

石田喜兵衛

御中小姓也

○十一日、辛卯、晴、今朝如頭書被仰付有之候由也、右喜兵衛義者常々放蕩二而困窮二逼り、
就而者昨年以來内分二而御家中之衆方度々後妻縁組致し候へ共、熟縁二も不至、何角取
引振甚以不埒千万、御外聞二も拘候様之義有之、且平生甚不勤彼是二而右様被仰付候趣也、
右等之次第二も六左衛門も不得止及義絶候段申出候之由也、夜慈君街頭へ御出被成、今
朝堀田求馬殿被来、謁ス

○十二日、壬辰、晴、例時出勤、九半時退

○十三日、癸巳、雨、朝素読所へ出、直二出勤、九半時退、来ル十八日雲亮院様式百五

御叱 差扣 長束六左衛門

右石田喜兵衛へ存寄有

之、及義絶候段申出之趣

達御聴へ、全体右等之筋

者不容易事柄二候得者、

如何様共厚致思慮、不及

拾回御忌御相当二付、来ル京都高台寺二於て御法事有之候間、諸事穩便二致、火之元別
而念入候様御移檄出ル、尤仕掛之普請作事者不及用捨候旨也、今朝松本良伯来診、家小
愈快也、米庵市河三亥龜籠之大字を持来、見せる也、御館二而大徳寺清巖之書三幅対之
掛軸扱物之由二而見之、価金式拾五両之由、奇品也、小倉甚右衛門入来

○十四日、甲午、晴、夕六丁目御館へ為伺御機嫌罷出ル、古瓦奇品寄摺物二而貼候屏風壹双、
何れ方歟御覧二出候由二而一覽被仰付、唐土之瓦も数品有之、(威力)感陽宮・阿房宮・未央宮・

其義様取計振も可有之処
右之次第、甚不埒二付

十五日

河鱒一尾

右之通渡辺雅登兩人申合、
御内々御奥通り差上ル、先
達而石風呂御相手被仰付候
日々御入治、何ぞ御慰ニ差
上度候へ共、左様ニ而者当
時之義、外御相風呂之者へ
も相響候故、右之意相含差
上候也、直三匁五分也

十九日

曾谷伊順遵

右者御歩行防主、(坊九)當時御
国ニ而和絵之上手也、江
戸狩野家之直弟之由、年
齡六十有余也

(雀脱力)銅台等之瓦有之、本朝ニ而者大内裏其外(畿力)五幾内始諸国名跡・大寺・古城之瓦数十品有之、

珍敷物也、未央宮之瓦者中ニ未央宮東廂文字八分ニ而、書之左右ニ大漢十年鄼侯蕭何監
造と有之也、夫御下之内不残江無沙汰見舞、且万之進近所ニ相成候付頼旁ニ行也、夫
波多野権祐を訪、来ル十七日何れも来呉候様ニ申置、松田謙蔵夫婦も来候様ニ申也、
菅多久馬へ転宅歎ニ行、長束茂兵衛へ年回之節之謝ニ行、同方ニ而達而留、酒を出ス、堀
尾眠石入来

○十五日、乙未、晴、例時出勤、九時過退、慈君昨日以来御風邪ニ付、松本良伯へ申遣、
薬を乞、格別之御様子ニも無之也、来診之義申遣候へ共、差問有之由、不来、夕木野一
馬法事之節之謝ニ来、酒を出ス

○十六日、丙申、晴、例時出勤、九時過退、朝松本良伯慈君を来診、大分御内熱有之、
全此節流行之疫か、り候風之由申、午後少々御汗ニ成、大ニ御快方也、午後妙慶院へ参
ル、兼而明日波多野権祐方家内招候筈之処、慈君右之御様子故延引ニ致、其段今朝申遣
ス也、辻清人慈君御見舞入来、長束茂兵衛此間参候謝入来

○十七日、丁酉、晴或曇、覚薄暑、朝松本良伯来診、慈君少し者御熱さはけ候由申也、夜
万之進來、千代吉下宿を願候ニ付遣ス、依て今朝薬取岩崎(源)玄之進を頼也

○十八日、戊戌、晴、朝例時退出勤、九時過退、尤朝之内素読所江も出ル、波多野権祐
為見舞入来、松本良伯・辻清人同様入来、慈君今日者弥御快也、夕森岡後室入来、酒・
鮓を出ス、木野一馬方幾三郎初幟を祝し京染单物地并ニ看到来也

○十九日、己亥、曇、蒸、例時出勤、九時過退、六丁目御館へ今日曾谷伊順(遵力)御呼被遊、

廿一日早晨

す和会

蓮根

御皿

香茸

油揚

独活

菟藟

けむ

味噌

御汁

豆ふさい
小椎茸
青味

薄葛

香たけ

御皿

竹子

銀杏

御飯

御香物

油揚

山薯蕷

笋

椎茸

三ツ葉

葉山椒

御平

席画被仰付候故為見物午後罷出候様思召之旨八木野右衛門（宗右衛門）申越候二付罷出ル、席画数枚相調、軽速驚目也、予も一枚思召二而書もろふ也、夕御茶并御側二而御酒頂戴被仰付、

難有思召、先達而沢三石老被出候節渡辺氏被為召、其後代神楽御見物之節与三右衛門被（佐藤）

為召候二付、今日者予被為召候御様子也、帰り森岡へ寄、今朝松本良伯来診、慈君弥御

快、蓐を御収被成也、矢野源内妻今曉安産、男子出生之由、歛使遣ス

○廿日、庚子、晴、薄暑、朝御乗馬御相手二出ル、先達而御牽入之飛雲を拝借仕也、三宅内外為見舞入来

宅内外為見舞入来

○廿一日、辛丑、曇、深更雨、朝例時出勤、九時過退、夕平野藤吉郎・辻並次来、並次

へ者酒を出ス、風呂を立ル、休誓廟御祥月二付、今早晨献膳如恒規相濟、潤誓廟も如（村上彦兵衛室）

例配祀仕也

○廿二日、壬寅、雨後止晴、涼、朝素読所講釈へ出席、例時出勤、九時過退、退出後西

向寺江參、夜慈君・家小街上へ參、夜長喜三太来、此間頼置候木野へ遣候職用之陣笠（齊貴）

鞭調来り呉る也、今朝松本良伯来診、雲州松江拾八万石松平出羽守様御不行跡、御放

蕩二而、御家江も相係候程之御様子二付、御家老方御一門方江御相談之上、御病氣ニシ

て御押籠申上、御跡江者御本家作州津山侯（松平齊民）御養子御入被成候筈二相約候へ共、何分右

二付御藩中諸士両党二相分れ、以之外八ヶ間敷、今以居合ニ不至候之由也、此間六丁目

御館二而曾谷伊遵画具候画名印調、八木野右衛門（佐藤）為持差越、画者林通看梅之図也、夕

堀田求馬殿入来有之、謁、同方世帯向之義二付尚又内談事二被来也

○廿三日、癸卯、晴、涼、於東城由良保人逼塞御免、広島勝手被仰付、昨夕当所到着致候

御菓子

茶巾餅

ひくわし

卷せんへい

夕御茶

豌豆飯

廿一日

入梅

廿四日

紙幟 二本

右被仰出通り、其外菖蒲鎗
様之品者一切不飾候也

廿四日、昨記ニ有之

(松平齊貴)
松江侯之義、右様御不身持

二付御国家老一人江戸江被

出、段々御諫申上候へ共一

円御聞入無之、依之御一門

様江宛之書置致置、切腹有

之由、夫ニ依御同家様右

様御隠居被成可然旨被仰入

候之由也

由也、去ル文政十二年春逼塞被仰付、東城江罷越候也

○廿四日、甲辰、晴、涼、就吉辰幾三郎幟を初而立、岩崎常介・長喜三太来、見合被呉、跡ニ而真之祝酒を出ス、其節小倉甚右衛門も卒与申遣也、堀尾・佐藤家来も跡ニ而一盃ツ、為飲遣ス、田中実五郎も同様、尤夕方来ル也、是者紙幟故、家来留主之節杯急ニ取入等頼候義も可有之ニ付而也、例時出勤、夕八時前退、此度初幟ニ付、祝之到来物者一緒内其外へも一切断申置也

○廿五日、乙巳、晴、朝矢野源内へ妻安産之歡ニ行、小倉甚右衛門へ此間内度々来候謝ニ行、森岡万之進おさよを伴来、辻清人も来、例時出勤、九半時頃退、今日左之通被仰付有之也、右每登殿被仰付ニ付、予も早速佐藤与三右衛門を以恐入相慎罷在趣申出、同人宅へ罷越、申達、夜中御家司渡辺宗右衛門殿方紙面ニ而恐入不及其儀旨被仰出候段申来、御請返書差出ス

一閉門

五月四日御免

藤川每登

同

三宅吉左衛門

五月朔日御免

桂辰馬

同

野口半助

右先達而於楠木(沼田郡)村角力有之場へ立寄候趣達御聴候、全体右等之筋者従来御家法之趣も有之、猶当春厚被仰出之趣も有之候処右之次第、甚不埒ニ付

一閉門

五月四日御免

星野正大夫

右先達而於己斐村(佐伯郡)見物事有之場所へ立寄候趣達御聴候——以下同文

〔廿五日、藤川每登殿先達而霧島甚八方二而晴天五日之間御国寄角力有之候節、三宅吉左衛門同伴、一刀類かむり二而窃二見物二被行候由、御役不似合之事共、氣毒千万之事也、乍併御役御免無之者大幸といふへし、御步行組以下二も彼是有之由也

〔廿七日、早晨之御献立何も去ル廿一日御同様故略之

夕御茶

豌豆飯

〔廿五日、御用

御切米九石
一 式人扶持
書院台御供使

由良保人

但格・禄共已前之通被仰付候也

堀田求馬殿方紙面を以鯛壺尾被贈越、先達而同方難渋之趣二而拝借金之義被願出候処、御断二而金拾兩御贈二相成、其義二付此間内度々相見へ、示談も有之、其謝意与見ゆる、右鯛半分渡辺雅登へ致配分、佐藤江も同様到来之由也、〔夜中長喜三太来

○廿六日、丙午、曇、〔夜藤川江見舞、辻並次裏方垣越二窃二申遣ス也、〔今日六丁目御館へ出羽様・御二所様御招二而御出被成候由、御取持与三右衛門罷出る也

○廿七日、丁未、雨、〔信楽廟御祥月、宿浴、晨興、礼服、献膳、献菓子恒規之如相濟、〔(村上勇藏)常称廟も如例配祀仕也、〔早朝西向寺へ参詣、堀尾・岩崎へ先達而来訪等之挨拶旁二行、〔素読所会読江出席、直二出勤、夕八時過退、〔(村上勇藏室)今夕七ツ時渡部卓爾・野口唯藏・高木唯一・上野彦三郎御叱・差扣被仰付候由、右も相撲場へ参候組也、尤彦三郎一人星野正大夫同様也、〔足輕以下之分者夫々支配頭へ御示し有之、格別御咎等者無之由也

○廿八日、戊申、曇或雨或晴、涼、〔例時出勤、夕八時前退出、〔夜慈君街上へ御出被成也、〔今朝松本良伯来

○廿九日、己酉、晴、涼、〔夕堀尾(眠石)入来、夜迄囲碁、同方孫幾之進手跡稽古何卒相庭庄之助へ頼試呉候様ニとの趣頼有之、尤手本者其儘予ニ書くれ候様ニ与之事也、〔夜家小帰寧、幾三郎も参宿、当年者始而参候也

○卅日、庚戌、晴又曇、〔例時出勤、九時過退、〔夜中家小・幾三郎從木野帰

廿七日、差扣被仰付候面々

五月朔日御免被仰出也

廿七日

一御切米三十三石

保大夫跡目

青木栄吉殿

四日、御騎馬弓之衆人名

左之通

神 周防貞馬殿

同 箕浦静馬殿

久保 小池剛三郎殿

山 松村弥助殿

久 飯島伝之進殿

山 船越嘉門殿

同 原田丈大夫殿

伴 筒井喜太郎殿

神 松宮半五郎殿

同 飯島豊七殿

小 油木勇三郎殿

久 三上唯人殿

神 松尾貞登殿

神 石川虎之助殿

小 小篠豊太郎殿

伴 大桑左仲殿

右之内痛所二而不被出衆四

五月 小

○朔日、辛亥、雨、例時出勤、九半時退、粽を製、当年幾三郎初幟二候得共、到来物返礼等之先方も少候故、人頼等致二不及相濟也、夕松本三寿来、玄順近来慢驚風之説を著述致候由、見合くれ候様二与申為持差越也、暫咄、有合酒を出ス

○二日、壬子、晴、向暑、夕木野へ幟見二行、有饗、水谷江も寄

○三日、癸丑、雨後止、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、九半時頃退、夜一甫流稽古へ見物旁二出ル、辻清人入来之由

○四日、甲寅、曇、微雨、後晴、例時出勤、夕七半時過退、今日御騎筒之衆不残御呼

寄、無屹弓術業前御覽被遊候二付、為挨拶罷出、且見物も仕ル也、夕木野一馬・水谷

又左衛門殿・森岡姑婦幟見二入来、酒を出し饗ス、藤川每登殿閉門今夕御免被仰出、

吉左衛門・正大夫も同断也、若殿様当年初而御帰国之義先月十一日殿様方御老中御用番

松平伊賀守様へ御先手衆之内御頼二而御願書被差出候处、同十九日御両殿様御登城、於

御前御願之通御暇被仰出、且御拝領物等も御先格之通被遊、依之同月廿八日江戸御発駕

人有之也、其余矢数三十(虫損)

五寸の二本ツ、御覽被遊

也、右印者山下(多八郎)・久保田(權左衛門)・

神尾(源兵衛)・伴(兵左衛門)・小篠之門人也

四日

夏至

同日、幾三郎少々氣候二

感候歟、夜前以来熱氣有之、

咳甚敷致難義候故、松本良

伯申遣治を乞、此節流行事二

而、格別之事二者無之由申也

五日夕

御茶

点心

十日

周防様・高謙院様・於霜殿

遠江様水主町御下屋敷へ出

羽様・御両所様御招二而御

出被遊候由、与三右衛門御

供二罷越、御慰二御家来中

狂言并能立杯有之、其後者三

絃、子供之身振杯有之候由

也

於江戸御用達所詰御小姓

被遊、東海道・美濃路御旅行被遊、御滯不被為在候得共、来ル廿五日御帰城被遊候筈之旨、

此間御年寄衆方御連手紙二而被申上候由、并二先月廿日東叡山火之御番松平陸奥守様御

代り被為蒙仰候由也

○五日、乙卯、晴、向暑、早朝麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、其外御方々

様江も如例御祝詞申上、尤出衛様二者御風邪被成御坐候候由二而御目見者無之、星野正

大夫父子閉門明見舞遣候謝入来、夕堀尾眠石・岩崎常介困碁二入来、佐藤与三右衛門も

見物二招、幾三郎初幟之祝意酒を饗ス、森岡万之進・星野正大夫・長喜大夫・小倉甚右

衛門も来、酒を饗ス、当時之義故、構而之客者不致、真之困碁二托候而祝酒を出入、夜

辻清人夫婦来、右同断、於梅者宿ス、其外出入之者少々来也、尤清人者今朝も来、甚右

衛門並二長喜三太も来也、今朝松本良伯来診

○六日、丙辰、晴、向暑、例時出勤、夕八時退、松本良伯来診、家小も今晚以来腹痛甚敷、

吐瀉二相成候故診を乞、藥を恵、是又氣候之事与申、夜辻方迎差越、お梅帰ル、星野正

大夫・小倉甚右衛門昨日之謝二来、夜長喜三太来話

○七日、丁巳、雨、常称廟御祥月二付朝西向寺へ参、朝素読所会読江出席、直二出勤、

夕八時退、夜辻方迎之下女差越、於梅帰ル、千代吉も付遣ス也、清人迎二来候筈之処、

腹痛二而難義之由、得不来

○八日、戊午、晴、朝有霧、薄暑、葛衣可也、堀尾・岩崎へ行、夫方神田八幡宮へ参、白

島二而松本・永井・藤川・辻へ節句到来物之謝二行、辻二而被留、日中を避帰ル、酒飯出ル、

菅馬之進へも先達而竹子到来且紅梅所望之謝二寄也、南之御屋敷二而此間御妾腹之御女

組影山盛人殿切腹自滅被致候由、此度若殿様初而御入国之砌、御供建等格外之御省略御取組有之候処、又々俄二御様子替り、御供増等二相成、右等之訳合二而不相濟事二相成、自滅有之趣風説也、未正説を不聞

十四日夜九時

月蝕皆既

雲も有之候へ共時々能見ゆる也

十五日、御騎馬筒之衆人名左之通

小島熊之進殿

下田弥門殿

妻木豊蔵殿

田中幸之丞殿

小島孫六殿

石寺万之丞殿

中島久米吉殿

馬田万次郎殿

中村為次郎殿

真柄孫次郎殿

以上十四人、外二四人在

子様御誕生、御名於菊殿(於兼力)与被成御付候由也、御腹者京師浅尾彦造娘之由也

○九日、己未、曇、向暑過暑中、蒸気甚、例時出勤、九半時退、松本玄順入来、同良伯も来、幾三郎邪氣之方者颯破離与宜敷様二申、何分咳嗽兎角強く困る也、今朝藤川每登殿御入来

○十日、庚申、曇又晴、蒸気甚、朝御内密稽古二付御裏へ出ル、四半時頃相濟、直二出勤、夕八時前退

○十一日、辛酉、曇、夕雷鳴数声、暴雨、蒸気大紓、朝桑原吉郎二入来、梅子之義尋有之、昨年約束致置候処頓失念致居、此間皆々剥し外へ遣候付、其段及挨拶也

○十二日、壬戌、晴、涼、例時出勤、夕八時過退、此朝辻清人入来、同人父並次義近来兎角多病二付出勤事懶存候二付、退隠願差出度内存有之候由二而相談有之也

○十三日、癸亥、晴或曇、蒸、朝素読講釈へ出席、直二出勤、夕八時前退

○十四日、甲子、晴或曇、蒸、朝神尾源兵衛殿入来、謁ス、良暫被咄、弓道之達人紀州御藩中高木尚三郎応心斎此節同方二逗留罷在、弓道指南被受候由、何分於弓道者年来心を竭、日本国中大半遍歴致し、古実等何も能心得居候もの二而、年来七十有余之老人之由、就夫御当家様御家来中二も忝両輩御附被置、稽古被仰付候ハ、往々御家之御重宝二可相成与の厚志二而、段々内密被咄候義有之也、紀州侯之御家老久野丹波守殿応心斎之像(徳川慶福)自画賛并先年応心斎南都一乘院宮様震殿之御庭前二於て郷射礼之式上覧二奉入候節之図(純固)記等も持参、見せらる、御上へ御覧二出ス也、此節者同方於稽古場犬追物之下稽古、指矢之稽古等被試候由之咄也、佐藤与三右衛門節句之謝入来

江戸、差合・痛所等二而
不被罷出也

〔十七日、右断断〕

成田七郎左衛門殿

臼井左平太殿

大橋大之進殿

村井喜大夫殿

小池大五郎殿

薬師寺俊介殿

痛所 日比百次郎殿

成田藏之丞殿

梶川熊三郎殿

安宅三五郎殿

近藤源五郎殿

佐瀬八弥殿

有浦滝登殿

伊藤静太郎殿

以上十四人之内、一人痛所二而不被出、今日者中り殊外好、四寸六十五玉二而中り六十一玉、星五十七玉也、小角壹寸・

式寸も中り好候也

〔八日於江戸〕

○十五日、乙丑、晴、炎氣如暑中、〔例時出勤、今日自由齋流炮術奥弥右衛門殿門人御騎馬筒之衆業、先日弓術之振合二而御一覽被遊候二付挨拶二罷出、直御射場へ相詰見物いたす也、夕七時過相濟、〔朝森岡万之進・辻清人入来、〔朝之内佐藤与三右衛門・小倉甚右衛門へ節句前到来物之謝二行、湯川新太郎留守を訪、此度金子徳之助殿若殿様御供二而被帰二付、同人も付還候由也、〔夜半雨、雷一声

○十六日、丙寅、雨、後罷夕晴、〔朝妙慶院へ参詣、先達而同寺知事方家来宛之紙面二而、同寺開山以来由緒も有之候而、廿五菩薩来迎仏之尊像古来有来候処、先年過半致焼失、其故従来之志願二而今度修覆再建造立致、依之且家中先祖追善法要相勤、回向致候間、差間も無之候ハ、参堂之上、拈香致候様案内申越、日取者十三日と十七日迄開眼供養、十八日奉請入仏遷坐法要、十九日頓瀉法要来迎賛式之由、右二付今朝参詣之砌和尚へ逢、致挨拶、寸志一封銀式勿贈之也、其節和尚咄二、右廿五菩薩者古庭秀院様之御寄附二而、惣槻三間四面之菩薩堂も御一建立二而本堂前二有之候処、宝曆八年之大火二焼失、其後者堂無之候故、地藏堂内二仮ニ安置有之、然処享和中本堂自火二而焼失之砌、十四体者京師へ修覆ニ参居、十一体者最早修覆調候而京師より居、本堂後二収有之候故及焼失、其以来仕足未相調候処、此度年来之志願相達、致大慶候由、右様之訳合故、明十七日庭秀院様御祥月を開眼之結願ニ当候様二日取を致、依之明日者庭秀院様江も御回向奉申上候所存之由咄有之、彼是篤厚之事共也、右菩薩堂庭秀院様之御建立与申事者過去帳二も委敷有之由、予二者宝曆焼失之節之扣を見せらる、也、〔例時出勤、夕八半時退、〔今朝松本良伯来診之由

一遠慮 松尾助之丞殿

右町方借金返濟滞候二付、

金主方及公訴、尤一ト口

者身前分借返弁相濟居候へ

共、公辺へ御名ヲ出し候段

達御聽、不埒二付

十九日

一知行高百三十石

十介跡目

進藤彦兵衛殿

一御切米三十二石

栄次郎跡目

波田益登殿

一七人扶持

玄龍跡目

井関玄達老

廿三日

一御奥詰

薬師寺彦吉殿

沢井千太郎殿

今中栄次郎殿

一御切米三拾石

兵衛跡目

須田権三郎殿

一同式十石

○十七日、丁卯、晴、有清風、今日外記流炮術井上権之丞殿門人御役之衆被罷出、業前御

一覽被遊候故、先日之如罷出、夕七半時頃相濟、退、幾三郎夜中咳甚數困ル

○十八日、戊辰、曇時々雨、蒸、朝素読所会読江出席、夫方直二出勤、夕八時退、夕

堀尾方吉田藤馬困基二来候由二而予二も参候様二申来、行、酒鮓出ル、藤馬基予与凡敵

手也、深更帰ル

○十九日、己巳、晴、暑し、有蒸氣、朝松本良伯来診、幾三郎咳兎角難止、此間以来者夜

中別而困候故、孰そ外医へ乞診試候而者いか、可有之哉与及相談候処、至極可然旨良伯申

也、例時出勤、夕八時前退、夕六丁目御館へ為伺御機嫌罷出ル、帰かけ森岡へ寄、酒

を出ス、慈君妙慶院へ御参詣、森岡へ卒与御寄、御戻りかけ辻へ御出被成、同方二達而

留候由二而御宿し被成也

○廿日、庚午、晴、暑し、来ル廿一日・廿二日麗照院様三回御忌於海蔵寺御法事有之、仍

而今日海蔵寺御非時二御招有之、四時麻上下着罷出、於御奥御内廟御回向中落間へ席詰仕、

海蔵寺へも前後挨拶二出ル也、九半時頃相濟退、夕坂本玄英を呼、幾三郎診を乞、物体

者殊外丈夫、何も申分氣者無之、畢竟少々風邪之熱残り居、肺へ入、咳を生候なるへし、

依て惺々散^(連方)芩蓮を用候ハ、速二咳も止可申与考候趣申也、玄英者天神町二住居之町医也、

至而功者二療治致候由故、右之通乞診也、木野之方小兒近来皆同人療治也、夜慈君辻方

御帰被成

○廿一日、辛未、晴、炎感烈、朝例時出勤、夕八時前退、今御用向有之、神尾源兵衛殿へ行、

謁ス、今日於海蔵寺御逮夜御法事周防様御詰被遊候由、御用掛雅登相詰也、幾三郎今

弥五左衛門跡目

保田覚之助殿

一尾長村下屋敷被
召上

久保田 蔀殿

下屋敷実者近来町方御歩行
目付中村彦助売受、当時同
人跡常次郎所持致居候所、
畢竟右彦助分限不相応之奢
侈を致、山屋敷杯所持之義
甚不埒之趣二相聞、右様被
召上候事之由、当時御役筋
二居候御歩行組・番組等都
而右様之風義二而、其实皆
公物ヲ掠、町人・百姓之賄
賂を貪、分限不相応之驕を
為候義、此節專御手入有之、
就而者役を被取上候者も数
人有之由也

〔廿八日、御用〕

〔知行高百石
三ツ三歩成〕

兵左衛門家督
由良助三郎

日者大分気輕、咳も間遠キ方二相成也、〔夕松本良伯来診〕

○廿二日、壬申、晴、炎威甚、〔朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時前退、〔退出後西向寺へ参、〔今日海蔵寺へ旦那様・出衛様御詰被遊候由也、〔夕御奥通り、今日御法事二付御茶の子頂戴被仰付也〕

○廿三日、癸酉、晴、炎氣酷烈、如大暑、〔御用向有之、朝之内卒与出勤、〔夜半雨一過〕

○廿四日、甲戌、晴、炎威倍酷、〔例時出勤、夕八時過退〕

○廿五日、乙亥、快晴、朝有涼風、午炎熱、〔例時出勤、夕八時前退、〔湯川新太郎夜前從江戸無滞致歸着候由二付使を以飲申遣ス、後新太郎入来之由、〔朝松本良伯来診、〔若殿様夜前海田市御泊、今朝三本松六時御供揃二而、四ツ時過御着城被遊候由、旦那様為御迎殿様之通八丁堀へ御出被遊、其後御登城被成、御目見被遊、御盃御頂戴被遊、其外何も殿様之通之由也、〔殿様江戸御往来者近年稠敷御省略二而、御供も大二御減二候へ共、此度者御初而之御入国故、御供建も余程御人増二而、御目付道具も為御持被成候由、尤御鉄炮者無之、惣体着服も近来都而綿服二候へ共、此度者片絹布与申事也、御年寄二川清記殿供建等者矢張略し二而对道具等者無之由也、〔慈君御着城為拜見矢野源内方格子へ堀尾家内二被誘御出被成、酒飯を出候由、〔今日退出掛御奥御鎮守天満宮へ拜参、〔幾三郎昨今者大二咳も輕相成、気輕也〕

○廿六日、丙子、晴、炎熱、〔夏岳君百五十回御忌御相当二付妙慶院へ早朝参詣、〔今日為御帰国御歡惣登城有之、旦那様御登城被遊候由〕

○廿七日、丁丑、快晴、炎熱、〔朝素読所会読へ出席、直二出勤、九半時退出、〔朝辻清人

願之通隱居

由良兵左衛門

〔知行百石、御馬
回筆頭与力也〕

〔女中江
召出、被下物並之通〕

山田讚右衛門娘
のふ

〔廿五日、於江戸〕

一御役御免

倉西繁十郎殿

一御目付

右同人

入来

○廿八日、戊寅、晴、炎熱、朝清風、〔例時出勤、夕八時退、〕慈君夕方蔵田喜一郎病氣を御訪、夫方波多野権祐方へ御出被成、同方二而酒飯を出候由、喜一郎病氣兎角不出来之由也

○廿九日、己卯、晴、炎威如昨、〔麗照院様御法事前海蔵寺へ〕拝参可仕与存居候処、兎角差閏不能其義候故、今朝拝参仕ル、尤佐藤与三右衛門同伴、船二而参ル、下山掛隱居之寮をも訪也、和尚へ者先達而入院御礼濟候節扇子持参之謝意、昆布料壺封贈之也

〔廿七日、於江戸〕

一遠慮御免

松尾助之丞殿

六月 大小

〔三日〕

土用入

九時八歩

〔同日、董其昌書、〕豎物掛

軸一幅、文字左之通

借箸張文成

投壺祭征虜

悠々枕麴徒

不上蓮花府

○朔日、庚辰、晴、炎熱、〔当月予月番也、〕今日方若殿様御入国初而御礼被為受候二付、

六半時御登城被遊、依之早朝罷出ル、一応退、無程出仕、九時前退、今日方諸役所早出也、

〔湯川新太郎先達歸着之歡二行也〕

○二日、辛巳、晴或曇、熱、〔御登城二付早朝出仕、無程退、〕朝桑原吉郎二江節句前到来

物之謝二行、平野藤吉郎へも同断、夫方木野・水谷へ見舞、歸ル、〔昨夕幾三郎北御部屋へ〕罷出、御团扇、御細工之貝張頂戴仕、今夕も出ル也

○三日、壬午、曇、雨はらつく、後晴、炎熱、〔今日九時八歩土用入也、〕御登城二付早朝罷出ル、一応退、素読所講釈へ出、猶又出勤、九時過退、〔夕北御部屋へ〕昨日幾三郎頂戴

、似又超詞丈

正 董其昌

右沢三石老所蔵之由也、似
字之上一字忘之

左之通

、旧作之二字也

〔四日

御小姓組並

御切米八石

式人扶持

新右衛門跡目

真野謚五郎

〔六日、當時与力人名如左

佐藤与三右衛門

吉田与一右衛門

深江静衛

水上源之丞

藤川每登

喜真太

八木十兵衛

牧野平司

名倉求馬

片岡弘

宮崎藤九郎

物之御受ニ罷出、〔出衛様一昨夕々字品澳へ鱸釣ニ御出、今日御帰被成、鱸大小六十本許

も御釣せ被成候由、予へも耆頭御取わけ頂戴仕ル也、大河之漁者御雇ニ而船式艘參候由也、

〔夕湯川新太郎を招、江戸話を聴、大島五兵衛も相手ニ呼也、酒鮓を饗、入夜迄咄、段々

奇話を聴也、何分金子徳之助殿経義ニ於てハ当時江戸ニ而も殊外高名、外ニ比並者無之、

在府中聖堂塾生廿輩余も日々来学候者有之由、且当若殿様殊外御聡明ニ被成御坐、徳之

助殿專御懇意被遊、御学事も余程被為出来候由、御儒者ニ而右様御懇意ハ唯今迄徳之助

殿如キハ類稀成事之由、畢竟姫君様殊外御賢明ニ被為在、徳之助殿甚御信仰被為在、此

度御供ニ而被罷帰候も、全姫君様御頼ニ依て之事之由、誠ニ結構之事共也、〔去ル朔日沢

三石老々出衛様へ御覧ニ被差出候由董其昌真跡之掛軸を視事を得たり、絶好驚目候也

○四日、癸未、晴、炎暑、夕快雨一霎、後蒸、〔御登城ニ付早朝出勤、一応退、猶又出仕、

九時過退

○五日、甲申、晴、炎蒸、〔朝御城中之口へ御使者出候ニ付出仕、〔東城与力中昨夕到着之

由ニ而、宮崎藤九郎・片岡弘入来、謁ス、深江静衛・水上源之丞・牧野平司入来申置帰

候由

○六日、乙酉、晴、炎熱難堪、〔与力御礼有之、御登城被遊候ニ付早朝出勤、九時過退、与

力御礼何茂首尾好申上、御熨斗も頂戴仕候由也、吉田与一右衛門不快ニ而煩、由良助三

郎殿様江之御礼未済候由、不罷出、其余十人皆々罷出候也、〔宮崎藤九郎御礼退出掛招、

如例酒飯を饗、夕迄被咄、〔於江戸先月廿二日晝八時過、西御丸御広式長局々出火、追々

燒募、西御丸御表御奥御殿向不殘炎上、右大将様早速御本丸へ御立退被遊、右ニ付御上

(徳川家祥)

(二の丸)

千賀直三郎
由良助三郎

六日夕

酒肴

井瓜もみ
魚

大盆

八寸玉ふ
魚しゐたけ

鉢 鯛煎付

膳

汁うすみそ
蛤

皿 鱻煮浸し

飯 香物

同日

一御先手者頭

山田他人丞殿

御馬回ら

一御勘定奉行

菅平角殿

御側詰ら

屋敷御間近ニ被為在候へ共、^(者力)殿様・姫君様御立退、御供揃ニも不至、益御機嫌好被成御

坐候旨御年寄衆ら被申上候由也、右西之御丸者去ル天保九年御焼失有之、当年ニ而九年振、
恐入候事也

○七日、丙戌、晴或曇、夕雨、夜涼、朝素読所会読へ出席、直ニ^(勤力)出席、九時過退、水上源之丞・
片岡弘・宮崎藤九郎明朝出立、東城江帰候由、御用向差湊不能訪、使を以暇乞申遣ス也、

西向寺江代参^(永野)千代吉為参

○八日、丁亥、晴、朝有涼風、島本甚内殿父子并棒火矢方之衆今朝被罷、於御馬見所矢製
之業御一覽被遊也、仍而為挨拶予出ル、周防様ニも為御一覽御出被遊候付、於御次御機
嫌相伺也、極夕深江静衛旅宿ヲ訪、夜中迄咄ス

○九日、戊子、曇、蒸熱、例時出勤、九半時退、夜堀尾へ囲碁ニ行、夜雷鳴、雨大降

○十日、己丑、晴或曇、涼、例時出勤、九時過退、夜豪雨

○十一日、庚寅、快晴、快涼、朝辻清人・深江静衛入来、静衛明後日引取候由、夕為伺
御機嫌罷出、夜万之進来、酒を出ス、夕佐々木定馬來

○十二日、辛卯、快晴、朝夕有涼風、例時出勤、九時頃退、波多野権祐入来、同人姉松
田謙藏方江来ル十六日・十八日之内御供船一見ニ家内何れ茂同伴可参与申来候由、夜辻
清人入来、弥明十三日同姓並次退隱願書差出候積之旨申聞也、夕堀尾眠石・岩崎常介
入来、囲碁

○十三日、壬辰、晴、朝有涼風、午後熱、朝素読所講釈へ出席、直ニ出席、九時前退、今
日島本甚内殿方棒火箭有之、周防様・豊後様・出衛様川下へ御出掛御立寄被遊候御振ニ

一御普請奉行

寺川次左衛門殿

御目付方

一御目付

箕浦新八殿

一三人扶持

元龜跡目

渡辺三哲老

〔十六日

貞善童女三十三回忌相当之所失念、廿四日二回向相頼候事

〔十日

一知行高百三十石

半左衛門跡目

阿部文三郎殿

〔十六日、当年者嚴島祭礼御供船十八艘出、全体旅人在中之出も多、殊外町中も賑敷由也

而御出、御一覽被遊候由、場所者江波島二之御小屋也

○十四日、癸巳、晴、朝有涼風、午後熱、〔朝為伺御機嫌罷出、夫方六丁目御館へ同断罷出ル、森岡へ寄、昼飯出ル、原要人殿先達而江戸帰着之歎、牧野平司逗留中見舞二行、帰ル、阪本玄英へも先達而之謝二行、〔松本良伯入来之由

○十五日、甲午、晴、朝有涼風、後炎熱、〔例時出勤、九時過退、〔上野彦三郎暑中見舞、中山千太同来

○十六日、乙未、晴、炎熱、〔早朝妙慶院へ参、帰掛西向寺へも参、貞善童女祥月也、〔夜前四ツ時比京橋落、橋上之遊人数十人水中江陥、大変二有之候由、畢竟京橋町・三軒紺屋・堀川町杯之御供船夜前方浮候処、見物成群集頗橋上ニ充滿し、夫か為二橋柱一本水際壹尺許上方折、橋南方江傾倒レ、其通り二居候見物人悉入水、怪我人余程有之、尤差向死人者無之様子ニ相見候由、定而橋柱朽居候様之事ニ而も可有之、何様珍事也、幸潮有之、月者明也、遊船数艘有之、彼是二而不残命を失二不至候由、尤甘酒・砂糖湯壳等之荷覆り、数湯火傷致候もの有之由也、〔堀田求馬殿入来有之、謁ス、〔例時出勤、九時前退

○十七日、丙申、晴、暑威嚴酷、夕西方雷鳴、〔朝蔵田喜一郎病氣を訪、辻並次退隠願書出候を訪、藤川へ見舞、永井佐次馬養子内約濟為知有之、挨拶二行、〔為伺御機嫌罷出ル、〔夕堀尾へ囲碁ニ被招行、夕酒出ル

○十八日、丁酉、暑氣嚴酷、快晴、〔兼約二付慈君早朝方遠江様御中屋敷内松田謙蔵方御出被成、家小・幾三郎も参ル、右二付留守中永野武八郎を頼、朝方来、〔朝素読所講积会読へ出席、直ニ出勤、九時前退、〔夕辻清人入来、明日同方父子共御用召之由也、〔慈君其

十九日、御用召

願之通隠居

辻並次

御側詰也

御用達
御膳番兼帶

菅馬之進

御見小姓方

知行高百拾五石
同姓並次家督

辻清人

但御見小姓勤向其儘也

御見小姓

吉本恒之丞

御次詰方

書院台所詰
筆頭

由良保人

白島明御多門御貸し
被下

右同人

御次詰加り

大崎和三郎

真野謚五郎

外入夜帰

○十九日、戊戌、晴、炎熱、例時出勤、九時頃退、慈君朝方辻江御出、御宿被成、辻清

人同姓並次願之通隠居、家督結構被仰付候為吹聴来、今日御用召数人有之、如頭書

○廿日、己亥、晴又曇、有風、熱蒸甚、夜中不堪快寝、慈君夜辻方御帰被成、家小今暁

以来吐瀉二而大二難義致ス、依て松本良伯を迎、診を乞、全中暑之事与申、葉を恵、食

氣無之、乳汁出少く候故、夜中田中実五郎妻を頼、夜中宿し、幾三郎二乳を為飲呉る也、

予も今暁以来腹瀉甚、困、一時之事也、朝為伺御機嫌罷出ル

○廿一日、庚子、曇、風吹、至夕転甚、不至暴、夜更漸止、蒸、例時出勤、九時退、今

晩も実五郎妻来宿

○廿二日、辛丑、晴、涼、立秋、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、九時過退、夕西向寺

へ参、夫方辻並次へ隠居家督之飲二行、祝酒出ル、吉本繁右衛門へも恒之丞御見小姓被

仰付候飲二行、昨日之補、山田讚右衛門病氣不相勝由為知越、早速見舞使遣、尚■訪

之、実者死去之由、無程披露為知差越、一昨年来之病氣、押而出勤者致居候へ共、先達

以来猶又引籠、難儀之様子二有之候処、兩三日中暑二而困り、今朝以来俄二差重り候由、

当年五拾八歳之由也、夜同方葬式、家来本覚寺へ遣し葬二会せしむ

○廿三日、壬寅、晴、朝涼、後熱、朝松本良伯来診、為伺御機嫌罷出ル、森岡万之進来、

明後日周防様御供二而嚴島へ参候由、当月十六日貞善童女三十三回忌相当之处、当春し

らへ落二而不心付、昨日西向寺墓参之節住持右之趣申聞候二付、明朝回向致呉候様今日

頼遣し、備物も為持遣、且墓所者先妣君御合墓二相成居候故、戒名・年月日程磨、うる

廿二日

立秋

廿三日

貞善童女三十三回忌二付西

向寺備

経料 銀三匁

鉢米 精式升

以上

廿四日、御備

饅

ひくわし

煎餅

御鉢

夕 御茶

青豆飯

十八日

一知行高式百七拾石

武左衛門跡目

本多庫人殿

一御切米式拾八石

弥太郎跡目

松原文之進殿

しを入させる也

○廿四日、癸卯、晴、炎熱、西向寺へ今朝千代吉代参、回向中詰、焼香為致也、例時出勤、九時退、左之趣御移檄出ル也

旧札并綿座切手共来ル八月中限り御引替之事

但限月過候而者通用停止之事

○廿五日、甲辰、晴、残炎烈、夕遠雷、例時出勤、九時退、八木喜真太・山県兵太郎・

井口喜久馬入来、辻清人此間之謝入来、夜岩崎およし来、佐藤益之丞妻三回忌之由二

付、朝興禪寺へ千代吉代参申付

○廿六日、乙巳、晴、残炎烈、朝為伺御機嫌罷出、山田多喜登江喪中見舞二行、湯川新太

郎へ江戸土産之謝、小倉甚右衛門江先日頃度々見舞之謝二行、夕堀尾眠石入来、囲碁

○廿七日、丙午、晴、残暑厳酷也、朝素読所会読へ出席、直二出勤、九時退、山田多喜

登方当座法事二付朝本覚寺へ千代吉代参、法事中為詰、西向寺へも為参也、夕坪内久米

之助へ悔二行、木野・水谷へ見舞、両家二而酒出、木野一馬妻此間以来中暑二而散々難

儀之由也、水谷二而夜迄咄帰ル、夜御馬場中狐号呼数声曉二至也

○廿八日、丁未、晴、残炎難堪、夜中蒸気如坐甌中、例時出勤、九時退、吉本繁右衛門

此間歡二行候謝入来、夕堀尾へ行、囲碁、入夜帰ル、周防様今夕巖島被為入候由

○廿九日、戊申、晴、残炎如燬、為伺御機嫌朝之内罷出ル、佐藤益之丞法事之節代参之

謝入来、夜中森岡万之進昨夕御供二而巖島罷帰候由二而来、夜木野へ見舞千代吉遣ス、

追々快方之由也

廿四日

一知行高三百十五石

主礼跡目

竹腰兵衛殿

一同百三十石

盛登跡目

影山富之丞殿

朔日

一御中小姓頭

堀江太左衛門殿

御歩行頭ふ

一新組御者頭

伊藤庄七殿

一御銀奉行

小堺求馬殿

七月(大九)小

○朔日、己酉、晴、残炎如燬、夜中蒸氣甚、朝辻清人来、例時出勤、昼九時前退、夕堀尾眠石・岩崎常介入来、困棊

○二日、庚戌、曇雨、夕風暴、涼、朝辻清人入来、世帯向之事二付有内談、夕風頗猛、案外速二止也、尤御館廻屋根者所々風損有之候由、渡辺四郎右衛門来

○三日、辛亥、晴、涼、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、八時頃退、夕六丁目御館へ為伺御機嫌罷出ル、周防様此間御中暑之御気味二而御困被遊候由二候へ共、今日者御快、御床も御払被遊候由、御目見も被仰付也、帰り森岡へ見舞、酒を出ス、暮頃帰、幾三郎両三日腹合悪敷二付、今朝松本良伯診を乞、当分事之由申、薬を投

○四日、壬子、残暑紓也、例時出勤、九時頃退、朝辻清人来、夜渡辺四郎右衛門来話

○五日、癸丑、晴、残暑、朝小倉甚右衛門来、午後渡辺四郎右衛門来ル

○六日、甲寅、晴、残炎、蒸、例時出勤、九時頃退

○七日、乙卯、晴、残炎甚、麻上下着、六半時出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、其外御方々様御祝詞如例夫々申上、辻清人・森岡万之進為祝詞入来、万之進者夕迄話ス、酒飯出ス、午後堀尾眠石・岩崎常介困基入来、夕茶飯并酒を饗ス、長喜三太も来ル、西向寺へ千代吉為參也

○八日、丙辰、晴或曇、蒸氣甚、夜雨少降

○九日、丁巳、晴或曇、涼、例時出勤、九時過退、田中栄作当春病後初而来ル、左之手足今以不叶二而纔二步行出来候位也、言語も少し六ヶ敷方也、夜平野藤吉郎来、暫咄、慈君夜妙慶院観音へ御參被成

○十日、戊午、雨、涼意如深秋、例時出勤、九半時退、朝辻清人入来

○十一日、己未、雨、涼、或欲晴終不晴

○十二日、庚申、雨、涼、又蒸、朝森岡万之進來、例時出勤、九時過退、夕遠雷、将晴不晴、夜蒸

○十三日、辛酉、晴、残炎有蒸氣、夕又雨、夜中妙慶院・西向寺へ千代吉を為參、燈籠を為点也、一緒内其外師家・知音之寺江も今昼千代吉を為參、燈籠を呈スル也、永井佐次馬養子仲之助義此間引越候由二而来ル、通し而謁ス、尤辻清人同道二而来ル也、今朝之事也

○十四日、壬戌、曇後晴、炎暑、夜西向寺・妙慶院江參、燈を点、寺僧へ如例年壺封ツ、相贈、其外本照寺・禅林寺・興徳寺・西蓮寺等江も參ル也

○十五日、癸亥、曇後晴、残炎甚、早朝海藏寺江拝參、帰りかけ本覚寺・清住寺江參帰ル、午

十二日

一御勘定所吟味役

河原林久之進殿

一浦辺御藏奉行

薬師寺小兵衛殿

谷崎清之丞殿

吟味役方

大柿忠次郎殿

御中小姓方

一浦辺御藏奉行御免

菅生藤之進殿

一伏見御屋敷番

上野田権藏殿

十五日、国泰寺方丈得翁和尚遷化之由也

得翁和尚当時者大道与申

候由也

十七日

二百十日

後堀尾へ囲碁二行、岩崎常介会、酒も出ル、夜慈君両寺へ御参り、夫が辻へ御出、御宿し被成、松本良伯来診、幾三郎弥快由申候由

○十六日、甲子、晴、残炎烈し、朝例時出勤、夕九時過退、下女暇を乞、遣ス、依右無人二而今日妙慶院へ参詣不能也、夜慈君辻方御戻り被成

○十七日、乙丑、晴、残炎烈、大柿忠次郎殿方浦辺御藏奉行被仰付候由、去ル十二日之日付二而為知有之也、幾三郎去ル十四日初誕生二候処、孟蘭盆中二付今日内輪限り祝ひ遣ス、夜栄作方家内不残呼、酒飯を饗ス、折柄辻清人来、同断、京師貫名先生方昨夕先月朔日登し之分浄書返ル、今日二百十日二候得共天色澄然、稻綿諸作殊外見事二候由

○十八日、丙寅、晴、残炎甚、蒸氣強、朝素読所会読へ出席、直二出勤、九時頃退、下女を抱、古江村百姓甚五与云者之妹也、前田吉右衛門口入也、夕森岡万之進入来、昨夕之残酒を饗ス、折柄渡辺四郎右衛門も来、話ス

○十九日、丁卯、晴、残炎甚、例時出勤、九時前退、千代吉昨夕方下宿、今夕帰ル、夜堀尾眠石・岩崎常介入来、囲碁

○廿日、戊辰、晴、朝有涼風、午後熱、曇、風吹、朝六町目御館へ為伺御機嫌罷出、森岡へ寄、妙慶院へ参、大柿忠次郎殿へ先日為知之飲二行、永井佐次馬江養子飲、菅馬之進へ御役成飲二行、辻へ見舞、午鼓頃帰ル、小倉甚右衛門入来之由

○廿一日、己巳、曇、風吹、涼、夜風漸暴也、但北吹故不至折樹枝、例時出勤、九時前退
○廿二日、庚午、曇、余風未罷、蒸、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、九時過退、退出後西向寺へ参、岩崎・小倉へ盆前之謝二行

廿四日

切米式石

式人扶持

足輕組御抱

庫助跡

吉本栄次

刀差組也

同日

白露節

同日

一御切米三拾石

嘉大夫跡目

生熊庫人殿

○廿三日、辛未、晴、新涼、上田公相図今日昼打揚水主町下葭島ニ而有之由、佐藤与三右

衛門ニ被誘、船ニ而一覽ニ行、夜亥鼓前帰ル、殊外御手際ニ出来、致感心也、元家来岩

崎愛次、同下女まさ来候由

○廿四日、壬申、晴、新涼、例時出勤、九時過退、夕辻下女来ル、長喜三太来、午後

雨一霎過

○廿五日、癸酉、晴、涼、例時出勤、九時過退、夕又御用向有之、御武具役所江出ル、朝

辻清人・永井仲之助来

○廿六日、甲戌、晴、涼、今夕夜中江掛、白島中河原ニ於て、遠江様之内相図有之由ニ而、

辻・藤川方見物ニ参候様案内有之候故夕方参ル、兩家ニ而有饗、水谷又左衛門殿ニも御

出被成也、相図手際能候得共、此間上田公之方者劣ル也

○廿七日、乙亥、晴、涼、朝素読所会読へ出席、直ニ出勤、九時過退、西向寺へ千代吉

為参也

○廿八日、丙子、曇、涼、例時出勤、九時過退、森岡万之進來

○廿九日、丁丑、曇、又残暑

○卅日、戊寅、晴、残暑、蒸、例時出勤、九時過退、上方筋去ル廿一日二日大風雨之由ニ而、

左之通田中屋方申出候之由也 田中屋者京・大坂飛脚宿也

当月廿一日午中刻方大坂表大北東風ニ而大荒吹ニ相成、人家瓦を飛し、一統心配罷在

候所、廿二日卯刻頃方大風雨殊外厳しく、辰中刻比方巽風ニ吹回し、田畑大荒、然処

江州辺大荒吹与相見、北風ニ而湖水吹出候哉、大坂川々一夜之中ニ壺丈余之出水、川

筋道端往来難出来、城州木津川出水、才目村橋本江水上り、樋之上百廿間程切れ、淀

堤六七ヶ所并二八番与申処切込、枚方宿水上り、家居壁落、鳥籠同様二相成候趣、淀

下鳥羽海道愛宿与申所切、下鳥羽海道大仏下家七八軒切流し、京都加茂川大水にて、

三条・五条大橋落申候

右之外当年者播州路旱魃、北国筋者水損与申様之事二而、作毛殊外不出来之由、然ルに当御国者何も只今迄者無難豊作之趣二相聞、恐悦之事也、備中玉島も旱魃二而綿不作、依之此砌綿価日々貴騰いたし候由也

八月 小

○朔日、己卯、晴、秋暑強、早朝麻上下着、為御祝詞罷出、御登城前御祝詞申上、其外御方々様夫々如例御祝詞申上ル也、森岡万之進・辻清人為祝詞入来、祝酒を饗ス、夕堀尾へ囲碁二行、酒出ル、鱸兵馬為時候見舞入来之由、湯川新太郎方明人孔貞運之書掛軸を見せる、売物之由、孔貞運者明朝賢夫夫之由、書家二者あらされ共、書相応二見事也、七律之詩一章書し有之也

○二日、庚辰、晴、涼

○三日、辛巳、晴、涼、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時前退、辻清人入来、今夕弥右衛門奥先生之相図有之由、見二参候様二申、夕見二行、酒出ル、相図者感心二あらず、却而先達而之遠州公・上田公之相図勝候様被考也、於梅来宿、予伴帰ル也

○四日、壬午、晴、涼、例時出勤、九半時退、少々感冒之気味二而夜早臥

九日早晨

す和会

御皿

蓮根
菑蕪
油揚
白芋茎
香茸

澄

御汁

結湯波
凍菑蕪
茗荷子

煉鼓

御坪

銀杏
玉麩
岩茸

御飯

御香物

御平

油揚
牛房
里芋
椎茸
白芋茎
輪柚子

御菓子

卷煎餅
吹寄
葡萄・棗

○五日、癸未、晴或曇、雨はらつく、又晴、(佐藤)与三右衛門周防様御供二而川上へ参候二付、

為伺御機嫌罷出、夕方辻並次来、酒鮮を饗ス、夜於梅一緒二帰ル、下女も迎二来也、周防様方今日之御獵之由二而記月魚七頭頂戴被仰付、八木野右衛門方夜中為持来、御請返書二申出ル也

○六日、甲申、晴、涼甚、朝御乗馬二付友鶴之御馬拝借仕候様被仰出、罷出ル、例時出勤、九半時退、夕湯川新太郎来話

○七日、乙酉、晴、涼深、朝冷、朝素読所へ出席、直二出勤、九半時頃退、夕西向寺へ参、森岡後室不快を訪、木野へ中元祝義之謝二行、水谷へ見舞、深更迄咄帰ル、木野・水谷二而酒出ル、山田多喜登へも朦中見舞且此間茶贈来候謝二行、出衛様昨日川下へ御出被成御獵之由二而イダ・チヌ一尾ツ、頂戴被仰付也

○八日、丙戌、晴、風吹深涼、朝冷也、(藤原)昨朝湯川新太郎俊成卿・(藤原)定家卿之御色紙掛軸を持来見せる、奇品也、古筆了延之極札有之、色紙与有之候へ共双紙切れ之様二見ゆる、俊成卿之分者先年巖島大願寺二而見し西行之白河切与云様也、加藤育太郎殿方払物二出候由也

○九日、丁亥、雨、冷氣甚、(村上三郎右衛門)例時出勤、八時過退、(村上三郎右衛門室)利円廟御祥月二付妙円廟御合祭、今早晨如恒規礼服、献膳、献菓子、上香、東城墳墓遥拝相济也、(渡辺)極夕堀尾眠石翁入来、困棊

○十日、戊子、雨罷、夕晴、冷氣、(曾合)例時出勤、夕八時前退出、今日六丁目御館江尚又伊遵御呼被遊、画被仰付候由、且那樣・出衛様二も御出被為在、(渡辺)皆共方雅登被為召、

以上

夕

御茶

さ、け飯

見物ニ罷出ル也

○十一日、己丑、晴、暖、此度三番川御座舟御造替相調候ニ付、為見分子罷越也、御勘定

奉行添役星野正大夫・吟味役長喜大夫罷越也、四時過帰、午前（沼田郡）出、川上八木村之阿生

山へ登ル、名ニ応ふ香川勝雄大蛇を切しと云山也、陰徳太平記ニ而松杉森鬱、余程深邃

之様ニ相見候へとも、当時者野山ニ而樹木も無之草山也、絶頂ニ龍王之祠あり、至而小

祠也、其辺者小松生繁り、草深して眺望不宜、其北之方少晴ヤカ也、其所方北方ニ遠山

見ゆる、石州辺之山（与力）云、山県郡之方見ゆる也、可部町之方者山ニ障りて不見、全体之

処大分之高山なるへし与思しに、登りて見れば中々（呉婆々字）五八霜杯之比二者あらず、留守中水

谷君御出被成、酒を出し、暫御咄被成候由、野外稻穂離々、秋色佳也、夜戌鼓前帰ル

○十二日、庚寅、曇又晴、山田多喜登忌明之由、何角返礼与して入来、例時出勤、夕八時過退、

長喜三太来

○十三日、辛卯、雨、冷、朝素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八時過退、辻清人入来

○十四日、壬辰、雨、温、有時暴降、風も時々有之

○十五日、癸巳、終日雨蕭々、夜風稍甚、無月、例時出勤、夕八時過退、例年之通家内家

来宗門相改相違無之段証文差出ス也、山田多喜登今日跡目被仰付、飲使遣ス也、夜蒸

○十六日、庚午、雨罷、午後晴、涼冷、曉来出水至壺丈三尺余、依之早朝出勤、五ツ時過

方六丁目御館江出ル、午後水減し備防引候ニ付帰ル、一応御館へ出、御次ニ而御機嫌相

伺、退也、帰途卒与妙慶院へ参、今朝六丁目御館江者平服ニ而丁場之装束用意し而出ル也、

用意之品者挟箱ニ而別ニ為持遣ス也、月明也、夜戌鼓後木野方文之助昨日以来病氣之処、

十二日夕、慈君御寺参、夫方波多野権祐方へ御出、近日同方并ニ松田謙蔵方家内共相招度旨御約し置被成候由、来ル廿日ニ来候趣ニ申居候由也

十五日、御用

一御切米拾壺石
一式人扶持

讚右衛門跡目

山田多喜登

同日於御城

一御用人

沢徳三郎殿

御騎馬頭方

一御加増五十石

原伝三郎殿

一御供頭

味木彦兵衛殿

〔去ル六月十八日上州厩橋御陣屋近辺六七ヶ村大雷氷降、瓦を破、家ヲ碎キ、禽畜多死、人怪我も余程有之、雷も両諸所江震し、雷火ニ而焼失之家も有之候由、右降候氷者凡五合升位、目方三百八十匁方四百九十匁位二も至、氷積事日南壹尺五寸、日蔭式尺五寸二至、稀代之珍時(事カ)之由、其日者祇園会式二而老幼成群集居候処へ右之次第、大騒動二而、夫か為二別而人怪我も多有之候由風説有之也

先程死去之旨為知来、早速見舞、夜前亥鼓頃迄者何も替候程之様子者無之候処、俄二発擗、

大二難義、少も緩弛無之、今夕申刻後死去、全急驚風之由、扱々驚駭之次第、咲止千万

之事共也、葬式迄見合、九時過帰ル

○十七日、(乙カ)辛未、晴、夜佳也、冷氣

○十八日、(丙カ)壬申、晴、冷氣甚、諸品御札有之二付五ツ時出勤、夕八時前退、町方手附御

步行組末田小一郎、御用達所同断中村每次郎為御館入罷出候二付初而謁ス、後刻兩人共為御礼宅へ来也

○十九日、(丁カ)癸酉、晴又曇、冷氣、例時出勤、夕八時退、家小夜来腹痛ニ而難義いたす、

疣虫之事与見ゆる、波多野権祐来、明日者愈何れも可来由申候由、夜辻清人お梅を将来、お梅者宿ス、酒を出ス

○廿日、(戊カ)甲戌、晴、暖、朝炮術御覧二付、為席詰罷出、山田多喜登江先日跡目被仰付之

歡二行、兼而約束之通、今日松田謙蔵・波多野権祐家内不残来候、尤謙蔵・権祐者夕方来、(波多野)多波野隠居善閑并権祐妻、子供清太郎・直次郎、謙蔵妻、倅栄吉者朝方来ル也、入夜何

れも竭歡而去ル也、森岡万之進も来、兼而内々御願申上置候沢三石老方御覧ニ被差出候董玄宰真跡軸物兩卷、掛軸壹卷、出衛様方拝借被仰付、誠ニ珍物、驚目候也、尤掛軸者

先達而一応一覽致候分也、(六月三日之記ニ)軸物一卷者韓昌黎詩五律二首、一卷者蘭詩七絶、(マ)

首書し有之、此分別而古色絶品与相見ゆる也、今日者前段客来二付永野武八郎、田中栄作妻見合くれる也、献立凡左之通、昼飯者取合ニ而出ス

旧札・綿座切手当月中限り御引替之義、兼而御達有之候処、いまた引替残りも有之趣二付、猶又来月十日まで御引替被下候段、尤通
用者兼而之通当月中限之旨被仰出也

十八日

一御切米式十九石

千兵衛跡目

大橋清太郎殿

廿一日

高謙院様兎角御申分御颯破離与不被成候付、極御忍御手輕二而能美島鹿(佐伯郡鹿川村)ノ河村二而、昨年御出被成候手島道仙方江夜前御乗船二而御出被成候由、御供方石井園蔵・中山仙太、足輕谷川兵助、小回り壱人、老女幾田計之由

夕茶

菓子

盆飯

新大豆
蜜蔗

したし物

人参葉
はり生姜

酒肴

吸物

蛤

井

苞かまほこ
梨子
蓮根

鉢

鰈
そうめん

三ツ物

八寸

葛煮

平鉢

鯉魚さし身
白か大根
猪口醬油
蓼

夜食

鱈

汁

みそ
結さより
青み

茶碗飯

平

半へい
葛かけ、おろし生か

右之外台所方取合二而茹さや豆、酢漬等出ス也

廿四日早晨

いり酒

御皿

蓮根
崑蕪
油揚
香茸
白芋茎

みそ

御汁

苞豆ふ
小椎茸
青み

さわく

御坪

縮緬麩
岩茸

御飯

御香物

油揚
牛房
里いも
松茸
白芋茎
輪柚

御菓子

卷せん餅
吹寄
さわし柿

夕

御茶

豉豆飯

○廿一日、^(己カ)乙亥、晴又曇、暖気也、^(永野)例時出勤、夕八時過退、^(木野)木野初七日逮夜二付見舞旁

千代吉遣、内仏へ茶巾餅甘備之也、一馬此間以来風邪二而殊外難義之処、昨今者快方之由申来也、^(庚カ)夜於梅辻へ帰ル、慈君御連行被成也

○廿二日、^(庚カ)丙子、雨、終日寒、夕方風吹、入夜転暴、亥刻後風静、雨晴、^(朝素)朝素読所講釈へ

出席、直二出勤、七時前退、^(辛カ)退出後風吹出、西向寺へ参詣怠、千代吉代参為致也、^(朝素)今朝木野寺へ千代吉を為参、香料并塔婆料を備也

○廿三日、^(辛カ)丁丑、晴、有風、冷氣、^(村上藤次郎)暁出水壺丈三尺余二至、早速出勤、夜明水減、丁場引候二付退、^(渡辺)夜前之風余程烈敷有之候趣二而、処々風損、御館・御長屋共柿屋根大二損ス

ル也、^(王カ)辻清人入来、^(木野)木野へ見舞使遣ス、愈快方之由、森岡へも後室不快之由二付見舞二寄ス、弥張困り候由也

○廿四日、^(王カ)戊寅、晴、冷氣、^(村上藤次郎)能称廟御祥月、宿戒、早起、礼服、献膳、献菓子共如恒規今朝相濟也、^(癸カ)朝西向寺へ参、^(渡辺)例時出勤、夕八時過退

○廿五日、^(癸カ)己卯、晴、冷氣、^(渡辺)例時出勤、夕八時退、^(渡辺)夜出衛様相図之御打試二洞春寺河原江御出被成候二付、為御見合罷越候様御頼被成、^(渡辺)雅登兩人罷越、外二吉本繁右衛門父子

罷越、壹貫匁筒二而玉数十七、皆々能出来ル、尤内九玉者恒之丞打候由也、流星も有之、予も二本揚ル也、相濟四時過帰

○廿六日、^(甲カ)庚辰、晴、暖、夕曇、^(明六)明六時過方川下へ沙魚釣ニ参ル、三宅内外を誘、伴ふ、甚不獵也、宇品島を遠ル、無風、波穏ニして眺望殊佳也

○廿七日、^(乙カ)辛巳、雨、寒、^(朝素)朝素読所会読へ出席、直二出勤、夕七時過退、^(朝素)今朝永井佐次

廿四日、左之通被仰出候由、御公務其外御物入事不少、御勝手向必至与御差支、御難渋之段者兼々被仰出、一統承知之通二候、仍而者打続格外御減石、御家中末々迄別而及困窮二及候趣二付、当子年限知行物成五歩通り、御切米等も右二准し御甘被下候旨被仰出候、尤御繰合御六ヶ敷中右御甘米被成下候義二付、其段者得斗相心得、兼々御示之趣弥以堅相守、聊も無氣弛無之、如何様二も取続可相勤覚悟、専要之事二候間、急度相示置候様二との御沙汰二候、右之趣相組支配方末々迄不洩様可被申聞候

八月廿八日

馬倅仲之助入来、来月二日家女へ婚姻相^{整候筈}二付、何れも夕方招度由申也、西向寺へ千代吉為参也、夜御奥通り松茸七本頂戴被仰付也、石内村椋羅木御建方出候由也^(佐伯郡)

○廿八日、^(丙九)壬午、晴、暖、御年寄今中丹後殿今朝御意御達与して参上二付、例時少し早く出勤、夕八時前退、御勝手向御難渋之段者一統承知之通二候得共、打続格外御減石、御家中末々迄別而困窮之趣二付、格別を以当子年限知行物成五歩通り、御切米等も右二准し御甘メ被下候段^{御意之趣}、丹後殿被申上候由也、夕西向寺へ参詣、松田健蔵^(謙)へ先達而家内何れ茂参り世話二成候謝、猶又此間此方へ来、其節土産等之謝旁二行、桑原吉郎二を訪、木野江一馬見舞、水谷へ風損見舞旁二行、両家二而酒出ル、一馬一時之事二而宜敷由、水谷大分之風損也、夜高謙院様從鹿河村御入被成候由、去ル廿二日御着船後追々風雨烈敷相成候二付御揚陸被成候処、弥益風募り、御荷物等尽上候義難出来、其内二船破損、御荷物類過半入水候由、尤御供方者上下共無難、誠二危キ事二有之候由、右之趣者此間窃二御様子相聞候故、^(宗右衛門)渡辺氏内々御迎与して被罷越、御供被仕候由也

○廿九日、^(丁九)癸未、雨、暖、北御部屋江朝為窺御機嫌罷出ル也、昨記之補、御奥二て出衛様御人しつ今晚安産、御女子御誕生被成、至而御健二被成御坐候由、右二付態々恐悦二者不罷出、々仕之節御奥へ罷出、御機嫌相伺、恐悦をも申上也、以上昨記之補、夕木野一馬為返礼入来、酒を出ス、夜足痛、早臥

九月 大

○朔日、戊申、曇、寒、〔当月予月番也、〕例時出勤、夕八時前退、〔永井佐次馬方〆明夕招二預候へ共、以有故障紙面を以辞ス、酒一樽祝贈也、〕夜足痛早臥、〔出衛様御妾腹之御女子様、於咲殿与御名被進候由、依之態々恐悦二者不罷出、御機嫌伺御奥へ出候節、老女迄恐悦申上候也〕

○二日、己酉、曇、寒、後晴、〔今日煤掃を致、長喜三太・平野藤吉郎を頼、来見合くれる也、〕夕為伺御機嫌罷出、其節御奥二而老女迄昨夕於咲殿御名付之恐悦申上、且初而御見上申、殊外御健也、何之御申進も不被成御坐候由也、〔今朝辻清人入来、〕夕松田健蔵先達而之謝入来

○三日、庚戌、晴、寒、〔朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時過退、出勤中見せ馬有之、御馬場へも出ル也、筑前福岡之馬喰牽来候由、駿足也与申事二有之候へとも左程二者無之〕

○四日、辛亥、曇、夜雨はらつく、〔例時出勤、夕八時過退、今日も昨日之見せ馬二番見二来ル二付御馬場へ出、〕御城表御門前橋先月初〆御普請有之候処御出来二而、若殿様今日御渡初被遊、其後往来相成候由也

○五日、壬子、晴、冷氣甚、〔朝為窺御機嫌罷出、〕於咲殿御七夜御祝、態々恐悦二者不罷出、今朝罷出候節老女迄恐悦申上ル也、〔周防様一昨朝〆御乗船二而、宇品沖江御釣二御出被成、夜前被為入候由、能美島辺迄も御出被遊候由也、〕夕方出勤、於江戸本多日向守(助信)様御奥様七月十五日御卒去被成候旨為御知申来、周防様御妹、御半減之御忌服可被為受

〔七日

国泰寺再住職被仰付

大然和尚

右同寺先々住、当時隠居也

処、日数過御承知被遊候故、今日一日御遠慮被遊候段御席達有之、奉絶言語候也、右二付御用向有之、七半時前退、〔周防様へ御悔・御機嫌伺与して退出早速罷出、麻上下着也、尤途中者平服ニ而出ル、出衛様ニも御姑之御続、一日之御遠慮ニ付、是又上下着ニ而御悔申上、御次ニ而御用達へ謁ス也、且那樣ニ者御父子様共御養子故御服忌者不被為在也、夜戌鼓後帰ル、森岡へも卒与寄、後室申分兎角全快ニ不至、今日も腹痛難儀之由也、全虫之事与相見候故、堀尾伝之虫藁製し可贈与約し帰ル也、〔波多野権祐先日之謝入来之由、〔坂井虎山先生明日三回忌正当ニ付、今午後本照寺へ參、香料を牌前へ備る也

○六日、癸丑、晴、寒、後暖、〔慈君今暁中津屋へ御出被成、十四日比迄御逗留之筈也、〔朝堀尾眠石入来、〔例時出勤、夕八時過退、〔京師貫名先生〔海屋〕へ浄書を呈、書状を認る也

○七日、甲寅、晴、寒、〔朝素読所会読へ出席、直出勤、夕八時過退、〔西向寺江千代吉參スル、〔永井仲之助此間入来、〔退出後堀田恂之助殿相見、又出勤、速ニ退、〔夕佐々木定馬入来

○八日、乙卯、晴、暖、〔夕為伺御機嫌罷出、〔夜中堀尾眠石入来、困棊

○九日、丙辰、曇又晴、暖、〔朝御登城前為御祝詞如例麻上下着罷出、於御居間御祝詞申上、周防様江之御祝詞於御次御用達堀尾精一郎謁申上、出衛様へも御祝詞申上、御逢被成、高謙院様江御祝詞北御部屋へ罷出、御風邪之御様子ニ而御逢無之、〔午方堀尾眠石・岩崎常介入来、夜迄困棊、夕酒を出ス、辻清人・森岡万之進為祝詞来、酒出ス、夜森仙太郎・長喜三太来

○十日、丁巳、曇、暖気甚、〔例時出勤、夕八時過退、今朝弓術御覽ニ付為席詰御射場へ出ル、出人十人、〔万之進御覽ニ出候由ニ而来、飯を饗、今日者直ニ祝し数射有之、終日居候由、

〔十七日〕

一 御簾奉行
御加増百石

杉田直馬殿

御用人ら

一 郡回り本役

辻小八郎殿

一同々格尾道町御奉行

御牧久馬殿

御蔵奉行ら

一 御側詰

坂田大之助殿

岡田寛司殿

一同次席

伴兵左衛門殿

弓術師家

一 御蔵奉行

栗原新十郎殿

夕又来、酒を饗、〔千代吉昨夕ら下宿、今夕帰ル

○十一日、戊午、晴、暖、〔午前為伺御機嫌罷出、〔午後蔵田喜一郎を訪、病氣いま以眩々無、

難義之由、只様羸憊之様子と見ゆる也、永井佐次馬へ先日娘婚姻相整候歎且其節被招候

謝旁二行、被留酒出ル、藤川・辻江も寄帰ル、辻二而も酒出ル、夕方帰ル

○十二日、己未、雨、〔例時出勤、夕八時前退、〔岩崎常介此間之謝入来

○十三日、庚申、晴、暖、〔朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時前退、又御用向有之、出勤、

無程退、〔夜月清、〔今夕岩崎常介此間之謝入来

○十四日、辛酉、晴、暖、〔早朝東之方出火之由二付出ル、尤鎮火後故御機嫌を伺退、殊外

静成火事二而、此辺知人稀也、内町槌田屋千蔵与申者裏土蔵焼失、類焼者無之候由也、〔辻

清人・堀尾眠石入来

○十五日、壬戌、曇、寒、〔極朝出勤、夕八時退、〔今日二葉山御祭礼、殿様御名代旦那様

御勤被遊、尤御着服者一昨年ら御熨斗目御長上下也、御供建も右二准シ少々御取捨有之、

且惣綿服也、〔若殿様二者御名代濟候後御社参被遊、御装束二而御供建も御厳重二有之候

由、畢竟当年者御国入御初而之御社参故右之通り之由也、御往来も本道通り御出之由、

御名代者明星院渡舟通り二而有之し也、〔慈君夜中津屋ら御帰リ被成、周五郎送り来ル也、

周五郎者宿ス

○十六日、癸亥、快晴、暖、〔例時出勤、夕八時前退、〔退出後妙慶院へ参詣、帰掛佐

藤江先達而度々獵之年魚被贈候謝意旁二行、岩崎へも同断、且於よし不快見舞旁二行、〔今

日六丁目御館へ御住居附番組高橋彦太郎、画名墨湖与申画師御呼寄、席画御覽被遊候由、

若殿様

一御奥小姓御免

百々辰三郎殿

柏村良助殿

林文五郎殿

若月準二殿

一御広式詰

右四人

十八日

知行高百九十石

仙大夫跡目

横山平大夫殿

廿二日早晨

すわへ

蓮根

こんにやく

御皿

油あけ

香たけ

人しん

みそ

御汁

菘豆腐
小しる茸
青み

墨湖岸駒之門人二而、新画之達人^也之由也

○十七日、甲子、曇、寒、辻清人入来、永井佐次馬方同人義久々不快引籠罷在、容易二快出之目途も無之候故、乍不本意退隱願差出候内含之旨為知之伝言申聞、念入候義ニ存候段及挨拶置也、且来ル十九日神田祭礼何れも参候様ニ与申也、夕為伺御機嫌罷出ル、夕万之進來、^(高橋)墨湖之画巻枚惠之、昨日式枚画もらい候由、外之分も見せる、蝦蟇也、予江惠候者福祿人也、予者初而視之、見事ニ見ゆる也

○十八日、乙丑、曇、暖、朝素読所会読へ出席、直ニ出勤、夕八時前退、夜家小・幾三郎辻清人方へ参り宿ス、今昼平野藤吉郎妻来、酒を出候由

○十九日、丙寅、晴、暖、例時出勤、夕八時前退、慈君八時頃方白島江御出、夜家小・幾三郎一緒ニ帰ル、辻・藤川ニ而饗有之候由、家小も藤川江も参候由、朝堀尾眠石入来、孫幾之進手習折々見合くれ候様、先達以来段々厚頼有之、此間方月六度宛見習候事ニ申、十七日方来候ニ付謝也、岩崎源之進も同様ニ来也

○廿日、丁卯、晴、暖、午後六丁目御館為伺御機嫌罷出、帰御館江も同断出ル、夕予祭礼之祝意いたす序ニ、岩崎常介母を慈君御呼被成候而酒飯をおよしも一緒ニ来候様申遣候得共、兎角気分不宜由ニ而不来、常介代りニ来ル也、今日六丁目ニ而森岡へも寄、後室弥快由也

○廿一日、戊辰、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、極夕又出勤、入夜退也、平野藤吉郎此間妻来候節之謝ニ来

○廿二日、己巳、曇、寒、誓円廟御祥月、宿戒、早起、礼服、献膳如恒規行之、相济東城

(村上甚兵衛)

御坪

すわへ
玉ふ
こゝりこん蕪
卸生賀

御飯

御香物

のつへい

油揚
牛房
人しん
松たけ
焼とうふ
くり
里いも
へちゆ

御平

御菓子

卷煎餅
吹寄
さわし柿

夕御茶

さゝけ飯

廿四日、夜子刻

森岡万之進方女子出生

廿六日、右名を左之通命

於増

墳墓遙拜、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、九半時退、退出後西向寺参詣、留守中森

岡万之進来候由、今早晨受安廟(村上甚兵衛室)も如例御一緒二献膳也

○廿三日、庚午、晴、暖、朝御馬養生二付御厩へ出、相濟而為伺御機嫌罷出、去ル五月

朔日御一覽被遊候御騎馬弓之衆、猶又御覧を被相願、今日明日与午後八人ツ、被罷出、(四日カ)

尤此度者旦那様・出衛様二も御業前被遊候筈之由也、武内純介此間於御館同人身前之義

御用談之序致内諭候挨拶与して入来、猶又此後も心付之義示教相頼候与の事、篤実之至也、

夜堀尾へ囲碁二被招行、廿三夜月祭之由二而有饗、岩崎常介会ス

○廿四日、辛未、曇、寒、例時出勤、夕八時退、退出後御用向有之、横山十介殿へ参、今日

日若殿様嚴島へ御社参被遊、五半時御供揃二而草津方御乗船被遊、来ル廿二日被為入候(ママ)

筈之由也、昨今御騎馬弓之衆被罷出、昨日者五拾本ツ、今日者三拾本ツ、被射、御二

方様二も御業前被遊候処、殊外御出来宜敷、皆々被奉感心候由、昨今共十本ツ、御矢被遊、

昨日者旦那様六本御中、出衛様七本御中、今日者些御六ヶ敷、御中りも二本、四本之御

中り之由、乍併御業之所者少も御申分不被為在、山下先生其外御相手之衆も御吹聴被申(多八郎)

上候由也

○廿五日、壬申、晴、暖甚、例時出勤、夕八時退、周防様御出二付、夕為伺御機嫌御次

迄罷出ル、帰掛御奥御鎮守天満宮江拜ス、昨日唐韓滉之画を視、宋宣和鑑印、呉興錢

選鑑定記、柯敬仲隸書、明李東陽詩附有之、奇品也、画者田家人物之図二而其妙不可言、

廿日市町庄屋奈良屋藤九郎与申者所藏之由、古江村庄屋吾作方内々御覧二出、外二円山(佐伯郡)

主水応拳筆醉李白図掛軸も有之也、今朝森岡方弟婦昨夜安産、女子出生之処、母子共何

〔廿五日〕

唐鎮海軍浙

江東西兼荊

南洪鄂等道

節度使中書

令晋国公韓

滉

右卷頭二宣和之印有之候

故、定而宋朝御宿之物ト見

ヘタリ、李東陽之詩題ニ者

陳德卿御史出所藏韓晋公画

求題感而賦此レアリ

〔廿六日〕

立冬

〔去ル〕廿日

一遠慮

奥富三郎殿

戸島伊織殿

寺西権六殿

右先達而水丁場之節京橋仮

橋落、順路往来難相成候

之滯も無之旨為知来ル、右ニ付慈君午後御見舞被成、小兒も殊之外丈夫ニ有之候由、直

ニ御宿、御見合も可被成積ニ而御出被成候得共、高木唯一妻今晚ハ參候由ニ付御戻り被成、

〔高木唯一今朝森岡ハ帰り掛之由ニ而来、委細之様子申聞候也

○廿六日、癸酉、晴又曇、暖、〔朝〕森岡へ見舞千代吉遣ス、愈滯無之由、〔夕〕為伺御機嫌罷

出、今日も周防様御出被成候ニ付、御同方様御機嫌も相伺也、夫ハ直ニ押御証文御頼之

義ニ付下瀬孫平殿江參ル、途中ニ而逢候ニ付委細之義相咄、留守江致持參置也、同方娘

渡辺幸次郎へ嫁居候分当夏病死、森直十郎養祖母当正月病死之由承之也、〔今日〕午後山下

多八郎殿門人出精組射術御一覽被相願、同道被罷出候由、此度者格別ニ御手輕之義、あ

ちらハ被相願候ニ付、予等挨拶等ニも不出、人数廿二人被出候由、入夜候迄被射候趣也、

今日も旦那様・出衛様ニも御業被遊候由也、〔今夕〕下瀬ハ帰掛森岡へ歡ニ行、愈無滯肥候

由、名を於増与命候之由、名酒出ル

○廿七日、甲戌、晴、冷氣甚、〔朝〕素読所会読へ出席、直ニ出勤、夕八時退、〔夜〕辻清人夫婦来、

お梅者宿ス、酒を出ス

○廿八日、乙亥、快晴、寒、〔居間〕衾炉を開、〔祭礼〕ニ付休日、午為伺御機嫌(嫌脱方)出ル、〔夜〕家小

幾三郎白神社江參り、森岡へ歡ニ行、慈君も御出被成、於梅も參ル也、森岡ニ而饗有之候由、

〔今夕〕若殿様從巖島被為入候由也

○廿九日、丙子、晴、暖、〔朝〕為伺御機嫌罷出ル、〔森岡〕安産を祝、赤小豆飯一重、酒一樽切手、

郡内縞六尺五寸裏花染紅絹紐相添而贈ル也、〔夕〕辻清人入来、祭礼之酒飯を出ス、夜於梅

も一緒ニ帰ル

ハ、回り道致候而成共請場所へ出張可有之筈之処、其儀無之段達御聴、兼而被仰付置候御手当之欠ケニ相成候段甚以不心掛ニ付

右十月九日ニ御免也

十月 小

○卅日、丁丑、晴、暖、例時出勤、夕八時頃退、今日於咲殿御宮參ニ付、御奥へ罷出候御老女迄恐悦申上ル、朝藤川毎登殿御出、森岡七夜ニ付慈君極夕方御出被成、響有之、母子共弥滞無之候由也

朔日、渡辺四郎右衛門妻昨晚安産、女子出生之由ニ付歡ニ參ル

宮崎藤九郎方当夏頼置候(海屋)貫名之書袿装調来ル、立派ニ出来ル也

四日、被仰付

一御勘定奉行御役料並之通

星野正大夫

一御目附同格御役料銀三枚

矢野源内

右之通被仰付候間、自今御勘定奉行勤向を茂相加、御

○朔日、戊寅、晴、暖、例時出勤、夕八時前退、水谷又左衛門殿此間不快之由承候ニ付、退出後見舞ニ參、疝痛余程御難儀被成候由之処、一時之義ニ而速ニ御快復之由也、酒出、暮合迄咄し帰ル、木野へも寄、同方ニ而も酒出ル

○二日、己卯、晴、暖、午後永井仲之助へ同姓佐次馬先達而退隱、家督結構被仰付候歡ニ行、三宅吉左衛門を訪、藤川へ祭之節何れも參候謝、辻へ同断ニ行、辻ニ而酒出ル、帰途神田橋方二葉山之方江回り帰ル、山田多喜登跡目歡之謝入来、朝辻清人入来、槍術・打太刀致し進ル

○三日、庚辰、晴、暖、朝素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八時前退、満田為太郎殿親父、故九郎左衛門殿六十初度之節被集詩文・書画卷物之類、青野保太郎殿方武内純介を以内々御覧ニ被出候由ニ而一覽被仰付、誠ニ広被集候ものニ而殊外面白き物也、和歌大卷物一卷、詩文書画卷物七卷、掛軸五幅、三都并諸国之文画も余程有之、来舶人之書画も有之、当藩ニ而者聴松浅野甲斐忠敬公、松濤上田主水安虎公以下庶士、庶人ニ至まで金玉瓦石之

内輪二而廉有之取引書付類
連名加判等致、御用向手厚

二申談候様被仰出

一 御小姓組並御取立

一 鼻紙代並之通
御勘定所詰

星野武平次

其儘御趣法方出勤之事

一 山田多喜登御多門へ

星野正大夫

正大夫御多門へ

岩崎常介

常介御多門へ

矢野源内

源内御多門へ

山田多喜登

一 御切米式石

一 式人扶持
刀差組御抱

永野盛次郎

但渡辺宗右衛門家来盛次

郎事

一 御切米式石

一 忝人半扶持
刀差並御抱

小畑孝次

差別なく取入有之也、予か詩文も有之也、去ル天保乙未之賀筵也

○四日、辛巳、晴、夕曇、寒、例時出勤、夕八時前退、今日如頭書被仰付有之、皆々為御受来、

星野正大夫為吹調来、堀尾老人江兼約二而囲碁二被招、退出後參ル、横関新兵衛・福

山直衛・妙風寺隠居・武内純介会ス、夜有饗也

○五日、壬午、晴、夕曇、暮過雨降、後又晴、寒、朝方西辺歩行、五日市へ至、沙魚を釣、

小倉甚右衛門伴也、高木唯一・山川熊賀も途中方伴ふ、帰途遇雨、森岡万之進安産之節

之謝入来之由、渡辺宗右衛門殿昨日家来盛次郎御抱之挨拶、佐藤与三右衛門家来孝次郎

右同断入来有之由、矢野源内為吹聴来候由

○六日、癸未、晴、寒、例時出勤、夕八時退、出掛渡辺へ昨日入来之節他適不遇候二付

挨拶旁二行、台所二而申置、星野正大夫・矢野源内へ此間之飲二行、岩崎常介へ者当日

二見舞旁参候也、夕辻清人来、槍を学、今曉地震、稍甚、寅刻過也、夜家小・幾三郎

木野へ行、宿ス

○七日、甲申、晴、夕時雨、新寒也、朝素読所会読二出席、直二出勤、夕八時前退、又

一甫流稽古御覧二付為席罷出、七時頃相濟退、人数五人、寥寥乎たる事也、万之進御覧

二出候由二而来、酒を出ス、今午後西向寺へ千代吉為参也、岩崎常介此間参候謝入来

○八日、乙酉、晴、寒冷、朝微霰、夕雪飛、星野武平次此間飲二参候謝入来、夜喜三太

習書二来

○九日、丙戌、晴、寒冷甚、霜如雪、初有水、例時出勤、夕八時退、隆玄院部屋へ今日

主水様御産母妙寿院を招、夕方来候由、夜土産之菓子を贈越ス也

但佐藤与三右衛門家来

右之外下方少々役替・御抱等有之、人遣之足輕唯今迄渡辺屋敷長屋ニ詰所有之、渡辺氏家来同様ニ被遣来候処、此度以前之如裏御門北(符カ)北隣之詰所へ相詰候事ニ復し候也、全思召ニ寄て之事与被相察候也、右者是迄御家来中之気取も気毒ニ有之候処、至極之事也

〔四日〕

一御加増三十石ツ、

家所守衛殿

大橋半弥殿

一同十石ツ、

今村久太郎殿

佐野勘三郎殿

村田市之進殿

一小普請入

粕谷助九郎殿

岡口之助殿

右思召之儀有之二付

○十日、丁亥、曇時々雨、暖、例時出勤、夕八時過退、(快晴)慈午時(君脱カ)木野へ御出被成、夜中家小

幾三郎御一緒ニ帰ル、蔵田喜一郎病氣を御訪、水谷へも御出被成、酒出候由、木野ニ而段々饗有之候由也、矢野源内此間之謝入来、堀尾眠石明曉出立、(佐伯郡)大竹村辺迄参候由、為暇

乞入来、実者防州宮市天神江社参、老室も同伴之由也、為暇乞此方も家来遣ス也、長

喜三太防州宮市へ罷越候由来ル、使遣ス、实者堀尾(眠石)同伴之由也、玄猪児嬉当年者別而は

つみ候由、昨日以来夜前も終宵四方鼓声喧闐たり、周防様今日者牛田御山荘へ御出被遊、

同村組々戯舞御覽被成、凡八組程も有之由也

○十一日、戊子、曇時々雨、暖、昨日以来少々感冒之気味ニ而頭痛、悪寒も有之、終日臥

○十二日、己丑、晴、暖、例時出勤、夕八時退、夜風吹

○十三日、庚寅、晴或曇、朝素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八時退、村井真斎病死致候由、

同人義者近来活花之技追々上達、茶も少々致し候而、其方ニ而者御用ニ立候ものに有之候

処可惜事也

○十四日、辛卯、晴、寒、夕堀尾老人留守を訪、奥田隆玄院を訪、山田多喜登・岩崎江御

多門替前見舞ニ行、石井江も余り無沙汰致候故訪之、高謙院様又々今晚方御乗船、御内々

能美島へ御渡海被成候由、渡辺四郎右衛門右御供ニ而罷越候由、入来、今朝辻清人来、

槍を教

○十五日、壬辰、晴、寒、朝森岡万之進來、同人義世帯向兎角逼迫、余力事等も睨得不

致、只今之通ニ而者先々取続之処も無心元候ニ付、養生方畑作を始試度兼而之心組ニ候処、

此節五畝払物六丁目新田ニ有之、直金四両三步ニ而手ニ入候ニ付、何卒買入度旨内談ニ

右粕谷者内福家金貸を致、日歩を取候杯、鄙劣不風俗之義有之候由、岡者放埒家貧窮二而、不埒之所行有之候趣也

〔七日〕

一御切米貳拾八石

庄助跡目

十河他人助殿

〔十五日〕

一御輿詰

山口忠之進殿

中山半之丞殿

前田橙太郎殿

〔廿四日〕

一知行高五百八拾石

小左衛門家督

福地清見殿

一御切米貳拾六石

彦四郎跡目

関徳三郎殿

一願之通隠居

福地小左衛門殿

参候二付、至極可然存候旨答置、尤差向代金者予才覚致遣候筈也、〔例時出勤、夕八時退、極夕方渡辺へ御用談有之、罷越、入夜帰、跡二而酒飯出ル

〔十六日、癸巳、晴、寒、例時出勤、夕八時退、極夕妙慶院へ参、平野藤吉郎・矢野源内来

〔十七日、甲午、晴、暖、朝堀尾幾之進・源之進岩崎手習二来、巳鼓後方六丁目御館へ為伺御機嫌罷出、

ヤツコ南天ト申樹并墨湖高橋之画を一覽被仰付、森岡へ寄帰ル、辻並次入来、酒を出、極夕迄咄、折節松本玄順来、一緒二咄ス也

〔十八日、乙未、雨午前降、寒、朝素読所会読へ出席、直二出勤、夕八時退、石井寿兵衛此間参候謝入来、堀尾老人夫婦今夕防州方被帰候由為知来、歡・見舞使を以申遣ス、

村井真斎初七日、寺へ代参遣ス

〔十九日、丙申、雨晴、寒、例時出勤、九半時頃退

〔廿日、丁酉、晴、風吹、冷、堀尾へ一昨日防州方帰着之悦・見舞二行

〔廿一日、戊戌、晴又曇、雪飛、寒、例時出勤、夕八時退、岩崎常介此間見舞・贈物之謝入来、御多門替弥来ル廿五日ニ治定致候由申、堀尾眠石入来之由、夜万之進來、畠弥買切候由申也

〔廿二日、己亥、晴、冷、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、九半時過退、退出後西向寺

へ参、辻方慈君へ御出被成候様ニ申参、夕御出被成、今日中亥二而、一本木辺通り物杯致し、賑敷候由也

〔廿三日、庚子、快晴、朝霜如雪、冷甚、夜半雨、山田多喜登此間参候謝入来、夜堀尾

歎二付

一御勘定所吟味役
一 同格御免

三木佐介殿

廿四日

村三郎右衛門室
妙円廟御祥月二付御備、夕

御茶、さ、け飯

廿六日、於竹ヶ鼻死罪五

人有之、内式人者昨年贖札
を造候崎田貫兵衛父子二有
之候由、右貫兵衛者洪川流
柔術達人二而、御捨扶持被
下罷在候者二有之候処右之
次第、扱々羞辱之事也、予
も去ル天保十四年十月十四日
佐久間氏稽古場ニ於て渠業
前一覧いたし候事有之し也
廿八日

一御切米三十石

滝登跡目

林多喜馬殿

一御小納戸

市川仲之介殿

歎二付

一大御小姓御免

戸島千五郎殿

へ 囲碁二行、有饗、明日江差間候故辞ス

○廿四日、辛丑、晴、寒、例時出勤、夕八時退、夜岩崎およし明日御多門引移候由二而
暇乞入来

○廿五日、壬寅、晴、寒、矢野源内・星野武平次御多門引移候由二而頼旁入来、源内方家
内も来ル、岩崎常介同断暇乞入来、朝方岩崎へ手伝千代吉遣ス也、朝例時出勤、九半時
退、慈君午矢野へ、夕星野へ被呼御出被成、一応御辞し被成候へ共、達而申越候故御出
被成、夜武内純介内用有之、来ル、暫咄ス

○廿六日、癸卯、晴、寒、朝岩崎常介来、今夕何も無之候へ共、昨夕之残酒有之故慈君並
予参候様ニ申也、山田多喜登昨日御多門転移之挨拶二行、夕岩崎へ昨日転徙之怡二行、
有饗、慈君も御出被成、堀尾眠石夫婦会ス、風呂を建

○廿七日、甲辰、晴、寒、朝素読所会読へ出席、直二出勤、夕八時過退、隆玄院姉於備
前死去いたし候由二付悔旁訪之、矢野源内・星野正大夫江歎二行、正大夫方二而達而被
留酒を出ス、三宅吉左衛門・上野彦三郎も在坐、正大夫此方へも来、三宅吉左衛門入来

○廿八日、乙巳、晴、寒、夕暖、例時出勤、夕八半時退、且那樣昨日主水様へ時候御見
舞御出被遊候処、御居留被遊、御家来中能立・狂言等被入御覧候由也、夕西向寺へ昨日
忘候ニ付参ル、山田多喜登へ転徙之歎二行、岩崎へも此間之礼ニ寄也、平野藤吉郎来、
(海屋)
貫名先生へ清書を呈

○廿九日、丙午、晴、朝辻清人入来

朔日

日蝕

九分半余、四時七歩(欠)掛始、
八時三步二終ル

四日

一御奥詰

明石熊吉殿

町野貞記殿

小篠伊織殿

黒田弥五左衛門殿

山田兵三郎殿

一同御免

鶴山要人殿

一屋敷被召上
一小普請入

竹内吉之助殿

右思召之儀有之候付

一逼塞

吉之助俸

竹内滝人殿

右不行跡之義有之趣相聞、

不埒二付

○朔日、丁未、晴、寒、朝有霜、例時出勤、夕八時前退、今日日蝕、九半時頃甚薄暮二似たり、
天上星を見る、日蝕二付、今朝御登城六半時二相成候由、此方様御役所者常之通出勤也、
如例物成御切手・附足輕切米共頂戴、米価世良米石九拾匁替之由也、夕辻清人来、酒を出、
夜迄咄、栄作も来ル

○二日、戊申、晴、寒、午前御用向有之、出勤、夕八半時頃退、朝森岡万之進來、夕
長喜三太来、山田多喜登此間歡ニ参候謝入来、慈君少々御風邪、格別之事二者無之

○三日、己酉、晴、寒、朝素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕七時過退、退後射場へ出席、
名倉求馬弓会故出ル也、佐藤益之丞・石井寿兵衛・山県兵太郎・星野幸蔵出ル也、今朝
岩崎常介先日参候謝入来

○四日、庚戌、晴、寒、例時出勤、夕八時前退、万之進橋園画を恵、天神町ニ居候町人之由、
昨日御下屋敷へ御呼寄、御透覽被遊候由也

○五日、辛亥、晴或曇、寒、朝遠江様・主水様へ為伺御機嫌罷出、久野秀太郎・吉田藤馬・
山村静人を訪、戸田平丞当春被訪候故今日訪之、井上市太郎・都筑九郎右衛門をも
訪ふ、近年之御時合、以後双方相互時候之間安も不致候所、当春平丞右様来候故、此度
者此方(よカ)訪之候也、星野正大夫室入来

○六日、壬子、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、山田多喜登母此間不快、全卒中風貌之
由承候二付、以使訪之、辻清人入来、漂流之異国人九人松江侯(松平齊貫)雲州方長崎へ御送り、
夜前吉田泊迫り二而、今日広島着、油屋町へ泊候由也

〔六日〕

一知行高三百六十五石

貞五郎家督

松浦新之助殿

一願之通隱居

松浦貞五郎殿

年来相勤候付御召小袖一被下之

〔八日、於江戸〕

御留守居本役

福永小大夫殿

御留守居添役方

〔十二日〕

冬至

〔十三日〕

松田隆翁

流鷗者誤也

〔十四日、弓術之衆左之通〕

伴兵左衛門殿

神尾源兵衛殿

山下多八郎殿

久保田権左衛門殿

勝田勇衛殿

○七日、癸丑、晴、寒、〔例時出勤、夕八時過退〕

○八日、甲寅、晴、寒冷甚、〔夜堀尾精一郎方二而謡会有之、松村弥助殿相見候故、聴二来

候様堀尾隱居方被申越、行、外二山田直衛殿・星野武平次并御持足輕代助与申者、都合四人

之趣也、弥助者高安流之高弟、直衛殿も高安流也、武平次者觀世流、代助も同門也、皆々

功者、面白き事也、酒出ル、尤老人部屋方窃二聴候也、〔留守へ湯川新太郎来候由也〕

○九日、乙卯、晴、寒冷、〔朝御内密稽古二付御馬場へ出ル、相濟而出勤、夕八時過退、〔辻

清人入来之由

○十日、丙辰、晴、寒冷甚、曉有雪、〔例時出勤、夕八時過退、〔上野彦三郎入来、〔夜長喜

三太習書二来ル

○十一日、丁巳、曇、夜来有雪、新寒甚、有厚氷

○十二日、戊午、晴、寒冷舒、〔冬至也、〔例時出勤、夕八時過退、〔俊章君御祥月二付、退

出後興徳寺へ参、妙慶院へも卒与寄也、〔夜冬至之祝、団欒伝盃

○十三日、己未、晴、寒、或者雨飛、〔朝吉田藤馬入来、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、

夕八時過退、〔今晚六丁目様江松田流鷗ト云軍書講師罷出、講談被仰付候之故聴聞二罷出

候様野右衛門方申来候二付、申值候而予・雅登兩人出ル、宗右衛門殿も被出、日蓮記辰

口御難之一段を講、跡二而仙台萩ヲ一段語ル、雄弁明講、誠二面白キ事也、右者伏見之

産二而、尾道二而松田何某与云医師之弟子ニ相成、先達而以来当所二逗留罷在候由也、相

濟候而、於御側御酒御相伴被仰付候也、子刻後帰宅

○十四日、庚申、晴、寒、〔今日弓術師家之方格不殘御呼寄、弓術御一覽被遊候二付、四時

兵左衛門殿息

伴千大夫殿

勇衛殿息

勝田幾太郎殿

十六日夜

月蝕

十七日

一知行高百三十石

彦六家督

竜神織人殿

一願之通隠居

竜神彦六殿

十八日、祇園感神院宝物

一大江元就・輝元両公之御

判物数々卷物一卷

一但馬守様(浅野長晟)方御寄附之御陣

太刀一腰 銘兼先

一武田家方寄附之刀、白鞘

入一腰 銘国友

一馬玉 一

一牛玉 一

一翁面 一

春日作

過為挨拶御馬見所溜へ罷出ル、弓術山下共六家之内小篠伊織殿者差問二而不被罷出候由、尤山下多八郎殿へ者別二先二挨拶ニ出ル也、今日者御前・出衛様ニも御業被遊候由也、矢野源内入来、江戸ニ而松山侯藩中清水氏方出候湯火傷之呪を恵む也

○十五日、辛酉、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、辻清人夕方来、酒飯を出ス、造味噌

○十六日、壬戌、晴、寒冷甚、朝有霜、例時出勤、夕八時過退、千代吉差問、妙慶院参詣不能、

夜喜三太来、徹曉迄臨書、夜五時四分月蝕、五分半曇而不見全

○十七日、癸亥、晴、午後雨一過、又晴、寒、午後妙慶院へ参詣、木野・水谷へ見舞、水

谷君夜前以来御腹痛ニ而御難儀被成候由、木野ニ而酒出ル、今晚又々六丁目様へ此間之

軍書講師御呼寄被遊候付、聴聞罷出候様与の御事ニ候得共、与三右衛門・雅登(渡辺)兩人罷出

候故、予者不出

○十八日、甲子、晴或曇、寒、今日四半時御供揃ニ而祇園辺(馬脱力)為御遠御出被遊、皆共御供被

仰付、予回りニ而罷越、尤出衛様ニも御一緒ニ御出被成、且主水様御馬両疋御借用、森

仙太郎手馬をも倅光太郎乗参り、都合御馬数五牽参ル、御宿者感神院也、同院ニ而暫御

休息被遊、日之入過被為入、予御往来共乗馬ニ而御供仕ル、主水様御馬若竹・梁瀬、此

方様御馬花薄を替ル、乗、感神院ニ而宝物御覧被遊、予も一覽致ス、今日者申値ニ而

若党脇指計為指候而連る也、御上御供立足拵之節者都而一刀士列之衆者刀家来ニ為持、御

步行組以下者一刀限り之由、其外御家中遠馬之節、若党都而一刀ニ而被連候趣ニ候へ共、

此方様之処者足輕迄帯刀ニ相成候へ共、皆共家来者此度方一刀ニ而連候事ニ申値候也

○十九日、乙丑、晴、冷、朝有霜水、慈君今晚以来御腹痛ニ而御難儀被成候由、速ニ御居

〔廿二日〕

漢溪書法通解全部六冊

右阪都申遣、今日下候由

二而、長喜大夫方為持差

越ス、直拾四錢目五分也

〔廿五日、於江戸〕

御加増十石

朽田千太郎殿

〔廿五日、大島五兵衛方官

輪秘鑑(鑰力)与云書借覽、江戸町

御奉行所之御記録之拔写与

見ゆる、未全部者不見、右

之内享保年中江戸町年寄支

配人別之写有之、左之通

享保六丑年十一月

一町方支配物人数高

五十万三千三百九十四人

但(地借・店借・召
仕等迄之人数)

内 男卅二万三千二百八十五人

女十七万八千九百九十九人

合被成、〔例時出勤、夕八時退、山田多喜登内談事有之、来、夕桑原吉郎二入来、酒飯

を饗、深更迄咄ス、高謙院様先月以来能美島鹿河村(山)江為御療養御逗留被成候処、今日被

為人候由、兼而之御口中御痛所も此度御全快之御様子二被為在候由

○廿日、丙寅、晴或曇、寒冷甚、有堅氷、午後迄不解、北御部屋へ為伺御機嫌罷出ル、石

井園藏・渡辺四郎右衛門昨夕御供二而帰着二付、以使見舞申遣ス、渡辺四郎右衛門入来、

〔遠江様方御到来之三原大根一本頂戴被仰付、老女八十野方為持差越、御請返書出ス、告

于廟、夜六五半時比地震、余程震也、辻清人先達而以来頼二而大小之抔物一腰世話致し

進る、川本屋伊助江申付、同人持来ル、大者金剛兵衛盛高有銘、小者無銘、大小共至而堅

キ物、拵も相応也、直金六兩壹歩也、夜雪降、寒

○廿一日、丁卯、曉来雪降、嚴冷、朝辻清人入来、昨記之大小之儀弥六兩壹歩二而相約候

段申、同人大慶之由也、〔例時出勤、夕八時過退、夜雪降、寒甚

○廿二日、戊辰、晴、甚寒、有堅氷、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時過退、退

出後西向寺へ参、今朝森岡万之進來、夜水谷・藏田へ見舞千代吉遣ス、水谷君其後御

腹痛最御快由、喜一郎(蔵田)も先居合宜方之由也

○廿三日、己巳、晴、寒冷甚、有堅氷、午後纔舒、風呂を建、小倉家内・三宅家内来浴、夜

堀尾へ囲碁二被招行、廿三夜待、有饗、至夜昨日之雪未消

○廿四日、庚午、晴、寒冷甚、此間之雪日蔭未消、有堅氷、〔例時出勤、九時揃二而貫心流

劍術御覽二付直二席詰致候故入夜退、辻清人入来之由、西向寺へ千代吉参ス、千代吉

宿二年回有之由願候二付夕方下宿

右以下略之、年々相減、同八年卯四月二至四十五万九千八百四十二人二相成、又同年九月二至四十七万三千八百四十二人二相成居候也、尤右之外能役者并町宅二而も武家之家来且支配違之町人者相除卜有之也

廿六日

小寒節

暮六時入

廿七日夕

御茶

牡丹餅

廿八日

中 丹羽金内

六 清水次大夫

六 深町貞之進

七 湯浅勝之助

六 宇高順助

○廿五日、辛未、晴、寒冷甚、尤宿雪者夜来消、朝藤川毎登殿御入来、三宅吉左衛門大借金、取続難出来由御内談事有之、助情之儀も被申候得共、不能力を以辞ス、何分不埒至極之事共有之趣也、例時出勤、夕八時退、出衛様一昨夜古江御山屋敷江御泊掛二御出被成、同所方近在御山狩被成、猪一頭御獲物有之候由、右肉数片御内々頂戴被仰付也、夕星野幸次郎来、明夕弓会催候二付出席致様申来也

○廿六日、壬申、晴、寒威ゆるむ、小寒節也、夕方星野幸次郎弓会二付射場へ出席、佐藤益之丞・名倉求馬・石井寿兵衛・森岡万之進・山県兵太郎・菅多久馬・高木唯一等也、万之進帰り掛来、酒飯を饗ス、松本良伯今朝来、幸故慈君・幾三郎診を乞

(村上彦兵衛室)

○廿七日、癸酉、晴、寒氣舒、無氷、休廟御祥月、御備仕、献膳者当四月相济居候也、例時出勤、夕八時過退、辻清人入来、煮込・牡丹餅を饗

○廿八日、甲戌、晴、寒氣緩、例時出勤、夕八時過退、今日遠江様御家中弓術師家丹羽金内門人を連石井園藏方射場へ来、業前いたし候由也、何れも近頃之出勤精組二而、業前も好、中りも宜敷候由也、右二付万之進も射場へ出候由二而夜中来ル、酒飯饗

○廿九日、乙亥、快晴、暖也、山田多喜登入来、内々挨拶事有之、松本良伯入来、幾三郎者最早宜敷、慈君者今少し御服薬被成候様申候由、慈君御腹合も最早御快方也

○卅日、丙子、晴、寒威加、例時出、夕八半時退、午後者見せ馬有之、御馬場へ出ル、今夕六丁目御館へ此間之松田隆翁猶又御呼寄被遊候付聴聞二罷出候様二与の御様子二付退出後罷出ル、晚二相成候故、大岡仁政録之内、羽州米沢侯之御藩中山口十郎左衛門倅重太郎敵打を半過方聴也、前二者兼政問答与歟申を講候由、相济御奥へ被為召、御夜食頂戴、

七歩六厘余 野崎千之助

三歩 西尾幾馬

五歩六厘 都筑(畷方)太郎

六歩 金丸嘉太郎

式歩三厘余 笠間新太郎

以上

右矢数三十本宛也

御側二而御酒頂戴被仰付、誠御懇意難有事共也、〔今晚佐藤之方江十河勝之進兄弟并遠江

様御家中笠間新太郎参、同方孫兩人与能立有之由二付、見物二参候様兼而噂有之候へ共、

御下へ罷出候故晚く相成参候処、纔仕舞計を見る、橋弁慶・忠度・鵜飼等能立有之候由也、

近来喜代(佐藤)・猶人(佐藤)兩人共勝之進方江不絶出精之由也、慈君二も御出被成候様との事二候

へ共、少々御腹合悪敷、御出不被成候也

〔当月十九日大坂大火、丑刻南久太郎町井池筋南江入、東側方焼出、大西風強、東へ焼出、

同廿日朝久宝寺町二而留り候由、凡東西八町計も焼候由也

〔十二月朔日

一 座順御步行頭次席
其儘

若殿様御奥小姓筆頭

渡辺只記殿

一 三次町方引受御免
勤向其儘郡廻り

佐藤権六殿

一 郡廻り
三次町方引受

服部齋殿

若殿様
一 御奥小姓

冲唯之進殿

御代官ら

一 吟味方掛当分定年番
被仰付候付、只今迄之受郡
御免

今村文之助殿

御代官

十二月 小

○朔日、丁丑、晴又陰、寒威強、当月予御用番也、御登被城被遊候二付五時頃出勤、一応退、猶又例時出勤、夕方見せ馬等有之、及暮退出、辻清人入来、酒飯を饗、朝川通餅之祝、

今朝御登城被遊候砌、近日若殿様御泉水江御乘馬二被為召候御内意之義被仰出候由也

○二日、戊寅、晴又陰、寒威冽、有霜氷、早朝御用向有之、出勤、今朝御前へ罷出候処、

二日、此度御馬御繫替、名深緑与申候由、大分之良

馬、此方様二而者是迄此御

馬程之良馬者不居候由、南

部立青毛、佃凡四拾両許之

馬也

三日

一御小納戸

寺川繁之進殿

○三日、己卯、晴又曇、寒甚、有霜、夜雨半成雪、朝御登城二付例時少早く罷出、夕八時過退、松村弥助殿裏之諸稽古場を窃二借用被致、同方出入之庫助与申ものへ柔術業前を被見候由二付見物二出ル、門人十三四人列来り稽古を致ス、洪場流与歟申流義之由、至而拙劣之様二見ゆる也

○三日、己卯、晴又曇、寒甚、有霜、夜雨半成雪、朝御登城二付例時少早く罷出、夕八時

過退、松村弥助殿裏之諸稽古場を窃二借用被致、同方出入之庫助与申ものへ柔術業前を

被見候由二付見物二出ル、門人十三四人列来り稽古を致ス、洪場流与歟申流義之由、至

而拙劣之様二見ゆる也

四日

一御役御免

岡本大五郎殿

○四日、庚辰、雨、寒緩、例時出勤、夕八半時退、宮崎藤九郎方来状、兼而頼置候竹琴

画之裱装且短冊掛直し之分共調来ル也、夕地震

○五日、辛巳、晴、風吹、寒威嚴、夕為伺御機嫌罷出、極夕御用向二而吉村孫三郎殿へ行、

謁ス、帰掛渡辺雅登江行、内談事有之、森岡万之進来、今日丹羽金内方へ弓射二参候由

○六日、壬午、晴、風吹、寒威嚴也、例時出勤、夕七時頃退、夜長喜三太来

〔七日〕

御切米四石

一 式人扶持
御歩行組並

真齋跡目

村井虎次郎

右当分臨時御武具役所へ

出勤之事

〔十日〕

一 御切米三十石

滝人跡目

徳永源太郎殿

〔十六日、於御城〕

一 御用人

堀田恂之助殿

大御目付方

一 御騎馬頭

堀江太左衛門殿

御仲小姓頭方

一 御仲小姓頭

寺西雅楽殿

御歩行頭方

○七日、癸未、晴、寒氣強、嚴凝、〔例時出勤、夕八半時退、〔西向寺へ千代吉為參

○八日、甲申、晴或曇、嚴寒、〔四時頃御用向二而吉村孫三郎殿江罷越、被謁、帰り御館へ出ル、

〔波多野権祐来ル、同方妻先月安産、小兒者其後死去之由申也

○九日、乙酉、晴或陰、嚴寒、〔例時出勤、夕七半時退、〔明日於射場射揚京矢代有之由、

夕万之進來

○十一日、丙戌、晴又曇、嚴寒、〔例時出、夕八半時過退、入夜又出勤、五半時頃退、〔旦

那樣今日九時方御泉水江被為召、若殿様御乘馬拜見被遊、御手馬二而御乘馬も被遊、猶

浜風与云御馬も御乘馬被遊、御跡二而御庭内御拜見、御餅菓子・御吸物・御酒等も御頂

戴被遊候由、夜五ツ時過被為入、御手馬・御馬共殊外御手際能被為召候由也、遠江様・

主水様・内記様も皆御同様之由也、若殿様御乘馬も乍恐御達者二被為在候由、窃二奉拜

聴也、〔夜中喜三太来、夜半後迄臨書ス、〔夕万之進來

○十一日、丁亥、曇、寒威強、〔午後御用向二而吉村孫三郎殿江行、帰掛為伺御機嫌罷出ル、

〔辻清人入来、〔夜又御用向二而出勤、〔京師貫名先生へ寒氣并歳暮之書信登ス、清書も遣ス、

寒中見舞枝柿卅五、歳暮祝金百疋を呈ス、朝尾彦造へも枝柿卅を贈ル也、〔夜雪積寸余

○十二日、戊子、曇、嚴寒、〔例時出勤、夕七時前退、〔蔵田喜一郎今曉物故之由為知来、

吊使遣ス

○十三日、己丑、晴、寒威強、〔例素読所講釈へ出席、直二出勤、夕七時頃退、〔佐久間栄

殿方来ル十六日単源院殿一周忌相当之旨為知来

○十四日、庚寅、晴、寒威紓也、〔八時前為伺御機嫌罷出、今日遠野弥殿御館入初而被罷出、

一大御目付

野村良之進殿

御目付ら

一御先手者頭

伴新太郎殿

御馬回りら

一御納戸奉行上席

横山十郎殿

御用達所詰御小姓組也

勤向只今迄之通

廿日

千賀九郎右衛門義病氣二付

一類内打寄夜前圍へ入候

之由、其実者甚放蕩不行跡

二有之処、先達而西町松原

高田主計殿方二而職人之大

工道具を盗取、其義粗及露

顕候様子其外彼是二而段々

詐騙カタリ之様之事二致候趣二

而、右様疾二托し押込候之

由、不埒至極之事共也

并菅原恒之丞・上月市藏同断罷出候二付出而謁ス、且今夕先日御泉水二而御見繕等被申

上候御馬役衆・御歩行組之分共御招二付是又謁ス、夕七時過退、レ幾三郎此間内ら少々風

邪氣二相見候処、今夕ら熱発之気味二而氣重二成、夜九時頃俄二閉之氣有之二付、早速

熊胆を用候処速二開也、依て松本良伯を迎、診を乞、全寒邪之事二而、熱も余程有之由申、

薬を投、何分格別案候程之事二者有之間敷旨申也

○十五日、辛卯、晴、寒甚、レ幾三郎義今暁又々閉之気味有之、早速熊胆を用、速二開く也、

レ例時出勤、夕七時比退、レ夕松本良伯来診、幾三郎大分熱も解候様二申也、レ堀尾老人・

小倉甚右衛門母子・湯川新太郎為見舞入来、渡辺・佐藤ら使来、田中栄作妻・実五郎夫

婦も見舞二来ル、レ慈君夜前蔵田へ悔二御出被成

○十六日、壬辰、雨、暖、レ朝鼓螺御見聞被遊候二付例時少し早く罷出ル、夕七時退、レ妙

慶院参詣不能、千代吉為参也、レ今日佐久間先生一周忌此間為知有之候へ共不能参詣、代

参も差問候而得不遣候也、レ朝長束茂兵衛入来、辻権太郎極難渋二付、因頼母子相企候由

二而内談事有之也、レ幾三郎夜前以来者大二快方、今日者余程気軽二相成也、レ夕松本良

伯来診之由、レ森岡万之進見舞来、佐藤益之丞同断入来

○十七日、癸巳、晴、暖、レ朝良伯来診、幾三郎弥快方之由申也、レ例時出勤夕、レ午後為伺

御機嫌罷出ル、レ金子元徳物故之由、松本良伯ら為知差越、先達而以来瘡二而困候由、此

間始而承候処驚人候事也、元徳者当時此御方様二而随一之大医、世上二而も大二被用候由

二有之候処、可惜事也、夜為悔使遣し、且葬二会せしむ、レ今日佐藤氏餅搗、近年之通家

来無心二付朝ら遣ス也

廿一日

殿様去月廿八日御登城被遊候様前日御老中様御連名之御奉書御到来、右同日御登城被遊候処、西之御丸炎上之節、御人数差出御玄関前御門迄繰入〔虫損〕「〔忠雅〕達御聴候旨、上意之趣牧野備前守〔方丸〕様与被仰達候由、依之明廿三日御両殿様御歎之御帳付、旦那様御登城被遊候由也

○十八日、甲午、晴、寒強、朝六丁目御館江為伺御機嫌罷出、帰森岡へ卒与寄、九時頃方出勤、夕七時退、金子元達へも帰りかけ吊二寄也、朝辻清人入来、松本良伯入来、幾三郎弥宜由申候由也

○十九日、乙未、晴、寒威甚嚴、朝例時出勤、夕七時退、夜万之進來、辻清人來、於梅も來宿、酒を饗、当年も格別を以去天保五年之振合を以御仕向被下候旨被仰出、天保五年者石一之御仕向也

○廿日、丙申、晴、寒威嚴也、今朝六半時揃諸品御礼有之二付、早朝罷出、夕七時過退、如例年今日餅搗無滞相濟、田中実五郎并佐藤家來々助、尤佐藤家來幼年二付代二小畑幸次を被差越、栄作妻をも頼來ル、夜辻清人來、於梅今晚帰筈之処、腹痛難儀致候故不帰、尤同方明日者餅搗之由二付慈君御出被成也

○廿一日、丁酉、晴、寒威少紓、例時出勤、夕入夜退出、木野一馬入來之由、夜慈君辻方御帰被成、今朝御用向二而遠江様衆井上市太郎江行、謁ス

○廿二日、戊戌、晴、寒威少緩、例時出勤、夕七半時退、西向寺參詣不能、千代吉代參申付、夜於梅辻へ帰ル、清人迎二來、松本良伯入來、幾三郎弥以快復也、左之通御移檄出ル金銀貸借利足近来高歩之趣、畢竟銀札歩差イより不都合取引候事二可有之、銀札御建替之上ハ利足引下ケ可申筈之処、今以高歩二相聞、利合高候而者〔色方〕諸式直段江拘り一統之難渋、甚心得違之儀、自今銀主共勘弁いたし、利足引下ケ可申、若此後不当之利合貸付候者有之おゐてハしらへ之上急度可被及御沙汰、此旨郡町江此度御示有之事二候、御家中并末々之者共へも右等之取引有之哉二相聞、兼而被仰出之趣も有之候処、甚不

廿三日朝五時、御家司宅

御用

一御暇

直三郎事

千賀九郎右衛門

都而奉公御構

右思召有之二付

右九郎右衛門者知行百石、御馬回りと力二有之処、

是非も無之次第也、尤家

内（虫損）「親類内勝手二引

取候様被仰付、屋敷者今日

中二引払候様被仰出候也

但九郎右衛門実者村尾龜

之丞殿弟也

廿六日

立春

当月五日大坂表又々（虫損）大火、

亥中刻東堀濃人橋東「（虫損）」

方出火、折節大西風強く焼

出大火二相成、翌六日酉刻

火鎮、家数凡四千軒許焼失

之由也

風俗之事二候、以後心得違之儀相聞候得者、急度可被及御沙汰候

御役料渡候由二而、星野正大夫方為持差越、致頂戴也

○廿三日、己亥、晴、暖、例時出勤、夕八時過御用向二而大御目附小島太郎作殿方江參、謁

又出勤、七半時前退、今日如頭書千賀九郎右衛門御暇被仰付、右代り力堀尾精一郎へ

被仰付、眠石・精一郎（マヤ）入吹聴入来、夜中飲二行、有饗、慈君も被招御出被成

○廿四日、庚子、晴、寒、例時出勤、夕七半時前退、昨日御仕向切手相渡、米価石

八十八匁之由、御役料者一昨日渡、拜受いたす也、西向寺へ千代吉為參

○廿五日、辛丑、晴、寒氣厳、又雪飛、例時出勤、夕七半時前退、御役所今日限二而廢休

也、夜節分之祝

○廿六日、壬寅、晴、寒威厳也、夕御勘定所御銀見分二付出勤、外御用向も有之、入夜退

也、立春

○廿七日、癸卯、晴、寒威緩也、午後六丁目御館へ伺御機嫌、歳暮御祝詞旁二罷出、於御

次御吸物・御酒頂戴被仰付、罷出掛横山十介殿へ御用向二而參、妙慶院へも參、帰途森

岡・木野・水谷へ寒中無沙汰・歳暮旁二行、三家二而酒出ル、坪内へも当月初新婦を迎、

婚儀相整候由承及候二付、歡二寄、新婦者丹羽庄司娘也、夜西方出火之由騒、山越二而

大塚辺之由、尤余程焰氣見ゆる也、西向寺拜參不能

○廿八日、甲辰、晴、暖也、朝西向寺へ參、藏田喜和太郎一郎へ悔二行、為伺御機嫌罷出ル、今

朝帰掛岩崎へ歳暮旁二行

○廿九日、乙巳、晴、暖也、朝堀尾・佐藤・小倉へ何角之挨拶旁二行、夕八半時為御祝

十二月廿五日、江戸御沙

汰書之内

一 壹万石御加増

一 御刀 肥後国房賀
代金廿五枚

右大将様方
(徳川家祥)

一 御刀 越中国国光
代金廿五枚

阿部伊勢守様
(正弘)

一 貳千石御加増

御時□□
(服七九)

一 右大将様方
御時服七

遠藤但馬守殿
(胤統)

右西御丸御普請御用格別

骨折相勤候付、於御前被

下之

詞罷出ル、御登城前於御居間御祝詞申上、周防様江之御祝詞於御次御用達中迄申上、

出衛様 江も御祝詞夫々御部屋二而御目見仕ル、御奥へも罷出、老女二謁ス、夕辻清人・高謙院様

岩崎常介・長喜三太歳暮・祝詞旁二来、小倉甚右衛門朝之内来ル、万之進者夜前来候故

今日者不来、家内何れも微恙無之、夜中団欒、歳暮之盃を伝、君恩親恩豈不感戴乎、夜

五時比西方出火ニ付早速出ル、鷹匠御貸家壺軒焼失之由、速ニ鎮ル也

去ル廿四日

御用人本役

一 其儘郡御奉行

知行高三百石被成下

山田清助殿

御用人並方

一 大御目付同格

足輕五人御附

青野保太郎殿

勤向只今迄之通

一 御目付

日比嘉門殿

御奥小姓方

若殿様

一 御奥小姓

野村八郎殿

一 大御小姓

三田村保右衛門殿

石井惣兵衛殿

寺西盛登殿

一 御代官

野田七郎右衛門殿

小幡多藏殿

廿四日、於江戸

大御目付格

一 伏見御屋敷番

奥守衛殿

一 御勘定所吟吟役
同格

石井藤馬殿

神尾半左衛門殿

一 御加増十石

日比百次郎殿

御傳役

一 五人扶持被下

又市倅

品川直太郎殿

被召出

飯田助之進殿

一 被召出

市允跡目

一 七人扶持被下
御医師組被
召出

西道一老

□向只今迄之通
(勤力)

一 知行高百五十石

湯川熊之助殿

一 御加増十石

若宮仙太郎殿

一 御切米三十石

三之丞跡目
惠美鉄次郎殿

一 知行高百三十石
軍大夫跡目
甲八百之丞殿

一 御切米三十石

杉山他人登殿

右家芸之義弥以心掛、精出相勤
候様被仰出

一 御切米式十四石
坂原弥右衛門殿
半兵衛跡目

廿六日

一 隠居被仰付
逼塞

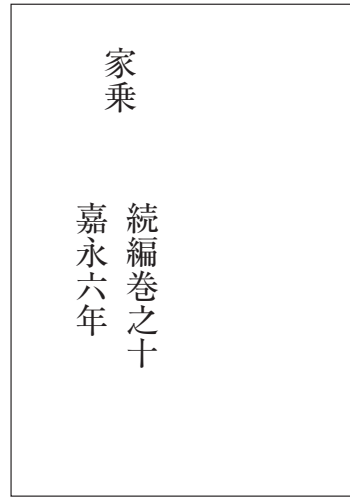
鵜山要人殿

一 五人扶持
東三郎父
頼余一殿

右学問所へ罷出、教授方同様相
勤候二付、格別ヲ以被下之

思召之義有之候二付右之通被仰付、尤家督者可被下置候間、
相応之者相撰可申出旨被仰出

(表紙)



人皇百二十二代

今上皇帝御宇八年

御諱統仁

嘉永六年龍次癸丑

弘化丁未御即位、從神武元

平天下十七年

年辛酉二千五百十一年

源家慶公 德川家康公十二代、從天保丁酉

治国廿三年

源齊肅公 淺野長政公十一代、從天保辛卯

齊家六年

紀道興公 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申

兄方

巳午之間

床飾

座敷床

由信蓬萊軸
(狩野)

白梅花 白瓷瓶

勝手床

聿庵精忠軸
(頼)

万年青 鉢植

精齋中床

庭田公御懷紙軸
(重剛)

万年青 鉢植

家乗統編卷之十

嘉永六年癸丑

村上七世彦右衛門邦裕君緯謹記

正月 大

三日之夜、研屋町筋ニ於て御歩行組何某之世倅醉狂ニ而人を傷、大二及騷動候由、被傷候者者戒善寺中町屋敷之多門ニ住候今日過之者之由、格別之疵ニ者無之候由也

○元日、丙午、曇、冷、慈君奉始皆々平安加寿、曉寅中刻起、若水、神拜、廟拜、手付熨斗、祝詞、大福、屠蘇、菌固、読書始、吉書始、右祝式如恒規礼服ニ而行之、黎明後麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞被為受、御家司中、引統御用人佐藤与三右衛門・予・渡辺雅登一同罷出御祝詞申上、御機嫌克被遊御超歳、御身祝・御規式等万端無御滞被為濟、奉恐悦候段筆上申上、夫於御次周防様江之御祝詞御用達定加長束六左衛門迄申上、直ニ出衛様へ御祝詞御部屋ニ而申上、夫於御奥へ出、退出掛高謙院様北御部屋へ罷出、御祝詞申上、御手熨斗被下之、訖而帰宅、小倉甚右衛門・長喜三太祝詞旁入来、其外祝詞往来等一円無之、閑暇無事也、夕堀尾老室入来、酒を出ス、夜雨

○二日、丁未、曇、午後晴、暖、夕森岡万之進・岩崎常介・檜垣藤吉郎来、酒を出ス、常介者留而困基(平野力)

○三日、戊申、晴、暄、巳鼓前六丁目御館へ為御祝詞罷出、於御側御吸物・御酒頂戴被仰付也、并ニ幾三郎へ遣候様ニ与御意ニ而、九年母三ツ頂戴被仰付、帰而告于廟、帰掛白神社へ參詣、妙慶院・西向寺江參、寺僧へ年玉一封ツ、持參贈ル也、森岡へも卒与寄、祝酒出ル、夕堀尾へ困基ニ被招行、常介会、酒出ル

○四日、己酉、曇又晴或雨はらつく、暖也、巳鼓後海蔵寺へ拝参仕ル、和尚へ如例年玉

〔四日朝、如恒例

黄粉餅

御茶

海苔燎而

右献于廟

〔五日、身祝之祝

一封を呈、酒茶を被出、隱寮江も祝詞二寄、達而被留、囲碁・将戲等有、堀尾眠石・岩

崎常介も至ル、酒飯も被出、入夜帰宅、〔今日昼九時揃、殿様御祝詞之御帳附、旦那様御

登城被遊候由、〔佐藤与三右衛門・長喜大夫入来之由

○五日、庚戌、晴又曇、余寒、〔午後神田八幡宮江参詣、藤川・辻江祝詞旁二行、永井江も同断、

藤川・辻二而祝酒出ル、一井嘉内へ旧臘御加増之歡、飯田又市殿江同断、息助之進殿被

召出之為知有之、挨拶二行也、〔永井仲之助・松本良伯入来、石井寿兵衛も同断

○六日、辛亥、晴或曇、余寒甚、〔今日方御役所始候二付例時出勤、九時過退、〔幾三郎夜

前以来感冒之気味与相見有熱、氣重也、〔長束茂兵衛入来

○七日、壬子、曇、余寒甚、〔例時出勤、夕八時退、〔西向寺へ千代吉為参、〔幾三郎今日者

氣輕也

○八日、癸丑、快晴、和暖、始覺春色、朝者嚴凝也、〔朝井上市太郎御用向二而入来、謁ス、

右二付卒与御館江も出ル、〔午後平野藤吉郎方桑原・坪内・木野迄時候見舞・祝詞旁二参、

出掛岩崎へも同断、水谷江者晚二相成候故不到して帰ル、坪内之外者不残祝酒出ル、〔坪

内久米之介・山村静人始彼是入来有之由、〔幾三郎昨来者氣輕之方二者候得共、未熱氣有

之様二相見候故、松本良伯診を乞、格別之事二者無、少々熱も有之候へ共、火之方勝候

様二申、薬を恵、夕方又少々氣重、熱出、吐も有之也

○九日、甲寅、曇後寒雨、〔例時出勤、九半時退、〔御兩殿様御身据御鏡開、例年之通御分

賜被仰付、御前之分於席長東六左衛門執達、周防様之分八木野右衛門方紙面二而為持来、

夫々謹戴仕、御請申出、告于廟、〔幾三郎今日者口中を痛候趣二而、乳汁快飲不致、氣八ヶ

〔十二日〕

雨水

〔十三日〕趙松雪之真跡を

一覽候事、十七日之記二委

之

〔十四日死去〕

沢三石老

原執政大夫、当時退隱、

在職稱讚岐、名宣喬、字

伯遷、号梅塙、退隱後更

号三石、善書名高于世、

又善画梅竹、今年八十二

歳云

〔十五日〕蔡鎮之真跡を一

覽候事、十七日之記二委之

同日、於御城

一御用人並

浅野小六郎殿

御中小姓頭方

一御仲小姓頭

間敷有之也

○十日、乙卯、快晴、暖、〔例時出勤、夕七時前退、朝松本良伯来診、幾三郎全肝火之事二付、

月代を剃、少々風二当候様申、其通り二致候処(ママ)而氣輕二相成也、尤口中者弥張同様鶯口

之如相成也、〔夕桑原吉郎二入来、酒を出ス

○十一日、丙辰、雨、暖、午後晴、〔今日御具足御鏡開キ、御両殿様方例年之通御切餅頂戴

被仰付、御用達中方坊主土屋篤甫を以為持差越、袴着謹而戴之、篤甫を通し謁而御請之

義御用達中江申含帰ス也、告于廟、〔今昼具足鏡開如恒規祝之也

○十二日、丁巳、晴、暖氣也、〔例時出勤、九半時退、〔風呂を建、近隣来浴、〔松本良伯来

診、幾三郎愈快方之由申、口中も大分宜相見ゆる也

○十三日、戊午、曇、寒、〔朝素読所講釈初二付出席、白鹿洞学規湯川新太郎講之、講師計

上下着、其外者平服也、例時出勤、夕八時過退、〔公儀坊主田川金水御館入始而罷出候二

付謁ス、〔波多野権祐入来、酒を出候由、〔夕方御用向有之、渡辺氏江行、入夜酒出ル、〔夜

五時頃表小姓町西川民三郎殿屋敷出火、早速罷出、至而御近火二候得共、風並宜敷候故、

何之御別条も不被為在、尙軒限二而鎮火、多門も残候由、〔辻清人近火見舞入来、〔東城

与力牧野平司・水上源之丞・片岡弘・宮崎藤九郎出府、夜前到着之由二付以使訪之、藤

九郎方者今朝使来、土産物被贈也

○十四日、己未、曇、微雨後又晴、寒、〔宮崎藤九郎入来、飯を出ス、外三人も台所迄入来、

〔今日左義長二付御城内乗馬有之、若殿様御櫓方御透覽被為在候由二付、夕方大島五兵

衛方物見へ見物二行、当年者御三家様御馬も被差出候様、大御小姓頭衆辺方無屹御移

浅野久次郎殿

御先手者頭ら

一御先手者頭

天野伝兵衛殿

御馬回りら帰役也

十六日夕

酒肴

井 したし物

大盆 八寸 板屋貝
海苔煮

平鉢 飯差身
三ツ葉

吸物 めはる巻り
落之臺

膳

みそ

皿 繪 汁 牡蠣
青み

めし 香物

平 かれる
あんかけ

以上

合有之、御三家様御乗加役之衆并御步行中御馬方江御乗せ御出被成也、御家来御馬方乗而不出者些遺恨与云へし、森岡万之進入来、酒を出す、御年寄隠居沢三石老去ル十一日死去被致、今日披露有之候由、能書・善画且高年、当時広陵第一之人物二有之候処、可惜之至也

○十五日、庚申、曇、寒、御用向二而朝六丁目御館江罷出、帰掛直二出勤、夕八時退、昨日以来悪寒之気味有之、頭痛いたし候二付夜早臥、家小も一昨日以来同様之義、口中を疼、難儀いたす也

○十六日、辛酉、晴、余寒烈也、今朝も悪寒・頭痛同様二付妙慶院参詣忘、千代吉代参申付、例時出勤、夕八時前退、夕宮崎藤九郎を招致祝盃、跡二而飯も出ス也、夕堀田求馬殿入来、謁、御無心筋被申聞候也、夜お梅春来始而来、清人連来、酒を出す、お梅者宿ス、宮崎藤九郎明朝出立、帰郷之由、逗留中得不訪候二付、夜使を以暇乞申遣ス也、片岡弘も一緒二出立之由、為暇乞今夕来候付、同様以使申遣也

○十七日、壬戌、晴、寒、嚴凝、御用談有之、已鼓後ら渡辺氏宅へ行、入夜帰ル、夕餅并酒出ル、今日も悪寒・頭痛同、且口中を痛、食餌六ヶ敷、且一切食味無之困ル、夜頭痛甚、去ル十三日・同十五日、御館二而趙子昂真跡之書幅且明蔡鎮真跡之書幅を一覽、珍玩也、松雪之幅者祇園南海之鑑定之文あり、幅者五言古詩一首、中字也、一覽二而者不至甘心、蔡鎮之書者大字二燕公之東壁図書府之五律一首を書せり、見事二見ゆる也、二幅共沢氏所蔵、御下へ此節御覧二出居ル由、右前二記落し候故爰二記之、家小口中痛益甚敷困り、昨日来平臥ス、今朝万之進來、当十九日故源五廿五回忌之由申也

〔十九日朝、森岡寺西蓮寺へ千代吉代参ニ遣ス也〕

○十八日、癸亥、晴、余寒甚暴、嚴凝、〔例時出勤、夕八時前退、御用向ニ而渡辺へも行、今朝素読所会読始ニ候得共不能出席、家小昨記之通り、予亦只様募候方ニ付、松本良伯診を乞、尤予者出勤後故不受診、全邪氣ニ被催、火強盛ニ相成候故之事与申、薬を患候由、予江も同様之考ニ而薬を投ス〕

○十九日、甲子、晴、余寒暴、嚴凝過寒中、〔今日者別而悪寒強、頭も悪敷候ニ付不能出勤、同勤兩人へ以紙面案内申遣ス也、松本良伯来診、予も全寒邪之はけニ而火強盛ニ相成候ニ而、家内同様之事、少々伏熱有之由申也〕

○廿日、乙丑、晴、夕曇、余寒如昨、〔朝良伯来診、長東六左衛門時候見舞ニ来〕

○廿一日、丙寅、夜来雨雪、余寒者却而緩、無氷、〔予口中弥増痛ミ困、惣体者少和候様ニ覺、家小も今以困候也、慈君又々今朝以来御腹痛ニ而御困被成〕

○廿二日、丁卯、晴、暖、〔慈君今朝者御腰痛ニ相成、其外兩人も同様也、堀尾精一郎入来、同眠石老人為見舞入来、夜長喜三太来、辻清人朝方入来、夜迄咄ス、西向寺江千代吉為参、良伯夕方来診〕

〔廿三日、巳鼓後地震〕
〔当家北庭之小梅之枝主水様御接穂ニ被成度由ニ而、山村静人方所望有之、差出ス也〕

○廿三日、戊辰、晴或曇、雨はらつく、〔見舞・時候見舞等少々有之、今夕之微雨者全泥土水ニ而有之由、如何様木葉上之乾痕を見るに悉泥也、奇与云へし、今日御屋祈祷、御吉例之通明星院相見、無御滞相濟候由、御供物頂戴被仰付、御用達方坊主ニ為持来ル、不快中不能謁、御請紙面ニ而申出ル也、夜長室入来、辻清人も夕方来、夜迄咄ス〕

○廿五日、己巳、晴、暖、〔朝松本良伯来診、何れも追々快方之由申也、予者惣体大ニ快候由、今朝仕回致し、午方出勤いたす也、佐藤益之丞・平野藤吉郎・石川老室入来、見舞也、西〕

廿六日

啓蟄

向寺江千代吉為參

廿四日

一知行高三百五十石

大五郎家督

岡本主馬殿

○廿五日、庚午、曇、寒、夜微雨、例時出勤、夕八時退、慈君今朝者又々御腰痛、御困り被成、

木野・水谷方見舞使来ル、御奥御鎮守社江拜參、来ル廿九日・晦日於松榮寺文恭院様(天満宮)
(徳川家斉)

御法事有之候間、諸事穩便、火之元念入候之様御移檄出ル也、御十三回忌也

一同百石

典二跡目

田宮信太郎殿

○廿六日、辛未、雨、暖、松本良伯来診、何れも追々宜由申、慈君も今日御快起被成、家

小も蔭を徹也、尤幾三郎又々少々感冒之様子ニ而咳有之、乞診、薬を恵也、堀尾老室見舞入来

一七人扶持

要人家督

鵜山栄之進殿

○廿七日、壬申、雨罷、午後晴、暖気也、朝小倉甚右衛門見舞入来、素読所会読江出席、

直二出勤、夕八時退、西向寺江千代吉為參也

一願之通隠居

岡本大五郎殿

○廿八日、癸酉、晴、暖、例時出勤、九半時退、夕方水谷又左衛門殿御出被成、酒を出ス、

吉本繁右衛門入来、極夕辻清人来、酒を出ス、於梅去ル十六日夜方今日迄逗留致し呉ル、追々何れも快候故今晚帰ル、幾三郎此間方又々少々風氣之様ニ有之処、夕方夜へ掛吐両

廿六日

式十人扶持被下

一被召出

御奥詰

度有之、何分痰咽喉へ附候様ニ被考候故、松本良伯を迎、診を乞、格別之事ニ者無之由申、薬少々加減いたし呉ル、肝火之事ニ可有之与申也、其後者快寝ス、夜万之進來

清記倅

二川熊五郎殿

○廿九日、甲戌、雨、寒、幾三郎今日者大二気軽也

○卅日、乙亥、晴、暖、例時出勤、夕八時退、松本良伯来診、幾三郎弥快也、永井仲之助為見舞入来之由、今日文恭院様御法事、且那樣御寺詰被遊、主水様御名代御勤被成候由也

一
当正月於江戸

(徳川家祥)
右大將様御年賀二付、八十歳以上在勤之面々書上二相成

写

本文者 右大將様与有之者 間違也、其後江戸御沙汰書を見合候処、
將軍様御本卦之御賀与相見る也
(徳川家慶)

九十五歳

千五百石御留守居
土屋讚岐守
(廉直)

八十六歳

五千石御留守居
蜷川能登守
(親常)

八十七歳

五百石大目付
深谷遠江守
(盛房)

八十四歳

九百石御旗奉行
大久保信濃守
(忠行)

八十一歳

三百石御鎗奉行
榊原隠岐守
(長瑞)

八十九歳

式百俵西御丸御鎗奉行
玉井藤右衛門
(祐徳)

八十一歳

三百五十俵御留守居番
中畠宇右衛門

八十六歳

四百俵御先手頭
内藤源助

八十七歳

式百五十俵二ノ丸御留守居
青木半蔵

八十八歳

(俵力)
三百石二ノ丸御留守居
野間庄左衛門

八十九歳

百俵十人扶持同上
津田大次郎

八十一歳

百俵五人扶持同上
小堀権右衛門
(昌将)

九十三歳

奥御台所頭
吉見本次郎

九十一歳

西丸御台所頭
佐藤与一郎

九十九歳

御林奉行
井上元七郎

八十一歳

御金奉行
高橋儀右衛門

八十五歳

(斉民)
松平越後守殿附
岸平三郎

(上脱カ)
以十七人

二月 小

朔日、例年之通足輕春御
貸米切手渡、相場石九拾三
匁五分替之由也

○朔日、丙子、晴、風吹、霞甚、暖、例時退出勤、夕八時退、於席上佐藤与三右衛門方昨
年中三之手御人数組御手当被仰付置候処、御免被成候段被申達也、夕木野一馬入来、酒
を出ス、三宅養春老明後々日江戸江被罷越候由二而被来

○二日、丁丑、晴、寒、霞甚、有風、午後方近隣先達而見舞二預候謝二行、渡辺氏へも
時候見舞二行、三宅養春老江昨日来駕之挨拶・暇乞旁二行、夫方佐久間栄殿江旧臘故藤
大夫殿一周忌法事之案内有之候得共取込、無沙汰致候二付挨拶二行、興徳寺・本照寺・
妙慶院江參、禪林寺佐久間氏墓所、等覚院二而金子元徳、長久寺二而蔵田喜一郎墓へ參、
夫方水谷氏へ祝詞旁二行、酒出、夜迄咄帰、木野へも卒与寄、同方二而酒出ル也、松
本良伯入来之由、幾三郎昨今弥快也

○三日、戊寅、晴、朝寒、霞甚、朝素読所講釈出席、直二出勤、夕八時過退、若殿様明
四日御発駕二而、御発駕前御機嫌御窺今朝旦那様御登城被遊候也

若殿様御供
御年寄
二川清記殿
御用人
吉田儀右衛門殿
山田隼之助殿

○四日、己卯、晴後曇、温、夜雨成、例時出勤、夕八時過退、若殿様今日四時過御発駕被遊、
旦那様如例為御見立八丁堀江御出被遊、御供御年寄二川清記殿御取合被申上候由也、慈
君夜辻江御出、御宿被成、夕松本良伯来診、予も口中者いまた透与快無之候へ共、惣体
宜候付此間方薬を退候処、今朝以来又々感冒之気味二而悪寒有之候故診を乞候之処、少々
微熱有之由申、薬を投、夜早臥

○五日、庚辰、雨、午後晴、暖、夕辻清人来、慈君兼而今晩御戻被成候筈之処、今晚者達
御留申候由申也、夜方之進入来、酒を出ス

○六日、辛巳、晴、暖、例時出勤、夕八時退、山崎右内入来、夜慈君辻方御戻被成、夜水谷伯母氏御来宿

○七日、壬午、晴又曇、風吹、寒、朝素読所会読へ出席、直二出勤、九半時退、今日初午二付少々客来有之、森岡万之進おさよを連来、平野藤吉郎夫婦子供連来、檜垣捨次郎子供を連来、皆酒飯を饗、地御前小松屋武兵衛、平良村中津屋(佐伯郡)周五・おみねを連来、おみね者直二逗留いたす也、慈君午後三之丸稻荷社へ御参被成、八木広次郎方へ御寄被成候由、水谷伯母氏夜御帰被成

○八日、癸未、晴、寒、松本良伯来診、何れ茂弥快方之由申也、夕射術稽古場へ出ル、深町貞之進來、同人射術を初而視、殊外見事也、中りも宜敷、大和流二而當時免許之由也

九日、於江戸
一御加増十石
鈴木雄之進殿
○九日、甲申、晴、寒、御内密稽古二付早朝御馬場へ罷出、一応帰宅、直二出勤、夕七時退、午後御旗業前御透覧二付御馬場へ出ル、昨夕坂井保之進殿被来、謁、平川徳助俸勤助学事出精之義二付内談之義有之也

○十日、乙酉、晴、風吹、寒、例時出勤、夕八時退、岩崎常介先日比度々見舞使遣候謝入来一昨日之記落也

十三日
春分
○十一日、丙戌、晴、和暖也、風呂を立、来浴有之、午後高木唯一弓会二付射場へ出席、今日者出席も多人数有之、賑敷候也、深町貞之進持参之弓を損し、予か六歩七厘之塗弓を用立ル、渡辺雅登時候見舞入来之由也、夜岩崎源之進・堀尾幾之進來、算術を稽古致ス也、此後続て来候筈也

二月二日駿州・相州大地
○十二日、丁巳亥、晴、暖、夕曇、夜雨、例時出勤、夕八時前退、六丁目御館江為伺御機嫌罷出、

震二付大久保侯御領分之内

御書上二相成候写

一潰家式千式百八軒

内(八百八軒 千四百軒)皆潰

一死人百拾九人

内(男五十人 女六十人)此数不合

一怪我人七百人

一死馬百三疋

一土藏千式百四十八ヶ所

内(八百廿三ヶ所 三百廿五ヶ所)皆潰

一御家中式百廿九軒

内(百式十軒 百九軒)皆潰

大久保加賀守様御城大破損、

見附櫓不残壁落、四度之地

震二而多門櫓・御城崩、明

神拜殿圍其外損所有之候由

右岩崎常介方為見候付写

置也

今日者彼岸中日二付御茶被遊候由二而御茶頂戴被仰付、帰森岡へ卒与寄、此間以来後室

風邪未透与宜無之由、慈君夜前御風邪御平臥被成、折柄松本良伯来、薬を恵、格別之事

二者不被成御坐

○十三日、戊子、雨晴、寒、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八半時退、朝辻清人来

○十四日、己丑、晴、余寒強、夕堀尾江圍碁二被招行、酒飯出ル、夕七半時前北方出火

二付早速出ル、白鳥口屋小路山田権兵衛殿屋敷長屋方出火二而、徳永滝登殿方長屋、高

屋升殿方本家・長屋共、并御步行組梶山何某類焼、山田本家者残候由、無程及鎮火也

○十五日、庚寅、晴、暖也、朝辻清人入来、例時出勤、夕八時過退、周防様当年六十一

二被為成、来ル廿三日御内祝被為在候筈二付、御家司中、皆共も御祈祷之御札守江御肴

添差上候筈、今日就吉辰牛田社二而神田社二而高良大明神御社二於て御祈祷相頼可然与

申値、与三右衛門・雅登・予三人申値二而御初穂銀三両相備也、頼方者と三右衛門方池

田加賀守へ手紙二而、癸丑年男子武運長久之御祈祷於高良社執行相頼候旨申遣ス也、右

二付今朝佐藤へ銀壹両、新改印札二而四匁三分為持遣ス也、御家司中者白神社へ御祈祷

被相頼、御初穂銀式両被備候由也、予等か方者先年御四十一御内祝(虫損)節者福寿院二而御

祈祷相頼、健徳院様御年賀之節者尾長天神社二而御祈祷相頼候例も有之候へ共、此度者

申値二而高良社之方二仕ル也、御当家様二而者御先祖光照院様後者御代々様二而御六十一

二被為成候御方様者不被為在候処、此度之御年賀者実二恐悦之至奉存候事也、藤川甚吉

今朝方素読所へ出候由二而来、夕方迄留ル、手跡手本を予二認具候様頼来ル也

○十六日、辛卯、晴、始覺春暖、早朝妙慶院へ参、御寄合二付例時少早出勤、九半時頃退、松

廿三日、御供頭竹本友之丞殿内室先月末之比、元召遣之家来与密通、家財・衣服之類、米・香物様之物迄大分取出し出奔被致候由二

候処、此節大坂方連帰候由風説也、内室者四十計、家来者廿七歳二成候由、小姓町屋敷故、裏方舟二而荷物^易を拔し奔走致候由二而、容易二難相知候由之処、右之通兩人共連帰、早速座敷籠へ入候由也

廿三日

狂言番組

宝之槌

昆布壳

棒縛り

縄ない

栗焼

太刀奪

本良伯来ル、慈君愈御快也、昨日中津屋方周五来、おみね連帰ル、夜岩崎常介妻入来、酒を出ス

○十七日、壬辰、雨、温、夜風吹

○十八日、癸巳、晴、寒、朝素読所会読江出席、直二出勤、夕八時退

○十九日、甲午、晴、暖又寒、今曉七時地震、余程大二且長し、朝素読所へ御書物見分二出ル、夫方直二出勤、幾三郎不快二付、九半時頃急御断を申引取也、幾三郎昨夕以来少々^(熱方)執氣有之候得共、為指事二も無之候事、今日午後急二閉之気味有之候由、早速熊胆を用、漸開、因而松本良伯を迎診を乞、全氣候二触、肝火動候二而、熱も余程有之由申、薬を投、其後者随分気軽之方也、堀尾老室早速来、見合被呉也、今朝藤川每登殿為時候見舞御入来、甚吉も来ル、飯を出ス

○廿日、乙未、晴、暖、朝松本良伯来診、幾三郎大分宜敷方也、堀尾眠石・小倉後室・長老室見舞入来、蔵田和太郎方昨日跡目被仰付候由為知来也

○廿一日、丙申、晴、暖甚、例時出勤、夕八時退、六丁目御屋敷老女方明後廿三日御年賀御内祝被遊候二付、同日被為召候間早々方罷出候様思召之旨、同役三人連名文二而申来、御受申出ル^{此義昨日之事也、誤而}今日二記ス

○廿二日、丁酉、晴、暖也、朝素読所講釈へ出席、例時出勤、夕八時退、夕西向寺へ参詣、帰り蔵田和太郎此間跡目被仰付之歡二行、達而被留、酒出ル、堀尾へ吉田藤馬困棊二来候由、参候様申来、行、吉田藤馬時候見舞入来、当月二日相州小田原御城下大地震二而、土石飛散、人家住居難相成、七日迄野宿致候由、即死・怪我人式千人計、御城内も多損候由、

入間川

伯母酒

福神

人名

伊藤八之助

同 龜藏

同 雄三郎

阿波屋

金五郎

住吉屋

富次郎

同日、波多野権祐来り、

来月四日家内皆々同方江招

度由申置候由

大坂書状ニ申来候由也

○廿三日、戊戌、晴、暖、夕々寒し、昨日之趣ニ付、四時過方六丁目御屋敷江罷出、今

日周防様御六十一御年賀御内祝被遊候ニ付、同役三人申値左之通差上

御祈祷之御策守 木地台 据

下ケ札 佐藤与三右衛門

村上彦右衛門

渡辺雅登

外ニ御供物も添居候故、是又小キ木地江据
下ケ札者なし

御肴 一鉢 塗台 据 下ケ札なし

但鯛一鱸一鯔一也

右上下着御奥へ罷出、老女加りみね江逢、恐悦申上、并右之品同役三人申値御内々差上

度候間、宜取計呉候様相頼置也、御家司中々も右同様被差上也、尤御祈祷者白神社へ被

相頼、御初穂者銀式両被相備候由也、同日役三人江御祝餅一重ねツ、御肴一鉢被下置、

老女加りみね執達、厚御請申上ル、御家司中江も同様頂戴被仰付候由也、今日者御上屋

敷方御方々様被為揃御出被遊、御慰ニ狂言師伊藤八之助御呼寄、狂言被仰付、外ニ四人

召連罷出、御書院舞台構ニ相成、午後方始り、何れも拜見被仰付也、昼一汁一菜御認被下、

夕蛤吸物、御菓子盆ニ而赤飯并煮染ニ而御茶被下、夜中御次ニ而御吸物・御酒被下、汁・鱈・

御煮物御した被下、御酒肴角皿さし身、猪口したし物也、老女奥詰挨拶有之、上下着ニ

而頂戴仕ル、右狂言見物之節者平服也、夜中御酒宴始候而御側へ被為召、御取持被仰付、

御酒頂戴仕ル、殊外御賑々敷、佐藤孫兩人被為召、仕舞被仰付、御方々様御機嫌之御様

子ニ而夜半後御立坐被遊候而退出仕ル、帰宅暁七時ニ相成ル也、今日同勤者日之中雅登、

〔廿四日〕

紀伊(徳川治玉)一位様御逝去候付、今日方普請作事者一日、鳴物

者七日御停止之旨御移檄昨

廿三日之日付二而出ル也

〔彼岸桜満開〕

紅桃も向盛也

〔廿五日〕

一 八人扶持
御小姓組

元徳跡目

金子玄達

家業之義弥以相励候様被

仰出候

夜中与三右衛門代り合罷出ル也、其外被為召罷出候者堀尾眠石・隆玄院(奥田)・石井園蔵・井沢寿体・松本良伯并御奥詰之面々、御供之御奥付桑原内蔵二も出ル也、予等御吸物・御酒頂戴之節御家司中者御側二而御料理御相伴被仰付候由也、〔狂言之節者御勝手御役方之者者拜見被仰付、数人罷出ル也〕

○廿四日、己亥、晴、暖、〔例時出勤、夕八時退、〕昨日頂戴之御祝餅告于廟、何れも拜味仕、一緒内・近隣へも少々宛配分致ス也、〔夕辻並次当年始而来、頂戴之御肴を開キ、酒を饗、折柄小倉甚右衛門をも申遣饗、梅并下女民も並次迎ひ旁二来、〕松本良伯来診、幾三郎弥快由申也

○廿五日、庚子、曇、寒、夕雨、〔例時出勤、夕八時退、〕今朝藤川每登殿御入来、芝和多理殿後妻ニ水谷おたけを所望被致度旨内談有之由二而御内話有之、委細承候処、和多理殿二者年齢五十三歳之由、且公儀衆二而者表向之取引も難出来事故、中々水谷之方申談候而も伯父君御承引有之間敷相考候段御答申置也、〔三宅内外昨日君賜を頒候謝入来、小倉甚右衛門も昨夕之謝入来、〕昨朝出勤之砌、於席来月廿三日台現院(浅野高次室)様二百回御忌於本照寺御法事御執行二付、右之節御用掛予へ被仰付候段与三右衛門方申達らる、御目付御用掛武内純介也

○廿六日、辛丑、晴、寒、夕暖、〔風呂を建、小倉甚右衛門来浴、〕夕辻並次へ先達而何れも不快中見舞何角之謝二行、松本良伯へも同様親切二来診之謝二行、永井仲之助へ見舞之謝、吉本繁右衛門・三宅吉左衛門へ時候見舞二行、辻二而酒出ル、堀尾へも先達而度々見舞之謝二行也、〔夜家小帰寧、幾三郎も参、宿ス〕

〔廿八日〕

清明

〔源平桃満開也〕

○廿七日、壬寅、晴、暖、〔朝素読所会読へ出席、直二出勤、夕八時退、〔堀尾眠石夕方入来、
困棊、岩崎常介も申遣来、当年始而故酒を出ス、〔千代吉心得違之義有之、叱而退之、〔今
朝西向寺へ千代吉為参、〔森岡おます当年初雛二候へ共、兼々被仰出之趣も有之候故唐子
等者不贈、料二而銀弍両二鰹節を添而夜前祝し贈る也

○廿八日、癸卯、晴、暖甚、〔朝辻清人・小倉甚右衛門来、〔例時出勤、夕八時退、〔千代吉
昨夜前叱候を立腹致候歟、其後断も不申出候故、今朝田中実五郎を呼、同人を以下宿申付
也、〔夜家小・幾三郎木野方帰、実五郎を頼、迎二遣ス也、〔千代吉夜中田中実五郎を以、
昨夕之一義心得違之段厚誤出、真実得心二而、以来吃度心行相改候段相詫候二付、承届
遣ス也

○廿九日、甲辰、晴、夕曇、暖甚、〔夕辻清人来、〔夜中森岡万之進來、酒を出ス、同人明
日四時御用召之由也

三月 大

〔朔日、御用召〕

一御切米壹石御増

松井庫人

一金弍百疋

森岡万之進

右年来無懈怠出精仕候

付、為御褒美被下之

○朔日、乙巳、曇雨、暖、〔当月予月番受也、〔例時出勤、九半時退、〔今日四時御用召数人
有之、下方御賞之事等も彼是有之也、森岡万之進年来無懈怠出精仕候之由を以御褒美金
弍百疋頂戴被仰付也、同人為吹聴来候由、〔三宅内外為吹聴来候由也、〔夕慈君三宅へ被
呼御出被成、近隣方参、有饗之候由也

○二日、丙午、雨罷、夜来風吹、〔慈君今暁以来御吐瀉二而御腹痛強御難義被成余り稠敷御
疼痛被成候二付堀尾老室を申遣、早速来見合被呉、眠石も見舞二被来、松本良伯を迎、乞診、

一 御切米壹石御増

桑原内蔵二

一 御切米壹石御増

御小姓組並御取立
勤向只今迄之通

三宅内外

一 右同断之内
御蔵奉行加

松尾善三郎

一 御歩行組被召出
鼻紙代並之通
書役

野口唯蔵

一 銀五枚
每歳被下之

寿体倅

井沢元秀

右医術心掛厚療治出精緻
候趣二付、右之通被下之、
自今者折々為伺御機嫌罷
出候様被仰付

一 老女並
一人扶持御増

女中

峰

勤向只今迄之通

六日、御用召

御出頭役

御免

一 金壹両為御祝義
被下之

其内二追々御居合被成、何も格別之事ニも無之旨良伯申、全夜前些御過酒二付持病起候也、

三宅内外昨日為吹聴来候得共、予留主ニ而不謁候故尚又来ル、(伺脱力)午後為御機嫌罷出

○三日、丁未、晴、暄、五時麻上下着、為御祝詞御登城前於御居間御目見、御祝詞申上、

夫方御次ニ而周防様江之御祝詞御用達迄申上、出衛様江も御祝詞御部屋ニ而申上、高謙院

様江御祝詞北之御部屋へ罷出、今日者御風邪ニ而御目見無之、老女幾田迄申上置、御奥

へも例之如出ル也、於咲殿当年御初雛二付、三人申値御鉢肴差上ル、鯛二尾、鯪・こち・

鱸一尾ツ、ニ而直拾六匁(ママ)分也、御家司中二者貝類一鉢被差上候由也、周防様御出被

遊候二付、夕為伺御機嫌御次迄罷出ル、(与三右衛門)佐藤之方承合候処、平服ニ而被出候由二付、平

服ニ而罷出ル、森岡万之進・辻清人・岩崎常介祝詞二来、小倉甚右衛門昨日松尾善三郎

結構被仰付候吹聴二来候由、万之進・清人兩人江者祝酒出ス、午後方堀尾へ囲碁二行、

夕有饗也、松本良伯来診、慈君御快方之由申也

○四日、戊申、雨、寒、例時出勤、九半時退、三宅内外へ此間之悦二行、達而留、祝酒

を出ス、夕御用向ニ而六丁目御館へ罷出、帰り掛森岡万之進へ歡二行、祝酒出、入夜帰

ル、良伯入来、慈君弥御快也

○五日、己酉、晴、寒、夕為伺御機嫌罷出、大柿忠次郎殿入来有之、謁、井上権之丞殿

方方銀拝借事之義被頼、被来候也、三宅内外昨日参候謝入来

○六日、庚戌、晴、寒、例時出勤、夕八時退、今日御用召数人有之、頭書二記之、堀尾

精一郎白島明屋敷江御替被下、悦・見舞旁使遣ス、田中栄作御勘定所詰被差宥、同実五

郎御勘定所詰被申付、吹聴二来也

吉本繁右衛門

右自今炮術指南之義弥以厚力入候之様被仰付

一 沢崎多八郎

右自今久野幾馬門人劍術指南筋之義厚申談、力入候様被仰出、依之每歲金貳百疋被下之

一 御用達定加
御船奉行兼帶
御免

長束六左衛門

一 御側詰次席
一日參

山県兵太郎

右自今弓術之義專心懸致出精、追々御用立候様可仕旨被仰出、依之為稽古料每歲金三兩被下之

一 御兒小姓

菅多久馬

一 御船奉行兼帶
御役料並之通

長束茂兵衛

一 御次詰加
出衛様御側方差

桂辰馬

○七日、辛亥、雨、朝素読所へ出席、直二出勤、夕八時退、西向寺江千代吉為參、北御部屋様方御菜園へ出来候水菜沢山二頂戴被仰付、夕堀尾眠石入来、御多門替之義二付内談有之

○八日、壬子、雨、風吹、寒、不順氣也、夕為伺御機嫌罷出、北御部屋様へ昨日之水菜頂戴御礼二罷出ル、折柄老女幾田へ御製菓之石臼并篩等拝借之義願試呉候様頼置也、終日胸中を痛、夜早臥、夕堀尾へ御多門替被仰付候歎・見舞旁二行、矢野源内見不快を訪、何分氣遣候由也

○九日、癸丑、雨罷、猶陰寒、風も吹、例時出勤、夕八時退、今日遠江様二而久姫様(東園)於竹様を御奥へ御招被遊、午後御出被成候由、御出之上老女迄御機嫌相伺也、御目見者不仕、夜半後御立坐被成候由也、幾三郎左之頸根へ腫物之如く脹起いたし候二付、良伯診を乞、薬を恵

○十日、甲寅、晴、寒、例時出勤、夕八時前退、長束茂兵衛・星野幸次郎来、皆内用談也

○十一日、乙卯、晴、寒、夕渡辺雅登室一昨夜安産之悦二行、女子出生也、一応之歎者早速使を遣候也、御機嫌伺与して罷出ル、辻清人・石井園蔵入来

○十二日、丙辰、晴、暖、例時出勤、九半時過退、幾三郎夜中微熱有之、全腫物二伴候而之事歎与見ゆる也、慈君午後妙慶院・西向寺へ御参詣、夫方波多野権祐并辻へも御出被成、森岡へも卒与御寄被成候由也、波多野二而者達而留、酒を出候由也、佐伯郡地御前村之山二而、鷹匠町御餌指之者毎年春秋鶉羅を張候由、旦那様近日為御一覽御出被遊度、

右同人

右自今渡辺四郎右衛門門人劍術柔術指南筋之義厚申談、力入候之様被仰出、依之毎歲金貳百疋被下之

一 御供頭取兼帶

野原八右衛門

中根栄蔵

一 御歩行目付
御供頭取其儘兼帶

山中権兵衛

一 御銀奉行

小島左源太

一 白島明屋敷へ御替被下

堀尾精一郎

一 長束茂兵衛御多門へ御替被下

長束六左衛門

一 六左衛門御多門へ

長束茂兵衛

一 御上屋敷内明御多門へ御替被下

長束吉之進

一 西御山屋敷内吉之進跡御多門御貸被下

中根栄蔵

一 牛田御山屋敷内御多門御貸被下

幸小松屋武兵衛方隣家右御餌指之者宿之由兼而承及居候二付、右伝手を以予か方より下地

聞合候様ニ与の御様子ニ付、今日足輕小畑孝次を予より使ニして委細之義聞合させる也

○十三日、丁巳、晴、暄、夕曇、朝素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八時退、幾三郎日

之中者相応氣輕ニ候得共、夜中者熱出うとく致候方也、腫物も追々起脹致候也、松本

良伯来診、何分格別之事ニ者無之旨申也、穀雨

○十四日、戊午、晴、暄、午後為伺御機嫌罷出、岩崎常介方江被招行、堀尾眠石会、囲碁也、

夕酒出ル、桑原吉郎二入来、幾三郎同様也、今日比治山千本杭瀉ニ於て、山下氏射延

稽古有之、且那樣為御一覽御出被遊候由也

○十五日、己未、晴、暖、朝五ツ時揃諸品御礼有之、麻上下着罷出、九半時前退、朝辻

清人入来、幾三郎夜前以来者熱氣強く、今日者至而氣重、腫物益脹起、地腫有之、痛も

有之趣二見ゆる也

○十六日、庚申、雨、暖、先考御祥月如恒規宿戒、晨興、礼服、献膳、献果無滞相濟、

妣廟も御合祭仕也、朝妙慶院へ参詣、例時出勤、夕八時退、幾三郎今日者熱醒、氣も

輕、少々遊嬉も致ス、腫物益脹起スル也、朝松本良伯入来

○十七日、辛酉、晴、暖、朝為伺御機嫌罷出、堀尾眠石入来、夕井沢寿体入来、幾三郎

を診しくれる、良伯同考、何も格別之腫物ニ者無之趣申也、尤今朝以来者又々氣重、腫

物も勢減候方也、夕方者氣輕ニ成也

○十八日、壬戌、晴或曇、暖甚、例時出勤、九半時退、且那樣今曉七時御供揃ニ而地御

前江御出被遊、出衛様ニも御一緒ニ御出被成候由、昨今於射場石井園蔵方花見京矢代有

藤野源兵衛

御歩行組

御雇
式人扶持

六左衛門倅

長束藤祐

一 御馬回り差

長束六左衛門

一 御用達差

吉本恒之丞

御兒小姓差

真野謚五郎

十一日

海棠満開

十六日早晨

す和へ

人参
椎たけ

御皿

蓮根
油揚
崑蕪

けん

みそ

御汁

焼豆腐
しゐ茸
茗荷小口

之候由、万之進昨今出候由二而來、朝良伯来診、幾三郎今日者大二氣輕、腫者益減スル也

○十九日、癸亥、曇、夕雨、例時出勤、夕九半時頃退、朝松本良伯来診、幾三郎夕々又々熱出、氣重也、今日九時揃於素読所席書有之、出ル、御臨坐も被為在、書生三十三人、足輕以下十一人、都合四十四人也、出席之面々江杉原紙壺帖ツ、被下之候也、藤川甚吉来

○廿日、甲子、雨、午後晴、朝有風、寒、夕為伺御機嫌罷出、夫々六丁目御館へ為伺御機嫌罷出ル、鴨之御到来被為在候由二而、御次二而御酒頂戴被仰付也、森岡へ寄帰ル、幾三郎昨来之熱二而又々腫所起脹之気味二相見、入夜熱醒、氣輕二成也

○廿一日、乙丑、晴、夕曇、寒、例時出勤、九半時退、風呂を立、幾三郎夜来者大二氣輕、腫も亦減也、夕八時方本照寺江為見分罷越、麻上下着、供者若党・草履取計、白衣二而連ル也、御目付武内純介也、此松本良伯来診、上野彦三郎倅吉次郎此間方素読所へ出し候由二而、頼旁召連来候由、夕藤川每登殿甚吉此間席書無滞相濟候謝御入来、坪内久米之助方来ル廿四日当観院殿廿五回忌相当法事執行致候由二而案内紙面差越也

○廿二日、丙寅、晴、先妣君御祥月、早朝西向寺江參、献膳者十六日二仕、相濟也、素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時前退

○廿三日、丁卯、曇、午後雨、台現院様御法事二付、麻上下着、六半時頃出宅、本照寺へ罷越、供連者若党・小者、道具・合羽籠也、尤雨具者天氣合故為持ル也、九半時頃相濟帰宅、帰り掛御館へ罷出、今日者主水様方御使者有之、且那樣二者御法事濟御參詣被遊候也、御齋を被出、酒も被出、殊外叮嚀之事也、御寺詰者御馬回吉本繁右衛門、御出頭

青わへ

御坪 うと
わらひ

御飯

御香之物

御平 ふき 竹子
油揚 山の芋
椎たけ 三ツ葉

御菓子

焼饅頭
卷せんへい
干くわし

夕御茶

豇豆飯

右森岡へ贈

廿二日夕

御茶

豇豆飯

朝御くわしをも備る也

廿八日

遠江様近来之御時節柄ニ
而弥益御世帯向御逼迫被
成、依之此度格外之御省

三宅吉左衛門、御目付武内純介、御奥附桑原内蔵二、御帳前松井八郎・土屋政之進、坊

主長東千甫・木村喜斎也、周防様之御代香予勤之、右相濟候段者御次ニ而御用達迄申上

候之事、夕坪内久米之助へ当觀院殿逮夜へ被招行、有饗、妙慶院・水谷又左衛門殿・木

野一馬・近藤重太郎会、夜堀尾江田某ニ被招行、廿三夜ニ而饗も有之也、夜半後帰

○廿四日、戊辰、晴、寒、朝妙慶院へ千代吉代参ニ遣ス、例時出勤、夕八時退、森岡弟

婦来、夜万之進迎ニ来、酒鮮を饗

○廿五日、己巳、雨、寒、朝例時出勤、夕八時退、松本良伯来、幾三郎腫物弥以消散ニ

相違無之、先薬も休候而可然与申也

○廿六日、庚午、晴、午後為伺御機嫌罷出

○廿七日、辛未、晴、暄、朝素読所会読江出席、直ニ出勤、夕八時前退、坪内久米之助

此間法事之節之謝入来、西向寺江千代吉為参也、夜始蚊帳を垂

○廿八日、壬申、雨霏々、慈君今暁方中津屋江御出被成、千代吉付参ル、例時出勤、夕

八時前退、予足冷ニ付当夏秋中時ニ取足袋相用申度旨与三右衛門を以申出置候之処、勝

手次第仕候様被仰出候段、今日渡辺宗右衛門殿より紙面ニ而被申達、御請返書差出、申

出候者昨日於御用所如例口演ニ而申出也、夕長喜三太入来

○廿九日、癸酉、雨、温、夕為伺御機嫌罷出、夕方堀尾精一郎弓会ニ付射場へ出ル、夜

万之進來、千代吉昨日者中津屋へ泊、今日帰候也、慈君者暫御滞留被成筈也

○卅日、甲戌、晴、暖、例時退出勤、九半時頃退、辻清人・堀尾眠石入来、風呂を建、

貫名先生へ書状遣ス、浄書十二枚遣ス也、立夏

略被仰出、御家来中知行方
百石ニ付八人扶持渡之割合

ニ相成候之由也、主水様ニも御同様之御逼迫与相聞候得共、いまた格別御省略事等被仰出も無之趣、却而此砌向御屋敷
御長屋去々年焼失之処御普請始り、御大造之事之由、御積凡千金与申事也、乍去将来之御取続如何之御覚悟被為在候哉、
甚不審之もの有有心輩者窃ニ申値候事也、此方様ニ者従来御締合宜敷、其上去申年以来屹度御覚悟を「(虫損)」、格別御省略被
行候之故、御趣法役所之御金も凡壹万金ニ及、当御場合ニ而も、何も差向御頓着者不被為、誠ニ御家来一統往々之幸福也、
夫与申も御家司渡辺宗右衛門殿之功居多也

廿三日

一知行高百十石

民三郎家督

西山民人殿

一御切米三拾式石

升家督

高屋久登殿

一願之通隠居

西山民三郎殿

高屋升殿

四月 大

五日

一知行高四百七拾石

源三郎家督

寺西要人殿

一願之通隠居

寺西源三郎殿

御旗奉行方

五日

殿様当年御滞被為蒙仰候者、昨年御参府以来東叡山火之御番被為蒙仰候処、当年も其儘御勤被遊候二付、右様御暇不被仰出義二有之与の風説也、左も有ぬへし

同日、腹背灸治

八日

酒肴

井 酢漬

大盆

八寸 葛煮

平鉢 魚いりて
わらひ

花鮓

吸物

すまし
鯛
あら

以上

○朔日、乙亥、晴、暖、例時出勤、九時過退、夕射場へ出ル

○二日、丙子、晴、暄、午前方出、己斐山榎木谷江采蕨二行、石内村(佐伯郡)へ越、大師堂へ参り

帰ル、々途上野彦三郎野居を尋、達而留、村酒を出ス、堀尾幾之進を伴、蕨も相応二采

得也、暮過宅帰宅、留守中水谷又左衛門殿御出被成、大蔵一件二付内田織馬殿へ御内答

振之草案御持参被成候由

○三日、丁丑、晴、暄、朝素説所講釈へ出席、直二出勤、九半時過退、小倉甚右衛門入来、夕

妙慶(院脱力)二而坪内当観院殿御墓へ参、夫方波多野権祐を訪、菅多久馬へ去月御児小姓被仰付

候歎二行、坪内へ年回之節被招候謝二行、木野・水谷江行、両家二而酒出ル、水谷二而者

昨日御持参之草案事二付御内談有之、及深更帰也

○四日、戊寅、雨、暖、例時出勤、九半時退、平野藤吉郎来話、三宅内外来

○五日、己卯、晴、暖、夕射場へ出ル、夕松本三寿来、辻清人家之系図与相見、彼辺町

家之者如何之訳二而歎持居候之由二而不図見あたり、先方二も勿論持居候而用を不為もの、義、所望いたし候ハ、随分如何様二も可致趣、自然辻之方入用二とも者無之哉之旨

申聞、卷物持参し見セル、幸辻之方二者去ル文化中自火烧失之節、系図も焼失、当時無

之由二付取次、所望も為致度与見合候処、如何様辻家之系図二者有之候得共、清人家之

二而者無之、同姓当時堀田助六殿家之系図与相見ゆる、如何ニして他へ出候ものニ哉不

審也、因て窃二写し取置、追而辻之方系図編立進度与存、明日まで借用之義申、留置也、左

之通御移檄出ル

九日

御切米四石
式人扶持

御步行組並

定右衛門家督

伊田千松

一願之通隠居

伊田定右衛門

右千松義幼年二付御切米式割引也、定右衛門いまた壯年二候へ共、病氣柄不得止右様退隠願出候之由、其实病氣者消渴症之様子二候得共、夫二付外向二而顔出難出来程之鄙劣之義有之、仍而病二托し退身いたし候由也

十三日

善九郎

御家人被 姓を山田 仰付 与称ス

先頭庄屋

善九郎

右之通被仰付候間、自今苗字相名乗、帯刀可致候、被下物之義者追而可被仰出候事

先月十五日殿様御登城被遊候処、御居残被遊候様御達有之、当年御暇年二候得共、御

暇被下間敷旨、御老中様方御列坐二而松平伊豆守様被仰渡候、此段不洩様可被相触候、

以上 四月五日

○六日、庚辰、晴、冷氣也、朝例時出勤、九半時退、夕堀尾へ囲碁二被招行、近々御多

門引移候由二付打納め意之由、有饗、森仙太郎・岩崎常介会、同勤兩人も被参、夕吉田

藤馬内談事有之、入来、御用向也、其後藤馬も堀尾へ参也

○七日、辛巳、晴、冷氣也、例時出勤、九半時退、未鼓頃方主水様へ時候御機嫌伺罷出、

吉田藤馬へも行、時候見舞且昨日御用向之内答も有之也、達而被留、及囲碁、福山直衛・

妙風寺隠居会、夕酒出ル、入夜帰、山村静人をも訪、西向寺へ千代吉為参也

○八日、壬午、晴、夕曇、冷也、辻清人入来、午後堀尾眠石老人を招、囲碁、岩崎常介

も相手二呼、聊餞意を寓し酒鮓を饗スル也

○九日、癸未、雨、寒、例時出勤、夕八時前退、常介昨日之謝二来

○十日、甲申、朝雨後晴、冷氣也、塞炉、例時出勤、九半時過退

○十一日、乙酉、晴、朝岩崎常介入来、河野権六方江遣置候娘おせつ義、所存も有之、取

戻し候之由申也、其实権六義甚以氣随放埒二付、不得止取戻し候由也、午前方遠江様へ

時候為伺御機嫌罷出、夫方長束茂兵衛へ先頃御船奉行兼役被仰付、且御多門引移之歎旁二

行、達而留、酒を出ス、其内上之方出火与申候故早速帰宅、牛田村人家老軒焼失之由也

○十二日、丙戌、曇、寒、例時出勤、夕八時前退、辻清人・堀尾眠石入来、少々風邪之

気味、悪寒有之、夕方臥

一御取扱振、村方下役二准し候事

一豊田・世羅兩郡御知行所村々教導筋被仰付候間、折々致入村、頭庄屋三郎治申値、追々人機立直候之様教諭方厚力入取計可申事

一廉有之役談候者立入厚申談可申候之事

但右者常々心得方宜、奇特之至二付、生涯右之通被仰付候御趣意也、全文二者あらず

十九日早晨

酔和会

蓮根

油揚

菫蕪

木耳

大根

けん 柚の花

すめ

苞豆ふ

御汁

結昆布

小しゐたけ

めうか小口

○十三日、丁亥、雨、素読所講釈へ出席、此度同所蒙養軒与云扁額出来、掲せらる、書者金子徳之助殿、雕刻者湯川新太郎、楠木之額殊外立派也、右軒号者去年被命候也、例時出勤、九半時退

○十四日、戊子、晴、暖、未鼓後方出、岩崎常介へおせつ取戻之見舞、山田多喜登へ時候見舞、丹羽庄司江此間倅庄蔵被召出、御児小姓被仰付候由為知越候二付歎、坂井保之進殿へ先頃入来之挨拶、松本玄順へ無沙汰・見舞旁二行、申鼓後帰、庄司方二而達而留、祝酒を出ス、坂井先生・玄順皆他適二而不遇

○十五日、己丑、雨、寒、例時出勤、九半時退、周防様江鱒魚一尾御内々差上ル、老女瀬河へ文二而為持出ス也、右者誠二御懇意を奉蒙、不絶頂戴物にも仕候得共、近来之御場合二而者暮之差上物等不仕候故、聊其御恩を奉謝候寸志二、時二触真之御内々差上候也、尤与三右衛門へ者一応及内話置也、同方者毎時沖川へ獵二被行候故、時二取獵之魚被差上候由、兼而承候事也

○十六日、庚寅、快晴、暄也、例時出勤、八時前退、風呂を建、近隣来浴、退出後妙慶院へ参詣、堀尾へ御多門替前見舞二行也、当年も来ル廿日方旦那様石風呂江已斐村也御入治被遊由二付、予も昨年之通御相伴相願度、今日御用達堀尾精一郎へ於御次相頼置候処、其後右之趣申上候処、勝手二罷越候様御沙汰被為在候与の旨申聞也、猶御請之義厚相頼置候也

○十七日、辛卯、晴、有風、薄暑、朝六丁目御館江為伺御機嫌罷出、森岡へ寄、帰途国泰寺新開を逍遙ス、森岡二而昼飯を出ス、石井寿兵衛入来

くつ煮

御平

玉麩
銀杏
さや豆
おろし生姜

御飯

御香物

油揚

御平

筍
山薯蕷
三ツ葉
葉山椒

御菓子

焼饅頭
卷煎餅
干くわし

以上

夕 御茶

さや豆飯

同日、芝山様方御到来

御短冊掛

洛焼重蓋物

外二御家司・御用人江

○十八日、壬辰、晴、薄暑、朝素読所会読へ出席、直二出勤、九半時頃退、朝渡辺四郎右衛門・

三宅内外来、夜森岡万之進來、堀尾眠石明後日屋敷替之由二而暇乞入来

○十九日、癸巳、晴、薄暑、夕曇、例時出勤、九時過退、於京都芝山宮内大輔様昌姫様^(敬豊)

へ去冬御銀被進候為御答礼宮内大輔様方御到来物被為在、御家司・御用人へも夫々頂戴物被仰付、予も左之通頂戴仕ル也

文匣 一 扇子 五本

堀尾精一郎弥明日白島屋敷へ引遷候由二而為暇乞入来、同人室并老室も同断見へる、昨今為助情千代吉遣ス也、夕射場へ出ル、来ル廿一日潤誓廟御祥月之処、廿日御入治之御相伴二罷越候筈、殊此節慈君御留守中旁都合悪敷候二付、今朝祭祀仕、如恒規宿戒、早起、献膳仕ル也、且又休誓廟も如例配祀仕候也

○廿日、甲午、朝曇、雨落後晴、薄暑、今日より己斐村石風呂^(佐伯郡)へ為御入治御出被遊、予も御相伴仕候二付四時過方罷越、日之入頃帰ル

○廿一日、乙未、曇、涼、夜雨、例時出勤、四時過退、直二石風呂江行、夕七半時頃帰宅、今日御祥月一昨記二有之通也

○廿二日、丙申、曇後晴、涼、朝素読所講釈へ出席、帰而直二出勤、四時過方己斐村へ行、日之入頃帰宅、行掛西向寺へ参詣致ス也、京師貫名氏方客冬以来之浄書帰ル^(海屋)

○廿三日、丁酉、晴、薄暑、四時頃方石風呂へ行、日之入過帰、辻清人入来之由、六丁目様方御庭前之秋田落頂戴被仰付、見事成落也

○廿四日、戊戌、快晴、薄暑、例時出勤、四時過方石風呂へ参、日之入頃帰、行掛西向寺

一 黒塗蒔絵硯蓋 一

右御家司へ

一 檀紙張文匣 一

一 殿中扇 五本宛

右御用人三人へ

廿五日、石州津和野

亀井（龜井蒔藍）侯御城下先日大火、御城を始、御家中・町家共不

残焼失、寺三ヶ寺残り候而已、希代之珍事二有之由風

説也、未虚（実脱カ）を不知

廿七日、御祥月延引二付

御菓子

夕 御茶

豆飯

同日朝五時御用

御扶持切米被

一 召上、蟄居被仰付

河野権六

右思召之儀有之二付

同日

一 御暇 佃 清賀

都而奉公并三ヶ津・芸備

両国住居御構

へ参詣、手製之乾餅を焼、石風呂二而御慰二無吃差上ル也

○廿五日、己亥、快晴、薄暑、今朝幾三郎職を立、田中実五郎来、手伝呉る也、例時出勤、夫方石風呂へ参、同所二而大石餅御分賜被仰付、外御相手之者方申値差上候由也、日入頃帰ル、幾三郎夜前以来少々微熱有之、口中を痛候様子二而終日乳を不飲、全火之事与相見也、氣者随分軽方也

○廿六日、庚子、快晴、薄暑、四時頃方石風呂へ行、同所二而周防様方御見舞二被進候由、御鮓并蛤御吸物御した頂戴被仰付也、今日者出衛様御見舞与して御出被成、間二而罷出、御機嫌相伺也、暮前帰、水谷又左衛門殿御出被成、酒を出、暫御咄被成、福田直右衛門殿方一件二付御咄事有之、何分先方答振甚つまらぬ様子也、幾三郎今日者益気軽二候へ共、不相更乳を者終日不飲、尤夜前一度飲也、飯者少宛喰、熱も醒候也

○廿七日、辛丑、快晴、薄暑、今日信楽廟御祥月二候得共、幾三郎前記之通少々申分も有之、且此節予石風呂へ日々罷越候故、祭祀者御断申上、来月七日常称君御祥月御一緒二献膳仕候筈也、朝素読所会読へ出席、夫方一応御館へ出、直二石風呂へ行、途西向寺へ卒与参ル也、暮頃帰宅、朝菅馬之進見舞与して入来、幾三郎へ菓子を恵、何之意を不知、迷惑也、幾三郎今日者快、夜前以来者乳も能飲也、今朝松本良伯来診してくれる、格別之事二者無之由申也、川本屋伊助先達而着具之払物を為見呉、全働具足にて、全備之品二も無之、少々損しも有之候得共、惣体堅キ物与被相考、其上出所を内々承候処、堀江太左衛門殿方方出候而、同方故典膳殿之頃方働用之具足二充置れ候物之由相違も無之趣二付、一応佐藤与三右衛門へも為見、相談いたし候処、同人考二も随分堅キ物与被相考候之由、

右権六者近来兎角飲食ニ耽、煮売屋這入杯致、其上近頃近辺御歩行組何某之畠証文を語り出、外へ質へ入、金子を借入、巖島へ渡海、

新町ニ而女郎を揚大騒致、大分之金子を遣候趣等相聞候由也、清賀者貧窮ニ付金銀取引不埒筋多有之候之由也、権六者外ニ相組之者而三人有之、夫等皆々悪党者ニ右様悪道へ被誘入候由、可愍事也

〔廿九日、此度御入治之御相伴人数左之通り也

村上彦右衛門

渡辺雅登

佐藤益之丞

山崎右内

山田多喜登

長束茂兵衛

岩崎常介

渡辺四郎右衛門

小倉甚右衛門

尤高料物ニ而者当時迎茂及も無之候へ共、とう敷下料ニ而手ニ入可申様子ニ付、先日以來直乞をいたし、伊助も彼是働呉候而、約ル処金五両弍朱ニ而先方被手放候事ニ相決候由、今日留守へ伊助申来候由、年来之志願相達大慶之事共、仍而買入候方ニ相決也
着具覚書

冑

頭形三枚刷、五枚綴(綴カ)、黒花塗、緘紺糸素掛、受裏百々指、忍緒鼓之しらへ、立物無之

類当

猿類、涎掛五枚垂、黒塗裏朱、緘紺糸素掛

甲

一枚胴、胸腰背あかき付、惣黒糟塗、胸あかき紺糸毛引緘、腰同茶糸素掛緘、耳糸并緒処白萌黄糸啄木打、小ひれ紺糸毛引緘、革小実、練之緒萌黄ねり練四ツ打、立領無之、草搦七枚、鍛革紺糸素掛緘、受筒合離

小手

篠鎖繫、笱手甲、臂隠肩先蝶番、惣地錆色鎖黒塗、家地紺麻布、手甲按皮 緒処同上

佩楯

鍛革短冊、家地紺麻布

臙当

篠、家地無之

右片箱入組、栗色塗損し箱也

○廿八日、壬寅、曇、朝雨はらつく、例時出勤、直ニ御断石風呂へ罷越、日入頃帰、菅馬之進石風見舞入来、清人・万之進来候由、夜慈君中津屋方御戻り被成、周五送り来、宿ス、長々御逗留中何之御申分も無御坐候由也

松本良伯

三宅内外

吉本繁右衛門

外御跡風呂

山川熊賀

去ル廿七日

一知行高百石

權藏跡目

上野田孝太郎殿

同十八日、於江戸

一御加増五拾石

梶川銀次郎殿

○廿九日、癸卯、晴、四ツ時前方己斐村へ行、入夜帰宅、今日二而十日之御入治御揚風呂

被仰出、乍恐御相応被遊候由奉恐悦、予も御蔭二而殊外心持宜被存也、夕方御休息被為

濟候(符九)候処二而雅登一緒二御前へ罷出、御入治無御滞被為濟候恐悦申上、御相風呂之御受

も申上ル也、風呂亭主万年屋利三郎へ昨年之通雅登申合茶巾餅廿五遣之、周五今朝帰ル

○卅日、甲辰、晴、例時出勤、九半時頃退、山田多喜登・佐藤益之丞・小倉甚右衛門・

渡辺四郎右衛門石風呂之見舞・挨拶旁二来、矢野源内入来

五月 大

○朔日、壬寅乙巳、晴、例時出勤、九半時退

○二日、癸卯丙午、曉来雨、朝罷後晴、薄暑、渡辺雅登午後方入来、習書竟日、夕茶漬飯を出ス、丹

羽庄司先達而歛ニ参候謝入来、夕矢野源内入来、奴可郡川西村山田善九郎方庭前二三尺

回り許之梅古木、土方壹尺四五寸上方当春幹へ一面二花を生し、実を結候由、其実を皮

共ニ剥取差越候由二而見せる、如何様大なる幹二見へ候ニ、枝なくして花を生、実を結

候者予等初而見之、珍奇之事也

○三日、甲辰丁未、晴、朝涼、朝素読所講釈へ出席、直ニ出勤、九半時過退

七日早晨

す和へ

御皿
れん根
油あけ
こんにやく
胡瓜
大根
けん

すめ

御汁
苞とうふ
結こんふ
しゐ茸
めうか小口

葛煮

御坪
玉ふ
銀杏
岩茸

おろし生姜

御飯

御香物

御平
油揚 露
新牛房
椎茸 山のいも
三葉 々山椒

○四日、戊申乙巳、曇、冷氣、例時出勤、夕八時前退

○五日、己申丙午、曇、冷甚、麻上下着、五時前出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、周防様江之御祝詞於御次御用達迄申上、出衛様・高謙院様へ御祝詞も例之通申上、御奥へも罷出、四時前退、辻清人・森岡万之進入来、祝酒を出ス、夜長喜三太来、其外出入之者少々来候由

○六日、庚酉丁未、曇又晴、涼、例時出勤、夕八時退、夜辻妹来宿、清人将来

○七日、辛戌戊申、曇又晴、薄暑、常称廟御正忌、宿戒、晨興、礼服、献膳、祭祀恒規之如相勤、信楽廟も先月廿七日祭祀延引仕候付今朝奉配祀也、早朝西向寺へ参詣、素読所会読へ出席、直二出勤、八時頃退、町方此節又々稠敷儉約被仰出、何も去ル天保十三年寅年御示し有之候通り、畢竟其後猶又流合ニ相成候故、重而被仰出候由、近来酌取之婦人抔大流行ニ而、巖島方も大分芸子等窃ニ渡世ニ来居候由之処、夫等も巖敷相止候由也

○八日、壬亥己酉、晴、薄暑、入梅、夕方辻清人来、妹帰ル、慈君も一緒御出、御宿し被成、清人へ酒鮓を饗

○九日、癸子庚戌、曇、御内密稽古ニ付朝御馬場へ出、四時頃相濟、直二出勤、九半時退

○十日、甲丑辛亥、雨、例時出勤、夕八時前退、石井寿兵衛倅岩槌手本を頼度由ニ而今日方来ル也

○十一日、乙寅壬子、晴、涼、朝見せ馬有之、御馬場へ出ル、因州荒尾家之乗役門大夫与申者

御菓子

焼饅頭
卷せんへい
枇杷

以上

夕 御茶

豌豆飯

牽来候由二而乗也、渡辺宗右衛門殿方此度母堂仙寿院九十年賀、宗右衛門殿七十之賀内

祝被致候由二而祝饊一重ね被惠也、内藤能登守様(政義)之御奥様御病忌御養生不被成御卒去被

成候二付、今日中諸事穩便二仕、火之元別而念入候様御移檄出ル也、右御奥様者溝口様

方御出被成候而、殿様御姪之御続二被為在候也、依之御両殿様共御定式之御服忌被為受

候由也、夕堀尾眠石転移何角之謝与して入来

○十二日、丙卯辰癸丑、曇、涼、例時出勤、夕八時前退、尤今朝浅野若狭殿此間江戸方被罷帰、

御意御達与して御出二付、出勤者例時方早く出候事、桑原吉郎二入来、夜慈君辻方御
帰被成、夕渡辺氏へ昨日祝餅到来之謝・怡旁二行

○十三日、丁辰巳甲寅、曇又晴、薄暑、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、九半時頃退

○十四日、戊巳午乙卯、曇、覚向暑、午後堀尾へ転徙之怡二行、菅馬之進・伊藤徳之助を訪、

山県兵太郎・桑原内藏二・桂辰馬へ先達而之怡二行、吉本繁右衛門へも同断、辻・藤川
へも見舞・挨拶旁二行、辻二而者酒飯出ル、帰り堀尾へ寄、(碁脱カ)岩崎常介も来ル、夕酒

出ル、入夜帰

○十五日、己未丙辰、時々暴雨、例時出勤、九半時頃退、渡辺氏母子年賀今日内祝被致候由

二而夕方方被招行、段々有饗、深更帰ル、佐藤与三右衛門父子、堀尾眠石夫婦、石井園蔵、
井沢寿体、星野正大夫、岩崎常介、長喜大夫夫婦・喜三太、大島五兵衛、渡辺四郎右衛門、
小倉甚右衛門母子、山村静人、横関蔵二郎并横関室・後室等会也

十五日

夏至

同日渡辺氏年賀を祝、玉
菊酒式升を贈、佐藤方も同
様也、尤予者詩并書を認、
添而贈也

○十六日、丁巳庚申未、曇、向暑、御寄合ニ付例時方早出勤、夕八時前退、夕妙慶院へ參詣、

渡辺へ昨夕之謝ニ行、尤台所ニ而申置也、夕堀尾老室入来、今朝有雷鳴

○十七日、戊巳辛午申(酉力)酉、雨夜大二降

○十八日、己未壬戌酉、雨終日大二降、河水も出候由ニ候得共不至備防、朝素読所へ出席、夫

方直ニ出勤、九半時退

○十九日、庚申癸亥戌、雨罷、涼甚、朝六丁目御館江為伺御機嫌罷出ル、九時前帰、直ニ出勤、

九半時頃退

○廿日、辛酉戌甲子亥、晴、涼、夕曇、午鼓前方渡辺へ習書ニ行、茶出ル、暮前帰ル、堀尾眠

石此間參候謝入来之由

○廿一日、壬戌乙丑子、曇、例時出勤、夕八時退、左之通公儀方御移檄出ル、全体是迄ニも

此被仰出者有之度事ニ候処、漸此度被仰出有之、此義正敷被行候へ者四民一統貧者之大幸也

一知行高百五拾石

虎三郎跡目

百々兵之進殿

金銀貸借利足引下候様ニ与の儀者是迄度々御示之趣も候処、兎角近年之仕僻ニ泥ミ、得勝手之致貸付、高利を貪り、借主利倒与相成候而已ならず、諸式(色力)価へも拘り、一統難渋之事ニ候、此度利足限を付、別紙之通郡町へ触示有之候、御家中并未々之者共右等携候者も有之趣ニ相聞、以来触示之趣ニ反し心得違之ものも有之候ハ、急度可被及御沙汰候

右之趣相組支配方末々迄不洩様可被相触候 月日

十九日
一御役御免

竹本友之丞殿

御供頭也

思召有之二付

右者去ル二月廿三日之

頭書ニ有之一条ニ依て

之事之由也

写

貸借利足引下候様ニとの義者は迄度々触示候趣も有之候、付而者追々甘合候様子ニハ候へ共、菟角近年之仕儼ニ泥ミ、高歩を取引以前難復、中二者其身之銀子貸付候をも取次出し候振ニして口銭等囉ひ受候杯得勝手之手引(取力)いたし、斯而者諸色之直段へ拘り、一統難渋而已ならず、借り方之者利倒ニ相成、家滅之者出来湧不便之事ニ付、質物受引利足壹歩五朱を引上候義者決而不相成、其外貸借都而之利足も前々之振合、右様質物之利足を者成丈ケ引下ケ取引可申、勿論右ニ依而下地利安ニ貸附置候分、利足引上候義ハ致間敷候

廿三日

一御先手者頭

周參見豊吉殿

御鎗奉行

一御広式重役

天津 齋殿

御傳役

新知百石

取来御切米高二結、都合百式拾石へ被成下

御側詰

御膳番兼役

藤田恒之丞殿

御奥詰

一限月を縮メおとり歩或者先ン歩、又者限月以前ニ受質之義申談候ハ、壹ヶ月ニ而受返し候而も限月迄之利足取立候を、括り杯種々名目を付、聊不当之取引致間敷、先ン歩なと甚統合不宜、若御趣意ニ反し不筋之取引いたし候者も有之候へ者、しらへ之上其次第二寄り不実利潤之銀子者取上ケ、借主之者へ下ケ遣し、咎可申付候

一取次口入之者銀主借主其心遣致候義者格別、口銭与唱へ、不当之世話料貪申間敷、取次銀子之利足口入之者手元ニ而上ハ端ニ不相成様取引可申候

一是迄高利ニ貸附有之銀子者来月朔日ケ利足引下ケ可申、借主おゐても取約、銀主不納得ニ而不引下、或者限月も不来内質物受返し候様なと、理不尽之義申族も有之候へ者、如何体之先柄ニ而も無用捨内意可申出候

右之通り此度改メ申付候条、余者兼而定法通り相心得、銀主・借主共取引都而念入、実意正路専要之事ニ候、銀主共精々勘弁相尽し、成丈ケ利安取引候様心寄可申、心

一伏見御屋敷番

山崎為之進殿

得方ニ依而者賞罰之可及沙汰候、此旨町中新開村町質屋共へも不洩様夫々届敷可申
聞候、以上

五月 五組・新開へ

御側詰御免

寺川九十九殿

○廿二日、庚丙丑寅、微雨又晴又曇、蒸、朝素読所講釈江出席、直ニ出勤、九半時頃退、退

廿六日

出後西向寺へ参

半夏生

○廿三日、辛丁卯、晴又曇時々雨、蒸、植田賛三郎殿被来、謁、勝手向之義ニ付御無心筋

廿八日

(奥田) 隆玄院

之内談有之也、辻清人入来、長束茂兵衛方先達而出生之孫女病死之由、以使悔申遣ス也、

下女

堀尾精一郎転宅之節何角之謝入来、御例之通今日於明星院御祈禱有之、御供物頂戴被

右只今迄半下壱人御付被下候得共、猶又今壱人御増、

仰付、坊主三ツ井玄賀持参、通し而謁、御用達中江御請申返ス也

兩人御付被下候旨被仰出

○廿四日、戊辰、乙丑卯、晴、蒸暑、例時出勤、夕八時前退、西向寺へ千代吉(永野)為参也、極夕方

前廿七日

水谷氏江行、酒出、深更迄話ス、留守中方之進來候由

一知行高百貳拾五石

○廿五日、癸巳辰巳、丙寅、晴、暑し、例時出勤、九半時退、夕周防様御出被遊、為伺御機嫌御

仲人跡目

永富易次郎殿

次迄罷出、引取掛御鎮守天満宮へ拝ス

○廿六日、甲庚巳午、丁卯、晴、暑し、夏岳君御祥月忌ニ付、朝妙慶院へ参、興徳寺ニ而木野

齡智院様御墓所へも去ル六日怠候故拜ス、石井婦姑瘡ニ而難義之由ニ付訪之、小倉甚右

衛門へ先日石風呂入治且慈君御留守中見之謝(舞脱カ)ニ行、星野正大夫并奥田隆玄院をも訪、湯

川新太郎波木井昇斎と云旅人之彫刻物を見せる、雅巧妙也

二日

小暑節

○廿七日、乙辛未戊辰、晴、暑し、朝素読所へ出席、直ニ出勤、九半時頃退、千代吉夜前下宿、今晚帰ル

○廿八日、丙壬申己巳、晴、暑し、例時出勤、九半時頃退、渡辺雅登先日年賀之節贈物之謝入来、長束茂兵衛娘安産歎且孫女病死悔挨拶入来、星野正大夫先小梅贈候謝入来

○廿九日、丁癸酉庚午、晴、暑し、夕木野一馬入来、夜迄咄、酒飯を出ス

六月 大

○朔日、甲戌、曇晴、向暑甚、当月予月番受也、例時出勤、九半時退

○二日、乙亥、晴、向暑嚴酷、浮于暑中、朝為伺御機嫌罷出、午時渡辺雅登入来、暮前迄習書、渡部卓爾娘此間方痘瘡之処、今朝致死去候由、夜悔使遣ス、石井へも同断

○三日、丙子、朝曇後晴、向暑益甚、朝素読所へ出席、直ニ出勤、九半時退、佐藤与三右衛門倅益之丞後妻不応家風、有浦多喜登方江被差戻、双方家内共義絶之由也、甚気毒之事共、如何之趣意哉、委細二話も無之候得共、何ぞ双方気違事共出来候歟之様ニ相聞候也

○四日、丁丑、朝曇後晴、炎熱、朝佐藤与三右衛門殿へ昨日嫁離縁之見舞二行、石井病人を訪、例時出勤、九半時頃退

○五日、戊寅、朝曇後晴、炎熱如燬、夕遠雷、朝伺御機嫌罷出ル、午後方堀尾眠石老入来、夕迄困棊、岩崎常介も申遣来、夕有合之酒を出ス

○六日、己卯、朝曇後晴、炎熱如昨、大暑中も不過之、夕遠雷、今日方御役所早出二付朝五時前出勤、四時過退、方之進方園圃手入候由二付、早朝方千代吉を助情二遣ス、方夕宅二而支配下御用有之、由良保人・野口半助兩人也、方夜長喜三太来ル

○七日、庚辰、晴、炎熱益甚、方早朝素読所会読へ出席、夫方直二出勤、四時過退、方西向寺江千代吉為參、方夜中水谷君御出、御話被成、酒を出ス、福田直右衛門殿方差纏方合方（衍力）之之義二付福山市之進方木野一馬并予等会谈致度由申聞候二付、明夕来呉候様二与御噂也、并同方三女おちせ南部要人妻二縁組之義先達而願出候処、願之通此間被仰出候由も御咄被成也

○八日、辛巳、晴、炎威益猛、尤曉来有清風、朝之内涼、方夕西北雷鳴、方朝為伺御機嫌罷出、方夕方木野へ見舞、酒出ル、夫方直二水谷江一馬同伴參ル、福山市之進会、兼而之通福田直右衛門殿方此余方馭合振之義二付彼是有相談、約ル処、抑以来内田織馬殿通り種々方馭引も有之候得共、兎角事を左右二寄而日を送り候而已二而、何こそ方睨与趣意立候返答振も不相聞、始終言語転変、全俗二所謂モンチャク二有之候間、此上者市之進直右衛門殿方江參、有無之返答を承、自然も長者敷返答有之候へ者論も無之、若弥張下地之通離縁承引無之与之事二候へ者、何二依て承引難出来与申処を承り、其答振を以水谷之方者申出を被成、余者上之御捌二任せ候之外者有之間布与申事二相決、早々市之進廿日市之方へ被參候筈二相成也、跡二而酒出、深更帰ル、方南御屋敷二而昨年御出生之御子様先達而以来御病氣被成御坐候処、御養生無御叶、此間御逝去被成、今晚国泰寺へ御葬式有之候由也

○九日、壬午、晴、炎威如前、有風、朝涼、方早朝出勤、四時過退、方辻清人入来之由

〔十二日〕

主水〔上田〕様御用部屋頭取役中村淳介、去月下旬御用向二而長州萩穴戸家へ御使二參、先方二而病死之由、先達而承候処、右者畢竟何事歟少之御差纏事有之、御文通二而御挨拶難相濟二付、同人為御挨拶被差向候処、同所到着間もなく、御用向もいまた不相調して自滅いたし、甚以鄙怯千万之挙動之由風説也、尤供二參候足輕何某与申者功者之仁二而、少も変死之状を不洩、矢庭二病氣之建りニして連歸り候由、自滅者至而手際之事二而、白昼なから次之間二而不知程之事ニ有之し由也

○十日、癸未、晴、炎熱弥甚、朝有清風、〔早朝出勤、四時過退〕

○十一日、甲申、曇又晴、炎威甚、終日有風、纔忘暑、〔朝御乗馬へ罷出、御館へも出ル、〔午鼓方渡辺雅登来、共習書至薄暮、〔藤川広次痘之由、見舞二千代吉遣ス、輕痘之由也〕

○十二日、乙酉、晴、炎威強、〔早朝出勤、四半時退、〔土屋平左衛門母病死之由、此間為知差越候故、昨日以使悔申遣也、〔大島五兵衛妻今朝安産、女子出生之由、夕使を以歛申遣ス也〕

○十三日、丙戌、晴又曇、炎熱甚、有蒸氣、〔朝素説所講釈へ出席、直ニ出勤、四半時退、〔夕七時御家司支配下御用予宅ニ而申達ス、菅馬之進御叱也〕

○十四日、丁亥、晴、炎暑、朝有清風、〔朝為伺御機嫌罷出、夫方藤川広次痘を訪、至而輕痘也、永井仲之助へ先達而竹子到来之謝二行、堀尾・辻へ寄歸ル、辻ニ而酒出ル、〔午前方少々腹部悪、休臥〕

○十五日、戊子、晴、曉来有清風、涼、後炎暑、有蒸氣、夜月清、〔早朝出勤、四時過退、〔森岡万之進・辻清人来候之由、〔今日例年之通附足輕夏御貸米切手渡、米価久芳〔世羅郡〕・志歩〔世羅郡〕石二付九拾五匁ニ立候由也、〔先月廿三日後当辺者一円無雨、炎熱難堪有之候得共、夜間方朝之内常有清風、些之蒸氣なく至而順氣、其上四辺者度々雷雨も有之由ニ而、稲田出来立殊外見事ニ有之由也〕

○十六日、己丑、晴又雲出、東風、有蒸氣、炎威益劇、〔早朝出勤、四時過退、〔退出後妙慶院へ參、西向寺へも貞善童女祥月〔村上彦右衛門妹順〕二付卒与參〕

○十七日、庚寅、晴、炎威烈然、〔為伺御機嫌罷出〕

十四日

土用入

暮六時一分

十八日

大暑節

十八日、当年者嚴島祭礼惣体淋敷、且御供船出入町家嚴敷御制度二而、見物遊船等至而少く、三絃等之声も絶而無之候由也

廿二日、江戸表へ異国船渡来之趣風説專二有之由之処、今日御年寄衆方御連手紙を以、先達而浦賀表へ異国船渡来之処、万々一内海へ乗入候義も難計二付、品川・芝最寄御屋敷者御銘々固メ之御心得有之候様、并万一内海へ乗入候節之警衛等之儀従公儀被仰出候二付、右御屋敷二御受場所等

○十八日、辛卯、晴、炎威猛烈、夕遠雷、夜有電、早朝素読所へ罷出、直二出勤、四時過退、夜蒸

○十九日、壬辰、晴、炎威猛烈、朝有清風、早朝出勤、四時過退、夕六丁目御館江為伺御機嫌罷出、森岡へ寄、薄暮帰

○廿日、癸巳、晴、暑威甚、朝為伺御機嫌罷出ル、午時方渡辺雅登習書二入来、夕迄習書

○廿一日、甲午、晴、暑威甚、早朝出勤、四時過退

○廿二日、乙未、晴、暑威弥甚、早朝素読所講釈へ出席、夫方出勤、四半時退、夕方西向寺へ参ル

○廿三日、丙申、晴、暑威益甚、夕北方雷鳴、朝之内有涼風、朝為伺御機嫌罷出、夕又御用向二而出ル、久野秀太郎入来、去月十九日以来一円無雨、此節二而者午中炎威誠難堪といへ共清暑、不堪風有之、朝夜者清風もあり、酷蒸安寝難成様之事者無之、地も割合方者不乾、井水もいまた且別順乾涸二不至、何分順氣、好天氣也、夫故病人等も左程不承及、尤処二寄候而者田畑及旱損候場所も有之由、祈雨も処二おゐて有之由、御知行所世羅郡小童・宇賀両村旱損之注進致也、依之石内村八幡社二於て御知行所村々祈雨之禱祀被仰付、格別二御初穂御備有之、猶又小童村祇園社二而も同様被仰付候由、御初穂者石内八幡社へ銀五枚、小童村祇園社へ銀三枚御備之由、先例二者無之過分之御初穂之由也、周防様昨夜潮二御乗船、廿日市辺へ御泊掛二被成御坐候由、尤其御実者宮島へ御渡海被遊候由、当年者宮島芝居名人之役者蝦蔵(市川)杯参り、殊二当候由也、江戸表異国船之義、

有之御大小名様方ら夫々御人数被差出、就而者此御方築地御屋敷之儀者右方切之外二而、余程隔り居候得共、要用御人数同所へ出張有之、然ル処浜御庭之御固メとして築地御屋敷内御借受之義御老中様方ら御達し有之、御鉄炮方之者罷越、大筒之御備有之候段從江戸申来候与の旨被仰上有之候由也

去ル十五日

一蒲苜繫船奉行御免

西村衛守殿

一割奉行

津田三郎兵衛殿

吟味役ら

御切米拾五石

一三人扶持被下

御勘定所吟味役

昨記頭書二有之通二候処、猶又今日御年寄衆ら御連手紙二而、其後早速退帆仕候二付、夫々御人数も引取之義御達し有之、此御方御人数も築地御屋敷引ら二相成、尤船数并渡来之様子・趣意等之儀者取留候事も不聞旨從江戸申来候与の趣被仰上候由也、右異国船沙汰、大島五兵衛・山本十四郎内話承候趣二而者、当月四日五日頃異国船浦賀表へ来、同七日八日之頃蒸気船壹船金川辺陸近く乗込候二付、浦賀番船方ら見、同心杯彼是乗船、早速追駆、無難漕付、応対等致し、右蒸気船者速二退帆致候由、然処其義早速注進有之たる事与相見、直二御若年寄・御老中様方御登城被為在、内海々辺方切之内二御屋敷・御中屋敷等有之御方々様江者御人数出之義御達し有之、此御方様築地御屋敷方切之外二者有之候へ共、庭浜御庭も御程近候故、御自分与して御人数被差出、者頭中・御留守居中杯出張有之、御先手組足輕一組・御長柄杯参、大炮も弍百目玉・百目玉・五拾匁玉一挺ツ、御備二相成、武器者六具揃具足三十領、五具揃何程、番具足百領参り御飾付二相成、浜御庭江者為御固松平頼胤讚州侯御出張被仰付、騎馬も余程之数二而、御大造之事之由、夫ら自然異国船内海へ乗入候へ者、八重洲河岸定火消御役宅火之見二於て半鐘を打鳴し、外火之見有之御場所も継々に打鳴候間、御役人不残火事装束二而御登城有之候様被仰出、御大名様方二而も火之見有之御屋敷ら者右半鐘を受、夫々半鐘打鳴、御家来早速御屋敷へ出仕候様与の事二有之、且又方切之内御屋敷有之御方角者、右内海へ乗入候与御家内様方早速御立除之御手組二相成居、此御方様者方切外二候へ共、姫君様者御様子も被為變候故歟、御本丸歟、赤坂御屋敷之内へ御立除被遊候御手筈二相成居候由、然ル処、同十三日異国船退帆二付不残人数引取候様、尤猶又何時渡来も難計候間、一同気弛無之様

植田清人殿

同見習方

廿四日

竹腰 恰殿

右為御館入初而被罷出、予も出而謁、宅へも御挨拶二被来也

廿五日

菅馬之進妻此間以来臨産之処、終不至出産、今朝病死致候由也

卅日

六丁目様二而此度御出生之御小兒御名

於留殿

右之通御名被為付候、尤御奥向二而者様唱之旨今日席達を以被仰出候也

異国船渡来二付公儀被仰出之写

一今度浦賀表へ異国船渡来

二与之旨被仰出、夫々引取二相成候由、右一同御人数出被仰出候砌、品川御殿山江者別

段二御固メ被仰出、(細川齊護)(柳)肥後侯・梁川侯初御人数三十頭程之御出張有之候、船数并渡来之趣意、

御取引振等之義者一円様子不相分、尤大船式艘、蒸気船二艘、アメリカカ船二而、国王方

之書翰持参、御返答者来年聞ニ参候旨申候由、全交易願与相聞候由、初蒸気船金川迄乗込

候者海底之浅深を測ニ来候事之由、右十一日出、十四日両度之態飛脚ニ而申参候之由也

○廿四日、丁酉、晴、朝涼、午前方炎暑、夕東北余程雷鳴、将雨終不雨、夕大二涼、早朝

出勤、四半時退、永井仲之助入来之由

○廿五日、戊戌、晴、朝涼、後炎暑、有蒸気、早朝出勤、夕四半時頃退、夕東北有雷声

○廿六日、己亥、晴、朝涼、後炎熱、朝為伺御機嫌罷出、朝水谷又左衛門殿御出、其後

福山市之進福田之方江被参候処、不相替甚不約之事二而、睨与之答振も不聞帰候由二付、

何分一応書付御出し、上之御指図を御願被成候御舍之由二而、御書付振御相談有之、愚

存御咄申也、夕迄御咄被成、酒飯を出入、夕北方雷鳴

○廿七日、庚子、晴、朝涼、後炎暑、夕遠雷、雨将来様子ニして終ニ不来、朝素読所会読

へ出席、直ニ出勤、四半時頃退、西向寺へ千代吉(永野)為参、夜蒸、今夕腹背灸治

○廿八日、辛丑、晴、朝涼、後炎暑、早朝出勤、四半時頃退、六丁目様二而老女並たつ

今朝安産、御女子様御誕生被成、何之御滞も不被成御坐候由、奉恐悦也、与三右衛門早

速為伺被罷出、予等悉者不及出也、夜蒸、今朝冲守次郎入来之由、并上野彦三郎・米

原岩之助時下見舞与して来候由、守次郎者昨年予か梅花三十律之詩稿を為見置候所、今

日持参、兼而約置候三原脇本武兵衛詩を被見せ也

二付、万々一内海江乗入候義も難計候間、若右様之節ハ芝辺方品川最寄二屋敷有之節万石以上之面々者、銘々屋敷相固候心得二而罷在候様、無急度可被相達候事

六月六日

一 異国船万一内海へ乗入、非常之場合注進有之候節者、老中の方八代洲河岸火消役江相達し、同所二而平日之出火二不紛様早半鐘を打出し、右を火消屋敷二而請繼、同様早半鐘打可申候

右之通火消役江相達候間、火消屋敷二而早半鐘打候ハ、諸向者御曲輪内出火之節之通相心得、登城又ハ持場持場相固候様

○廿九日、壬寅、晴、朝涼、後炎熱、夕遠雷、朝為伺御機嫌罷出、夕六丁目御館江昨日御女子様御誕生之恭悦二罷出ル、御次二而御手付熨斗二而御祝酒頂戴被仰付、御小兒様御目見も仕、至而御丈夫二被成御坐也、夜有蒸氣

○卅日、癸卯、早朝雨はらつく、涼、後晴、炎暑、早朝出勤、夕四時過退、六丁目様二而御小兒様今日御名付二付、何れも為恐悦罷出、尤予者雅登代り合候故入夜出ル、御次二而真之御取合二而御吸物・御酒頂戴被仰付、麻上下着也、依て上下者今朝回し置、御館二而着ス、五時過帰宅、石内村八幡社二於て今日迄七日之間雨乞御祈祷有之候得共、一円雨無之、何分神主肥後考二而も来月八日頃ならてハ雨者無之与申候由、石内村・古江村杯者水手宜候故、稻毛誠二美事二出来立候由也、遠江様方御到来之三原西瓜御内々御頒賜被仰付、告于廟、拜食仕ル也

先達而相州浦賀表江異国船渡来聞書

異国船之多寡委敷ハ相分不申候得とも、約ル処四艘与申か実正二哉与被考申候、大艦凡四十間、人数四百計も乗組居可申歟之由、日本船二千石積之船、凡二十八九間有之由二候へハ、此割合三千石積之船二も可有之、人数四艘を合せて四千六百人、蒸氣船当二日払曉、海面大煙霧之紛レニ浦賀内金川沖江乗込、海面之浅深を計候様子、早速二御番所方追ひ出候旨、奉行大しくちり二候、ケ様近々と内海江被乗込候事故、奉行切腹者素り之事二候得共一応帰府、勘定奉行之生首引拔候上、公義江申訣ケ致度、畢竟是迄御省略々々と申立、御当も手拔至極故ニケ様之耻辱も取候事共、口惜次第、右之通二致候上、切腹之覚悟極候由奉行被申候旨相聞申候、夷人願筋者大島・八丈島之内借用、互市致度、尤

可被致候、尤火事具着用
候積可被相心得、且又右
二付而ハ場末々々迄ハ早
半△

△
此印以下別紙

鐘行届不申候間、万石以
上火之見櫓有之面々其節
二限り早半鐘打鳴候様可
可被致候(衍力)

右之趣可被相触候

六月八日

一 此度浦賀表へ異国船渡来
二 付而ハ、御警衛向其外
夫々御世話有之候得共、

銘々ニも心得方可有之候

右之趣万石以上以□之(下力)

面々江可被相触候

六月八日

貢者差出可申与申候由、公儀御判断ハ手強ニ万々打払、合戦之積与見へ申候、金川・大

森辺ハ長州侯(毛利慶親)・肥後侯(細川斉護)其外御大名数家、上総澳は会津・河越之御人数、皆々近国御国元

ハ御人数御呼寄せ引も切らず、馳上る人数日々夥敷事共ニ御坐候、築地者幕府大砲場与

相成、御庭之築山取崩し候由、素御手人出居申候、佃島は阿波之御人数出候、都而品川

ハして浜手者女子・小児等ハ立退申候、既伊東様大夫人様(栄松院)ニも疾御立退被成候、内海江

乗込候得者浜手者焼払ニ相成候由、会津御家老何某妻をは里方江遣し、七歳之小児を手

討ニ致、出陣与申事ニ御坐候、昔物語之様ニ覚申候、此辺者人氣も格別之事共、何そ様

子も可有御座歟、何分ヶ様之人氣ニ相成、日夜乗切使者御長屋窓下往来、さてく騒動

致候、御手切レ之御返輸出、直ニ解纜いたし候へハ格別、遅々ニ及候へハ速ニ御打払之

御様子、日々早鐘を待居候

私曰、四艘千六百人与見て、纜之異人ニ御坐候所、公儀之御所置とう歟割鶏之牛刀ら

しく候得とも、其実者御手厚之御義難有、古来蒙古源義満君之事共存出し難有御所置、(足利)

徳川万々世を感戴仕候事ニ御坐候、如何御考被成候哉

アメリカ船と申事ニ御坐候、此アメリカ船と申事ニ御座候へハ、地球図御承知之通、日

本江ハ至極手近、英夷とハ違ひ申候、殊ニ賊を業与いたし、洋中乗回り、英夷もこまり

ものニ候由、御手切レニて解纜候へハよろしく、如何可有之、それニ而も少々之掠奪ニ

ハ及可申哉、今四五日之内ニハとふ歟道付可申、此度此元異船渡来、此度は屹度御打

払之御判断極り大騒動、今日迄承り候趣別紙之通御坐候、此御方様ニハ御火消御蒙り被

遊候故御手当ハ来り不申、外御詰之御大名様ハ不残御蒙り被成候、此御方不相替御手後

レ之事のミ、一々申上尽し難く、猶委敷ハ後便ニ申上候、築地御屋敷幕府ハ大砲場持来り、御庭之築山等取崩、御台場と相成候故、無抛此御方ニも大砲ハ出候へ共放人無之与承り申候、打払ニ及候へハ早半鐘と相待居候、人氣昔語之様之事見聞仕候、一統恐怖之様子ハ更ニ無之、軍は出来候ものニ哉与考申候、早道帰り不申内は御内々(行カ)可被成候、云々

七月 小

○朔日、甲辰、晴、朝涼、後炎熱、夕北方遠雷、今日ハ非番也、早朝出勤、四時過退、心下有痛、減食、此間ハ少ツ、困ル、此節之炎暑ニ被撃候なるへし

○二日、乙巳、晴、朝涼、後炎熱殊強、午後渡辺へ行、習書会也、幾三郎今朝腹背灸治致候処、些肝ニ礙候哉、午後度々吐有之、時分柄之事故松本良伯を迎、診を乞、格別之事ニハ無之由申、薬を投、右ニ付渡辺ハ早く帰ル、其後不行

○三日、丙午、晴、朝涼、後炎熱如燬、東風吹、有蒸氣、朝素読所講釈へ出席、直ニ出勤、四半時退、幾三郎其後者快、氣軽ニ候へ共いまた全復ニ者あらず、朝良伯来診、堀尾眠石老入来、藤川おとめ痘之由承候ニ付、夜中見舞ニ千代吉遣ス、門メリ居候ニ付口上辻へ頼置帰候由、何分順痘之趣、同方ニ而承候由、堀尾へも精一郎腫物ニ而困候由ニ付見舞申遣ス

四日
立秋
今曉九時八分

○四日、丁未、晴、炎熱殊酷、早朝出勤、四時過退、六丁目様ニ而於留殿御七夜御祝ニ付、夕方為恐悦罷出ル、於御次御吸物・御酒、小付ニて御赤飯頂戴被仰付也、時々雲出、如催雨ニして不降、夜蒸氣有、立秋也

○五日、戊申、晴、炎熱殊酷、早朝藤川おとめ痘を訪、順痘之様子二者候へ共、少々後れ候方也、出も相応也、辻江寄、堀尾へ見舞、菅馬之進妻先月廿六日死去を吊、辻二而暑払出ル、夕惣陰雨如欲落ニして終不落、蒸熱難堪

○六日、己酉、晴、炎蒸益甚、朝之内涼、朝早出勤、四半時退、今日大了院様百回御忌(浅野俊峰)於海藏寺御法事御執事有之、御用掛佐藤与三右衛門被仰付罷越、旦那様も早朝御出、御詰被遊也、去月廿三日之記ニ有之通、小童村祇園社二而、同廿五日七日之間祈雨・五(世羅郡)

穀成就之御祈祷有之候所、当月朔日満座、大白雨二而沛然降雨、枯苗勃興、百姓拵躍致候由、然処異哉右小童・宇賀両村限二而、外村者纔境を隔一滴之露無之、遠江様御知行所杯旱損所多有之、御代官中出張処々二而雨乞有之候へ共、また雨無之候由、此方様御下者(世羅郡)・西上原(世羅郡)両村未露無之、其外者村々相応露有之、旱損所者無之、尤壹歩・西上原も一昨日あたり者必露有之たる二而可有之与被考候由、小童村祇園社二而者雨乞中百姓共者打寄、拜殿ニ於て百万遍を唱候仕成之由、是亦も奇也、幾三郎其後者快候処、今日者又々腹合悪敷、度々瀉有之、夕方吐も有之、少腹痛有之趣二而氣重也、夜中者快寝ス

○七日、庚午、晴、残暑厳酷、朝六半時前麻上下着出勤、御登城前於御居間御祝詞申上、其外御方々様江御祝詞申上ル、朝松本良伯来診、幾三郎宜旨申、今日者氣軽也、万之進夜前来、酒を出ス、今日者不来、夕方東方出火、煙見ゆる、早速出張候処中山村之由、(安芸郡)方切外ニ付無程引取也

○八日、辛未、晴、残暑厳酷、幾三郎今日者午前又々氣重、吐瀉も有之、腹痛有之趣二而付致難義候二付、夕方良伯を迎、診を乞、何分格別之事二者無之、下地いまた全復無之処、

又々少し食滞候気味可有之与申、薬加減いたし呉る也、井甃石炭を修覆ス、田中実五郎を頼、来助也

○九日、壬申(子)、曇、巳鼓後小雨、速ニ晴、猶時々曇、蒸気強、五月廿二日廿三日之微雨後四十六日振之雨なれ共、纔ニ木葉を沾ニ不過、未膏雨与云ニ不足、幾三郎今日者少し者気軽之方也、例時出勤、四時過退、石井寿兵衛何角之挨拶入来之由、夜松本良伯来診、幾三郎昨日者宜敷由申也、今朝藤川へおとめ見舞二千代吉遣ス、此間内者氣遣候処、大二取直し宜敷由申帰ル也、今朝辻清人来候由

○十日、癸酉(丑)、曇、蒸熱甚、夕暴雨、枯乾を蘇、暫時止、乍去五月以来之膏雨也、雷鳴も少々有之、朝例時出、四時過退、慈君石井老室病を御訪被成、幾三郎今日者大二気軽也、良伯今朝来診、小倉甚右衛門母入来

○十一日、甲戌(寅)、晴又曇、残炎甚、幾三郎弥快、気軽也、今朝疣虫も一ツ下ル、藤川おとめ弥順快、今日酒湯無滞仕回候由、内祝小豆飯贈来ル

○十二日、乙亥(卯)、曇、雨はらつく、後晴、炎蒸、早朝例刻出勤、四半時頃退、幾三郎弥快、益以気軽、能遊嬉スル也、峰寿院様御逝去二付、今日七日間諸事穩便二仕、火元別而念入候様被仰出、尤普請者今日限この事之由也、右峰寿院様者姫君様御姉様之由也、夜千代吉を一緒内寺々江被参、燈籠例年之通点させる也

○十三日、丙子(辰)、晴、朝涼し、後炎蒸、今日御役所休廢也、早朝一緒内并師家寺々江参り、夫六丁目御館へ為伺御機嫌罷出ル、森岡・木野・水谷・坪内等へ寄帰ル、木野二而酒飯出ル、朝松本良伯来診、幾三郎弥快旨申候由、今日も疣虫出ル、家小此間右手虎口

十九日、木野小児名

之上辺へ腫物出、只様脹起、疼も有之、乞診候処、格別之事二者無之候へ共、些症不宜候間、膏藥并服薬をも可恵由申候由、夜千代吉妙慶院・西向寺江為舞、燈籠を為点也

○十四日、丁丑、曇又晴、残炎猛、早朝方海蔵寺へ拜参、尤佐藤与三右衛門同道二而、同方船二而参ル、帰途清住寺へ参、夜妙慶院・西向寺へ参、点燈籠、寺僧へ如例年一封ツ、贈之、西向寺新発意二始而逢、幾三郎誕生二候へ共、祝者延候也

○十五日、戊寅、晴或曇、残炎猛、昼如例歳索麵之祝、出入之者彼是来、酒・麵を饗、夜慈君両寺へ御参り被成、午後渡辺四郎右衛門来話、長喜三太も朝之内来

○十六日、己卯、曇、炎蒸、夕白雨快降、有雷鳴、夜有電光、雷鳴、松本良伯来診、幾三郎弥快由申也、早朝出勤、四時過退、今朝妙慶院へ参詣、夜涼

○十七日、庚辰、晴、朝涼、後炎熱、夜又涼、木野方安産之趣為知来

○十八日、辛巳、晴、朝涼、後秋暑強、朝素読所会読へ出席、直二出勤、四半時退、去ル十四日幾三郎三ツ誕生延引、今日家内限祝ふ、昼田中栄作家内共不残呼、飯酒を祝す、常々格別二氣を付愛し呉候故也、朝辻清人来、夜又来、お梅も来宿、今日之祝酒飯を饗ス、木野一馬妻昨晚安産、男子出生、母子共無滞趣夜前為知来、今朝千代吉を見舞二遣ス、弥何之滞も無之肥立候由也、東城吉田与一右衛門・宮崎藤九郎方書状来ル、彼辺も凡爰元同様之天氣二而、近年之炎熱二候へ共、時々白雨等有之候而相応二沾湿者有之、稻作近年未曾有之出来立之由申来ル也

○十九日、壬午、晴、朝夕涼、午暑未撓、早朝出勤、四時過退、松本良伯来診、夜中木野へ安産歎・見舞旁二行、酒出、小児も丈夫二見ゆる也、今日名を命候由、於江戸

〔十九日〕

処暑

〔徳川家慶〕
將軍様御他界被遊候由專風説也、尤当右大将様二者乍恐御病身二而、御代二難被為立、
御三卿様者当時御家而已二而御主君不被為在、御三家様之内も〔徳川慶徳〕
御分家方御養子二御出被成候御方与申様之事二而、差寄当時作州津山松平越後守様之外
御代二御立被成候御方無之、彼是二而御披露者猶御間合可有之与の沙汰也、実説共なれ
は奉恐入候事也、当時之津山侯者十万石越前家二而、天下方被為入候御方、〔徳川家慶〕
弟君也、〔処暑節〕

○廿日、癸未〔亥〕、晴、秋暑強、朝涼、〔午〕時方渡辺へ習書会二行、〔夜〕慈君辻へ御出、御宿被成、
お梅も帰ル、〔小倉〕甚右衛門益前之謝入来、〔此節〕初昏頃西方二彗星出ル由承、予も始而
見之、全孛星二者候得共、其孛至而微ニして、彗星与云二者不至ニ似たり

○廿一日、甲申〔子〕、晴、朝涼、後秋暑烈し、〔例〕時出勤、四時過退、又臨時御用向二而御内用
方役所へ出勤、極夕帰ル

○廿二日、乙酉〔丑〕、晴、朝涼、後秋熱、〔朝〕早素読所へ出席、直ニ出勤、四半時頃退、〔午〕鼓
後御内用役所へ出勤、夕七時過退、〔西向寺〕へ不能参詣、千代吉為参也、〔朝〕松本良伯来
候由、〔夜〕慈君辻方御戻り被成、〔昨〕夜湯川新太郎入来、銅印を恵

○廿三日、丙戌〔寅〕、晴時々曇、炎蒸甚、〔朝〕辻清人入来、〔臨〕時御用向二付御内用役所へ出勤、
夕七時過退、〔木野〕七夜二付、肴并赤小豆飯を祝し贈る也、弥母子共無滯肥立候由

〔廿四日〕
周防様昨日方石打村〔内〕へ御宿
掛二御出、御獵被遊候由二
而鮎七尾夜中頂戴被仰付也

○廿四日、丁亥〔卯〕、晴、秋暑嚴酷也、時々曇、欲雨遂不雨、〔早朝〕方臨時御武具役所へ出勤、
夕七時退、今日方御武具役所へ出勤二付御館江者不罷出、〔西向寺〕へ千代吉為参也

○廿五日、戊子〔辰〕、晴或曇、秋暑嚴酷、蒸氣強、〔御武具役所〕今日者休日故不罷出、以前之如

〔廿六日〕
於霜殿御法諡

惠玉坂本禪孩女

〔同日〕、此間御家中江御達し、江戸詰之面々道中着具為持候御役格ニ無之諸士、御歩行組ニ迄迄夫々御武器御貸被下候間、左様相心得候之様ニ与の義被仰出候由右衆評、江戸詰ニ着具為持候御役格ニ無之面々、

着具御貸被下候者勿論之事、此御達無之として自身として持参致候者可有之歟、万一其御役格ニ無之して銘々嗜ニて窃ニ用意等致候得者誠ニ規模与云へし、夫よりも当時其御役格ニ居ながら空函而已為持候方角過半、既ニ先達而江戸騒動之節も御年

隔日出勤也、〔お霜殿御義一昨夕以来御不例、全御癩乱症ニ而御難義被成候之由、午後与三右衛門為伺罷出、夕松本良伯来診、家小先頃(未脱力)以右手腫痛困り候処、膿ニも不成、不絶水出、此節者かふれニて只様小腫広かり殊外難義、全湿瘡之様ニ相成候ニ付、猶又診を乞、薬・膏薬等を投、〔お霜殿前段之御様子ニ付、夜中六丁目御館へ為伺出ル、途中迄御様子被為替候趣申来候付速ニ出ル、然ル処夕方以来俄ニ御差重、以之外成御容子候也、夫故直ニ相詰ル、其実者予罷出候頃御事切ニ被為至、誠ニ奉絶言語候御事共也、一昨年極月之御誕生ニ而、当年御三歳也

○廿六日、己丑(巳)、晴、秋暑猛烈、夕白雨、雷鳴稍甚、夜涼、〔夜来御下屋敷ニ相詰、今四時前過与三右衛門交代、罷帰ル、四時過於霜殿御病氣御養生不被成御叶、先刻御死去被成候段席達有之、尤御内分限ニ而、表向御発事等者無之旨も被仰出、右ニ付平服ニ而御奥へ罷出、老女迄御機嫌相伺、出衛様御機嫌も右同断、北御部屋へ者不及罷出也、〔御武具役所へ出勤、夕七時退、暮頃方御下屋敷へ罷出、麻上下着、御表ニ而室角左源次迄御悔申上、御機嫌相伺、猶御奥へ罷出、老女瀬河へも逢、御機嫌を伺ふ、其後御棺拜も仕ル、夜四時御出棺被為在、其節御内証御玄関御坐上江罷出御見送り申上、其後左源次迄御機嫌伺、退也、渡辺雅登同様也、御家司中不快ニ而不被出、与三右衛門者居残也

○廿七日、庚寅(午)、朝涼、後秋暑強、蒸、〔朝為見馬有之、御馬場へ出、素読所会読へも卒与出ル、西向寺へ千代吉為参、妙慶院へも昨日秀山(村上彦右衛門長男正介)智英童子祥月之処、得代参ニ不遣候故、今日為参也、〔岩崎常介家小見舞入来、渡辺四郎右衛門入来

○廿八日、辛卯(未)、晴、秋熱烈然、〔御武具役所へ出勤、夕七時退、〔松本良伯来診、家小腫

寄・御番頭之外者着具用

物も余程快方也

意之方角者無之候由、夫等をこそ無屹御示有之度事成ニ其義者無之、甚以御無趣意之被仰出也ト申値候由、何分當時万事如此之御事計耳、堪歎息さる事共なり

○廿九日、壬辰、(申)晴、秋暑如昨、木野一馬安産之節之挨拶入来、御用向ニ付夕方渡辺へ行、跡ニ而酒出ル、今朝旦那樣主水(上田)様へ御出被遊、遠江(淺野)様ニも御出被成御会談被為在候由、此度浦賀表江渡来之亜墨理加国船方差出候書翰之趣ニ付、御銘々様御存寄被仰上候様ニ与、於江戸諸御大名様方江御達有之、依之此御方様ニ而も御家老様方御存寄被仰上候様被仰出、昨日御年寄衆より御大目付衆を以遠江様へ被申上、其義ニ付御会談被為在候由也、右書翰之和解御写も来候由、何分殊外御秘密ニ而、御家来く江右書類拜見者不被仰付候様ニ与の御事之由也、右之通之趣ニ者候へとも、此義を下方ニ而者最早此間内方専風説致候事也、何分此度之儀者国家之御一大事、実ニ不容易筋ニ付右様御存寄被仰上候様与の江戸表御振合ニ有之由、左候ハ、縦御家来ニ而も外夷之事情等ニ達し、的切之存寄等申出候者も有之候ハ、御取用も可有之程之事与愚存ニ者相考候処、右様之御沙汰者何ぞ御趣意有之事共歟、何分當時苟且姑息之御政道、如何とも難論事也

先月初旬異国船渡来ニ付江戸表風説書之内書拔

一 六月八日従公儀紺ニ白筋之御幕五百張ツ、九日中ニ出来候様ニとの事ニ而、大丸・三ツ井・岩城・布袋屋・

松坂之呉服店江被仰付候由、(徳川慶福)紀州侯方も赤白之絹幕三百張被仰付候由、岩城手代直咄之由

一 伊東様ニ而栄松院様田中御中屋敷へ御立退被成、猶又千駄ヶ谷江御移被成候由、溝口様ニも木挽町御屋敷御住居御立退、山ノ手青山辺へ御移被成、依之御同方様御道具類此御方様へ御預ニ相成候由

一御老中阿部伊勢守様品川辺為御見分御出張被成候由
(正弘)
 一細川侯夜中御登城ニ而御固メ之義被蒙仰、四ツ時頃御帰館被成、即刻御支度宜敷、何時成とも御出張可被成
(斉護)
 旨被仰出、誠ニ御速之事与取沙汰致候由
 一異国船四艘之内式艘者長凡四十間程、二艘者凡廿四間程、何左右ニ大筒八拾四挺ツ、仕掛有之、舟ニ車を仕掛、船之中ニ石塔様成物有之、右之中ニ煙出候与舟走ル事矢を射方も早く、風ニ向候共自由ニ相走、誠ニ奇々妙、前代未聞之船之由也

海陸御固メ御役人附

浦賀御奉行	千石余	井戸石見守殿 <small>(弘道)</small>	同御助力	千石余	戸田能登守殿 <small>(氏著)</small>
浦賀大津	十七万石	松平誠丸様 <small>(典則)</small>	三浦三崎	三十五万石	井伊掃部頭様 <small>(直弼)</small>
<small>(相州三ヶ所)</small> 下田出張	<small>(十一万三千百)</small> 廿石	大久保加賀守様 <small>(忠愨)</small>	下田	五万石	水野出羽守様 <small>(忠良)</small>
相州御台場	八百石 大筒方	田付四郎兵衛殿	伊豆大島	<small>(七万四百)</small> 四十石	中川修理大夫様 <small>(久昭)</small>
武州本柵 <small>(牧力)</small>	五十四万石	細川越中守様 <small>(斉護)</small>	同神奈川	卅六万石	松平大膳大夫様 <small>(毛利慶親)</small>
同羽振田 <small>(根力)</small>	十四万石余	酒井左衛門尉様 <small>(忠発)</small>	同大森洲崎	十五万石	酒井雅楽頭様 <small>(忠宝)</small>
御殿山	卅二万石	松平越前守様 <small>(慶永)</small>	浜御殿	十二万石	松平讚岐守様 <small>(頼胤)</small>
鉄炮洲佃島	廿五万石	松平阿波守様 <small>(蜂須賀齐裕)</small>	深川洲崎	十一万九千石 余	立花左近将監様 <small>(鑑寛)</small>
<small>(木更津富津)</small> 天神山	廿三万石	松平肥後守様 <small>(谷保)</small>	洲ノ崎	十万石	松平下総守様 <small>(忠国)</small>
洲ノ崎海岸	二万二千石	酒井安芸守様 <small>(忠一)</small>	同 <small>(同海岸)</small>	一万石	稻葉兵部少輔様 <small>(正巳)</small>

同 一万五千石 水野壺岐守様 (忠順)

同 二万石 松平備中守様 (大河内正和)

下総浜ノ村 一万石 森川出羽守様 (後民)

外海 上総一ノ宮 一万三千石 加納備中守様 (久徴)

惣御人数合三十九万六千余人

石火矢 六十挺

長柄一万 一万三千筋

狼煙 百廿本

同 三万石 黒田豊前守様 (直静)

同下総寒川 十一万石 堀田備中守様 (正篤)

外海 上総勝浦 一万石 大岡兵庫頭様 (忠恕)

下総銚子 八万二千石 松平右京亮様 (大河内輝聴)

大筒 六百挺

鉄炮 六千五百挺

八月 大

○朔日、癸酉、晴、熱、早朝麻上下着出仕、御登城前御祝詞例之如申上、其外御方々様江御祝詞も恒之通申上、退出後御用向二而渡辺へ罷越、夕方暮頃帰、朝辻清人、夕岩崎常介、長喜三太、夜森岡万之進来、共祝酒を饗

○二日、甲戌、晴後曇、夜雨、風吹、蒸、御武具役所出勤日二候得共、御用向二而渡辺へ行、入夜帰、六丁目様今日惠玉様御初七日二付、御茶被遊候由二而御重之内頂戴被仰付也

○三日、乙亥、曇、風吹、時々雨、至夕風稍甚、夜雨快降、夜半後風止、不熱、朝素読所講釈へ出席、御用向二而渡辺へ行、夕帰ル、御用召有之、幾三郎夕方度々吐有之、松本良伯来診、薬を投、弥張胃中不化之由申也、夜公方様先月廿二日薨御被遊候二付、今日方鳴物停止、諸事穩便二仕、火元別而念入候様二与の旨被仰出也

三日

一 御上屋敷内 明御多門へ御替 被下

石井園蔵

右裏御長屋西方第二軒目

堀尾精一郎跡御多門也

一 御切米壹石
御増
御側詰

森仙太郎

右馬術心掛厚、常々出精仕、業茂宜御用立候二付、格別を以右之通被仰付也

一 銀三両

木村喜斎

右生花相伝事致候付

一 銀貳両 同人

右此度致相伝事候段、志厚奇特之義二付、各別を以被下之

一 銀五拾目

野村儀兵衛

右御奉公向実体相勤、平日家内睦敷相暮、且老母存生中積年孝養相尽候段、彼是奇特之至二付為御褒美被下之

○四日、丙子、晴、夕涼、五時過方御武具役所へ出勤、夕方渡辺へ行、入夜帰、今朝良伯来診、幾三郎一時之事二而宜敷趣申也、今昼夕両度御館江も出ル、於咲殿兎角御申分被成御坐、先日以来御困被成候由、右二付今日方於房殿与御改名被成候由也

○五日、丁丑、晴、夜来大二涼、朝小倉後室・堀尾眠石翁入来、夕方御用向二而渡辺へ会、入夜帰ル、松本良伯入来、幾三郎大分快由申候由也、猶又夜中外用二而来、少御種人参を加可申由申聞也

○六日、戊寅、晴、夕曇、雷鳴、蒸、御武具役所へ出勤、夕七時退、間二而被為召、兩度御館へ出ル、夜湯川新太郎来、劉然乙之書を為見る、来船人之由也、白露節

○七日、己卯、晴、秋暑強、夕白雨一過、有雷鳴、夕西向寺へ参詣、来月廿二日誓円廟百回忌御相当二付、当月廿二日へ取越輕回向相頼度、差支者有之間敷哉之旨和尚二逢話致置、差向差支事者無之由被申也、帰かけ森仙太郎・岩崎常介へ盆前到来物之謝二行也、仙太郎方二而者此間之歎も申也、夕渡辺四郎右衛門、朝辻清人入来

○八日、庚辰、晴、夜来大二涼、御武具役所へ出勤、夕七時退、間二而被為召、御館江も出ル、渡辺へも行、朝四郎右衛門来、六丁目様二而於留殿御事今日方於磯殿与御改名被成候由、依之恐悦等二者不罷出、松本良伯来診、家小・幾三郎共愈快方也、夜蚊稍稀也

○九日、辛巳、晴、大二涼、利円廟御祥月忌二付、宿戒、早起、礼服、献膳、献菓子如恒規相濟也、妙円廟も配祀仕ル也、公方様薨御二付、姫君様御兄、若殿様御伯父之御服忌被為受候由、依之今日惣出仕、若殿様へ御悔之御帳付候由二而且那樣二も御登城被遊也、去ル天明度二者殿様へ御帳付候由二候へ共、此度者無之候由、加様天下へ被対候義も追々

〔四日〕

於咲殿御事

於房殿

右之通御改名被成候、尤

御達等者無之也

〔六日〕

白露節

〔八日〕

於留殿御事

於儀殿

右之通御改名被成候段席

達有之候也

〔十一日〕

去ル三日、宇品沖二而三木

茂大夫殿方棒火矢船打之稽

古有之候処、過二而炮術葉へ

火入、門人中段々怪我人有

之、近藤牛之助殿、外二壺

人別而之大怪我二而、牛之

助殿者其後落命被致、今一

人之衆者死生未定候之由、

御輕メニ相成候事共二哉

○十日、壬午、晴、夕曇、涼氣甚、〔例時御武具役所へ出勤、夕七時過退、御館へも卒与出

ル、〔芝山様方御扇子三本御内々頂戴被仰、以下年々被下置候御様子之由、北御部屋様通

り来候故、雜掌中方之来紙等者無之、全昌姫様方被下候御趣意共歟、同勤三人共同様也、

〔夜喜三太来

○十一日、己未、晴、涼氣甚、夕曇、夜雨、〔渡辺四郎右衛門入来

○十二日、庚申、雨、有風氣、夕豪雨、有雷鳴、不涼、〔御武具役所出勤、七夕退、〔下瀬

孫平殿来ル十五日出立、江戸被罷越候由二而暇乞与して入来有之候由、予出勤中不遇、〔於

房殿今朝以来御勝不被成、何とも御氣遣之御様子二被成御坐候旨御奥付申来、早速為伺

罷出、入夜先御居合被成御坐候故退

○十三日、辛酉、晴又曇、不涼、有微蒸氣、〔朝下瀬孫平殿江明後日江戸出立之暇乞二行、

夫方秋月君祥月二付西向寺へ参、沖守次郎・久野八十助へ時候見舞二行帰ル、沖二而頼

山陽先生手簡第二集を借帰ル、石井へも先達而御多門替相蒙候怡二行、〔夕六丁目御館へ

為伺御機嫌罷出、森岡へも卒与寄、被仰付事有之、帰掛御館へも出ル、お房殿今日も只

様御陽脱被成候御様子二被為在候由、老女迄御容体相伺也

○十四日、壬戌、晴、涼、〔例時御武具役所へ出勤、夕七時退、〔於房殿今日者猶以御疲勞

御増被成候御様子、奉案候也、夕為伺罷出ル、〔夜月清

○十五日、癸亥、晴又曇、夜無月、〔朝御館へ出勤、宗門改印形致、同勤へ差出ス、夕八時

退、尤御奥へも出候而於房殿御容体相伺、夜前以来者少々御居合被成候御様子二者被為

早打之稽古二有之候由、御船者七反帆二而御水主之者も兩人致怪我候之由也

後二承候処、今一人者百々佐吉殿、外二近藤円十郎殿・若月栄次郎殿、都合四人之内二而佐吉殿別而大怪我二有之候由也

九日早晨

酢和会

御皿

大根 人参葉 菖菷 油揚 香たけ けむ

みそ

御汁

小椎茸 豆腐さい 青み

めうか小口

葛煮

御坪

せんまい 小くらふ 干瓢 おろし生賀

在候得共、何分只様御疲勞之御様子二奉伺也

○十六日、^(戊)甲子、晴、朝雨落、夜晴月清、早朝妙慶院江參、例時御武具役所へ出勤、尚又御館へも出ル、今日者御寄合日故也、夕八半時頃於房殿御不出来之趣、御奥付申越、早速御奥へ罷出相伺、此間内御大便御通氣無之候処、今朝以来瀉二御成被成、俄二御陽脱被成候由二而、終二同刻御絶續二被為至、誠二度々之御不幸、奉絶言語候御事なれ共、是非もなき次第也、直二相詰、入夜御用向相濟候故退出

○十七日、^(己)乙丑、晴、有蒸氣、御用向有之、三宅内外を呼、宅二而相認、夕七時方出勤、於房殿御遺骸今夕七時之御供揃二而御病氣建り二而海蔵寺江御入寺被成候二付、六時過御出輿、其節御広式御使者之間へ罷出、御見送り申上ル、尤上下着二者不及、且事々敷御棺拜等者無之、七時過一応御奥へ罷出、御方々様御機嫌相伺、御出輿相濟候処二而又々老女迄御機嫌伺致、退出致ス也

○十八日、^(庚)丙寅、晴、秋暑、夕方涼、例時御武具役所江、^(出勤脱カ)夕七時退、午前西方出火、焰氣見ゆる、就而例之場所へ出張、無程鎮火、又御武具へ出ル、十日市町裏九軒町与云処、竈七拾軒焼失之由也、今朝小倉甚右衛門へ盆前之謝二行、湯川新太郎へ安産悦二行、夕中津屋方周五来泊、明十九日方差掛る普請作事者不苦旨被仰出也

○十九日、^(辛)丁卯、晴、朝涼、午後暑し、七日之記二有之通、来月誓円廟百回忌御相当、来ル廿二日江取越、於西向寺輕法事致執行候含二付、今日備物為持遣、且廿一日夕八時過來、内仏二而回向致被呉候様紙面二而申遣、承知之返事申来ル也、尤貞玄童女君も来月十七日五拾回忌二付、是又一緒二取越候二付、右備物も同様遣ス也

御飯

御香物

○廿日、^(壬)戌辰、曇、暑し、後晴、例時御武具役所へ出勤、夕七時過退、出勤中御用向二而御館へも出ル、夜辻お梅来宿、清人連来ル也

御平

油揚 人参 牛房 里芋 椎茸 白いも茎 わ柚

○廿一日、己巳、晴、朝涼、後暑し、朝御用向有之、御館へ出勤、夕八時過西向寺入来、於内廟読経、阿弥陀経、念仏、和讃、文章、相濟座敷二而非時并酒を出ス、相伴森岡万之進、台引予引之、家内并於梅も酒之節出而及挨拶、遠忌且当時之事故、万之進・お梅夫婦之外一緒内へも不致案内候也、尤清人者当番之由二而夜来ル、献立左之通

御菓子

焼まん頭 卷せんへい 棗

膳

酢和会

人参 糸菟藟 油揚豆ふ 蓮根 青味 けむ 鬼灯

味噌

菘豆ふ 小椎茸 青味

十七日

於房殿御法号

玉露曉夢禪孩女

十九日、西向寺へ備物

経料 金百疋

鉢米 精五升

僧中江 銀壹匁五分

右百回忌二付

経料 銀壹匁

飯

香物

唐漬

平

飛龍頭 山の芋 牛房 椎たけ 京菜 わ柚

中酒

台引

琉球芋衣揚 紫蘇穂 葛醬油 付焼

浸物

人参葉 花生賀

鉢米 精壺升

右五拾回忌二付

東城徳了寺へ左之通近便二

遣候筈也

茶湯料 銀貳兩

松本屋亀次郎へ墓所掃除之

義頼遣し、左之通贈之

銀 貳匁

〔廿一日、廟飾

団子饅 二重

焼饅頭 柿

卷煎餅 寒具

御花

紫苑 鶏頭

乙切草 女郎花

菓子料 辻

香料 森岡

布施

壺匁 住持

五分 伴僧

三分 僕

〔廿一日

秋分

新盃

硯蓋

蓮根 梨子 苞豆 卷ひしき 衣あけ

吸物

すめ 索麵 帶番椒

青和会

井 山薯蕷 銀杏

大盆

八寸

角しんじよ 葛たまり

鉢

さし身 冬瓜 糸こんにやく 青みしま しらか大根 からし酢みそ

茶菓子

(焼カ) 饒饅頭

人数

西向寺

同伴僧

森岡万之進

辻清人夫婦

田中栄作夫婦 同実五郎夫婦

出入当番之者

今日料理者久保万治を頼、并同人娘通シ頼、朝方来、夜宿ス、栄作妻・実五郎も朝方来、何角見合くれる也

○廿二日、^(甲)庚午、晴、朝涼、〔早朝西向寺へ参、法事中相詰ル、〔例時出勤、夕七時退、〔午 後周防様御出被遊、御次迄為伺御機嫌罷出ル、〔夜辻清人来、於梅帰ル

廿四日早晨

酢わへ

大根

人しん葉

御皿

崑にやく

油揚

香たけ

けん

みそ

御汁

小椎茸

豆ふさい

青み

御坪

せんまい

小くらふ

干瓢

おろし生賀

御飯

から漬

油揚

山の芋

牛房

椎茸

白いも茎

わ柚

御菓子

焼饅頭

柿

卷せんへい

以上

○廿三日、^(乙)辛未、晴、涼、午暑、松本良伯・桑原吉郎二入来

○廿四日、^(丙)壬申、曇、涼冷、能称廟御祥月忌、宿戒、早起、礼服、献膳、献茶、献菓子、祭祀如恒規相濟、早朝西向寺へ参、例時御武具役所出勤、夕七時過退

○廿五日、^(丁)癸酉、晴、涼、夕暑し、朝辻清人来、朝白鳥二而堀尾・辻へ盆前以来之謝、藤川へ内祝被贈候謝、松本良伯へ度々先達而頃度々親切二世話二成候謝二行、辻二而酒出、飯も出、午後帰ル、夜家小帰寧、幾三郎も行宿

○廿六日、^(戊)甲戌、晴、涼、夕暑し、朝渡辺四郎右衛門・沖守次郎入来、此間以来鉄炮十匁玉・式拾匁玉筒二挺御武具へ取次遣候義二付入来也、例時出勤、夕七時過退

○廿七日、^(己)乙亥、晴、涼、御用向有之、兩度御武具役所へ出ル、午後三宅内外を呼、宅二而御用向申談、夕西向寺へ参、桑原吉郎二を訪、檜垣捨次郎当春以来兎角申分二而困候由、訪之、平野藤吉郎方二而酒を出、夜迄咄帰ル

○廿八日、^(庚)丙子、曇、涼、夕蒸、朝辻清人入来、例時御武具役所へ出勤、夕七時退

○廿九日、^(辛)丁丑、晴、蒸

○卅日、^(壬)戊寅、晴、蒸、例時御武具役所へ出勤、夕七時退、夜長喜三太来話、今日井上權之丞殿被罷出、御炮術御心得方之義等何角御咄被申上候内、左之通被申上候由、

此度異国船渡来之義二付而者、当御国ニも大炮御製作被仰出、權之丞殿方ニ而テンセイ筒与唱候筒五貫目玉与三貫匁玉二挺新鑄立ニ相成、当十月頃迄二者出来之積、右テ

ンセイ筒与申八元来啖咄利斯国之新製ニ而、外夷ニもいまた多分ニハ不相広、然ル処

五六年前之事歟、紅毛人其術を得て内々幕府へ献し、夫を江川太郎^(英龍)左衛門殿ニ翻譯被

夕御茶

点心

廿七日

一知行高百五石

右馬介跡目

中島達吉殿

一御切米貳拾石

富衛跡目

石田万之丞殿

廿六日、於江戸

御用人

一 姫君様江御附被成

知行高三百石ニ被成

下御役料並之通

増田平大夫殿

御住居御用人方

一大御小姓頭同

安井勇之丞殿

勤向只今迄之通

一御住居附

御広式御用人

玉置貢殿

仰付、井上左大夫殿へ御下ケニ相成、製造・打様し等有之候処、誠ニ可恐之奇術故、

外二者御三家様へ御下ケニ相成而已ニ而、いま一向ニ外々江御弘メ無之、然ル処權之丞

殿二者同姓之由緒を以格別ニ相伝有之候由、右玉者矢張炮燄玉之仕掛ニ而、發藥・打

藥等常例之合藥ニ無之、実ニ奇々妙々之手火疾藥ニ而、五貫目筒ニ而四拾八丁真桁ニ飛、

其玉山杯へ打込候得者土ニ入事ニ丈ニして、土中ニ而發し、山を崩候由、然れ共其發

藥者至而纔ニ而、目方壺匆込候而發事壺丁四方、十匆込候得者十丁四方江發候之割合ニ

而、決而防事之不叶物之由、夫故井上左大夫殿も右防方之工夫被仕候様ニ与被仰出候

得共、^(ママ) 又其工夫者出来不、右防之工夫出来候得者天下江も其術御広メ有之与之事之

由、尤發藥与打藥者製法異候由、近年清朝与暎夷与之鴉片一件之争戦ニも暎夷專右之術

を用候故、漢人も防禦甚六ヶ敷、敗績数々有之、遂ニ講和ニ至候由、在我而者甚可恃、

在彼而者甚可畏之利器之由、此度之筒出来之上者旦那浦松ヶ窪与申処ニ而打様し有之、

金輪島へ向て被放候目論見之由、尤夫ニ而も至而輕キ仕掛ニ而、本仕掛ニ而者無之候由、

右藥者火災之恐有之故、常ニ製置候者甚浮雲之事故、出陣之上臨事而俄ニ製用候事之由、

耳搔ニ一ツヲ板上ニ而立試られ候ニ、銅之灰吹を煙管ニ而思入叩候程之音致候由

此節清国広東ニ戰專有之由、近年之鴉片一件暎夷之取合ニ而者無之、朱明之皇孫荊州

湖南方起、湖北洞庭湖辺一円ニ戰切取候由也、湯川静次郎殿江戸方之書翰中ニ見之、

右書翰者此度之異国船渡来ニ付而之風説聞也、^書 事長故略之

九月 小

○朔日、癸卯、曇、蒸甚、不堪時服及單衣、当月者予月番故御館江出ル、五半時頃出勤、夕八時退、左之通御家中江被仰出也

金銀貸借利足引下惣而不統之取引仕間敷旨当五月相達候趣も有之候処、御家中末々之者とも心得違、今以統合不宜取引いたし候者も有之哉二相聞、不埒之事二候、自然此後不統之取引致候族有之趣相聞候ハ、速ニ御吟味有之、急度可被及御沙汰候、此段尚又相組支配方末々迄不洩様被相達、頭支配方ニおゐても精々可被付心候 九月朔日

当年者夏来格別之炎暑ニ有之候処、家内一統為指申分も無之、無滞相凌候故、例年之通今日小豆飯を炊、祝意を伝ふる也

○二日、甲辰、晴、冷氣甚、午後御武具役所へ出勤、夕時退、御館へも出ル、古江村長
百姓徳平与申者、以前常称君之節、当家ニ少之間僕を勤居、当分之出入も致居候処、其後打絶不来候由、然処同人二男近来渡辺之僕を勤居候故、節々同方へも来候付、見舞候由ニ而来ル、慈君御逢被成也、下地者渡辺家来岩平与申者^(ママ)家来迄歎居候事也、岩平即徳平子之事也

五日
○三日、乙巳、晴、冷氣也、例時出勤、夕八時頃退

一御切米式拾九石
○四日、丙午、曇或晴、朝辻清人来、同方世帯向猶又外へ世話相頼度由ニ而内談有之、此

太郎八跡目
山田太一郎殿

一同四拾六石

貞五郎跡目

上野源之丞殿

旨答置也、例時出勤、夕八半時頃退、波多野権祐入来、酒を出ス、夜始而蚊蠅を徹ス
○五日、丁未、曇、冷氣甚、御用向有之、朝之内出勤、堀尾精一郎妻昨晩安産、高木唯一妻一昨晩安産、何れ茂男子出生之由、今朝夫々歎使遣ス、夜大島五兵衛を呼内談之義

六日

寒露節

あり、水谷方廿日市差纏一件二付而同人考を承ル也、跡二而酒を出ス、石井園蔵明日向之御多門へ引移候由、見舞使遣ス

○六日、戊申、曇又晴、冷氣甚、夕少温、例時出勤、夕八時過退、夕七時宅御用有之、予申達、

石井園蔵今日御多門引移候由二而頼旁入来、千代吉朝(永野)手伝二遣ス、此節御穩使中二者

候得共窃二引移、祝酒振舞度由二而慈君御呼れ被成、夜中御出被成

○八日、己酉、晴、冷、午後雨、夕風吹、例時出勤、九半時頃退、西向寺へ千代吉為参

○八日、庚戌、晴、冷後温、為伺御機嫌罷出、御武具役所へも卒与出ル

○九日、辛亥、晴、寒、御時合中二付重陽之祝義無之、御館江も御祝詞不及罷出、尤御屋

形詰者上下着也、今朝御年寄生田筑後殿御意為御達御入来二付、五時過罷出、御玄関縁

取江予出迎仕ル、節句二候へ共先方平服二而御入来故、出会之面々も同服也、今年五

歩方御甘メ米被仰出候由也、午後堀尾精一郎方江安産之歎二行、岩崎常介参居、囲碁、

酒も出ル、辻江も寄帰ル、同方二而も卒与酒出ル、夜岩崎常介来、囲碁、跡方およしも来、

酒を出ス、夕長喜三太来候由、今午石井園蔵江遷移之歎二行

○十日、壬子、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、夕方水谷へ行、内談之義有之、此間大

島五兵衛へ申談候一件也、木野へも寄、夜二入帰、両家二而酒出ル、留守中辻並次入来

之由、慈君同方江御出、御宿被成、並次へ者酒出候由

○十一日、癸丑、晴、暖、朝御用向有之、横山十介殿へ行、逢対者無之、御館へ為伺御機

嫌罷出、着具手入之義渡辺四郎右衛門へ頼、今日為持遣ス也、三次母来候由、慈君夜

辻方御帰被成、今夕下瀬徳之助殿先達而暇乞参候謝来儀有之、夜中又御用向有之、出勤

(高津齊彬)

○十二日、甲寅、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、松平薩摩守様御息女此度御出府、今

日当町御止宿被成候由、御出府之上者將軍家江被為入候与の風説也、去ル九日左之通被仰出、御歩行組以上今日方御目付所ニおゐて拜見被仰付也

近年御勝手向必至御差支ニ付、不被得止御家中知行等格外減少被仰付、嚴敷御省略被遊候得共、不絶御物入差湊、聊ニ而も御甘メ等之御時節ニ者無之候得共、一統弥以難涉ニ陷可申与御氣毒思召、当年方知行物成五步通り、御切米等も右ニ准御甘メ被下候間、兼而被仰出候節儉筋堅相守、文武之道不怠相励、取続相勤候様ニとの思召ニ候

右之趣夫々可申聞旨被仰出候

九月九日

別紙ニ被仰出候通、近年御勝手向必至与御差支、不被得止御家中知行等格外減少被仰付、諸事嚴敷御省略被遊候得共、不絶御物入差湊、聊ニ而も御甘メ等之御時節ニ者無之、乍去只今迄之通ニ而者一統弥以難涉ニ陷り可申与御氣毒ニ思召、御難涉之御世帯ながら万事御不自由御艱難被遊、少々物成御甘メ被下度思召ニ而、当年方知行物成五步通り、御切米等も右ニ准し御甘メ被下候間、其旨得斗相心得、兼々被仰出候質素節儉筋堅相守、文武之道弥以相励可申、近頃異国船渡来ニ付、防禦筋公辺厚御力入、急速出張等被仰付も難計候間、以後武備之手当弥以厚相心掛候様可被仕、常々暮向等作略筋之儀者いか様共勘弁相尽、武具・馬具等非常之手当肝要之事ニ候

一御勝手向弥増御難涉之段者一統得斗相心得、諸向受方御省略御取縮筋此上精々厚力入、御為筋相心掛可被申、江戸表防禦筋ニ付不被得止江戸江被遣候向も有之候得共、平用之向々者此御場合相互ニ防合、成丈御人減等之義厚可被申談候

一年頭初着服ハ弥以麤服相用、供連等もいか様ニ而も御免被下、尤同御役たり共一樣無之、

不同不苦、銘々便利次第可被仕候

一御大名様方并公儀御役人中通行其外他処向出会之節、綿服着用之義者弥以相守可被申、綿服之儀者此度公儀被仰出之趣も候間、於江戸表御使者等廉立候節者必綿服着用可有之候事

一長柄傘相成候輩并三百石以上之面々鎗為持候義御時節柄を憚、外々見合、用捨之輩も可有之歟、右等御役ニ寄相成候義自然不本意之輩も可有之、并重御役之輩者尚更之儀、兼々相達候通りいか体不同ニ有之候得共^(候共力)不苦候間、同御役中江之遠慮等無之、銘々実意ニ当り候様存寄勝手次第、平日たりとも持せ候義不苦候事

一馬持之輩馬繫候義勿論之義ニ候得共、当時格別之御減石ニ付間、不被任心底義尤之事ニ候、尤高禄之方角ニも放勝ニ有之、銘々嗜ニも候間、飼方之義者いか様とも甲斐々々敷、自身差働等ニ而も可成丈繫候方御趣意ニ応し可申、且子弟等稽古筋之義力入、往々御用ニ相立候義肝要之事ニ候

一山川漁獵之義者不苦候得共、元来之御趣意を取失、菟角柔弱奢ケ間敷、并近来川口水尾筋建網数多取扱、通船之妨ニ相成、彼是以如何之事ニ候、以来者随分甲斐々々敷手輕第一ニ被仕、不統之取扱無之様可被仕候

一音信・饗応向等兼々御示之通弥以相守、随分手輕ニ可被仕、音信之義者便利次第、御年限中一切差止候とも勝手次第之事

右之趣不洩申聞候様御沙汰ニ候条、相組支配方迄不洩様可被申聞候

九月九日

左之通も同日被仰出也

質素節儉之儀前々より数度被仰出有之候処、万石以上以下共都而驕奢之旧習不立直向

も有之、且近年異国船度々渡来、彼是御備筋等之御入用も有之、諸家之失費不少、依

而者此度於公儀五ヶ年之間際立候御儉約可被遊思召候間、右年限中者何も格雜費を省、

防禦武備之筋一匁ニ力を用可被申候、万石以下之面々者登城ニも木綿之服取交着用不

苦候、其外兼々被仰出候音信贈答・供連・家作向等之廉々惣而右之振合ニ准し格別之

節儉相用、此度御沙汰之趣能々行届候様一同厚可被心得候、就而者追々御取調之儀も

有之候間、此上共等閑之輩有之候ハ、夫々御沙汰之品も可有之候

右之通可被相触候 七月

別紙之通従公儀被仰出候間可被相触候、以上

九月九日

十五日

一 歎二付
御役御免

佐々木久左衛門殿

御勘定奉行

一 知行高百十五石

三次郎跡目

森 幾太郎殿

一 十七日、於江戸

一 御小納戸

加藤万次郎殿

○十三日、乙卯、晴、暖、例時出勤、夕八時退、夕又出勤、山下太八郎殿へ逢対仕ル、慈

君夕西向寺・妙慶院へ御参、夫々波多野・森岡へ御出、入夜御戻り被成、両家ニ而酒出候由、

夜月明也

○十四日、丙辰、晴、暖、午後為伺御機嫌罷出、御武具役所へも出勤、午後御用向有之、

山下太八郎殿^(多)へ行、及逢対也、夜渡辺四郎右衛門来話

○十五日、丁巳、曇又晴又曇、夜雨、慈君早曉中津屋へ御出、御逗留被成、例時出勤、夕八

時退、当御省略中、夏年頭御札不被為受候処、此後者前々之通被為請候旨被仰出候由也

○十六日、戊午、晴又曇、朝妙慶院江参詣、例時出勤、夕八時退、朝万之進來、夕寒、

御穩便中ニ候得共、諸稽古備押等始り候而も不苦旨従公儀被仰出之振も有之候間、爰元

ニ而も今日方相始候様ニとの旨被仰出也、夜井上市太郎御用向ニ而も、謁、右ニ付卒与

廿二日早晨

御館へも出ル

御皿

菑蕪 油揚 蓮根 人参 青み

けん

みそ

御汁

菑蕪 椎茸 青み

葛葛

里いも

御坪

縮めん麩 おろし生姜

御飯

御香物

御平

油あげ 山のいも 松茸 牛房 水菜 へち柚

御菓子

焼まん頭

柿

卷せんへい

以上

○十七日、己未、晴、寒、早朝罷出後兩度出、夕又出仕、未鼓後御用向ニ而福山直衛宅

へ行、謁、貞玄童女君五十回忌辰ニ付内仏へ柿并鉢飯相備、西向寺へ千代吉為參也、渡

辺四郎右衛門来、風氣、夜早臥

○十八日、庚申、晴、暖、例時出勤、夕八時退、平野藤吉郎来、夜早臥

○十九日、辛酉、晴又曇、暖、朝辻清人入来、例時出勤、夕八時退

○廿日、壬戌、雨、温、夕為伺御機嫌罷出、夫々六丁目様江も為伺御機嫌罷出、帰り森岡

へ寄、酒出ル、おさよ当年者紐放ニ付帶地用絹緋板、七尺、酒切手添持參、祝し贈ル也

○廿一日、癸亥、晴、夕又曇、例時出勤、夕八時退

○廿二日、甲子、晴、夕々寒、誓円廟百回忌辰、宿戒、寅起、礼服、献膳、献茶、献菓子、

祭儀如恒規相勤、受安廟も配祭仕ル、爰元法事者先月廿二日取越相濟、東城徳了寺へ茶

湯料備置候ニ付、今日同寺ニ而回向可有之時刻を考、暫時之中礼服ニ而静坐、了而遥拝

仕ル也、素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八時退、夕西向寺へ參、明廿三日々鳴物不

及用捨旨被仰出候也

○廿三日、乙丑、晴、朝冷、御下屋敷へ御用向有之、罷出、御館江も為伺御機嫌罷出ル也、八

木広次郎入来之由、久振ニ御穩便明、世上鼓声喧闐たり、御花畠射場ニも諸足輕弓鉄炮

御改残り今日々始候趣ニ而炮声聞ゆる也、夕々堀尾精一郎へ行、兼而約束有之着具之着

様心得方咄合等いたす、入夜困棊、酒飯も出ル、深更帰ル

○廿四日、丙寅、晴、冷、例時出勤、夕八半時過退、西向寺へ千代吉為參也

○廿五日、丁卯、晴、暖、朝冷、朝御用向有之、吟味役河原林久之進殿江行、始而謁ス、

〔廿五日〕

佐藤与三右衛門

右御多門へ石井園藏迹明御
多門之内、建前・庭共二間
通り御貸添被下候旨被仰出
右者裏之御長屋北側、東
方第三番目御多門也

遠江様方都筑九郎右衛門参、途中方同伴、一緒ニ通ル也、〔例時出勤、夕七時過退、〕夜
万之進來、暫咄ス、酒を出ス

○廿六日、戊辰、晴曇、朝微雨、後晴、〔御用向有之、五ツ時出勤、九時頃退、〕今日御直
書を以左之通被仰出、今朝五ツ時揃、御小姓組並以上一役一人ツ、御呼出、小書院二之
御間ニ於て右写しを以御家司中拝読有之、猶御趣意通厚演述も有之、右写者於御目付所
御步行組列加以上拝見被仰付也、右小書院二之御間ニ而拝読之節者予等も侍坐致ス也

御直書写

当御時節柄勝手向弥増難渋、凌方甚無心元段者連々申聞、何れ茂承知之事ニ候、就而
者追々諸事嚴敷令省略、色々趣法等を以是迄無難ニ相凌候得共、何分連年莫大之減石、
且嘉永元年以来度々銀札通用之振合替り候ニ付而も迷惑筋不少、其上近年者兎角年柄
不宜、知行所村々毎々多分之不納ニ茂及、彼是差湊候場合、漸去今年物成五歩方之御
甘メ有之候得共、中々以右等廉々之償ニ引足候義ニも無之、甚難渋之事ニ候、家来共撫
育筋之義兼々深所存も有之候之処、前文之振合ニ而菟角不任心、就而者一統文武之嗜茂
自然与忽緒ニ相成居候段常々令辛勞候得共、当場合勝手取統方專要之義ニ付、不本意な
からは迄強而不及其沙汰候処、此度従公辺被仰出候趣茂有之、近頃異国船渡来ニ付防禦
筋急速出張可被仰付茂難計、依之武備筋之義従上も厚御沙汰有之、我等職分猶以屹其覚
悟不致候而者難濟事ニ付、此上猶内輪之義者万事格外ニ令作略、如何体艱難不自由致候
而も、武備之手当弥手厚ニ致度存候、右ニ付家来共ニ於ても一統致奮発、品能召仕候者
者不及申、末々卑賤之者といへとも、非常之時節ニ至忠勤相尽候事実ニ武門之本意与申

〔右御年限中与有之義、御直書中二者不相見候得共、当年方五ヶ年之間格外御省略与被仰出候事也〕

処能々相心得、平常之処者此上猶如何体艱苦相凌候而も、分丈相応武備之筋覚悟致、自然之時力二相成、甲斐々々敷働いたし、武道之誉をも顯し候様可致与一途二相志、昼夜無油断武芸稽古相励可申候、是等之趣家来一統江嚴密二可申付候
 九月
 御家司中演述書一通、御趣意同断故略之

別段御書付一通左之通

当御時節柄御儉約筋之義者連々被仰付置候事二候得共、此度之処者別紙二被仰出候通、格別之御趣意有之候故、右御年限中者今一際嚴敷御省略被為行、たとへハ御上御衣食之類を初メ、惣而御平常之御調度御修覆物其外御普請所等茂弥以御可成之義二而御濟せ被成筈二有之候間、御役方之面々者兼而厚被相心得、鎖細之義迄茂成丈御入用相減候様、御為筋精々取計可有之候、右之御振合二付而者御家来中身前二おゐても平常之暮向如何体二茂艱難相尽、第一兼々御示し有之候音信贈答・客来饗応等之失費無之様厚被相心得、就中吉凶之事柄有之節相互二打寄、要用之義世話致候義者格別之事二候得共、是以表向付合而已二而差而用事茂無之多人數罷越候義者、約ル処其家之失費二相成候之間、是等之当り茂主客無遠慮申値、作略可有之候、且又御多門替之節茂多人數罷越、又者近隣家内之者迄茂相招候様之向茂有之由、是等者甚如何之事二候、其内手伝等二預り候輩江手輕之酒食出候義者各別二候得共、表向付合而已二多人數罷越候義者甚無益之事二候、其外年頭砌互二相招酒杯振舞候様之義者有之間敷事二候、其外右二類候失費之筋如何様共相省キ、実意二節儉被行候様、厚可被心掛候、右等之趣嚴密二相示置候様被仰出候

一山川漁獵之義者筋骨之鍛ひ、武道之一助ニも相成候義故、前々御免之義ニ候得共、此度之義者厚御趣意茂有之、別而此御方ニ而者御人少中、本務之余暇昼夜武事相励候様ニとの御趣意ニ而、上ニ茂御不自由被遊、御人御遣ひ方成丈ケ御寛メ被下候御含ニ有之、夫等者猶追々可申達、右体深キ思召ニ候間、壯年之輩ニ於てハ此場合遊獵等之義者先者致用捨、專諸稽古無油断致修業候義即今之急務ニ而、御趣意ニ相叶候間、此段厚可被相心得候

一御家来中風儀筋之義者前々毎度御沙汰茂有之、則諸御抱内住居之輩を初、一人二人之仕成方終ニ者一統之風義を乱候事故、第一家内男女之別正敷、若キ婦女子ハ身近キ親類要用之外猥ニ門外不致様ニとの義兼々嚴重ニ被仰付置候義ニ候処、方角ニ寄兎角猥ケ間敷、或者主人之留守、婦人住之処杯江若キ輩無遠慮立入夜嘶等ニ打寄候義杯者甚不風俗之至ニ候、是迄者右等之義都度々々不被及御沙汰候処、此度被仰出候御趣意ニ付而者、ケ様之当第一之義ニ而、堅慎無之而者終ニ者武門之本意をも失、且往々其所ニ小兒生立之為ニ茂甚不宜義故、自今右等之風聞有之候得者、先年被仰出候通、強而御糺合迄茂無之嚴重之御沙汰有之、屋敷・御多門等速ニ可被召上旨被仰出候間、此旨被相心得、御趣意通り堅相守可被申候

九月廿六日

廿七日、被仰付
一日参

吉本繁右衛門

但三月方八月中御番引

一 石井寿兵衛

○廿七日、己巳、晴、暖、朝寒、御内密稽古ニ付朝御馬場へ出、夫方直ニ出勤、夕七時過退、今日御改革事左之通被仰出也

一御勘定所へ御用人一人宛出席、御米銀帖面等見届、印形いたし、諸御買入物等之義申談、日々御銀出入等之義承届候事

右同姓園蔵門人弓術指南

但村方役所之義も同断之事

筋之義厚申談、力入候様被仰出、依之毎歳金貳百

一御出頭所闕席ニ相成、兩人共御用達江打込相勤、尤支配下之義并御判形等者是迄之通、御客対・御使者・御使等之義者御用達打込引受之事

正宛被下之

一田宮嘉仲太出衛様御附差被仰付、下地之兩人与合三人、日之内壹人宛相詰候事

一 吉本恒之丞

一御馬回り差共四人ニ相成、朝五時ト夕七時迄壹人宛相詰、御中小姓交代之事

右平日勤方は迄之通り、

一御中小姓書院台所闕席ニ相成、御玄関ヘ夕七時ト翌朝五時迄壹人宛相詰候事、御馬回

尤三月ト八月ト中日參

与交代、都而詰中者御馬回り同様之勤向ニ相心得候事

一 御番外

久野幾馬

一御奥附之方、松尾善三郎当分差被仰付、下地之本人共四人一昼夜詰切、御台所奉行元

一出衛様御側方差

田宮嘉仲太

一諸役所取計事成丈手短ニ致、諸詰席・御門詰等ニ至迄、向ニ寄闕席ニ致置、又者兩人

一 御奥付差

松尾善三郎

一詰之向者壹人宛代り合杯イたし稽古場出席之事

一 射場世話方

三宅吉左衛門

一長柄以上之御客衆ヘ通ひ御中小姓之処、御年限中不時被出候節者坊主罷出、尤御年寄衆・御番頭衆江者御兎小姓罷出候事

堀尾精一郎

一御勝手通り之侍中、御年限中者表御玄関通り御取次受又者御内証玄関通り御取次受引之事

長束六左衛門

一御步行中以下者御内証玄関通り之事御帳前受引之事

一一甫流同

岩崎常介

一書院台所揚り口戸立候義、近年等閑ニ相成居候得共、自今者御省略ニ不拘夕七時ト閉置候事

小倉甚右衛門

左之通り席達を以被仰出候事

野口半助

一 炮術取立世話

吉本恒之丞

一 貫心流稽古場世話方

桑原内蔵二

由良保人

岡田八十太郎

此度御沙汰有之候武芸稽古筋之義ニ付左之通り被仰出候間、夫々承知可有之候

一 知行格已上之面々平常ニ而も廉有之節者騎馬之勤向茂有之、非常等之節者別而之事ニ候

間、常々馬術修練可有之筈之処、御時節柄ニ付而者銘々所存ニも不任候義ニ付、此度

格別之御趣意を以稽古用馬御牽入ニ相成候間、御馬方江申談稽古可有之候、御見小姓・

御側詰茂是迄之通り御貸被下候、御小姓組・同並其外御小姓組並以上之倅茂、馬術心

懸有之輩者御馬方通り申出有之候得者、趣ニ寄御馬拝借相調可申候事

一 稽古場定日左之通り

射場

丁ノ日 弓術
半ノ日 炮術

劍術稽古場

丁ノ日昼 一甫流 同夜 貫心流
半ノ日昼 貫心流 同夜 一甫流

一 槍術稽古者右両流定日ニ不拘、土間ニ而稽古可有之候事

一 諸稽古場世話方左之面々

人名頭書ニ有之、略之

一 諸詰席・御門詰等ニ至迄、向ニ寄闕席ニ致置、又者兩人詰之向者壺人宛代り合等致、

稽古場出席可有之候事

一 自今者諸稽古場へ時ニ取為御覧不時御出被遊候義も可有之候事

一 御家司・御用人不時為見分罷越候義も可有之候事

一 御歩行組槍術稽古、是迄何れ之流義をも稽古無之面々者一甫流槍術稽古可有之候事

一 稽古場出席度数書付、御歩行以上・足輕以下并部屋住之輩迄夫々盤系ニ致し置、毎月々

初四日限り、前月之分御目付通り出候事

一諸武芸是迄銘々入門致し居候流義、部屋住之輩迄不残御目付へ書付ニメ被差出、同所
二而一紙ニ認メ出候事

一右之段足輕以下江者銘々頭方相約、御目付通り前段之通り被差出候事

右之趣席々江可被相達候、以上

且那樣・出衛様へ今夕井上権丞殿方御炮術三百目玉御相伝被申上候由、且此後御平日御稽古之節も被罷出度由被相願、以後毎月被罷出候事ニ相成候由

御両方様御炮術者唯今迄吉本繁右衛門御指南申上、御免許も一応者被為濟候事ニ候得共、三百目玉修羅(履カ)前本式之免許ハ繁右衛門いまた相伝不相濟候故、右之上之義者同人方御免申上候義者難出来、依而井上先生方被差上候事之由、畢竟御三家之陪臣江者三百目玉以上之免許者不被出、三原冲家ニ而も同様之義、遠江様方段々御手も入候得共、免許無之候由、偏頗之沙汰ニ近し、いか、之事ニ哉

○廿八日、庚午、晴、朝為伺御機嫌罷出、慈君夜從中津屋御戻り被成、周五郎送り来、はつのも伴御帰被成、直ニ逗留いたす也、佐藤与三右衛門此間御多門御貸添之吹聴旁ニ入来、佐藤与三右衛門倅益之丞後妻ニ徳永登殿妹縁組之義、願之通被仰出候段為知来、使を以歡申遣ス也

○廿九日、辛未、晴、祭礼ニ付白神社遥拝、朝為伺御機嫌罷出、慈君夕白神社へ御参詣被成、今日者御穩便中ニ而祭礼延引之処ニも不残祭礼ニ付、都而之宮々者参詣例年程ニ者無之由也、夜長喜三太来話、其外客来等も一円無之、辻方もお梅も不来

江戸御沙汰書之内

八月廿八日

松平相模守様(池田慶徳)

芝金杉橋下屋敷・同所添地共海岸防禦筋之御用ニ付家作共可被差上候、為代地品川領下大崎村松平出羽守下屋敷家作共被下之(齊貴)

九月二日

時服十五 榊原式部大輔様(政恒)

大筒献上仕、早速御用ニ相成、御喜色之御事ニ候、依之被下之

金七枚 御勘定奉行次席 浦賀奉行

時服三 戸田伊豆守殿(氏榮)

浦賀表へ亜墨利加船渡来之節在勤ニ而、最初方骨折候ニ付被下

之

金五枚 浦賀奉行

時服三 井戸石見守殿(弘道)

同断之節、早速浦賀表へ罷越、骨折候ニ付被下之

金貳枚

時服二 下曾根金三郎殿(信之)

同断之節御用筋等之儀骨折候ニ付被下之

時服二 同人

浦賀表へ度々罷越、炮術教授之義骨折候ニ付被下之

浦賀奉行支配組頭

金壹枚 辻茂右衛門(氏榮)

時服二 同断之節夫々手配等骨折候ニ付被下之

十月 大

○朔日、壬申、曇、暖気甚、夜雨、〔当月者非番月也、尤当月ハ御米銀之方予引受回り二相成也、例時出勤、夕七時前退、夕射場へ出席、佐藤益之丞後妻夜前引受婚姻相整候由、歛使遣ス、朝小倉甚右衛門入来〕

○二日、癸酉、晴、夜雨、暖、〔夕佐藤江婚姻之歛二行、射場へ出ル、夜御奥ハ松茸五本御内々頂戴被仰付、古江并石内ハ出候由、当年者松茸甚不自由、御進物等も未始位之事也〕

○三日、甲庚戌、晴、暖、〔朝素読所講釈へ出席、夫ハ直二出勤、夕七時前退、夜慈君ハ辻へ御出、御宿被成、はつハのも行、宿、家小も夜中帰寧、幾三郎も行、今朝辻清人入来之由、〔中津屋玉林殿御三回忌於海蔵寺御法事有之候也〕

○四日、乙辛亥、雨、暖、〔例時出勤、夕八半時過退、玄猪之祝、夕渡辺四郎右衛門来話、酒を出ス、夜慈君ハ辻御帰り被成、はつ野も帰、夜貫心流稽古場へ見物二行也、当年も世上者玄猪賑敷趣二而鼓声喧闐たり、此御屋敷内者先達而之被仰出以来一統武芸大二被行、弓刀等之音而已也、夜石井寿兵衛妻安産、女子出生致候由、歛使遣ス〕

○廿五日、丙壬子、雨罷、猶曇、少寒し、〔夕射場へ出ル、夜家小・幾三郎ハ従木野帰、一甫流稽古場へ出ル、今日川本屋伊助へ陣大小修復覆を申付、無銘新刀之分大小身、其外小〕

道具共渡し置、縁頭者銀四部一、半太刀作二而、同人取次白銀師勇平へ申付、新二調ル也、〔今日一露殿御四十九日二付、御奥通り御内々御重之内御茶の子牡丹頂戴被仰付也〕

○六日、丁癸丑、快晴、寒し、〔朝素読所射場へ出、夫ハ一甫稽古場へも卒与出ル、例時出勤、夕八時過退、佐藤益之丞此間歛之謝、堀尾眠石先日之謝入来之由、夕槍術稽古、辻清〕

浴

九日

一知行高百三拾五石

角衛跡目

平野滝馬殿

一御切米式拾五石

牛之助跡目

近藤嘉七郎殿

人入来、酒鮓を饗、慈君夕方はつ野を御連、二葉山辺へ御出被成候由、旦那様今晚貫心

流稽古場へ御臨時被遊候由、此間内も一甫流并弓術稽古場へも御臨坐被為在候由、何分御

家来中武芸大出精、一甫流稽古場出席も凡五十人許も有之也、酒井雅楽頭様御卒去被成

候由、昨今諸事穩便之旨今夕被仰出也、右雅楽頭様者姫君様御姪也、京師貫名へ書状出ス

○七日、甲寅、晴、寒、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時過退、西向寺へ千代吉為参也、

夕槍術稽古ニ出ル、中津屋夕昨夕周五郎来、今日はつ野を連帰ル也

○八日、乙卯、晴、暖、午後一甫流稽古場へ出、槍術形前之義渡辺四郎右衛門・桂辰馬俱々

校合致也、石井へ安産之歡ニ行也

○九日、丙辰、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、夕槍術稽古ニ出ル、辻清人入来、井

上権之丞殿方新伝之電掣筒五貫目玉新製被仰付、昨日海田市鑄物師植木六右衛門方ニ而鑄

立有之、周防様ニも御見物ニ御出被遊候由、唐銅ニ而惣目方五百貫目許も有之箇之由也

○十日、丁巳、晴、暖、朝一甫流稽古場へ槍術校合ニ出ル也、例時出勤、夕八時過退、夕

射術稽古ニ出ル、朝万之進来候由、幾三郎昨日以来氣候ニ中、火動候歟口中を痛候様

子ニ而一切乳を不飲、尤食者能喰、氣軽ニも有之也

○十一日、戊午、晴、寒、夕石井先生弓会ニ付射場へ出席、極夕御裏御馬場ニ而槍術稽古、

旦那様・出衛様御馬見所へ被成御坐、御覽被為在也、渡辺雅登・名倉求馬・辻清人・菅

多久馬・堀尾幾之進申値致稽古候也、夕辻清人・森岡万之進稽古場戻り来、夜食を饗、夜

一甫流稽古場へ出席

○十二日、己未、晴、寒、夕曇、朝一甫流稽古場へ出、夕亦出ル、極夕弓術

十五日

一 大御目附格
足輕五人御附

勤向只今迄之通

戸田保大夫殿

一大御小姓

上野田吉五郎殿

横山平大夫殿

山田直登殿

山香馬之丞殿

吉田鶴馬殿

高野常之進殿

今田幾之助殿

湯川熊之助殿

一場半外殿

落合保之丞殿

一 御騎馬筒

寺本彦太郎殿

御切米拾五石被下

一 三人扶持被
召出

御騎馬筒

○十三日、庚申、曇後雨、寒、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時過退、夕一甫流へ出ル、
槍術校合也

○十四日、乙酉、晴、暖、或曇、朝御用談有之、渡辺へ行、夫一甫流槍校合二出ル、岩
崎常介入来、タル十八日故喜東次十三回忌正当法事執行致候二付、十七日夕来くれ候様
二与申候由也

○十五日、丙戌、曇、夕雨、暖、例時出勤、夕八半時退、山県兵太郎弓会二付、退出後出席、
次引受予回二成也

○十六日、丁亥、晴、寒、朝妙慶院へ参詣、例時出勤、夕八時過退、夕射場へ出ル、夜
貫心流劍術見物二出ル、今朝妙慶院方帰掛岩崎へ法事前見舞二行也

○十七日、戊子、晴、寒、今日方差急御用向有、尚又臨時御武具役所之方江出ル、夕方渡
辺氏へ会、及暮帰、帰宅後岩崎へ連夜二被招行、西川利三郎・桑原吉郎二・平野藤吉郎
会、有饗、甚丁寧也、内仏へ花資料壺封 式錢目を俱ス

○十八日、己丑、雨、暖、朝素読所へ出席、会読也、夫一甫流稽古場へ出ル、夕六丁
目御館へ為伺御機嫌罷出ル、森岡へも卒与寄、お左代・お増とも少々申分有之候処、最
早快由也、今朝岩崎寺明信院へ千代吉を為参也、予も六丁目江罷出候途卒与墳墓へ拜ス

○十九日、庚寅、晴、暖、例時御武具役所へ出勤、夕七時過退、退出後射場へ出ル、岩
崎常介法事之謝二来

○廿日、辛卯、晴、或寒暖、今日煤掃を致、近年先月初二致候得共、御穩便二而延引二相
成候故也、平野藤吉郎・長喜三太来助、田中実五郎をも頼也、渡辺氏此度之御趣意二付

新十郎倅

山田角衛殿

右炮術年来致出精候付、
格別を以右之通被仰付

〔十六日、於大坂

一御加増五拾石

百々亀之丞殿

〔廿日、渡辺氏御役成以来
四十年余、此度始而着具を

被求候之由也

〔廿四日

妙円廟御祥月

夕

御茶

(蕃語カ)
蛮蔗飯

大二奮発有之、先達而着具をも被求、尚又馬をも被買入、今日来候由、其外武器之類も被求候様子也

○廿一日、壬辰、晴、暖、御武具役所へ出勤、夕七時退、退出後槍術致稽古也、朝矢野源内入来、御趣法役所拝借銀之義及内談也、夜於梅来宿、下女を迎二遣ス也

○廿二日、癸巳、晴、寒、朝素読所へ講釈二出席、射場稽古場へ出席、夕西向寺へ参、岩崎常介へ先達而年回被招候謝二行、木野・水谷へ見舞、両家二而酒出、深更帰、

○廿三日、甲午、晴、寒、御武具役所へ出勤、夕七時過退、退出後射場へ出、夜中一甫流稽古場へ出ル、佐藤与三右衛門今曉以来不快、手足痺之気味有之由、見舞使を以申遣、為指義二も無之由、辻清人夕方来、酒鮓を饗、於梅帰ル

○廿四日、乙未、曇、寒、朝御内密御用、御馬場へ出、佐藤へ見舞、気然者平日之如相見候得共、何分右半身不随遂、今日後藤松軒二診を乞候由之処、全類中格別之事二者有之間敷与申由なれ共、外二而松軒咄候義を承候得者、全中気症与申候由也、夕射場並二槍術へ出ル

○廿五日、丙申、曇、寒、例時方御武具役所へ出勤、夕七時過退、今明日射場二於て九月延引之京矢代有之候由、万之進京矢代へ出候由、度々来飯、夜辻清人来、佐藤へ見舞使遣ス、同篇之由也

○廿六日、丁酉、晴或曇、寒、朝有霜、御用談有之、渡辺氏江已鼓前方行、申鼓後帰ル、清人万之進来飯、石井寿兵衛妻兎角産後不快二而、乳汁不出困候由、小兒夜夜中乳を為飲二一昨夜方夜々老室抱来らる、三宅内外入来、本家吉左衛門方難洪二付揺会相企度、加入之儀内々家小へ厚相頼置候由、千代吉柔術稽古二而足を傷候由、致難義也

○廿七日、戊戌、晴、寒、朝冷、有霜、御武具役所へ出勤、夕七時退、朝三宅内外入来、昨日之揺会加入之義尚又頼有之也、西向寺へ千代吉為参也、主水様為時候御見舞御出被成、御尋之御意有之、御請如例申出ル

○廿八日、己亥、曇、風吹、寒、又晴、朝射場へ出席、渡辺雅登御用向ニ而主水様御用人宅へ罷越候二付、御館へ出勤、夕八時過退、夕槍術ニ出ル、昨日主水様御出、八時前方御出被成、晚景迄御用談被為在、御供引ニ而御用談濟、御奥へ御通り被成、入夜御立座被為在候由也、其節御目付山崎右内不都束ニ而御勝手御玄関御仕構間違有之候由也
○廿九日、庚子、晴、寒、朝冷、有霜、御武具役所へ出勤、夕七時過退、万之進来候由
○卅日、辛丑、晴、寒、朝冷、有霜、朝射場并一甫流稽古場へ出ル、夕佐藤与三右衛門を訪、追々快方之由、夫方辻並次を訪、先日以來食咽喉へ詰り候様ニ而困候由之処、此節者宜敷由、酒出、夜迄咄、帰ル

江戸御沙汰書之内

十月十八日

(徳川慶篤)
水戸殿家老

(克広)
興津能登守

(徳川齊昭)
水戸前中納言殿御在職中被
心懸置候大筒七拾四挺、車
仕掛其外共、為海岸防禦御
用献上被致度段達御聴、御
満足被思候、依之御願之通
献上被在之候様被仰出

十一月小

朔日・二日兩日於江波奥
弥右衛門殿方十貫匁之ボン
ベン筒打様し有之、御年寄
衆兩人為見分被罷越候由也

六日於江戸

一御国勝手被
仰付

西本文叔老

六日

於松ヶ久保

西洋法転製五貫・三貫目御

筒玉町碎丸関乗車仕掛

一狼烟 伊藤静太郎

四拾七町

五貫目

一壹番 井上権之丞

但 大麾方六町余越、
山中地悪敷、玉
取不申候

三貫目碎丸

一貳番 同人

但 大麾方九町余山
越二相成、水底二而
発、水吹上申候

五貫目碎丸

一三番 同人

○朔日、壬寅、晴、寒、朝冷、屋瓦有霜、与三右衛門不快二付予月番二成也、例時出勤、夕八時過退、例年之通知行物成切手、附足輕御切米切手共相渡、致頂戴、今日米価加茂米石二付九拾八匁替之由也、万之進來、飯を出ス、夕風呂を建

○二日、癸卯、快晴、暖、朝冷、有霜、朝槍術江出、午後為伺御機嫌罷出、夕射場へ出ル、極夕幾三郎吐有之、格別之事二者無之、今夕腹背灸治

○三日、甲辰、晴、寒、朝素読所講积江出席、夫方出勤、夕八時過退、幾三郎今日も吐有之、時々腹痛も有之様子二候へ共、為指事二者無之也

○四日、乙巳、晴、寒、遠山有雪、例時出勤、夕七時前退、今午後小幡孫兵衛殿為御館入初而被罷出、出而謁ス、幾三郎今日者吐無之、氣軽也、夜雪降、積

○五日、丙午、晴、甚寒し、大御目付野村良之進殿御用二付被罷出、出勤、初而謁ス、夕又被罷出候二付出ル、朝万之進來ル、今日予引受之弓会を催、八時頃方射場へ出ル、

左之通出席、扇子二本景物ニ出ス、山県兵太郎三寸的二而中ル

佐藤益之丞 石井園蔵 名倉兵馬 辻清人

森岡万之進 石井寿兵衛 山県兵太郎 森仙太郎

山田多喜登 星野幸次郎 高木唯一

辻清人入来

○六日、丁未、曇、午後雨、寒し、朝一甫流へ出席、例時出勤、夕八時過退、今日丹那浦松ヶ久保二於て、先達而海田市并二江波島二於て鑄立相調候井上先生新伝之電掣筒式挺共打

但 大麾方十町余、
前同断

金輪山打越

五拾町

三貫目玉

一壺番 同人

但 大麾方拾式町余、山
越二相成、玉水二入
申候

以上

十一月 井上權之丞

右同日町着之写也、

是迄電掣与認候者誤、転製

与相見ゆる也

去ル七月魯西^{オロシヤ}船長崎へ

渡来、左之通四通之書翰并

白旗差出候由也

嘉永六年癸丑七月魯西

方贈候箱之中二

一白旗 二流

一書翰 四通

一八皇朝古体文

前田夏陰誦之

一八漢文

筒井肥前守^(政憲)誦之

様し有之候由二而、周防様・出衛様共御見物ニ御出被遊候由、大之分五貫目玉、小之分

三貫目玉、大之分者金輪島へ打付四十七丁、小之分海中江打込三十五丁、何分此筒薬法

者奇々妙々之強薬ニ而、赤制・白制之両様有之、白制之分別而強、唐銅之炮烙玉ニ仕掛

薬目方纔拾匁込候得者、一玉ニ而三丁之山を打開、平地ニ成程之勢ニ而、所詮防禦之業者

不叶もの、由也、^夕射術稽古

○七日、戊申、晴、朝有霜、寒、^例時出勤、夕八時過退、^三宅吉左衛門先達而同方頼母

子掛除ニ而半口加入之謝ニ来也、尤予名ニ而者無之、三宅内外取次与申建ニ而入候也、来

寅二月方五匁ツ、掛取之証文此間内外方差越也、^夜長喜三太を呼、内々頼候事有之也、^長

東六左衛門倅藤祐先達而関尚之丞殿下屋敷内之女を連家出いたし、依之六左衛門方離縁、

石田喜兵衛方へ差戻候由

○八日、己酉、曇、夕雨、^朝御用向ニ而御勘定奉行永田丹解殿へ行、^謁、^九時方遠江様・

主水様御出之筈ニ付罷出候处、又御延引ニ相成、八時頃退、^退出後槍術稽古ニ出ル、^夜

長喜三太来ル、夜前頼置候義ニ付来也

○九日、庚戌、雨罷、夕晴、暖、^例時出勤、夕八時退、^退出後御用向ニ而渡辺氏へ行、入夜帰、

夜食出ル、^去ル嘉永元年正月深江静衛出府之節、同人所持之着具を持參、岩井和三郎江

修覆之義予方為積呉候様ニ与相頼、其節和三郎御上御具足御仕立ニ而日々御武具役所へ

出候故、村井彦助へ相頼、為積もらい遣候处、其内ニ稠敷御改革事被仰出、彼是ニ而差

向手入見合ニ致候間、着具者其儘予か方江預り置呉候様ニ与の事ニ而、夫故予か預ニして

御武具蔵へ預置候之处、此砌世上之時節柄故、兼而之通手入致度候間、不相替和三郎へ

一八蘭文

杉田成卿読之

一八英吉利文

読候人無之

右各同意

先年以來雖請通商國法を以て及違背候段背天理至罪莫大也、然ら者蘭船より申送候通り新法之通商者是非是を請ニ非す、不承知に候へ者干戈を以て天理背罪を証し可申、請爾國法を以て防戦セヨ、必勝は在、我、敵對兼可申、若其節ニ至り和降乞候て今度贈置候白旗を押し立へし、然らハ炮を止め艦を退ケ和議ニ及へし等之趣

意ニ御坐候

十九日

郡回同格
一 御広式詰頭取
但御番

川村瀬兵衛殿

御広式詰

申談、宜敷取計呉候様ニ与、去ル朔日木村伊太郎東城方帰候砌伝言申越、早速御武具役所へ出呉候様申遣候処、差向御蔵内へ見へ不申由ニ付、其後御役所明候度毎ニ何れも尋呉、今日迄も種々尋くれ候へ共所詮不相分趣、扱々案外至極之事共也、就右長喜三太へ此間相頼、高名之易者森元貞七へ為考試候処、同人申分ニ而、何れとも御蔵内ニ有之由申候由ニ候へ共、何とも奇怪至極之事也

○十日、辛亥、晴、寒、例時出勤、八時過一応退、入夜又出勤、四時過退、々出掛渡辺氏へ參、九時過帰宅、今日者遠江様為時候御見舞御出被成、主水様ニも不時ニ御出被成、何か御会谈被為在候御様子ニ而、午後方御出、亥刻前御立座被為在候也、夕佐藤へ御用談事有之、參、与三右衛門追々快方ニ者有之候へ共、いまた手之痿透与無之由也、幾三郎先達而以來今以得斗快然ニ無之候故、松本良伯診を乞、全不化之事与申、葉を投

○十一日、壬子、晴又曇、寒、朝六丁目御館へ為伺御機嫌罷出、森岡へも寄、出掛八木広次郎を訪、夕為伺御機嫌罷出、其後渡辺氏へ御用向ニ而行、極夕帰ル

○十二日、癸丑、晴、暖、朝方御用向ニ而渡辺宅へ會、御館江者極夕卒与罷出ル、渡辺ニ而兩度飯出、酒も夜中出ル

○十三日、甲寅、晴、暖、遠江様方今朝五時宗右衛門殿皆共内壺人平田平丞宅へ被進候様

ニ与夜前被仰進候由ニ而、今朝余予罷越候様ニ与被仰付、五時過罷越候処、平丞出勤ニ付直ニ御館へ罷出ル、今日者御内々御相談事之義有之候故、於御広式遠江様御直ニ御逢被成候与の事ニ而、平丞案内ニ而御奥へ罷出ル、御暖簾内ニ而者御奥奉行久留彦兵衛案内也、於御居間御側近罷出御用向被仰含也、罷帰、直ニ御館へ罷出、委細ニ申上、其後渡

一 御鎗奉行

横田 齋殿

御馬回方

一 御代官

小川 藤藏殿

一同御免

石川 富衛殿

一 御切米式拾石
三人扶持

石津 角馬殿

右年来炮術致出精候ニ付

十五日、内祝

鱈 吸物蛤

小豆飯

平 のつへい

酒肴

三種

十九日之続

一 御切米拾五石
三人扶持被下
被召

藤藏倅

井伊 吉之丞殿

右年来炮術致出精候ニ付

格別を以被召出

辺氏宅へも罷越、又御館へ出、夕七時過退、昨今永野武八郎来、庭米搗舂据替くれる也、暮比方出火、西町松原武井吉之進殿屋敷奥多門焼失之由、早速出ル、無程鎮、山村静登方昨日御側御用達被仰付候由為知来

○十四日、乙卯、晴、暖、御内密定日ニ付朝御馬場へ出ル、九時頃方御館へ御用向ニ而出ル、二葉山御祭礼九月之所、御穩便ニ而御延引、今明日御祭礼有之、今日上田内記様御社詰被成候由

○十五日、丙辰、曇雨、暖、例時出勤、九時退、夫方遠江様へ御用向ニ而罷出、御広式ニ而御逢有之、八時余程過帰ル、其前後渡辺氏へも行、御用談有之、今日二葉山へ御名代主水様御勤被成、御社詰此方様九時前方御詰被遊、暮比被為入、夜又御用向ニ而御館へ出、北御部屋江も出ル、今日就吉辰幾三郎髪置を祝遣ス、慈君之白髪を為戴、始而四ツ身之着物を着ス、当時之事故真之家内限内祝致し遣、森岡・辻・木野等を初、一円疋ニも不及候也

○十六日、丁巳、晴、暖、午後寒、御寄合ニ付例時少早出勤、夕七時過退、今日者妙慶院へ不能参詣、夜万之進來

○十七日、戊午、晴、暖、御用向有之、兩度御館へ出、渡辺氏へも兩度参、昨今射場ニ於て射揚京矢代有之候由、辻清人・万之進來飯

○十八日、己未、晴、冷、朝御用向有之、渡辺氏江行、夫方例時出勤、午時頃御内密之御用向ニ而主水様へ罷出、御広式ニ而御逢有之、御用人吉田藤馬・御奥奉行須藤並人出会也、八時罷帰、又出勤、夕七時過退

廿日

来ル廿一日・廿二日於正清院(徳川家慶)慎徳院様一夜越御法事被仰付候間、諸事穩便二仕、火之元別而念入候様被仰出也、但仕掛之普請作事者不及用捨旨也

右慎徳院様者当七月廿二日薨御之將軍様也

廿一日夕

御茶

さ、け飯

廿一日

冬至

同日

此度御家来中稽古御貸用御馬両牽御繫増二相成、左之通名を被為命候由

難波津 鹿毛

浅香山 青毛

廿三日、繁右衛門方大變之義、下文之通盤中より火発候与申事二而一応相济候得共、追々窃二承及候処二

○十九日、庚申、晴、寒、早朝方御用向有之、出勤、終日御側二罷在、入夜御用向二而遠

江様衆戸田平丞へ罷越、同人いまた出勤中二付御館へ罷出ル、六半時頃帰、卒与御館江罷出ル、去ル九日之記二有之深江方預之着具、其後も不絶御蔵内何れも相尋くれ候由二

候へ共、一昨日迄も不相見候之故、今日者何れもへ相頼、御役所不始前を惣早出致、委細二相尋呉候様二申談置候処、南之御蔵内御具足箱へ入紛レ居候由二而、三宅内外見出呉候様、大ニ安心いたす也

○廿日、辛酉、雨、寒、御用向有之、朝出勤、猶又昼後御炮術御免状井上権之丞殿方被差上候二付麻上下着出勤、挨拶二出ル、御相伝被為济候処二而御次へも出、御用達中迄恐悦申上ル、出衛様ニも御同様二付是又同様恐悦申上也、夕七時過退、暮過又御用向二而出勤、今朝渡辺四郎右衛門を呼、深江具足手入之義及相談置也

○廿一日、壬戌、晴、風吹、寒冷甚、例時出勤、夕八時過退、受安廟御祥月也、乾柿を献、夕

西向寺・妙慶院并興徳寺へ参、明日御寺詰御出御供揃触方之義二付御意少々拜承惑仕候義有之、夜中渡辺雅登方江参、恐入申出之義相頼、早速恐入不及其儀旨被仰出候段御家司中方紙面二而申来、御受申出ル

○廿二日、癸亥、曇時々雪飛、寒冷甚、正清院へ御出二付、朝六時過出ル、一応退、素読(釈脱力)所講江出席、又例時出勤、夕八半時前退、冬至也、森岡方之進・辻清人来、夜冬至之祝、今日正清院江御名遠江様御勤被成候由

○廿三日、甲子、晴、寒冷甚凝、時々曇、雪飛、朝為見馬來候付御馬場へ出、今朝已鼓前北之方二当大炮之音聞へ、地響も余程いたし、怪敷事二存候処、兼而先達而方吉本繁

而者、決而不思議之火発ニ
あらず、余り寒候故内室心
を付候而近辺迄火鉢を持行
差置候処、無程右之大変相
発シ候事ニ而、全火鉢炭火
爆飛、其あたり之薬粉江火
移、夫方盤中江伝候事歟与
相聞候也、可恐々々

廿四日

一 御步行目付
御免

星野幸次郎

一 御步行目付
御先供頭取
兼帶
御役料之通

松井八郎

御帳前詰方

廿五日

一 御扶持被
召上
御暇

長束藤祐

養六左衛門所存ニ不叶、
及離縁候ニ付

廿七日

御茶

萩花

右衛門方裏ニ而炮薬調合被仰付、繁右衛門父子御番引ニ而製薬致居、今朝も繁右衛門義
稽古場内ニ而切盤ニ而式三百目計之堅メ薬を刻ミ居候処、いか、之事ニ哉盤中より火発、
其側ニ有之製掛之薬并長持中ニ有之出来上之薬等江火移、一時ニ火発、稽古場打前之建
物屋根を刎揚微塵ニ相成、繁右衛門義者大火傷、尤差向精神者睨々候得共、面部・両手
大二焼爛、哀至極之体ニ相成、其余火隣家之八木喜真太方多門屋根へ移、既ニ大事ニ可
相成場合、幸与此節同所内劍術稽古場御普請ニ而職人多参居候故、夫等打寄矢庭ニ防留
候由、何分大造之音発ニ而、繁右衛門方者障子・建具不残碎裂、其外近隣も障子類碎裂
候由、扱々危事ニ有之候得共、火事ニ不相成候者誠ニ御大幸也、右様出火与申ニ不至候故、
御差扣等之被仰出ニ者不至、一応之処大御目付衆通り御届ニ相成相済候由也、就右ニ付
両度御館へ出勤、右様子ニ付繁右衛門方其外近所知音へ見舞使遣ス、夜中佐藤へ御用
向も有之、見舞旁罷越、何分追々快方之由也

廿四日、乙寅、曇、寒冷甚、御内密稽古ニ付早朝方御馬場へ出ル、四時過方御館へ出勤、
夕七時前退、今日如頭書被仰付有之也、夜吉本繁右衛門見舞使遣ス、痛所先同様之由也、
由良助三郎昨日見舞遣候謝入来之由

廿五日、丙寅、晴、寒し、後温、例時出勤、夕七時前退、八木喜真太・永井仲之助一
昨日見舞遣候謝入来之由、夜藤川每登殿御用向ニ而御出、跡ニ而深更迄御咄被成、長
束六左衛門倅藤祐義及離縁候ニ付、今日如頭書被仰付候由也、夜渡辺四郎右衛門を呼、
稽古筋之義ニ付内談之義有之也

廿六日、丁卯、晴、暖、午前一甫流へ出ル、午後為伺御機嫌罷出ル、夜吉本繁右衛門

廿六日御通行

御普請役
篠原友太郎殿

廿七日同断

御勘定奉行
川路左衛門尉殿
(聖護)
御勘定組頭
中村為弥殿
(時万)

御留役
菊地大助殿

支配勘定

日下部官之丞殿

天文役

箕浦玩甫老
(箕作阮甫)

御徒目付

長持京次郎殿
(永持亭次郎)

御普請役

森逸八殿

石川周蔵殿

小比賀林蔵殿

御小人目付

齋藤栄助殿

小島源兵衛殿

廿八日同断

御大目付

筒井肥前守殿

御目付

荒尾土佐守殿
(政憲)
(成允)

見舞使遣ス、先同篇之由也、見舞煉羊羹を贈ル、夜長喜三太先達而深江具足出候吹聴二
入来、話ス

○廿七日、戊辰、晴、寒、朝素読所会読へ出席、直ニ出勤、夕七時退、休廟御祥月也、西
向寺へ千代吉(永野)為参、吉本繁右衛門夜前以来痛所不相勝、終物故之由、扱々不慮之不幸、
痛敷事也、同人者炮術井上権之丞殿門人免許ニ而、当時御家来中炮術專指南被仰付、既ニ
近頃抱内へ稽古場御建も被下、追々力も入候場合右様之珍事出来、終落命ニ至候者時耶命
耶、可惜可哀之至也、夜中悔・見舞旁千代吉遣ス、全体予も炮術之門人故、葬ニ代参を以
会し度存候へ共、佐藤方ニ其義無之由承、且今夜半後之葬礼之由ニ付、当時之儀旁略致ス
也

○廿八日、己巳、晴、寒冷強、有霜、朝御乗馬へ罷出、例時出勤、夕七時退、三宅吉左
衛門此間見舞之謝入来之由、千代吉夜前下宿、今晚帰ル、一昨廿六日今日迄ニ御
旗本衆・御徒目付・御小人目付衆都合十六人関東方御下、当所御通行有之、上下共武器
之用意有之、夫方等余程之人数ニ而、全先達以来風説有之烏魯西亜国船御返翰御用与相
聞ゆる也、尤烏魯西亜船者御返翰之遅緩を憤、既ニ及退帆候とも云風説あり、いか、未
聞実説

○廿九日、庚午、晴或曇、寒、夕為伺御機嫌罷出ル、遠江様方御到来之三原大根如例年
御取分頂戴被仰付、告于廟

御儒者(謹)

古賀催一郎殿

御徒目付

長坂半八郎殿

十九日之続

御切米拾五石被下

喜大夫倅

三人扶持被

村井平八殿

召出、御騎馬筒

一御騎馬筒御免

薬師寺俊介殿

庄六家督

一御切米貳拾四石

岡村完次郎殿

一願之通隠居

岡村庄六殿

当月廿三日將軍宣下、△闕字

同廿五日御馳走御能、同廿七日御返答参向之公家左之通二候由

九条左大臣様(尚忠)

一条左大臣様(権大納言忠香)

坊城前大納言様(俊明)

三条大納言様(権大納言実万)

飛鳥井侍従様(雅典)

其外御用二付参向

土御門右兵衛佐様(晴雄)

高倉大夫様

阿部伊勢守様(正弘)

本多越中守様(忠徳)

御用掛御老中

同御若年寄

〔四日、於江戸

一御加増百石

吉田儀右衛門殿

右常々出精相勤候二付

〔五日

一知行高百貳拾石

孟馬家督

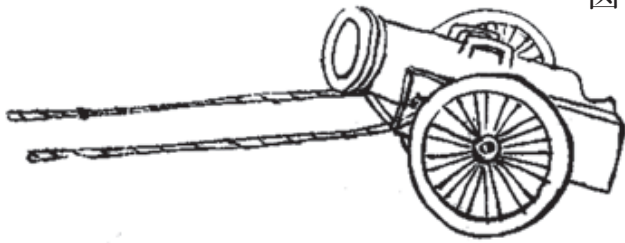
福岡浅人殿
(織方)

一願之通隠居

福岡孟馬殿

〔五日、奥氏西洋流ボンベ

ン筒之略図



十二月 大

○朔日、辛未、晴、風吹、寒、〔当月予御武具役所出勤、尤今日者休日ニ候得共御用向有之、例時方御館へ出勤、夕八時退、〔夕御乗馬江出ル、今日者周防様御出、御覽被為在候也

○二日、壬申、晴、寒冷甚、〔早朝槍術稽古ニ出ル、〔今日方御武具役所へ出勤、夕七時過退

○三日、癸酉、晴、寒、〔午前方出、山村静人江先達而御側御用達被仰付候歎二行、吉田藤

馬へ見舞、丹羽庄司江当夏饗ニ逢、其後無沙汰致候付旁訪之、夫方蔵田和太郎、白鳥二

而吉本恒之丞へ悔二行、藤川・堀尾・辻江見舞、辻二而酒飯出ル、並次兎角食噎二而困り

候由、〔主水様二而長州萩穴戸孫四郎殿息美濃殿之御奥様為御対面夜前御出、暫之内御逗

留被成候筈之由、御内実者御先方之处御仕向振甚熟与無之、不被得已為御長逗留御出被

成候之由承之也

○四日、甲戌、晴又曇後又晴、暖、朝有霜、冷、〔早朝為槍術稽古出ル、〔例時御武具役所出勤、

夕方足輕以下一甫流劍術・柔術等御馬見所二而御透覽被遊候二付、為見分出ル、入夜帰ル、

何れ茂近来出精之様子ニ而業前見事ニ見ゆる也

○五日、乙亥、晴、暖、朝夕冷甚、〔午後方六丁目御館へ罷出、於礮殿去ル朔日方御引痘被

成候ニ付為伺御容体罷出候也、出掛石井娘痘を訪、沖守次郎を訪、先達而借帰候山陽手

簡帖を戻ス、帰木野・水谷へ見舞、木野ニ而酒出ル、〔昨日・一昨日共夕方夜中江掛奥弥

右衛門殿方ほんべん之打試於江波有之候由ニ而、炮声如雷聞へし也、今日右之大炮江波

方奥氏へ牽帰候趣ニ而、小姓町ニ而見之、町車台ニ而筒巢口之径凡五寸余、側厚サ貳寸許、

筒長三尺許ニ相見ゆる、唐銅筒也、足輕共歎三十人許、二行ニ綱ニ而引行、皆々足具・

凡右之振ニ相見へ候得共、台尻之あたり者見物人群集
中ニ而詳ニ見る事を不得

右奥氏ボンベン之業左之通有之

丁着者七丁八丁位之事ニ有之、中ニ者十七丁位も有之由也

実玉 散玉

発玉 焼玉

照玉

トベリ仕掛

空発仕掛

葡萄仕掛

以上

七日

小寒節

夜四時七分

八日、来ル十一日・十二

日健徳院様十三回御忌御法

事ニ付、諸事穩便之義被仰

火事笠也、筒之跡ニも門弟中与相見、多人数同装束ニ而附添被居也、夜弓術へ出ル

○六日、丙子、晴、朝有氷霜、冷甚、早朝槍術江出、例時出勤、夕七時過退、夜湯川新太郎入来、一昨年江戸江罷越候節、周防様を被仰付候蘭溪之詩集、漸頼置候之仁を取出、

差越呉候由ニ而持来、湖梅庵統田園雜興与標題有之、中者坤斎居士着与有之也、江戸表又々

御大変ニ而、將軍様薨御被為在候由風説を承、虚実未詳候へ共、自然実説共なれば恐入候事共也

候事共也

○七日、丁丑、曇、時雨、温、小寒節、朝出衛様御逢被成度由申参、罷出ル、今日渡辺雅登海蔵寺へ御法事前為清見分罷越御役所闕席ニ付、直ニ相詰、夕八時過退、川本屋伊助へ具足箱塗替之義申付、今日箱渡し置也

○八日、戊寅、曇、寒氣薄、早朝槍術稽古、例時御武具出勤、夕七時退、御武具役所出勤之面々繼て出精、且先達而深江具足尋候ニ付何れも彼是与心配致呉候ニ付、其謝意を含、酒を振舞也、人数左之通也、勿論御役所へ窃ニ為持遣候也

長束茂兵衛 渡辺四郎右衛門 三宅内外 渡部卓爾

村井虎次郎 吉田栄蔵 小林市之助 小畑甚蔵

若山十蔵 小回り 常蔵 外ニ 大島五兵衛

○九日、己卯、曇、寒威強、朝御内密稽古ニ付罷出ル、慈君夜前以来御風邪、御平臥者不被成、今朝辻清人入来、並次病氣此間後藤松軒江見合相頼候処、何分ニも大病之由申、直ニ薬を致所望候由咄有之由也此義者昨日之事也

出也

九日

御切米三石五斗
一 式人扶持
御步行列加

河野熊之進

右同姓権六家名御建被下

江戸御沙汰書之内

十一月十四日

井伊掃部頭様
(直弼)

異国船渡来之節、内海御

警衛被仰付候間、羽田・

大森辺へ人数差出、防禦

可被致候、依之相模国御

備場御用者御免被成候

松平肥後守様
(容保)

異国為防禦内海御台場御

取建二付、内海御警衛被

仰付、二之御台場御用御

免被成、彼是用途も相嵩

候二付、金一万兩被下、

○十日、庚辰、曇、寒威強、早朝槍術江出席、例時御武具役所へ出勤、夕七時過退、尤

今日者海蔵寺御非時御招二而被出候故、九時頃方御館へ罷出、御内仏二而御回向中例之

如く落間へ相詰、御回向濟御内廟拜も仕ル、並二前後海蔵寺江挨拶二出ル、勿論上下着也、

夕福山直衛就御用向入来、謁ス、右二付為申上御館へ罷出ル、蔵田和太郎方来ル十二

日故喜一郎一周忌二付、明夕旦寺相招候間、慈君御出被成候様案内之紙面差越、茶壺器

恵来ル也、左之通昨日席達を以被仰出

香取流槍術御相手、自今御小姓組並以上并同子弟之輩二迄勝手二相叶候間、罷出度

輩者早々可被申出候、尤御内実者出衛様御取立も被下候御趣意二候間、其旨可被相心得、

就而者固メ之誓紙差上方并常々稽古筋之儀二付而者専武内純介・鱸兵馬兩人江被仰付候

趣も有之候間、右兩人江承合可有之候

一御步行組槍術之義二付而者、兼而申達候趣も有之候処、今以稽古不仕輩も有之趣、甚

以如何之事二候、早々入門可有之候、尤右御相手之節罷出度者も候ハ、申出二依て

相叶可申候
右之趣席々江無屹可被相達候 十二月九日

右之通二付、左之趣も昨日被仰付

鱸兵馬

右前段之趣二付、自今御家来中香取流槍術稽古筋之義専申談、厚力入候様被仰出

佐藤益之丞

山田多喜登

芝金杉橋松平相模守上ヶ

森岡万之進

地御台場附為陣屋被下之

松平下総守様

右同文之内、三之御台場

御預被遊候、依之安房国

御備場御用御免被成、以

下同文、尤芝金杉橋云々

被下者無之

松平誠丸様

右同文之内、壹之御台場

御預被遊候、依之相模

国御備場御用御免被成

候——、高輪村松平

駿河守上ヶ地并抱屋敷御

台場附為陣屋被下之

細川越中守様

相模国御台場御用、向後

其方并松平大膳大夫両手

引受被仰付、相模国之内

村々御預所被仰付之

松平大膳大夫様

右前段之趣二付、前兩人之者申値、俱々厚力入候様被仰出

○十一日、辛巳、晴、寒威強、冷氣甚、朝御用向二而被為召罷出、渡辺氏へも罷越、風呂を建、

森岡弟婦来、今日北御部屋へ被為召罷出候由、今日海藏寺江周防様御參詣、御法事中

御詰被遊候由、夕御用向二付遠江様衆井上市太郎へ罷越、夕平尾宗右衛門殿来儀有之、

謁、黒田弥五左衛門殿方御無心筋之義二付内談有之也、藏田和太郎へ使を以、慈君御不

快得御出不被成挨拶申遣、蒸菓子切手一葉内仏へ呈

○十二日、壬午、晴、寒威強、有堅氷、例時御武具役所へ出勤、夕七時過退、御館江も出ル、今

日海藏寺御法事、旦那様・出衛様早朝御詰被成、昨今雅登御寺詰罷越也、御奥并北御

部屋方御法事二付御茶の子御重之内二而頂戴被仰付也

○十三日、癸未、雨、寒緩、朝素読所講釈へ出席、御奥・北御部屋へ昨日御茶の子頂戴

之御請二罷出ル、夕六丁目御館江於儀殿御引痘御酒湯之恐悦二罷出ル、平服也、御次二

而御吸物・御赤飯・御酒頂戴被仰付、御奥・北御部屋方御内仏御備之御菓子御下り頂戴

被仰付也、夜長喜三太来、米無心之義申来、取替候筈二約し置也

○十四日、甲申、晴、寒強、例時御武具役所へ出勤、夕七時過退、朝遠野弥殿被来、謁、

内密話有之、夕被為召候而御館江出ル、辻並次痛症氣之由周防様御聴二被遊候処、兼而

田上諸人殿右症之妙薬を承知被罷在候趣二付、何卒同方を承合試候様、今朝御出之節御

咄被為在候間、其趣清人へ申聞せ遣候様二与御意被為在候也、扱々御懇之御事共也、罷

帰候処、幸清人參居候故、直二右御沙汰之趣同人へ申聞、並次兎角睨々無之由二付、夜

同文之内、細川越中守其
方両手——

(池田慶政)
松平内蔵頭様

(鑑寛)
立花左近将監様

安房・上総国御備場御用
向以下何も前之御両家同
文也

(池田慶徳)
松平相模守様

異国船渡来之節武州本牧
警衛被仰付、防禦兼而嚴
重可被申付候

浦賀奉行

(氏栄)
戸田伊豆守殿

(弘道)
井戸石見守殿

浦賀奉行之儀、近来異国
船度々渡来、防禦筋追々
嚴重被仰付候二付、向後
場所高式千石二被直下、
御役知も是迄之通被下之

中慈君御見舞被成、御宿し被成、清人と一緒二御出被成也、
并御添書共、左之通御移檄有之也

文武之道相励候様二との儀ハ連々被仰出も有之事二候得共、
近来異国船度々渡来いたし候付而ハ、防禦筋武事御引立之儀此度別紙之通從公儀被仰出候間、
一統承知有之、弥以武芸稽古厚相励候様被仰出候

一西洋法之儀二付唱呼・打方等蛮語を相用候類、此節方国語二訳し相改候様、
別紙之通從公儀被仰出候間、夷風二倣候義無之様可被仕候

右之趣相組支配方末々迄不洩様可被相達候、御附被下候足輕共稽古向之儀、
於頭々厚可被申付候

十二月十二日

諸向隊伍調練之儀、近来追々被仰出も有之候二付而者、御番方者勿論、
惣而騎馬役之面々ハ騎戰之驅引別專要二可有之、享保度二者騎馬・勢子并騎射等之儀厚キ御世話も有之、
前御代二者犬追物御張行も被為在候御事二付、夫々御主意之本意取失ひ不申、
習熟有之候様向々江可被達候

十月

武術修業之儀引立方等銘々之存寄も可有之候得共、
炮術之儀者異国船防禦之要術二有之、
諸流之内西洋打方之儀者近来開け候事二付、
いまた習熟致し候者も少く候処、
今般内海為御警衛西洋法二寄御台場御取建二相成候ハ、
其法術をも手広ニ可被成置御趣意二候間、
其心得を以西洋打方習熟之者へ申談候、
諸流同様稽古相励候様厚く可被申

九日

知行

一御切米高百七拾石

弥五兵衛跡目

中尾弥太郎殿

一御切米貳拾石

完兵衛跡目

村木千吉郎殿

十五日、於江戸

一御加増十石

青木権太郎殿

一御側医師

小川道仙老

一薬種料銀拾枚ツ、

小川元調老

広藤道庵老

一五人扶持
被召出

甚兵衛倅

上野九八郎殿

右馬方へ罷出、見習候之

様被仰出

付候

右之趣万石以上之面々江寄々可被相達候

十月

大船・大炮之類、近来西洋諸国ニ而發明致し候弁利之品も有之ニ付、船炮造製方等西洋法を御用ひ有之候事ニ候、元来炮術之儀者蛮国伝来之品ニ候処、追々研究致し、當時夫々流義をも相立候得共、西洋新規之業ニ至候而者未だ相開けざる故歟、筒銘・貫数・玉薬其外之器械ニ至迄蛮語を其儘相用候類不少、打方調練等之節も蛮語之合図を以進退駆引致し、蛮夷之挙動ニ倣候類も有之哉ニ相聞候、此度西洋炮術習練之儀被仰出も有之、追々熟達之者も相増、世上広く行ハるへき儀ニ付、此節より蛮語之分都而国語ニ訳し相唱、若難訳儀者別段ニ唱呼相立、蛮夷之挙動ニ不押移様心懸修業可致候、且又大船製造之儀者猶更新規之事ニハ候得共、是以唱方等其心得可有之候、畢竟彼方之利器要術を取、此方之武備ニ相用候事ニ付、船炮其外要用之器械蛮製相用候儀者聊不苦事ニ候得共、万一新寄(奇九)を好、猥ニ蛮語を唱、夷風ニ倣ひ候様成行候而者御国威ニも拘り、不容易事ニ候条、心得違無之様可致候

右之趣向々江可被相触候

十一月

異国船若近海江渡来も候ハ、臨時警衛固并防禦等被仰付候儀可有之候間、平常大炮等者用意被申付、参勤之面々其覚悟ニ而防禦之仕方兼而心懸置可被申、併参勤之節、是迄より多人数召連候儀者無用ニ致し、江戸表有合之人数ニ而被相心得候様天保十三年

十九日

一御用人上席
御加増百石

梶川角右衛門殿

一御加増五拾石

田原半三郎殿

一御勘定奉行格
御役料高百石御増

熊谷文之進殿

勤向唯今之通

一御加増五拾石

冲次郎兵衛殿

一知行高百五拾石
御歩行頭次席

勤向御歩行頭之通

仙石小五郎殿

御奥小姓方

一御奥小姓

薬師寺彦吉殿

今北每三郎殿

一知行高百三十五石

郡作大夫殿

一御加増十石

被仰出候処、既二当夏臨時御警衛被仰付、当時内海之御守備専ら御手当有之候事二候

間、江戸表之用意猶又手厚二可被相心得候、右二付而者領分より大炮・武器之類取寄、

人数呼寄置候儀も可為勝手次第候、乍然在所之手当も有之事二付、在府人数之程合等

者銘々厚く勘弁致し、成丈無益之雜人者相省キ実備專一二可被心懸候、尤參勤之節從

者之員数不可及繁多之旨、御代々御法令二被仰出、每度御暇之節も相達候儀二而、其

上享保三年人数減少之儀被仰出、同六年在江戸人数之御定をも被仰出候儀二ハ候得共、

其節も召連不申候而不叶者者追々二差下、且万一人数御用之時者領内方召寄候様被仰

出候儀二而、今度江戸表非常之用意人数召寄候儀者右之御趣意二候条、參勤之節供人

数之儀者前々被仰出之趣厚く可被相心得候

右之趣万石以上之面々江可被相達候

十一月

○十五日、乙酉、晴、寒威強、朝辻清人入来、御用向有之、御館江出ル、北御部屋へも

此間御菓子頂戴之御受二出ル、夜水谷君御出被成、深更迄御咄被成、酒を出ス、慈君

夜辻より御戻り被成、今朝万之進來飯

○十六日、丙戌、晴、寒威強、嚴凝、例時出勤、夕七時過退、妙慶院へ參詣不能、千代

吉を為參也、京師貫名先生(海屋)へ書状を出、寒中見舞并歳暮祝義を贈也、夜幾三郎吐有之、

格別之義ニも無之、其後者能寝也

○十七日、丁亥、晴、朝冷甚、嚴凝、霜如雪、朝之内幾之進(堀尾)・源之進(岩崎)習書二来ル、今日限

二而断を申也、幾三郎夜半後腹痛之気味有之、黄水を吐、疣虫之事共与被考、終日時々

岡田与平次殿

一同三十石

多羅尾作兵衛殿

一 知行高百五十石
一大御小姓

小島熊之進殿

御番外

右炮術心掛厚、業も宜敷、

年来御騎馬筒相勤候付格

別を以知行被下、右之通

被仰付

但只今迄之通奥弥右衛

門稽古場へ罷出、何角

申談候様被仰出

廿二日

大寒節

廿四日

貫名先生不二之詩

四辺瞻仰総相同天柱盤根極

広崇常見(如脱力)不稀見勝終年多在

碧雲中

悪心之気味有之様子二候へ共、氣者輕候也、夕射場へ出ル、今日稽古収也、菅多久馬・

高木唯一今朝弓術目錄致相伝候由也、佐藤今日餅搗之由、家来無心有之、朝方千代吉を

遣又也

○十八日、戊子、晴、寒威紓也、朝素読所会読へ出席、夫方御武具江出勤、夕七時過退、吉

本恒之丞方当坐法事今朝執行之由二付、誓願寺江代参千代吉為参也、宮崎藤九郎方頭書

を以尋越候義有之、出張用意物之義也、幾三郎今日も兎角度々悪心之様子二而黄水を吐

也

○十九日、己丑、曇、寒威緩、朝御乗馬へ出ル、今日当暮御仕向之義左之通被仰出

当御場合御仕向筋御手不被為届、御家来中二於ても難渋之段深く御苦勞被思召候得共、

当年者御知行処旱損之村々余程之不納茂有之、其上臨御物入多、彼是不被為任御所存処、

色々御判断之上御扶助渡之員数少々御取捨有之、一昨年之振合を以御仕向可被下段被

仰出候間、此旨承知有之、厚御趣意之程能々被相心得、兼々被仰付置候質素節儉之筋

愈以厚相守、御為筋精々相励、御奉公精勤、文武之心掛無油断様二与被思召候、右等

之趣厚可申聞旨被仰出候 十二月十九日

一御家来中銀渡り物之内、御役料初加番無懈怠御褒美之類、唯今迄本高之半方渡二相成

居候処、当暮限り七歩五厘渡二相成候、委細之義者御勘定所承合可被申候

十二月十九日

夜辻並次病を訪、酒出ル、兩三日少々快方之由、先達而周防様方御内々御沙汰を蒙候田

上氏之葉早速二心配、此間方致服用候処、殊外飲心も好候由、何分其効歟与被考也、夜

夜辻並次病を訪、酒出ル、兩三日少々快方之由、先達而周防様方御内々御沙汰を蒙候田

廿六日、左之書付を見ル

公儀江御書上二相成候写

之由也

一拾壹目
長刀遣

松平誠丸内(典則)

山口宗悦

三十才(虫損)

一拾三目大身槍遣

井伊掃部頭内(直廻)

野呂権大夫

四十六才

一三拾目鉄棒遣

細川越中守内(齊護)

文大夫三男

溝口兵馬

一拾八目右同

水戸公御側(徳川慶篤)

今村勇次郎

一壹寸六歩弓、矢目方四拾

三勿真ケ夕八丁行

小雨、温、南庭御裏境大手御建替、今日方職人来也

○廿日、庚辛寅、晴、暖、嘉例之通今日餅を製、田中実五郎母子を頼来ル、壹人者佐藤家来

兵次を借也、甲州流軍学之師小幡孫兵衛殿江此度且那樣御入門被遊候二付、今朝五時御

同人御入来、并子息繁太郎殿ニも今日初而為御館入被罷出候二付、為挨拶出ル、御誓約

之御式被為濟候処ニ而又挨拶ニ出ル、平服也、佐藤与三右衛門不快々方二付、今日方快

出也、尤未全快二者無之由也、御武具役所へ出、夕七時過退

○廿一日、辛卯、晴、暖、朝御用向有之、御館並御武具役所へ出勤、夕八時頃退、夕堀

尾眠石老人入来、内話事有之、跡ニ而囲碁、酒飯を饗、入夜被帰、夜風吹、寒

○廿二日、壬辰、晴、寒威甚、朝渡辺四郎右衛門入来、又湯川新太郎入来、名玉を持来見

せる、径二寸之大玉也、奇品之由、直金拾式両与云、予者始而真玉を見る也、肥人持来候由、

例時御武具役所へ出勤、夕八時前御断を申退、夫方海蔵寺健徳院様へ拜参、途西向寺へ

も参、小早川先生墓へも拜ス、今日七回忌正当也、今朝吉田藤馬入来、御役料今日相渡、

当年者此間被仰出候通七歩五厘渡也、岡本主馬殿明日江戸出船被致候由ニ而為暇乞入来

有之候由也

○廿三日、癸巳、晴、寒威強、公儀防主松本友斎・塚部文佐為御館入今朝始而罷出候二付

出勤、謁ス、周防様御出被為在、於御次御機嫌相伺也、今朝辻清人入来、夕松本三寿

入来、先達而約し置候羅倫之書、石刻を搦し恵む

○廿四日、甲午、晴、寒威強、例時御武具役所へ出勤、夕七時過退、京師貫名先生(海屋)方来

状昨日達、当六月以来之清書帰ル、不二之詩藤紙半切物壹枚、管城二枝被投、吉田与一

酒井雅楽頭内(忠顯)

秋本周助

廿七日

公方様御名乗

(徳川)
家定公

卅日

去ル十八日、此度將軍宣下
為御祝義左之通御拝領被遊

候由

殿様へ

卷物 二拾

一種 金千疋

若殿様へ

卷物 十

一種 金千疋

右衛門を先達而之返書来、作府文学昌谷(精溪)碩著述之禦戒策を見せ来ル、夜万之進来話、酒を饗、今日御仕向物切手渡候由、正大夫(星野)を為持来ル、附足輕之分も頂戴致也

○廿五日、乙未、晴、寒威、朝辻清人入来、波多野権祐を今日筆頭役被仰付候由為知越、為歎千代吉遣ス也、檜垣捨次郎入来

○廿六日、丙申、曇、寒威強し、例時御武具役所江出勤、夕日之入後退、御館江も卒与出ル、御役所者今日限二而廢事也、今朝竹ヶ鼻・樽ヶ鼻両所二於て死刑有之候由也、平野藤吉郎入来

○廿七日、丁酉、雨、有風、寒威緩也、朝遠野弥殿入来有之、謁、内密談也、西向寺參詣不能、波多野権祐此間歎使遣候謝入来、酒を出ス、松本良伯此間菓謝贈候謝入来、公方様御(徳川家定)

名乗御改被遊候二付用捨、尤文字違候共唱同様之俗名二而も、文字或者唱同様之分用捨可有之、但音二而唱候分文字替候儀者不苦旨被仰出、御移檄去ル廿三日出候由、養子取組之節、持參金二拘り候儀無之様、并其家二附候子弟病氣等申立、廢人二いたし、他方養子いたし候義も多くハ金銀二持參金二拘り候義、并女子縁組之義も右二准心得違無之様二との義二付別紙之通從公儀被仰出候御書付并御添書、且古金銀御引替之義二付右同断、是又御移檄右同日出候由也、夜風強吹、景如秋初

○廿八日、戊子、曇、終日風吹、不寒、夕を六丁目御館へ為伺御機嫌罷罷出、於御次御酒頂戴被仰付、途西向寺・妙慶院江參詣、帰森岡・木野・水谷江歳暮旁二行、右三家二而酒出、入夜帰宅

○廿九日、己丑亥、晴、寒威不強、小倉甚右衛門入来

○卅日、庚寅、晴、暖、如春日、堀尾幾之進・岩崎源之進為祝詞来、石井園蔵何角之謝

之由入来、夕七時麻上下着、為御祝詞罷出、於御居間御祝詞申上、周防様江之御祝詞御用達中迄於御次申上、出衛様へも六丁目御館江御出、御留守二付同断申上、御奥へも罷出、老女へ謁し、夫方北御部屋様罷出御祝詞申上、暮頃暮頃木野一馬何角之謝旁入来、酒を出、森岡万之進も祝詞二来、同様酒を出、長喜三太も入来也、例年之如田楽を燎、家内祝盃を伝ふ、当年者武器買入且修覆彼是出宝も相嵩候得共、御仕向も結構二被下置、平日之質素彼是二而相応二約も付、安気二新年を迎之設を成候事也、君恩深高不堪感戴

昨朝渡辺四郎右衛門先達以来頼置候着具修覆、年内皆出来二不至候二付、差寄調居候兜・胴程戻置候由二而持参、外者来早春調呉候筈也、今朝川本屋伊助先達頼置候陣大小修覆并具足箱塗替相調持参、尤大小之鞘者塗師之方塗損、上仕揚二不至、是者来早春塗替呉候趣二申也

江戸御沙汰書之内十二月十六日

同十八日

細川越中守様

立花左近将監様

御使同人(徳川齊昭) 水前中納言様

思召を以以来先祖為持候对槍一筋相増、都合三本平日為持候様被仰出之

此度御備場御用被仰付候二付而ハ、彼是用途も相嵩可申、其方義者同様御用被仰付候

右海岸防禦筋之御用二而繁々御登城有之候二付、御一生之内年々米五千俵ツ、被遣旨被仰出

(毛利慶親) 松平大膳大夫様

思召を以旧格槍三本、平日為持

面々よりハ高低之儀別而可為難儀与思召候二付、格別之訳

候様被仰出之

立花左近将監様(鑑寛)

を以金壹万両拝借被仰付之

思召を以侍従

同十七日

御使内藤紀伊守(信親)

水戸中納言様(徳川慶篤)

右此度大等献上被致候二付、(簡脱力)

御召之御鞍置馬被遣之

御鞍燈

真田信濃守様(幸教)

其方家二而工風致候早打鉄炮

差上候二付被下之

十九日之続

一蒲刈繫船奉行

一 芦田甚三郎殿

一 御加増十石

一 高槻栄次郎殿

一 御加増十石

一 田辺幾衛殿

右家芸年来心掛、弟子中

指南等力入出精仕候付、

格別を以被下之

一 御役御免

一 御切米三拾五石
三人扶持

一 池内午之丞殿

一 御切米式十石
三人扶持

一 百々乙次郎殿

右年来剣術相心掛致出精

候付

一 五人扶持ツ、

武左衛門督父

一 小谷藤太郎殿

右年来槍術・長刀心掛、

出精仕、業も宜二付格別

一 御側医師

一 惠美三迪老

一 薬種料銀十枚

一 山中一庵老

一 大御小姓頭

一 支配被仰付 勝田周益老

一 格式唯今迄之通

一 三人御加扶持 御医師組

一 高橋桃蹊老

一 御医師格方

廿三日

一 知行高七百石

一 頼母跡目 浅野每人殿

一 同百五十石

一 九左衛門跡目 古田要人殿

廿七日

一 近江守様(松平、浅野長訓)

一 御番頭

一 桜井長左衛門殿

一 御持頭方

一 御持筒頭

望月叡負殿

御先手者頭

を以生涯被下之

源太弟

島末七郎左衛門殿

右年来槍術心掛

大石代三郎殿

御馬回り

一御代官

小笠原岩次郎殿

土屋左仲太殿

一同御免

上坂嘉左衛門殿

中野甚之進殿

廿七日之続

一隠居被仰付

竹腰隼之進殿

右病氣ニ而快出も難成容

体ニ候ハ、隠居も可相

願処無其儀不埒ニ付、右

之通被仰付、尤家督者可

被下置ニ付相応之者相撰

可申出旨被仰出

一薬種料 銀拾枚

惠美三折老

- 72, 88 ~ 90, 93, 104,
105, 114, 135, 157, 158,
161 ~ 163
- 一惣蔵 28
- 一只記 76
- 一藤太 28
- 一雅登 2, 6, 8, 11, 12, 21, 28,
31 ~ 33, 36, 41, 54, 58,
72, 73, 77, 86, 94, 95,
97, 111, 112, 118, 120,
121, 124, 131, 156, 159,
164, 165, 169, 171
- 一雅登室〔渡辺室〕 101
- 渡部卓爾 36, 169
- 一卓爾娘 118

一静次郎 141
 油木勇三郎 37
 由良助三郎(東城浅野家与力)
 42, 44, 165
 一兵左衛門 42, 43
 一保人 34, 36, 47, 119, 152

 よ
 横関蔵二郎(庫次郎) 114
 一後室 114
 一室 114
 一新兵衛 67
 横田 斎 163
 横山十介〔十助〕 10, 64, 81, 143
 一十郎 79
 一仙大夫 63
 一平大夫 63, 157
 吉田栄蔵 169
 一鶴馬 157
 一儀右衛門 93, 168
 一藤馬 12, 41, 71, 72, 96, 107,
 163, 168, 176
 一与一右衛門(東城浅野家与力)
 44, 129, 176
 吉見本次郎(幕府台所頭) 92
 吉村孫三郎 77, 78
 吉本栄次 52
 一庫助 52
 一繁右衛門(全忠院) 12, 16, 47,
 48, 58, 91, 98, 100,
 103, 112, 114, 150, 153,
 164 ~ 166
 一恒之丞 19, 47, 58, 103, 151,
 152, 168, 175
 一内室(繁右衛門内室) 165
 米原岩之助 123

ら

羅 倫(明の朱子学者) 176
 頼 聿庵〔余一〕 2, 83, 86
 一山陽 136
 一東三郎 83

り

李 東陽(明の政治家・詩人)
 64, 65
 利円廟(村上家初代三郎右衛門)
 54, 135
 利作(小回) 25
 劉 然乙(来舶人) 135
 竜神織人 73
 一彦六 73
 林 逋(北宋詩人) 34

れ

麗照院(浅野道博正室) 41, 43

ろ

六丁目様(浅野道博) 21, 73, 109,
 124, 134, 135, 147
 →浅野周防

わ

若月栄次郎 137
 一準二 63
 若殿様〔若殿〕(浅野慶熾) 37, 39,
 40, 42 ~ 44, 60, 62 ~
 65, 77, 78, 88, 93, 135
 若宮仙太郎 83
 若山十蔵 169
 和吉(佐伯郡石内村) 20 →友元
 脇本武兵衛 123
 和田治大夫 18
 一平馬 18
 渡辺元亀 46
 一幸次郎 65
 一三哲 46
 一四郎右衛門 11, 18, 21, 22, 26,
 31, 49, 51, 68, 74, 102,
 109, 111, 112, 114, 129,
 131, 135, 136, 140, 143,
 146, 147, 155, 156, 164,
 169, 176, 178
 一四郎右衛門妻 66
 一宗右衛門〔渡辺, 渡辺氏〕
 5, 21, 34, 35, 59, 67,

160, 163, 164, 171, 174,
177, 178
森川出羽守(俊民, 下総生実藩主)
134
森島佐伊記 10
森元貞七(易者) 162
門大夫(因州荒尾家乗役) 113

や

八木広次郎 8, 9, 94, 147, 162
一真喜太(東城浅野家与力)
44, 48, 165
一野右衛門 17, 20, 34, 54, 72, 87
薬師寺小兵衛 50
一俊介 40, 167
一彦吉 41, 174
矢嶋大衛 28
やす(東城浅野家女中並) 15
安井勇之丞 141
一勇之進 23
安田英斎(栄斎) 9 →本因坊秀策
保田覚之助 42
一弥五左衛門 42
弥三(下番) 25
八十野(東城浅野家老女) 15, 74, 77
柳川侯〔梁川侯〕(立花鑑寛)
123 →立花左近将監
矢野源内 13, 14, 18, 35, 42, 66
~ 69, 70, 73, 101, 112,
158
一源内妻〔家内〕 34, 35
山香馬之丞 157
一権介 18
一多喜馬 18
山県兵太郎 11, 48, 71, 75, 101,
114, 157, 160
山川熊賀 67, 112
山口重太郎(米沢藩士) 75
一十郎左衛門(米沢藩士) 75
一宗悦(松平誠丸内) 176
一忠之進 69
山崎右内 31, 94, 111, 159
一為之進 117

山下右仲 22
一多八郎〔太八郎, 山下氏, 山下先生〕
38, 64, 65, 72, 73, 102,
146
山田角衛 158
一軍兵衛 17
一権兵衛 95
一讚右衛門 47, 55
一新十郎 158
一清助 82
一善九郎(奴可郡川西村)
107, 112
一太一郎 142
一多喜登 16, 48, 54 ~ 56, 66 ~
71, 74, 75, 108, 111,
112, 160, 170
一多喜登母 71
一他人丞 45
一太郎八 142
一直衛 72
一直登 157
一のふ(讚右衛門娘, 東城浅野家女中)
43
一隼之助 93
一兵三郎 71
山中一庵(医師) 179
一権兵衛 102
山村静登〔静人〕 11, 12, 71, 87, 90,
107, 114, 163, 168
一雄三郎 5
山本十四郎 122
一三千登 6, 7

ゆ

湯浅勝之助 75
友元(東愛宕町藪医者) 20 →和吉
友銅(妙慶院伴僧) 23
勇平(白銀師) 155
湯川市允 83
一熊之助 83, 157
一新太郎 40, 42 ~ 44, 48, 53, 54,
72, 79, 88, 108, 117,
130, 135, 137, 169, 176

一静馬 37
 一新八 10, 46
 御牧久馬 62
 一滝次郎 30
 宮市天満宮〔宮市天神〕 16, 68
 三宅吉左衛門 8, 13, 16, 18, 19, 26,
 35 ~ 37, 66, 70, 75, 98,
 104, 151, 158, 161, 166
 一内外 3, 4, 17, 34, 58, 98 ~
 100, 106, 109, 112, 137,
 140, 158, 159, 161, 164,
 169
 一養春 93
 宮崎藤九郎(東城浅野家与力)
 5, 6, 44, 45, 66, 77, 88,
 89, 129, 175
 宮田権三郎 9
 妙円廟(村上家初代三郎右衛門室)
 54, 70, 135, 158
 妙慶院〔妙慶院観音〕(新川場町)
 2, 3, 6 ~ 8, 11, 18, 22,
 23, 26, 27, 33, 40 ~ 42,
 46, 50, 51, 55, 62, 69,
 72, 73, 79, 81, 86, 89,
 93, 95, 101, 102, 104,
 106, 108, 115, 117, 120,
 129, 131, 137, 146, 157,
 163, 164, 174, 177
 一和尚 40
 一知事 40
 一僕 25
 妙寿院(上田主水安節産母) 67
 明星院(大須賀村) 7, 90, 117
 明信院(白神六丁目) 157
 妙風寺隠居(東白島町) 67, 107

む

村井喜大夫 40, 167
 一真斎 3, 14, 17, 18, 31, 68,
 69, 78
 一虎次郎 78, 179
 一彦助 161
 一平八 167

村尾亀之丞 81
 村上幾三郎 13, 16 ~ 18, 22, 27, 33,
 35 ~ 39, 41 ~ 43, 46,
 47, 49, 51, 63, 65, 67,
 68, 75, 79, 80, 86 ~ 88,
 91, 93, 96, 98, 99, 101
 ~ 104, 110, 126 ~ 129,
 134, 135, 140, 155, 156,
 160, 162, 163, 174, 175
 村木完兵衛 173
 一千吉郎 173
 村田市之進 68
 室角左源次 9, 131

も

望月 登 20
 一弥五郎 20
 一靱負 180
 森 幾太郎 136
 一逸八(幕府普請役) 166
 一光太郎 73
 一三次郎 146
 一仙太郎 3, 17, 31, 61, 73, 107,
 135, 160
 一直十郎養祖母65
 森岡源五 89
 一後室〔姑婦, 老人〕(十兵衛室)
 3, 14, 22, 23, 26, 27,
 33, 37, 54, 58, 61, 63
 一さよ〔左代〕 35, 94, 147, 157
 一たつ〔弟婦〕(万之進室)
 3, 23 ~ 26, 64, 104, 171
 一増〔ます〕 64, 65, 98, 157
 一万之進〔森岡氏〕 2, 4, 5, 9 ~
 12, 14, 16 ~ 28, 31, 33,
 35, 38, 40, 45, 47, 48,
 50 ~ 53, 56, 61, 63, 67
 ~ 69, 71, 74, 75, 77 ~
 80, 82, 86, 89, 91, 93,
 94, 99, 100, 103, 104,
 109, 111, 113, 117, 119,
 120, 127, 134, 138, 139,
 146, 148, 156, 158 ~

122, 133,
 一下総守(忠国, 武蔵忍藩主)
 133, 171
 一駿河守(勝道, 伊予今治藩主)
 171
 一誠丸(典則, 武蔵川越藩主)
 133, 171, 176
 一大膳大夫(毛利慶親, 長門萩藩主)
 133, 171, 178 →長州侯
 一出羽守(齊貴, 出雲松江藩主)
 34, 35, 154 →松江侯
 一肥後守(容保, 陸奥会津藩主)
 133, 170
 一備中守(大河内正和, 上総大多喜
 藩主) 134
 一陸奥守(伊達慶邦, 陸奥仙台藩主)
 38
 松野静磨 28
 松原文之進 48
 一弥太郎 48
 松宮滝次郎 20
 一半五郎 37
 松村弥助 37, 72, 77
 松本玄順(良伯父, 医師) 37, 39,
 69, 108
 一三珠〔三寿〕(玄順弟, 医師)
 37, 106, 176
 一友斎(公儀坊主) 32, 176
 一良伯〔松元良伯〕(医師)
 13, 16 ~ 18, 22, 27, 28,
 31 ~ 34, 36, 38 ~ 42,
 46, 47, 49, 51, 75, 79,
 80, 87, 88, 90, 91, 93 ~
 96, 98 ~ 104, 110, 112,
 126 ~ 131, 134, 135,
 140, 162
 一与平太 11,
 松本屋亀次郎(東城) 139
 真野新右衛門 44
 一謚五郎 44, 47, 103
 丸山主水応挙(円山応挙, 画家) 64
 万年屋利三郎(己斐石風呂亭主) 31

み

三上唯人 37
 三木佐介 70
 一茂大夫 136
 水上源之丞(東城浅野家与力)
 44, 45, 88
 水谷大蔵 106
 一伯母氏(又左衛門室) 10, 94
 一たけ 98
 一ちせ(又左衛門三女) 119
 →南部要人妻
 一又左衛門〔伯父君, 水谷君, 水谷
 氏〕12, 23 ~ 26, 37, 52,
 55, 66, 73, 74, 91, 93,
 98, 104, 106, 110, 119,
 123, 174
 水野壱岐守(忠順, 上総鶴牧藩主)
 134
 一出羽守(忠良, 駿河沼津藩主)
 133
 溝口文大夫 176
 一兵馬 176
 三田村保右衛門 82
 三ツ井玄賀(三津井玄賀, 坊主) 117
 満田九郎左衛門 66
 一為太郎 66
 水戸前中納言〔水前中納言〕(徳川齊
 昭, 常陸水戸前藩主)
 159, 178
 水戸殿〔水戸公, 水戸中納言〕(徳川慶
 篤, 常陸水戸藩主)
 159, 176, 179
 湊 愛蔵 12, 30
 一久登 30
 源 家慶(徳川家慶) 1, 85
 →公方様, 将軍様, 慎徳院
 一斉肅(浅野斉肅) 1, 85
 →此御方様, 大守様, 殿様
 一義満(足利義満) 125
 みね〔峰〕(東城浅野家女中, 老女並)
 15, 97, 100
 箕浦玩甫(箕作阮甫, 幕府天文役)
 166

- 孫右衛門娘 12
- 求馬 12, 32, 34, 36, 46, 89
- 堀江太左衛門 49, 78, 110
 - 典膳 110
- 堀尾幾之進 36, 63, 69, 94, 106, 156, 174, 178
 - 精一郎(東城浅野家与力) 5, 11, 17, 61, 72, 81, 90, 100, 102, 104, 108, 109, 117, 126, 134, 143, 147, 151,
 - 妻(堀尾家内, 精一郎室) 109, 142
 - 眠石〔堀尾, 堀尾隠居, 堀尾老人〕 2, 3, 8, 13, 17, 21, 23, 33, 36, 38, 41, 45, 48 ~ 51, 54, 61 ~ 63, 67 ~ 70, 72, 79, 81, 87, 90, 96, 98, 99, 101, 102, 104, 107, 109, 114, 115, 118, 126, 135, 155, 176
 - 眠石先妻 26
 - 眠石母 26
 - 老室(眠石室) 2, 86, 91, 96, 99, 109, 115
- 本因坊秀策 9 →安田英斎
- 本覚寺(新鍛冶屋町) 47, 48, 50
- 本照寺(新川場町) 22, 26, 50, 61, 93, 98, 103
- 本多越中守(忠徳, 磐城泉藩主) 167
 - 庫人 48
 - 日向守(助信)奥様 60 →浅野周防妹
 - 武左衛門 48
- ま**
- 前田吉右衛門(足軽) 25, 26, 51
 - 橙太郎 69
 - 夏陰(夏蔭, 国学者) 161
- 前浜武七(足軽) 25, 26
- 真柄孫次郎 39
- 牧野備前守(忠雅, 越後長岡藩主) 80
 - 平司(東城浅野家与力) 6, 44, 88
- まさ(元下女) 52
- 増田平大夫 141
- 増田屋(播磨屋町) 27
- 町野貞記 71
- 松井庫人 99
 - 繁人 21
 - 大記 21
 - 八郎 104, 165
- 松浦貞五郎 72
 - 新之助 72
- 松江侯(松平齐貴) 35, 71 →松平出羽守
- 松尾貞登 37
 - 助之丞 41, 43
 - 善三郎 100, 151
- 松田栄吉 56
 - 謙蔵〔健蔵〕 33, 45, 46, 55, 56, 59, 60
 - 謙蔵妻 56
 - 何某(尾道医師) 72
 - 隆翁〔流鷗〕(軍書講師) 72, 75
- 松平阿波守(蜂須賀齐裕, 阿波徳島藩主) 133
 - 伊賀守(忠固, 信濃上田藩主) 37, 107
 - 右京亮(大河内輝聴, 上野高崎藩主) 134
 - 越後守(齐民, 美作津山藩主) 92, 130 →津山侯
 - 越前守(慶永, 越前福井藩主) 133 →越前侯
 - 近江守(浅野長訓, 青山内証分家当主) 179
 - 内蔵頭(池田慶政, 備前岡山藩主) 172
 - 相模守(池田慶徳, 因幡鳥取藩主) 154, 170, 172
 - 薩摩守(島津齐彬, 薩摩鹿兒島藩主) 143
 - 薩摩守様御息女(徳川家定正室篤姫) 143
 - 讃州侯(讃岐守頼胤, 讃岐高松藩主)

一源内 12
 一百次郎 40, 83
 一保之進 8
 妣廟(村上彦右衛門実母重) 102
 →秀光廟, 先妣君
 姫君様(浅野齐肃室末姫) 44, 45,
 122, 128, 135, 141, 156
 平尾甚吉郎 8
 一宗右衛門 171
 平川勘助 94
 一徳助 94
 平野角衛 156
 一十右衛門 22
 一滝馬 156
 一藤吉郎〔檜垣藤吉郎〕 4, 5, 7,
 8, 11~13, 16, 17, 19,
 22, 23, 26, 27, 34, 43,
 50, 60, 63, 69, 70, 86,
 87, 90, 94, 140, 146,
 157, 177
 一藤吉郎妻(たけ) 63
 一藤吉郎娘 10
 広藤道庵(医者) 173

ふ

深江静衛(東城浅野家与力)
 5~8, 10, 11, 44, 45,
 161, 164
 深町貞之進 75, 94
 深谷遠江守(盛房, 幕府大目付) 92
 福岡浅人(織人力) 168
 一孟馬 168
 福寿院(木挽町) 95
 福田直右衛門 110, 119
 福地清見 69
 一小左衛門 69
 福永小大夫 72
 福山市之進 119, 123
 一直衛 67, 107, 147, 170
 藤岡熊太郎(御馬方) 5
 藤川広次 120
 一甚吉 10, 32, 95, 103
 一ちか〔ちせ〕 10

一每登〔藤川氏〕(東城浅野家与力)
 11, 23~26, 32, 35~
 37, 39, 44, 66, 75, 96,
 98, 103, 165
 一とめ 126, 127, 128
 藤田恒之丞 117
 藤野源兵衛 102
 藤原定家 54
 一俊成 54
 二川熊五郎 91
 一清記 42, 91, 93
 二葉山(饒津社) 62, 163
 不動尊 19
 船越嘉門 37
 古田要人 179
 一九左衛門 179
 文恭院(徳川家斉) 91

へ

兵次(佐藤家来) 176

ほ

宝国童子(村上彦右衛門弟庫吉) 8
 峰寿院(水戸藩主徳川齐脩室) 128
 坊城前大納言(俊明) 167
 星野幸次郎 75, 101, 160, 165
 一幸蔵 3, 15, 71
 一正大夫 12~14, 26, 35~38,
 55, 66, 67, 70, 81, 114,
 117, 118, 177
 一正大夫室 71
 一武平次 67, 70, 72
 細源九郎 32
 一六郎(呑空) 31
 細川越中守〔細川侯〕(齐護, 肥後熊本
 藩主) 133, 171, 176,
 178 →肥後侯
 堀田恂之助 11, 61, 78
 一助六 106
 一高勝(浅野高勝, 東城浅野家初代)
 1, 85 →光照院
 一備中守(正篤, 下総佐倉藩主)
 134

に

西 道一 83
 一道寿 83
 西尾幾馬 76
 西川民三郎 88
 一利三郎 157
 西島蘭溪(江戸儒者) 168
 西村衛守 122
 西本文叔 160
 西山民三郎 105
 一民人 105
 蛭川能登守(親常, 幕府留守居)
 92
 丹羽金内 75, 77
 一庄司 108, 112, 168
 一庄司娘 81 →坪内新婦
 一庄蔵 108
 庭田公(重嗣) 2, 86

ぬ

貫名(海屋) 3, 7, 11, 12, 30, 51, 61,
 66, 71, 78, 104, 109,
 156, 174 ~ 176

ね

根尾 半 22
 一半助 19, 22, 26
 根来亀右衛門 12

の

能称廟(村上家五代藤次郎)
 58, 140
 野口唯蔵 36, 100
 一半助 35, 119, 151
 野崎千之助 76
 一七右衛門 22, 26
 一七左衛門 22
 野田七郎右衛門 82
 野原八右衛門 102
 野間庄左衛門(幕府二ノ丸留守居) 92
 野村儀兵衛 135
 一八郎 82
 一良之進 79, 160

野呂権大夫 176

は

梅梢院(浅野齐肃生母) 19
 波木井昇斎 117
 波田栄次郎 41
 一益登 41
 波多野権祐 3, 27, 33, 43, 45, 55,
 56, 61, 78, 88, 97, 101,
 106, 142, 177
 一権祐姉 45
 一権祐妻 56, 78
 一清太郎 56
 一善閑〔隠居〕 56
 一直次郎 56
 服部 斎 76
 一古硯 19, 22
 馬場竹琴(画家) 77
 林 貞蔵(足軽) 25, 26
 一貞蔵妻 25
 一滝登 70
 一多喜馬 70
 一直大夫 21
 一文五郎 9, 63
 一又八郎 21
 原 要人 46
 一伝三郎 56
 原田丈大夫 11, 37
 一伴大夫 11
 伴 喜八郎 17
 一新太郎 79
 一千大夫 73
 一兵左衛門 38, 62, 72, 73

ひ

檜垣捨次郎 94, 140, 177
 東園 竹 101
 肥後(石内八幡宮神主) 124
 肥後侯(細川齐護) 123, 125
 →細川越中守
 久留彦兵衛 162
 一井嘉内 87
 日比嘉門 82

- 114, 135
→此御方様, 大守様,
源斎肅
- な
- 内藤紀伊守(信親, 越後村上藩主)
179
一源助(幕府先手頭) 92
一能登守(政義, 日向延岡藩主) 奥
様 114
- なか(辻家下女) 4, 12 →辻並次妾
- 中井出衛 6, 7, 23
- 永井佐次馬 9, 32, 46, 50, 51, 58,
60, 62, 63, 66
一佐次馬娘 10
一仲之助〔仲之介〕 50, 52, 59,
61, 66, 87, 91, 98, 120,
123, 165
- 中尾弥五兵衛 173
一弥太郎 173
- 中川修理大夫(久昭, 豊後岡藩主)
133
- 長坂半八郎(幕府徒目付) 167
- 中島右馬介 141
一久米吉 39
一達吉 141
- 永田丹解 161
- 長東吉之進 15, 102
一熊太郎 15
一千甫(坊主) 104
一藤祐 103, 161, 165
一茂兵衛〔長東氏〕 3, 23, 25, 26,
31, 33, 79, 87, 101,
102, 107, 111, 117, 169
一茂兵衛孫女 117, 118
一茂兵衛娘 118
一六左衛門 2, 3, 31, 32, 86, 87,
90, 101 ~ 103, 151,
161, 165
- 中津屋周五郎〔秀五郎, 周五〕(平良村)
10, 22, 62, 94, 96, 111,
112, 137, 153, 156
一はつの〔はつ野〕 153, 155, 156
- 一万之助 3
一みね 94, 96
- 永富仲人 117
一易次郎 117
- 中根栄蔵 102
- 中野甚之進 180
- 永野源助 25
一盛次郎(元渡辺宗右衛門家来) 67
一千代吉(村上彦右衛門家来)
6, 7, 8, 10, 17, 19, 22,
26 ~ 28, 31, 33, 38, 45,
48, 50 ~ 52, 58, 59, 61,
62, 65, 67, 70, 73, 74,
78 ~ 81, 87, 89 ~ 91,
99, 101, 104, 107, 109,
117 ~ 120, 123, 126,
128 ~ 131, 143, 147,
156 ~ 159, 166, 174,
175, 177
一武八郎 25, 46, 56, 163
- 中畠宇右衛門(幕府留守居)
92
- 中村淳介 120
一為次郎 39
一為弥(時万, 幕府勘定組頭)
166
一常次郎 42
一毎次郎 56
一彦助 42
- 長持京次郎(永持亨次郎, 幕府普請役)
166
- 中山千太〔仙太〕 14, 46, 57
一半之丞 69
- 名倉求馬(東城浅野家与力)
44, 71, 75, 156, 160
- なみ(石内村) 10
- 奈良屋藤九郎(廿日市町庄屋) 64
- 成田蔵之丞 40
一七郎左衛門 40
- 南部要人妻 119 →水谷ちせ
一信濃守(利濟, 陸奥盛岡元藩主)
14, 15
一美濃守(利剛, 陸奥盛岡藩主) 14

47, 54, 56, 69, 98, 143,
159, 168, 169, 171, 175
一並次母 31
一並次妾 3 →なか
一茂右衛門 154
津田三郎兵衛 122
一大次郎(幕府二ノ丸留守居) 92
槌田屋千蔵 62
土御門右兵衛佐(晴雄) 167
土屋左仲太 180
一讃岐守(廉直, 幕府留守居) 92
一政之進 7, 104
一藤右衛門 7
一篤甫(東城浅野家坊主) 88
一平左衛門母 120
筒井喜太郎 37
一肥前守(政憲, 幕府西丸留守居・
大目付) 161, 166
都筑□太郎(豁太郎カ) 76
一九郎右衛門 71, 148
常蔵(小回り) 169
坪内久米之助〔坪内氏〕 23, 24, 25,
48, 87, 103, 104
一新婦 81 →丹羽庄司娘
一当観院(文治, 村上星右衛門兄)
103, 104, 106
妻木豊蔵 39
津山侯(松平齐民, 美作津山藩主)
34, 130 →松平越後守

て

貞玄童女(村上勇蔵水子) 137, 147
庭秀院(浅野伊織高尚室) 40
貞乘童女(村上勇蔵水子) 6
貞善童女(村上彦右衛門妹順)
46, 47, 48, 120
手島道仙(能美島鹿河村医師)
57
寺川繁之進 77
一次左衛門 46
一九十九 117
一直衛 27
寺西雅楽 78

一要人 106
一源三郎 106
一権六 65
一盛登 82
寺本彦太郎 157
天満宮(東城浅野家上屋敷御奥鎮守)
8, 42, 64, 117
→御奥御鎮守社
天満宮(菅原道真) 13

と

董 其昌〔玄宰〕(明末の文人)
43, 44, 56
等覚院(国泰寺塔頭, 新川場町) 93
遠野 弥 78, 171
得井源太郎 10
一満四郎 10, 16
得翁(国泰寺方丈) 51 →大道
徳川家定 177
→右大将様, 公方様,
将軍様
一家康 1, 85
徳永源太郎 78
一滝登〔滝人, 直登, 登〕 78, 95
一登妹 153 →佐藤益之丞妻
徳平(古江村長百姓) 142
徳了寺(東城) 139, 147
戸島伊織 65
一千五郎 70
戸田伊豆守(氏栄, 浦賀奉行)
154, 172
一能登守(氏著, 奈良奉行)
133
一平丞〔平之丞〕 20, 71, 162, 164
一保大夫 157
百々乙次郎 179
一亀之丞 158
一佐吉 137
一辰三郎 63
一虎三郎 115
一兵之進 115
殿様(浅野齐肃) 5, 37, 42, 44, 45,
62, 80, 87, 106, 107,

→柳川侯
 たつ(東城浅野家老女並) 123
 田付四郎兵衛(幕府鉄砲方) 133
 田中栄作(足軽) 25, 26, 50, 51, 71,
 100, 129, 139
 一栄作嫁〔栄作妻〕 8, 56, 79, 80,
 139
 一幸之丞 39
 一実五郎(足軽) 25, 26, 35, 79,
 80, 99, 100, 110, 128,
 139, 157
 一実五郎妻 47
 一実五郎母 176
 田中屋(京大坂飛脚宿) 52
 田辺幾衛 179
 谷川兵助(足軽) 57
 谷口喜作(足軽) 26
 谷崎伊織 26
 一清之丞 50
 田原半三郎 174
 玉井藤右衛門(祐徳, 幕府旗奉行) 92
 玉置 貢 141
 民(辻家下女) 98
 田宮嘉忠太 151
 一信太郎 91
 一典二 91
 田村猪三郎 10
 多羅尾作兵衛 174
 単源院 8, 10, 78
 →佐久間藤大夫
 旦那様(浅野道興) 20, 23, 27, 42,
 54, 61, 62, 64, 65, 70,
 78, 80, 87, 91, 93, 101
 ~ 103, 108, 127, 132,
 135, 153, 156, 171, 176
 →浅野豊後, 紀道興, 御
 前, 此御方様

ち

長 喜三太 5, 8, 13, 14, 19, 22, 32,
 35, 36, 38, 50, 52, 55,
 60, 61, 67, 68, 71 ~ 73,
 77, 78, 82, 86, 90, 104,

113, 114, 119, 129, 134,
 136, 140, 143, 153, 157,
 161, 162, 166, 171, 178
 一喜大夫 10, 11, 13, 38, 55, 74,
 87, 114
 一室(喜大夫室)〔家内〕 90
 一老室 96
 趙 松雪〔子昂〕(孟頫, 南宋~元の政
 治家・書画家) 89
 長久寺(六丁目村) 18, 93
 長州侯(毛利慶親) 125
 →松平大膳大夫
 超徳廟(村上彦右衛門父星右衛門)
 27→先考

つ

塚部文佐(公儀坊主) 176
 築山大蔵 6
 佃 清賀 110, 111
 辻 梅〔辻妹〕(辻清人室, 村上彦右衛
 門妹) 3, 6, 10, 23, 26,
 38, 53, 54, 56, 58, 65,
 80, 82, 89, 91, 98, 113,
 129, 130, 138, 139, 153,
 158
 一清人〔辻氏〕 3, 6, 8, 10 ~ 12,
 18, 20 ~ 27, 31 ~ 33,
 35, 37 ~ 40, 42, 45 ~
 53, 55, 56, 58, 60 ~ 63,
 65 ~ 68, 70 ~ 75, 77,
 78, 80, 88, 90, 91, 93,
 95, 99, 100 ~ 102, 105
 ~ 107, 109, 111, 113,
 117, 119, 120, 128 ~
 130, 134, 135, 138 ~
 140, 142, 147, 155, 156,
 158, 160, 163, 164, 169,
 171, 172, 174, 176, 177
 一小八郎 62
 一権太郎 79
 一大閑院 31
 一並次 8, 12, 13, 16, 18, 20,
 31, 34, 36, 39, 45, 46,

せ

誓田廟〔誓廟〕(村上家二代甚兵衛)
63, 135, 137, 147
誓願寺(材木町) 31, 175
清住寺(鷹匠町) 50, 129
瀬河(東城浅野家六丁目屋敷付老女,
湯川新太郎母)
108, 131
関 徳三郎 69
一彦四郎 69
一尚之丞(懋績) 30, 161
銭 惟善(元~明の詩人・書家) 31
一選(宋末~元初の画家・篆刻家)
64
千賀九郎右衛門〔直三郎〕(東城浅野
家与力) 45, 79, 81
先考(村上彦右衛門父星右衛門)
22, 23, 102 →超徳廟
仙石儀平太 21
一小五郎 174
一権介 21
仙寿院(渡辺宗右衛門母堂)
114
禅昌寺(薬研堀) 20
千田亥十二 29
一吉之進 29
先妣君(村上彦右衛門実母重) 47
→秀光廟, 妣廟
禅林寺(新川場町) 10, 50, 93

そ

十河勝之進 76
一庄助 69
一他人助 69
曾谷伊遵〔伊順〕(画家) 33, 34, 54

た

大願寺(巖島) 54
台現院(東城浅野家三代浅野高次室)
98, 103
大守様(浅野齐肃) 23
→此御方様, 殿様, 源齐肃
代助(星野武平次御持足軽)

72

大道(国泰寺方丈) 51 →得翁
大徳寺清巖(京都大徳寺170世住持)
32
大然(国泰寺再住職) 61
大了院(浅野俊峰) 127
高木尚三郎応心斎39
一唯一 3, 36, 65, 67, 75, 94,
160, 175
一唯一二男 7
一唯一妻 65, 142
高倉大夫 167
高田主計 79
高槻栄次郎 179
高津屋五兵衛(東城町) 19
→覚兵衛弟
高野常之進 156
高橋儀右衛門(儀左衛門カ, 幕府金奉行)
92
一桃蹊(医師組) 179
一彦太郎〔墨湖〕(画家, 中川墨湖)
62, 63, 69
田上諸人〔田上氏〕 20, 171, 175
一勇助 20, 29
高屋久登 105
一升 95, 105
田川金水(公儀坊主) 88
滝戸幸蔵 27
武井郁之進 11
一吉之進 163
竹内吉之助 71
一滝人 71
武内純介 64, 66, 67, 70, 98, 103,
104, 170
一俊人 14, 16, 22, 26
竹腰 恰 123
一守礼 49
一隼之進 180
一兵衛 49
竹本友之丞 96, 115
一友之丞内室 96
立花左近将監(鑑寛, 筑後柳川藩主)
133, 172, 178, 179

- 27, 31 ~ 34, 36, 41 ~
43, 46, 47, 50, 51, 55,
58, 61 ~ 63, 65, 66, 68
~ 71, 73, 75, 76, 79 ~
81, 86, 90, 91, 93 ~ 95,
96, 99 ~ 101, 104, 109,
111, 113, 114, 117, 128
~ 130, 142, 143, 146,
153, 155, 156, 163, 169,
170 ~ 172, 174
- 宍戸孫四郎(長州萩) 168
一美濃殿御奥様(長州萩)
168
- しつ(出衛様御人, 東城浅野家出衛様
御附女中) 59
- 品川直太郎 83
篠原友太郎(幕府普請役) 166
芝 和多理 98
芝山宮内大輔〔芝山様〕(敬豊)
109, 136
一昌姫 109, 136
島末源太 180
一七郎左衛門 180
島本広右衛門 31
一甚内 6, 7, 31, 45
清水次大夫 75
下瀬徳之助 143
一孫平 65, 136
一孫平娘(渡辺幸次郎室)
65
下曾根金三郎(信之) 154
下田弥門 39
受安廟(村上家二代甚兵衛室)
64, 147, 164
秋月君(村上勇藏子松之助) 136
秀光廟(村上彦右衛門実母重) 27
→先妣君, 妣廟
秀山智英童子(村上彦右衛門長男正
介) 131
俊章君(俊性君, 木野文右衛門政章)
72
潤誓廟〔潤廟〕(村上家三代彦兵衛)
34, 109
- 松栄寺(尾長村, 広島東照宮別当) 91
蕭何(秦末~前漢初の政治家)
33 →鄼侯
将軍様(徳川家定) 169
→右大将様, 公方様, 徳川家定
将軍様(徳川家慶) 92, 130, 164
→公方様, 慎徳院, 源家慶
常称廟〔常称君〕(村上家四代勇藏)
36, 38, 110, 142
正清院(新川場町) 164
庄八(小回) 25, 26
白神社(尾道町) 2, 65, 86, 97, 153
白幡佐助 142
新五(小回) 25
甚五(古江村, 村上家下女兄)
51
晋国公 65 →韓滉
進藤十介 41
一彦兵衛 41
慎徳院(徳川家慶) 164
→公方様, 将軍様, 源家慶
新保彦兵衛 22, 26
一弥一郎 22
信楽廟(村上家四代勇藏室)
36, 110, 113
- す
- 末田小一郎 56
周防貞馬 37
菅原恒之丞 79
杉田成卿(蘭学者) 162
一直馬 62
杉山他人登 83
菅生藤之進 51
周参見豊吉 116
鈴木内司 30
一八十郎 30
一雄之進 94
鱸 兵馬 53, 170
須田権三郎 41
一兵衛 41
須藤並人 163
住吉屋富次郎(狂言師) 97

- 136 ~ 140, 143, 146,
147, 156, 158, 159, 164,
166, 176, 177
- 和尚 135
—新発意 129
—伴僧 139
- 蔡 鎮 88, 89
- 斎藤栄助(幕府小人目付) 166
—七太郎 20
- 西蓮寺(細工町) 50, 90
- 坂井虎山 61
—保之進〔坂井先生〕 94, 108
- 酒井安芸守(忠一, 安房勝山藩主)
133
—雅楽頭(忠顕, 播磨姫路藩主)
176
—雅楽頭(忠宝, 播磨姫路藩主)
133, 156
—左衛門尉(忠発, 出羽庄内藩主)
133
- 榊原隠岐守(長瑞, 幕府鎗奉行)
92
—式部大輔(政恒, 越後高田藩主)
154
- 坂田大之助 62
- 坂原半兵衛 83
—弥右衛門 83
- 坂本〔阪本〕玄英 41, 46
- 昌谷 碩(精溪, 津山藩儒) 177
- 崎田貫兵衛 70
- 佐久間 栄〔佐久間氏〕 8, 10 ~
12, 70, 78, 93
—藤大夫〔佐久間先生, 佐久間氏〕
10, 11, 79, 93
→単源院
- 桜井長左衛門 179
- 佐々木久左衛門 146
—定馬 5, 8, 11, 12, 45, 61
—平左衛門 17
—平太 13, 16, 17
- 佐瀬八弥 40
- 佐藤喜代槌 76
—源右衛門 19
- 権六 76
—猶人 76
—益之丞 5, 8, 17, 48, 71, 75, 79,
90, 111, 112, 155, 160,
170
—益之丞妻(亡妻) 48,
—益之丞妻〔後妻〕 16, 118
—益之丞後妻 153, 155
→徳永登妹
- 与一郎(幕府西丸台所頭) 92
—与三右衛門〔佐藤氏, 佐藤〕(東
城浅野家与力)
2, 5, 6, 10, 17, 20, 21,
34, 36, 38 ~ 40, 43, 44,
52, 54, 67, 68, 73, 79,
86, 87, 93, 95, 97, 98,
100, 104, 108, 110, 114,
118, 123, 127, 129, 131,
148, 153, 158 ~ 160,
162, 176
- 真田信濃守(幸教, 信濃松代藩主)
179
- 佐野勘三郎 68
- 三郎治(豊田・世羅郡東城浅野家知行
地頭庄屋) 108
- 沢 三石〔讃岐, 宣喬, 伯遷, 梅塙,
八十一翁, 沢氏〕
29 ~ 31, 34, 44, 56, 88,
89
—徳三郎(懋昭) 55
- 沢井千太郎 41
- 沢崎多八郎 17, 101
- 鄧侯(秦末~前漢初の政治家) 33
→蕭何
- 三次(元家来) 22, 25
- 三次母 143
- 三条大納言(三条権大納言実万)
167
- 三之丸稻荷社 94
- し
- 慈君(村上彦右衛門継母) 2, 3, 6 ~
8, 11, 16 ~ 19, 21, 22,

134
 一弥五左衛門 71, 171
 桑原吉郎二〔桑原氏〕 4, 5, 23 ~ 27,
 39, 43, 59, 74, 88, 98,
 102, 114, 140, 157
 一内蔵二 100, 104, 114, 152

け

恵玉皈本禅孩女〔恵玉様〕 131, 134
 →浅野霜
 健徳院（東城浅野家一代浅野高平）
 95, 169, 176

こ

小池源六 19
 一剛三郎 37
 一大五郎 40
 孔 貞雲（明人） 53
 高謙院（浅野高平室） 2, 20, 21, 38,
 57, 59, 61, 68, 74, 82,
 86, 100, 113
 →北御部屋様
 光照院（東城浅野家初代浅野高勝）
 95 →堀田高勝
 興禅寺（竹屋村） 48
 高台寺（京都） 32
 上月市蔵 79
 一辰之丞 5
 興徳寺（竹屋村） 50, 72, 93, 117,
 164
 河野熊之進 170
 一権六 107, 110, 111, 170
 一専斎 15
 高良大明神社〔高良社〕 95
 郡 作大夫 174
 古賀催一郎（謹一郎, 幕府儒者） 167
 国泰寺（尾道町） 51, 61, 119
 吾作（古江村庄屋） 64
 小堺求馬 49
 小篠伊織 38, 71, 73
 一豊太郎 37
 小島熊之進 39, 175
 一源兵衛（幕府小人目付） 166

一左源太 103
 一太郎作 81
 一孫六 39
 御前（浅野道興） 73
 →浅野豊後, 紀道興,
 此御方様, 旦那様
 小谷藤太郎 179
 一武左衛門 179
 後藤松軒（医師） 158
 此御方様（浅野道興） 19, 105, 127
 →浅野豊後, 紀道興,
 御前, 旦那様
 此御方様（浅野齐肃） 122
 →大守様, 殿様, 源齐肃
 小早川先生（兵衛） 176
 小林市之助 169
 古筆了延 54
 小堀権右衛門（昌将, 幕府二ノ丸留守居）
 92
 一左内 12
 小松屋徳左衛門 10
 一武兵衛（地御前） 94, 102
 小見山猪三郎 18
 一十太 18
 近藤牛之助 136, 156
 一円十郎 137
 一嘉七郎 156
 一源五郎 40
 一重太郎 104
 一万之進 10, 27
 坤斎居士 169

さ

西行（歌人） 54
 西向寺（細工町） 2, 6 ~ 8, 11, 12,
 17, 19, 27, 28, 34, 36,
 38, 42, 45 ~ 48, 50 ~
 52, 54, 58, 59, 61, 64,
 67, 69, 70, 74, 78, 80,
 81, 86, 87, 90, 91, 96,
 99, 101, 103, 104, 107,
 109, 110, 113, 117, 119
 ~ 121, 123, 129 ~ 131,

- 後室 6
- 多久馬 3, 16, 33, 75, 101, 106, 156, 175
- 多久馬母 3
- 平角 45
- 岸駒(画家) 63
- 韓 滉〔韓晋公〕(唐の政治家・文人, 鎮海軍節度使兼浙東觀察使) 64, 65 →晋国公
- 昌黎(韓愈, 唐の文人・政治家) 56
- 感神院(沼田郡祇園町) 73
- 神田八幡宮〔八幡社, 神田, 神田社〕 38, 87, 95

- き
- 紀伊一位様(紀伊和歌山元藩主徳川治宝) 98
- 紀州侯〔紀州様〕(徳川慶福, 紀伊和歌山藩主) 39, 130, 132
- 祇園社(小童村) 121, 127
- 祇園南海(儒者・漢詩人・画家) 89
- 菊池大助(幕府留役) 166
- 岸 平三郎(松平越後守附) 92
- 北御部屋様〔北御部屋〕(浅野高平室) 101, 131, 136, 178
→高謙院
- 北村太郎右衛門 23
- 橘園(天神町町人, 画家) 71
- 吉川権左衛門 13
 - 每登 13
 - 半外 11
- 木野一馬〔木野氏〕 9, 23, 24, 25, 26, 33, 37, 58, 59, 80, 93, 104, 118, 119, 132, 178
 - 一馬妻 48, 129
 - 文之助 55
 - 百三郎 129
 - 齡智院(木野文右衛門室, 村上星右衛門母) 117
- 紀 道興(浅野道興) 1, 85
→浅野豊後, 御前, 此御方様, 旦那様
- 木村伊太郎 162
 - 喜斎(坊主) 104, 135
- 休誓廟〔休廟〕(村上家三代彦兵衛室) 34, 75, 109, 166
- 玉林殿(浅野道興娘虎) 155
- 玉露暁夢禅孩女(浅野出衛娘) 138 →浅野 房, 一露
- 霧島甚八 36
- 今上皇帝(孝明天皇) 1, 85 →統仁

- く
- 日下部官之丞(幕府支配勘定) 166
- 九条左大臣(尚忠) 167
- 朽田千太郎 74
- 国蔵(小人, 馬捕) 25
- 久野幾馬 101, 151
 - 秀太郎 12, 16, 71, 121
 - 丹波守(純固, 紀伊和歌山藩家老) 39
 - 八十助 136
- 久保万治(足輕) 25, 26, 139
 - 万治娘 139
- 公方様(徳川家定) 177
→右大将様, 将軍様, 徳川家定
- 公方様(徳川家慶) 134, 135
→将軍様, 慎徳院, 源家慶
- 久保田権左衛門 38, 72
 - 部 42
- 熊谷文之進 174
- 庫助(松村弥助出入り) 77
- 蔵田喜一郎〔蔵田氏〕 5, 9, 18, 20, 23 ~ 25, 31, 43, 46, 62, 68, 74, 78, 93, 170
 - 本性院 18
 - 本妙院 18
 - 和太郎 20, 81, 96, 168, 170, 171
- 倉西繁十郎 43
- 栗原新十郎 62
 - 甚兵衛 12
- 黒田豊前守(直静, 上総久留里藩主)

- 統仁(孝明天皇) 1, 85
 →今上皇帝
 落合保之丞 157
 尾長天神社 19, 95
 小畑孝次〔幸次, 孝次郎〕(元佐藤与
 三右衛門家来)
 67, 80, 102
 一甚蔵 169
 小幡繁太郎 176
 一多蔵 82
 一孫兵衛 10, 23, 160, 176
 小比賀林蔵(幕府普請役) 166
 尾張様(尾張名古屋藩主徳川慶恕)
 130
- か**
 海蔵寺 2, 5, 41, 42, 43, 50, 86,
 127, 129, 137, 155, 169,
 170, 171, 176
 一隠居和尚〔隠寮, 和尚〕(快瞳)
 12, 43, 87
 一和尚(得舟) 86
 夏岳君 22, 24, 42, 117
 香川勝雄 55
 柯 敬仲(九思, 元の詩文・書画家)
 64
 影山富之丞 49
 一盛人 39, 49
 覚兵衛(高宮郡飯室村) 20
 一弟 20 →高津屋五兵衛
 笠坊長承(側医師並) 9
 笠間新太郎 76
 梶川角右衛門 23, 173
 一銀次郎 112
 一熊三郎 40
 柏村良助 8, 63
 梶山何某 95
 家所守衛 68
 家小(村上彦右衛門室みつ)
 3, 12, 19, 31, 32, 34,
 36, 38, 46, 47, 56, 63,
 65, 67, 68, 89~91, 98,
 99, 128, 131, 135, 140,
 155, 156
 春日(能面作家) 73
 粕谷助九郎 68, 69
 片岡大記 30
 一弘(東城浅野家与力) 5, 6, 44,
 45, 88, 89
 一平大夫〔主計〕 18
 片田幾太郎 27
 勝浦文左衛門 9
 勝田幾太郎 73
 一周益 179
 一勇衛 72, 73
 桂 辰馬 31, 35, 114, 101, 102,
 156
 加藤育太郎 54
 一万次郎 146
 金川屋(播磨屋町) 27
 金子元達〔玄達〕(医師) 80, 98
 一元徳 3, 79, 93, 98
 一徳之助(霜山) 40, 44, 108
 金丸嘉太郎 76
 一寛蔵 12
 加納備中守(久徴, 上総一宮藩主)
 134
 狩野由信(画家) 2, 86
 甲 軍大夫 83
 一八百之丞 83
 神尾源兵衛 38, 39, 41, 72
 一半左衛門 83
 上坂嘉左衛門 180
 亀井侯(亀井茲監, 石見津和野藩主)
 110
 賀屋嘉仲太 28
 川路左衛門尉(聖謨, 幕府勘定奉行)
 166
 河原藤之丞 19
 川村瀬兵衛 162
 川本屋伊助(武具商) 74, 110, 111,
 155, 169, 178
 河原林久之進 50, 147
 菅 馬之進 10, 28, 38, 47, 110,
 111, 114, 120
 一馬之進妻 123, 127

- 右大将様(徳川家祥) 44, 82, 92,
130 →公方様, 将軍様,
徳川家定
- 宇高順助 75
- 内田織馬 106, 119
- 馬田万次郎 39
- 鶴山栄之進 91
一 要人 71, 83, 91
- 雲亮院 35
- え**
- 栄松院(浅野重晟娘, 日向飢肥藩主伊
東祐民室) 26, 132 →
伊東様大夫人
- 江川太郎左衛門(英龍) 140
- 恵美三之丞 83
一 三折 180
一 三迪(御側医師) 179
一 鉄次郎 83
- 遠藤但馬守(胤統, 近江三上藩主) 82
- お**
- 御裏稻荷社(東城浅野家上屋敷) 10
- 大石代三郎 10, 180
- 大江輝元(毛利輝元) 73
一 元就(毛利元就) 73
- 大岡兵庫頭(忠愨, 武蔵岩槻藩主) 134
- 大柿忠次郎 14, 50, 51, 100
- 御奥御鎮守社(東城浅野家上屋敷) 91
→天満宮
- 大久保加賀守(忠愨, 相模小田原藩主)
95, 133
一 信濃守(忠行, 幕府旗奉行) 92
- 大桑左仲 37
- 大崎利源太 12
一 和三郎 16, 32, 47
- 大島五兵衛 5, 8, 12, 20, 44, 74, 88,
114, 122, 142, 143, 169
一 五兵衛妻 120
- 大田民五郎(足輕) 25, 26
- 太田三郎右衛門 30
- 大蔦(角力) 10
- 大橋源之進 9
- 一 清太郎 57
- 一 千兵衛 57
- 一 大之進 40
- 一 半弥 68
- 岡 只之助 29, 68
- 小笠原岩次郎 180
- 岡田寛司 62
一 貞六 12
一 八十太郎 152
一 与平次 174
- 岡村完次郎 167
一 庄六 167
- 岡本主馬 91, 176
一 大五郎 77
一 典二 91
- 小川元調 173
一 道仙(側医師) 173
一 藤蔵 163
- 沖 次郎兵衛 174
一 唯之進 76
一 守次郎 5, 16, 123, 136, 140,
168
- 興津能登守(克広, 常陸水戸藩家老)
159
- 荻生徂徠 12
- 奥 富三郎 65
一 守衛 83
一 弥右衛門〔奥先生, 奥氏〕
40, 53, 160, 168, 169,
175
- 奥田新右衛門 27
一 隆玄院(浅野道興実母)
14, 18, 19, 22, 67, 68,
98, 117 →岩尾
一 隆玄院姉 70
- 小倉後室 96, 135
一 甚右衛門 3, 10, 17, 21, 23, 26,
31, 32, 35, 38, 40, 48,
49, 51, 67, 79, 82, 86,
91, 98 ~ 100, 106, 111,
117, 130, 137, 151, 155,
177
一 甚右衛門母 114, 128

- 一定右衛門 107
 市川蝦蔵(海老蔵, 役者) 121
 一仲之助 70
 市河三亥〔米庵〕(書家, 漢詩人) 32
 一乗院宮(尊融入道親王) 39
 一条左大臣(権大納言尚忠) 167
 一場半外 157
 一露(玉露カ) 155
 →浅野房, 玉露暁夢禪孩女
 巖島(巖島社) 46, 64, 121
 井戸石見守(弘道, 浦賀奉行)
 133, 154, 172
 伊東様大夫人(浅野重晟娘, 日向飴肥
 藩主伊東祐民室)
 125 →栄松院
 伊藤亀蔵(狂言師) 97
 一庄七 49
 一静太郎 40, 160
 一徳之助 114
 一八之助(狂言師) 97
 一雄三郎(狂言師) 97
 稲葉兵部少輔(正巳, 安房館山藩主)
 133
 井上市太郎 71, 80, 87, 146, 171
 一元七郎(幕府林奉行) 92
 一権之丞〔権丞, 井上先生〕
 28, 41, 100, 140, 141,
 153, 156, 160, 161, 164,
 166
 一左大夫(幕府砲術家) 141
 今北每三郎 174
 今田幾之助 157
 今中栄次郎 41
 一丹後〔大学〕 23, 59
 今村久太郎 68
 一文之助 19, 76
 一勇次郎 176
 岩井和三郎 161
 岩尾(浅野道興母) 14
 →奥田隆玄院
 岩崎愛次(元家来) 52
 一亀之助 18
 一喜東次 157
 一源之進〔玄之進〕 33, 63, 69,
 94, 174, 178
 一庄大夫 18, 19
 一せつ(常介娘) 107, 108
 一常介〔常助, 岩崎氏〕 2, 3, 13,
 14, 16, 21, 23, 26, 35,
 38, 45, 49 ~ 51, 61 ~
 64, 67, 69 ~ 71, 82,
 86, 87, 94, 95, 99, 100,
 102, 107, 108, 111, 114,
 118, 131, 134, 135, 143,
 151, 157, 158
 一常介母 63
 一よし〔常介妻〕 19, 23, 24, 25,
 27, 48, 62, 63, 70, 96,
 143
 一良之進 26,
 岩平(渡辺家家来) 142

 う
 植木六右衛門(海田市鑄物師) 156
 上田内記(安敦) 12, 13, 78, 163
 一主水〔上田候, 上田公, 上田様〕
 (安節) 5, 11, 12, 17,
 20, 52, 53, 67, 70, 71,
 73, 78, 90, 91, 103,
 105, 107, 120, 132, 159,
 161 ~ 163, 168
 一主水安虎(松濤) 66
 植田清人 123
 一小三郎 27
 一賛三郎 9, 117
 上野吉次郎 103
 一九八郎 173
 一源之丞 142
 一貞五郎 142
 一甚兵衛 173
 一彦三郎 3, 15, 18, 36, 46, 70,
 72, 103, 106, 123
 上野田吉五郎 157
 一孝太郎 112
 一権蔵 51, 112
 臼井左平太 8, 40

- 但馬守(長晟) 73
- 頼母 179
- 每人 179
- 出羽〔甲斐忠敬, 聴松〕
13, 36, 38, 66
- 遠江〔遠州侯, 遠州公〕(忠助)
5, 11, 22, 38, 46, 52,
53, 71, 74 ~ 78, 80,
101, 104, 107, 124, 127,
132, 149, 153, 161 ~
164, 166, 171
- 長政 1, 85
- 久姫(出羽後室) 101
- 房〔咲〕(出衛娘) 18, 20, 21,
38, 131, 135 ~ 138
→一露, 玉露暁夢禪孩女
- 豊後(道興) 10, 45 →紀道興,
御前, 此御方様, 旦那様
- 木工 26
- 若狭 23, 114
- 味木岩五郎(岩太郎カ) 11
- 彦兵衛 56
- 芦田甚三郎 179
- 飛鳥井侍従(雅典) 167
- 安宅三五郎 40
- 阿部伊勢守(正弘, 備後福山藩主)
82, 133, 167
- 半左衛門 46
- 文三郎 46
- 天津 斎 26, 116
- 天野伝兵衛 89
- 荒尾土佐守(成允, 幕府目付)
166
- 有浦滝登〔多喜登〕 40, 118
- 淡島社(木挽町西福院) 19
- 阿波屋金五郎(狂言師) 97

- い
- 井伊吉之丞 163
- 掃部頭(直弼, 近江彦根藩主)
133, 170, 176
- 藤蔵 163
- 飯島伝之進 37
- 豊七 37
- 飯田助之進 83, 87
- 又市 83, 87
- 伊木彦太郎 19
- 幾田(高謙院老女) 57, 100, 101
- 生田筑後 143
- 井口喜久馬 48
- 生熊嘉大夫 52
- 庫人 52
- 池内午之丞 179
- 池田加賀守(神田八幡宮) 95
- 喜竹(喜斎カ) 32
- 直登 22
- 雅登 22
- 井沢元秀(医師) 100
- 寿体(医師) 98, 100, 102, 114
- 石井岩槌 113
- 園蔵〔石井先生〕 23 ~ 25, 57,
74, 75, 98, 101, 102,
114, 134, 143, 148, 151,
156, 160, 178
- 寿兵衛 3, 69, 71, 75, 87, 108,
113, 129, 150, 160
- 寿兵衛妻 155, 158
- 惣兵衛 82
- 藤馬 19, 83
- 娘 168
- 老室〔病人, 婦姑, 石川老室〕(園
蔵室) 90, 117, 118,
128, 158
- 石内八幡社〔石内村八幡社〕
121, 124
- 石川周蔵(幕府普請役) 166
- 富衛 163
- 虎之助 37
- 石田喜兵衛 32, 161
- 富衛 141
- 万之丞 141
- 石津角馬 163
- 石寺万之丞 39
- 井関玄達 41
- 玄龍 41
- 伊田千松 107

人名・寺社名索引

凡 例

- 算用数字はページ数を示す。
- 配列は五十音順とした。なお、読み方については、通例と思われる呼び方にしたがった。読み方が分からない人名については、原則として音読で配列した。
- 名前しかわからない人名や、院号、諸侯名、誤字もそのまま収録した。その場合、正しい名前、俗名、著者との関係、所属町村名、職名などを（ ）で補うよう努めた。
- 同一人物で2つ以上の呼称がある場合、〔 〕で示したり、→で参照できるようにした。
- 女性名の「於」「お」字は省略した。
- 採録に当たっては、検索項目が分かりやすいように体裁を変えた場合がある。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| あ | 156, 161, 164, 169 ~ |
| 相庭庄之助 14, 16, 19, 36 | 171, 178 |
| 一百蔵 14, 16 | —磯〔留〕(周防娘) 123, 126, 135, |
| 青木栄吉 37 | 136, 168, 171 |
| 一権太郎 173 | —雅楽(忠英) 13 |
| 一半蔵(幕府二ノ丸留守居) | —菊(兼カ, 浅野齐肃娘) 39 |
| 92 | —久次郎 89 |
| 一保大夫 37 | —小六郎 88 |
| 一保馬 12 | —霜(周防娘) 18, 20, 21, 38, 131 |
| 青野保太郎 22, 66, 82 | →恵玉坂本禅孩女 |
| 明石熊吉 71 | —周防(道博) 2, 5, 6, 15 ~ 18, |
| 秋本周助 176 | 22, 30, 38, 41, 45, 47 ~ |
| 朝尾彦造(京都呉服商) 78 | 49, 54, 60, 61, 64, 65, |
| 一彦造娘 39 | 68, 82, 86, 87, 95, 97, |
| 浅野出衛(道積) 2, 10, 16, 20, 21, | 100, 104, 108, 110, 113, |
| 31, 38, 42, 44, 45, 54, | 117, 121, 130, 139, 156, |
| 56, 58 ~ 61, 64, 65, 73, | 161, 168, 169, 171, 175, |
| 75, 82, 86, 100 ~ 102, | 176, 178 →六丁目様 |
| 110, 113, 131, 151, 153, | —周防妹 60 →本多日向守奥様 |